

領収書No. 19

領収書No. 20

領収書No. 21

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月07日 11:29

売上
上

様 M

現金フリー

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-07

22.60L

158円

¥3,571

(内ガソリン税53.80円)

¥1,216)

合計 ¥3,571

(消費税10%対象

¥3,571

内消費税等

¥325)

お預り

¥5,000

お釣り

¥1,429

現金で支払う場合は領収書に記入して頂きます。

赤澤屋 株式会社

DrDriveセルフ倉敷中央店

岡山県 倉敷市白楽町478-1

TEL: [REDACTED] SS-[REDACTED]

シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]

003 [REDACTED] 2023/04/07

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月13日 11:32

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-01

19.38L

155円

¥3,004

(内ガソリン税53.80円)

¥1,043)

合計 ¥3,004

(消費税10%対象

¥3,004

内消費税等

¥273)

現金で支払う場合は領収書に記入して頂きます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

赤澤屋 株式会社

DrDriveセルフ倉敷中央店

岡山県 倉敷市白楽町478-1

TEL: [REDACTED] SS-[REDACTED]

シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]

003 [REDACTED] 2023/04/13

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月19日 17:21

売上

様

車両番号

実車番

レギュラー P-01

28.35L

¥4,451

(消費税10%対象

¥4,451

合計 ¥4,451

(消費税10%対象

¥4,451

内消費税等

¥405)

現金で支払う場合は領収書に記入して頂きます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

ENEOSフロンティア中国

セルフ早島インター上り線SS

岡山県 倉敷市加須山2-8

TEL: [REDACTED] SS-[REDACTED]

シートNo [REDACTED]

データNo [REDACTED]

001 [REDACTED] 2023/04/20

お知らせ

燃料油価格の表示には政府の補助金を含んでいます。

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
19	田口明子	ガソリン代	3,571	1/2	1,785	
20	田口明子	ガソリン代	3,004	1/2	1,502	
21	田口明子	ガソリン代	4,451	1/2	2,225	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 22

領収書No. 23

納品書
(領収書)売上
2023年04月27日 14:15
クレジットカード会員様

レギュラー P-1 内税 10%
22.42L/リ @161.00 ¥3610
スロット値引 -5.00 -¥112
(小計) ¥3498
11010.00

合計 ¥3,498
(内消費税等 ¥318)
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,206)

処理通番 2023/04/27 (133013)
上野油業株式会社 セルフU○新田東

岡山県倉敷市新田3296-1

TEL

シートNo.

JASS

系内品書 (領収書)

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT倉敷インター
岡山県倉敷市西坂750-1
TEL: SS:
2023/05/08(月)12:52

様

レギュラー
30.00L/リ @153.0 ¥4590

合計 ¥4,590
(内消費税等 ¥417)

係員: シートNo.

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
22	田口明子	ガソリン代	3,498	1/2	1,749	
23	田口明子	ガソリン代	4,590	1/2	2,295	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書貼付用紙

100 調査研究費 自動車燃料代

コード
No.

領 収 証

末 田 正 彦 殿



領収金額

百万 千 円
¥ 114,225(内訳
商品代 円 消費税 円)

但し 2023年3月分

上記金額正に領収致しました。
※消費税には地方消費税が含まれています。

経 理 印	係 印

石油製品・LPガス・器具
住宅設備機器専門店・簡易
日本興産損害保険
有限会社 藤 店
倉敷市児島
電話
FAX令和
5年4月17日
(2023年)

請求金額 114,225

1 現 金

2 手 形

決 済 日

3 小切手

4 相 殺

5 調整(値引)

6 振 込

銀行名

120216510

領収書No. 28

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
28	末田正彦	ガソリン代	11,119	1/2	5,559	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

請求書

P. No

〒 911-0936

2023 年 4 月分 (20 日締)

倉敷市児島柳田町 6 4 7 - 1 6

C お電話コード

有限会社 藤井

本店・児島SS

倉敷市児島

末田 正彦 様

座琴SS

倉敷市児島唐琴3-7-22

※一年中、勝手にキレイ！ 雨が降ると汚れるかと思ったら勝手にキレイに。
クルマ生活の新常識。 Keeper オススメです！

口座振替

台 月	台 買 上	伝 票 No	給 油 SS	商 品 名	数	単 価	金 額	車 両 No
03	24			1100 レギュラーG	2320	16500	3828	
03	28			1100 レギュラーG	2319	16500	3826	
03	28			1100 レギュラーG	2100	16500	3465	
03	28			商品計	26079		43031	
03	28			※ガソリン			32605	
03	28			※その他商品			(6877)	
03	28			※内消費税額			75636	
03	28			※合計			114225	
03	28			振込入金				
04	17	8889						

前月ご請求額	当月ご入金額	手数料・調整	差し繰越額	当月お買上金額	当月消費税額	当月ご請求額
114225	114225	0	0	75636	6877	75636

領収書No. 28

領収書No. 54

領収書No. 55

領収書No. 56

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月02日 18:24

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン
16.05L

P-07

162円

¥2,600

合計

¥2,600

(消費税10%対象

¥2,600

内消費税等

¥236)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED] SS: [REDACTED]

サイトNo [REDACTED] データNo [REDACTED]

008 [REDACTED] 2023/04/02

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月07日 19:52

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン
17.29L

P-01

162円

¥2,801

合計

¥2,801

(消費税10%対象

¥2,801

内消費税等

¥255)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED] SS: [REDACTED]

サイトNo [REDACTED] データNo [REDACTED]

016 [REDACTED] 2023/04/07

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月15日 16:46

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン
23.58L

P-07

162円

¥3,820

合計

¥3,820

(消費税10%対象

¥3,820

内消費税等

¥347)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED] SS: [REDACTED]

サイトNo [REDACTED] データNo [REDACTED]

006 [REDACTED] 2023/04/15

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
54	田辺牧美	ガソリン代	2,600	1/2	1,300	
55	田辺牧美	ガソリン代	2,801	1/2	1,400	
56	田辺牧美	ガソリン代	3,820	1/2	1,910	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 57

領収書No. 58

領収書No. 59

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月22日 13:43

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン
18.52L

P-04

162円

¥3,000

合計 ¥3,000

(消費税10%対象

¥3,000

内消費税等

¥273)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED] SS [REDACTED]

シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]
016 [REDACTED] 2023/04/22

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月30日 17:53

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン
21.31L

P-04

160円

¥3,410

合計 ¥3,410

(消費税10%対象

¥3,410

内消費税等

¥310)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED] SS [REDACTED]

シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]
023 [REDACTED] 2023/04/30

ENEOS

納品書(領収書)

2023年05月10日 18:13

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン
22.24L

P-07

160円

¥3,558

合計 ¥3,558

(消費税10%対象

¥3,558

内消費税等

¥323)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED] SS [REDACTED]

シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]
015 [REDACTED] 2023/05/10

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
57	田辺牧美	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	
58	田辺牧美	ガソリン代	3,410	1/2	1,705	
59	田辺牧美	ガソリン代	3,558	1/2	1,779	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 63

納品書
(領収書)売上
2023年05月09日 16:07
クレジットカード会員様

レギュラー P-19 内税 10%
25.56L, J 0155.00 ¥3962
スロット値引 -3.00 -¥76
(小計) ¥3886
11010.00

合計 ¥3,886
(内消費税等 ¥353)
(内ガソリン税 053.80 ¥1,375)

処理通番 2023/05/09 (133013)
上野油業株式会社 セルフU○新田東

岡山県倉敷市新田3296-1

TEL

シートNo

領収書No. 64

ENEOS

納品書(領収書)

2023年05月26日 12:43

売上
様

車両番号 実車番

レギュラー P-01
22.45L *
156円 ¥3,502
合計 ¥3,502
(消費税10%対象 ¥3,502)
内消費税等 ¥318

現金でお支払いの場合は領収書にかき添えて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

ENEOSフロンティア中国
セルフ早島インター上り線SS
岡山県 倉敷市加須山2-8
TEL: SS-

シートNo

データNo

外通番

001 2023/05/26

お知らせ

燃料油価格の表示には政府の補助
金を含んでいます。

領収書No. 65

納品書
(領収書)売上
2023年06月11日 14:53
クレジットカード会員様

レギュラー P-25 内税 10%
25.42L, J 0160.00 ¥4067
スロット値引 -3.00 -¥76
(小計) ¥3991
11010.00

合計 ¥3,991
(内消費税等 ¥363)
(内ガソリン税 053.80 ¥1,368)

処理通番 2023/06/11 (133014)
上野油業株式会社 セルフU○沖SS

岡山県倉敷市沖267-1

TEL

シートNo

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
63	田口明子	ガソリン代	3,886	1/2	1,943	
64	田口明子	ガソリン代	3,502	1/2	1,751	
65	田口明子	ガソリン代	3,991	1/2	1,995	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書貼付用紙

100 調査研究費 自動車燃料代

コード
No.

領 収 証

末田正彦 殿



領収金額

百万 千 円
¥ 7 5 6 3 6(内訳
商品代 円 消費税 円)

但し 2023年4月分

上記金額正に領収致しました。
※消費税には地方消費税が含まれています。石油製品・LPガス・器具・工事施工
住宅設備機器専門店・簡易
日本興亜損害保険 工業者
有限会社 藤 代理店
倉敷市児島
電話
FAX

経理印 係印

120216510

令和 5 年 5 月 15 日
(2023年)

請求金額 75,636

1 現金

2 手形

決済日

3 小切手

4 相殺

5 調整(値引)

⑥ 振込

銀行名

領収書No. 83

コード
No.

領 収 証

末田正彦 殿

収 入
印 紙

領収金額

百万 千 円
¥ 3 7 5 2 1(内訳
商品代 円 消費税 円)

但し 2023年5月分

上記金額正に領収致しました。
※消費税には地方消費税が含まれています。石油製品・LPガス・器具・工事施工
住宅設備機器専門店・簡易
日本興亜損害保険 工業者
有限会社 藤 代理店
倉敷市児島
電話
FAX

経理印 係印

120216510

令和 5 年 6 月 15 日
(2023年)

請求金額 37,521

1 現金

2 手形

決済日

3 小切手

4 相殺

5 調整(値引)

⑥ 振込

銀行名

領収書No. 86

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
83	末田正彦	ガソリン代	10,426	1/2	5,213	
86	末田正彦	ガソリン代	10,902	1/2	5,451	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

〒711-0936
倉敷市児島柳田町647-16

請求書

1/ 242頁

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今回のご利用明細をご案内申し上げます。
なお、締切日以降のご入金は含まれておりませんので、ご了承下さい。

末田 正彦 様

有限会社 藤井石油店

本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825
TEL
唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22
TEL
ガス部 倉敷市柳田町1961-1
TEL

口座振替

<お知らせ>
一年中、勝手にキレイ!
雨が降ると汚れるかと思ったら勝手にキレイに。
クルマ生活の新常識。KeepPer オススメです!

ご請求締切日 2023年 5月20日

前回ご請求額 (円)	ご入金額 (円)	差引繰越額 (円)	今回お買上額 (円)
88304	75636	12668	24,853

ご請求額
37,521円

日付	伝票No.	車番	商品名	数量	単価	税抜金額	消費税	軽油税	税込金額	税	ご利用店
515											
55											
57											
58			レギュラー-G	2272	16500	3407	341		3748		
58											
516											
519											
			ご利用計			22593	2260		24853		
			(消費税 10%対象)				2260		24853		

商品別内訳			
レギュラー	その他		
13730	100		
20593	2000		

商品別内訳欄のご利用金額は消費税を含んでおりません。

振込先金融機関			
金融機関	支店	種目	口座番号

令和 5 年 5 月 吉日

お客様 各位

有限会社藤井石油店

電 話

令和 5 年 5 月分の請求書について
(ご連絡)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社ステーションをご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

5 月 1 日より、弊社で実施していた請求処理を『ENEOS 指定計算センター』へ委託することとしました。

つきましては、システム変更作業を行う関係から、5 月分請求書に限り 2 通に分かれての発行となりますので、下記に 5 月 20 日〆を例に変更内容をご案内させていただきます。

また、委託会社での処理の関係（締切時間等）で、データが翌月の請求書で反映する場合がありますので、合わせてご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、より良いサービスを目指し社員一同努力する所存でございますので、なにとぞ倍旧のご愛顧ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

◆ 5 月分請求書についての例(20 日〆の場合)

4 月 21 日～4 月 30 日までのお買い上げ → 従来の請求書
5 月 1 日～5 月 20 日までのお買い上げ → 新様式の請求書

以下の様に 5 月の請求書が 2 通に分かれての発行となりますが、新様式の 5 月 20 日〆請求書の『ご請求金額』が 5 月分のご請求金額となります。

4 月 30 日までの請求書の例（従来の請求書）					
前回ご請求額	ご入金額		差引繰越額	今回お買上額	ご請求額
1,000	0		1,000	500	1,500

5 月 20 日〆請求書の例（新様式の請求書）					
前回ご請求額	ご入金額		差引繰越額	今回お買上額	ご請求額
1,500	1,000		500	2,000	2,500

5 月分ご請求金額

以 上

〒711-0936
倉敷市児島柳田町647-16

C

請求書

1/ 244頁

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今回のご利用明細をご案内申し上げます。
なお、締切日以降のご入金は含まれておりませんので、ご了承下さい。

末田 正彦 様

有限会社 藤井石油店

本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825
TEL
唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22
TEL
ガス部 倉敷市穂田町1961-1
TEL

口座振替

<お知らせ>

一年中、勝手にキレイ!

雨が降ると汚れるかと思ったら勝手にキレイに。

クルマ生活の新常識。KeepEr オススメです!

ご請求締切日 2023年 6月20日

前回ご請求額 (円)	ご入金額 (円)	差引繰越額 (円)	当回お買上額 (円)
		0	40,636

ご請求額
40,636円

日付	伝票No.	車番	商品名	数量	単価	税抜金額	消費税	軽油税	税込金額	税	ご利用店
615											
525			レギュラーG	2100	16800	3207	321		3528		
528											
530			レギュラーG	2102	17100	3267	327		3594		
531											
6 5											
610											
610			レギュラーG	2250	16800	3436	344		3780		
617											
617											
			ご利用計			36940	3596		40636		
			(消費税 10%対象)				3596		40636		

商品別内訳			
レギュラー			
24096			
36940			

商品別内訳欄のご利用金額は消費税を含んでおりません。

振込先金融機関			
金融機関	支店	種目	口座番号

領収書No. 97

領収書No. 98

領収書No. 99

EneJet

納品書(領収書)

2023年04月04日 08:40

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-10
12.99L *
154円 ¥2,000
(内ガソリン税53.80円 ¥699)
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000
内消費税等 ¥182)
プリカ支払 ¥2,000
引落前残高 ¥2,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2〜3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
※本票でお取りの領収書は領収書にのみ有効です

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: 〇〇〇〇 SS 〇〇〇〇
サイトNo 〇〇〇〇 データNo 〇〇〇〇
002 〇〇〇 2023/04/04

EneJet

納品書(領収書)

2023年04月13日 11:36

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-10
19.48L *
154円 ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥1,048)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥270)
プリカ支払 ¥3,000
引落前残高 ¥3,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2〜3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
※本票でお取りの領収書は領収書にのみ有効です

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: 〇〇〇〇 SS 〇〇〇〇
サイトNo 〇〇〇〇 データNo 〇〇〇〇
005 〇〇〇 2023/04/13

EneJet

納品書(領収書)

2023年04月21日 15:06

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-16
12.99L *
154円 ¥2,000
(内ガソリン税53.80円 ¥699)
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000
内消費税等 ¥182)
プリカ支払 ¥2,000
引落前残高 ¥2,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2〜3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
※本票でお取りの領収書は領収書にのみ有効です

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: 〇〇〇〇 SS 〇〇〇〇
サイトNo 〇〇〇〇 データNo 〇〇〇〇
001 〇〇〇 2023/04/21

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
97	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	
98	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	
99	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 100

領収書No. 101

領収書No. 102

EneJet

納品書(領収書)

2023年05月02日 09:30

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-22
13.25L *
(151円) ￥2,000
(内ガソリン税53.80円 ￥713)
合計 ￥2,000
(消費税10%対象 ￥2,000)
内消費税等 ￥182
プリカ支払 ￥2,000
引落前残高 ￥2,000
引落後残高 ￥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金で支払いの場合約領収書がなくても領受します。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: 086-255-1111 SS-
レシートNo. 005 データNo. 2023/05/02

EneJet

納品書(領収書)

2023年05月12日 15:18

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-10
13.25L *
(151円) ￥2,000
(内ガソリン税53.80円 ￥713)
合計 ￥2,000
(消費税10%対象 ￥2,000)
内消費税等 ￥182
プリカ支払 ￥2,000
引落前残高 ￥2,000
引落後残高 ￥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金で支払いの場合約領収書がなくても領受します。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: 086-255-1111 SS-
レシートNo. 001 データNo. 2023/05/12

EneJet

納品書(領収書)

2023年05月21日 19:08

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-04
13.25L *
(151円) ￥2,000
(内ガソリン税53.80円 ￥713)
合計 ￥2,000
(消費税10%対象 ￥2,000)
内消費税等 ￥182
プリカ支払 ￥2,000
引落前残高 ￥2,000
引落後残高 ￥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金で支払いの場合約領収書がなくても領受します。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: 086-255-1111 SS-
レシートNo. 002 データNo. 2023/05/21

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
100	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	
101	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	
102	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 103

領収書No. 104

EneJet

納品書(領収書)

2023年05月29日 10:40

エネパス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-01
12.82L *156円 ¥2,000
(内ガソリン税53.80円 ¥690)

合計 ¥2,000

(消費税10%対象 ¥2,000

内消費税等 ¥182)

プリカ支払 ¥2,000

引落前残高 ¥2,000

引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
※本日より発行の領収書にかえて頂きます。

赤澤屋 株式会社 セルフ福井店
岡山県 倉敷市福井19-4
TEL: 〇〇〇〇 SS: 〇〇〇〇
シートNo: 〇〇〇〇 データNo: 〇〇〇〇
003 〇〇〇〇 2023/05/29

EneJet

納品書(領収書)

2023年06月07日 08:27

エネパス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-04
19.23L *156円 ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥1,035)

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000

内消費税等 ¥273)

プリカ支払 ¥3,000

引落前残高 ¥3,000

引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
※本日より発行の領収書にかえて頂きます。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: 〇〇〇〇 SS: 〇〇〇〇
シートNo: 〇〇〇〇 データNo: 〇〇〇〇
005 〇〇〇〇 2023/06/07

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
103	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	
104	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領 収 書

No. [REDACTED]

末田 正彦 様

お客様コード [REDACTED]

金額

40,636

円

但し

6月分

R5 年 7 月 18 日 上記正に領収いたしました

有限会社 藤井石油店
 本社・児島SS 倉敷市児島柳田町8
 TEL [REDACTED]
 唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-
 TEL [REDACTED]
 ガス部 倉敷市柳田町196
 TEL [REDACTED]

収入印紙

取扱者印

領収書No. 119

領 収 書

No. [REDACTED]

末田 正彦 様

お客様コード [REDACTED]

金額

45,570

円

但し

7月分

R5 年 8 月 15 日 上記正に領収いたしました

有限会社 藤井石油店
 本社・児島SS 倉敷市児島柳田町8
 TEL [REDACTED]
 唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-
 TEL [REDACTED]
 ガス部 倉敷市柳田町196
 TEL [REDACTED]

収入印紙

取扱者印

領収書No. 213

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
119	末田正彦	ガソリン代	10,163	1/2	5,081	
213	末田正彦	ガソリン代	15,829	1/2	7,914	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

〒711-0936
倉敷市児島柳田町647-16 C

請求書

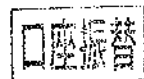
1/ 237頁

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今回のご利用明細をご案内申し上げます。
なお、締切日以降のご入金は含まれておりませんので、ご了承下さい。

末田 正彦 様

有限会社 藤井石油店

本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825
TEL
唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22
TEL
ガス部 倉敷市柳田町1961-1
TEL



<お知らせ>
一年中、勝手にキレイ!
雨が降ると汚れるかと思ったら勝手にキレイに。
クルマ生活の新常識。Keeper オススメです!

ご請求締切日 2023年 7月20日

前回ご請求額 (円)	ご入金額 (円)	差引繰越額 (円)	今回お買上額 (円)
		0	45,570

ご請求額
45,570円

日付	伝票No.	車 番	商 品 名	数 量	単 価	税抜金額	消費税	軽油税	税込金額	税	ご利用店
718											
623			レギュラー-G	2060	17000	3184	318		3502		
625											
628											
630			レギュラー-G	2005	17000	3098	310		3408		
7 6											
7 7			レギュラー-G	1870	17400	2957	296		3253		
7 8											
714											
715											
716											
			ご 利 用 計			41427	4143		45570		
			(消費税 10%対象)				4143		45570		

商 品 別 内 訳			
レギュラー	26399		
	41427		

販 送 先 金 融 機 関			
金融機関	支 店	種 目	口座番号

商品別内訳欄のご利用金額は消費税を含んでおりません。

〒711-0936
倉敷市児島柳田町647-16

C

請求書

1/231頁

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今回のご利用明細をご案内申し上げます。
なお、締切日以降のご入金は含まれておりませんので、ご了承下さい。

末田 正彦 様

有限会社 藤井石油店

本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825
TEL
唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22
TEL
ガス部 倉敷市柳田町1961-1
TEL

口座振替

<お知らせ>

一年中、勝手にキレイ！
雨が降ると汚れるかと思ったら勝手にキレイに。
クルマ生活の新常識。KeepPer オススメです！

ご請求締切日 2023年 8月20日

前回ご請求額 (円)	ご入金額 (円)	差引繰越額 (円)	今回お買上額 (円)
		0	85,317

ご請求額
85,317円

日付	伝票No.	車番	商品名	数量	単価	税抜金額	消費税	軽油税	税込金額	税	ご利用店
815											
721			レギュラー-G	2240	17600	3584	358		3942		
726											
729											
729											
731			レギュラー-G	2200	18100	3620	362		3982		
8 6			レギュラー-G	2315	18100	3809	381		4190		
8 6											
8 6											
8 6											
8 6											
8 6			レギュラー-G	073	18100	120	12		132		
8 6											
8 6											
814			レギュラー-G	1937	18500	3257	326		3583		
816											
820											
820											
			ご利用計			77560	7757		85317		
			(消費税 10%対象)				7757		85317		

商品別内訳			
レギュラー	その他		
30032	1300		
49260	28300		

商品別内訳欄のご利用金額は消費税を含んでおりません。

振込先金融機関			
金融機関	支店	種目	口座番号

領収書No. 126



※納品書 (領収書)

内海興産株式会社
倉敷北SS
岡山県倉敷市 宮前
字 河間 30-1
TEL [REDACTED] SS [REDACTED]

2023年07月08日 08:13

伝票No. [REDACTED]

通番 [REDACTED]

売上

200
レギュラー P02 ¥3886
数量 24.60(L)
単価 @158

合計 ¥3,886
(内消費税) @53.8 ¥1323
(内税分消費税 ¥353)
(10%税込対象額 ¥3886)
(10%消費税 ¥353)

担当: 2 [REDACTED] 2023/07/08
レシートを折りたたんで保管の際は
印字面が内側になる様をお願いします

領収書No. 130

納品書 (領収書)

売上
2023年07月22日 08:11
クレジットカード会員様

レギュラー P-31 内税 10%
25.00L.3 @169.00 ¥4225
スロット値引 -5.00 -¥125
(小計) ¥4100
11010.00

合計 ¥4,100
(内消費税等 ¥373)
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,345)

処理通番 [REDACTED] 2023/07/22 (133014)
上野油業株式会社 セルフじょんSS

岡山県倉敷市沖267-1

TEL [REDACTED]

レシートNo. [REDACTED]

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
126	田口明子	ガソリン代	3,886	1/2	1,943	
130	田口明子	ガソリン代	4,100	1/2	2,050	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 132

領収書No. 133

領収書No. 146

ENEOS

納品書(領収書)

2023年05月21日 08:28

売上
上 様現金フリー
車両番号 実車番

ENEOSレギュラー P-04
19.23L *
(156円) ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥1,035)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥273)
内消費税等 ¥3,000
お預り ¥0
お釣り ¥0

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

ネクサスエナジー(株) 中国支店
DDセルフ総社西SS
岡山県 総社市真壁 1450-1
TEL: SS-
サイトNo データNo
099 2023/05/21

ENEOS

納品書(領収書)

2023年05月31日 15:46

売上
様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-04
18.79L *
165円 ¥3,100
合計 ¥3,100
(消費税10%対象 ¥3,100)
内消費税等 ¥282

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93
TEL: SS-
サイトNo データNo
012 2023/05/31

ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月09日 18:44

売上
様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-07
25.00L *
174円 ¥4,350
(内ガソリン税53.80円 ¥1,345)
合計 ¥4,350
(消費税10%対象 ¥4,350)
内消費税等 ¥395

現金で支払った場合は領収書に記入してください。
消費税額が異なる場合は消費税額を請求書に
記載してください。

消費税額は、地方消費税が加算されています。

赤澤屋 株式会社
Dr. Driveセルフ倉敷中央店
岡山県 倉敷市白楽町478-1
TEL: SS-
サイトNo データNo
外通番
004 2023/08/09

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
132	田辺牧美	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	
133	田辺牧美	ガソリン代	3,100	1/2	1,550	
146	田口明子	ガソリン代	4,350	1/2	2,175	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 150

EneJet

納品書(領収書)

2023年06月21日 08:25

様

車両番号 実車番

レギュラー ガソリン P-04
12.58L *
159円 ¥2,000
(内ガソリン税53.80円 ¥677)
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000
内消費税等 ¥182)
プリカ支払 ¥2,000
引落前残高 ¥2,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金で支払った場合は領収書に記入してください

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: 086-233-XXXX
シートNo. 003 デー外No. 2023/06/21

領収書No. 151

EneJet

納品書(領収書)

2023年06月28日 08:22

エネパス利用 様

車両番号 実車番

レギュラー ガソリン P-10
12.58L *
159円 ¥2,000
(内ガソリン税53.80円 ¥677)
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000
内消費税等 ¥182)
プリカ支払 ¥2,000
引落前残高 ¥2,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金で支払った場合は領収書に記入してください

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: 086-233-XXXX
シートNo. 002 デー外No. 2023/06/28

領収書No. 206

納品書
(領収書)

売上
2023年09月10日 20:39
クレジットカード会員様

レギュラー P-10 内税 10%
25.00L, J 8182.00 ¥4550
スロット値引 -3.00 -¥75
(小計) ¥4475
11010.00

合計 ¥4,475
(内消費税等 ¥407)
(内ガソリン税 853.80 ¥1,345)

処理通番 2023/09/10 (133014)
上野油業株式会社 セルフU○沖SS

岡山県倉敷市沖267-1

TEL086-

シートNo.

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
150	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	
151	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	
206	田口明子	ガソリン代	4,475	1/2	2,237	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領 収 書

No. [REDACTED]

末田 正彦 様

お客様コード [REDACTED]

金額

85,317 円

但し

8月分

R5 年 9 月 15 日 上記正に領収いたしました

有限会社 藤井石油店
 本社・児島SS 倉敷市児島柳田町
 TEL [REDACTED]
 唐琴SS 倉敷市児島唐琴3
 TEL [REDACTED]
 ガス部 倉敷市稗田町1901-1
 TEL [REDACTED]



領収書No. 232

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
232	末田正彦	ガソリン代	7,560	1/2	3,780	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

〒711-0936
倉敷市児島柳田町647-16

C

請求書

1/ 226頁

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今回のご利用明細をご案内申し上げます。
なお、締切日以降のご入金は含まれておりませんので、ご了承下さい。

末田 正彦 様

有限会社 藤井石油店

本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825

TEL

唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22

TEL

ガス部 倉敷市柳田町1961-1

TEL

口座振替

<お知らせ>

一年中、勝手にキレイ!

雨が降ると汚れるかと思ったら勝手にキレイに。

クルマ生活の新常識。Keeper オススメです!

ご請求締切日 2023年 9月20日

前回ご請求額 (円)	ご入金額 (円)	差引繰越額 (円)	当回事業上額 (円)
		0	43,894

ご請求額
43,894円

日付	伝票No.	車 番	商 品 名	数 量	単 価	税抜金額	消費税	軽油税	税込金額	税	ご利用店
915											
829											
831			レギュラー-G	2200	18900	3780	378		4158		
94											
99											
99			レギュラー-G	1800	18900	3093	309		3402		
910											
913											
918											
919											
			ご利用計			39905	3989		43894		
			(消費税 10%対象)				3989		43894		

商品別内訳
レギュラー
23306
39905

商品別内訳欄のご利用金額は消費税を含んでおりません。

振込先金融機関	支 店	種目	口座番号

領収書No. 239

ENEOS

納品書(領収書)

2023年05月26日 16:52

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン

P-04

18.9

6.円

¥3,120

合計

¥3,120

(消費税10%対象)

¥3,120

内消費税等

¥284)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金払いの場合は領収書(納品書)を必ずお持ちください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED] SS: [REDACTED]

WebNo: [REDACTED] データNo: [REDACTED]

2023/05/26

領収書No. 240

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月10日 18:54

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン

P-04

18.91L

165円

¥3,120

合計

¥3,120

(消費税10%対象)

¥3,120

内消費税等

¥284)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金払いの場合は領収書(納品書)を必ずお持ちください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED] SS: [REDACTED]

WebNo: [REDACTED] データNo: [REDACTED]

003 [REDACTED] 2023/06/10

領収書No. 241

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月24日 17:30

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン

P-07

21.43L

168円

¥3,600

合計

¥3,600

(消費税10%対象)

¥3,600

内消費税等

¥327)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金払いの場合は領収書(納品書)を必ずお持ちください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED] SS: [REDACTED]

WebNo: [REDACTED] データNo: [REDACTED]

017 [REDACTED] 2023/06/24

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
239	田辺牧美	ガソリン代	3,120	1/2	1,560	
240	田辺牧美	ガソリン代	3,120	1/2	1,560	
241	田辺牧美	ガソリン代	3,600	1/2	1,800	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 242

領収書No. 243

領収書No. 244

ENEOS

納品書(領収書)

2023年07月05日 17:57

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-07
17.73L *

172円

¥3,050

合計

¥3,050

(消費税10%対象

¥3,050

内消費税等

¥277)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書がなくても構いません。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED]

SS: [REDACTED]

レシートNo [REDACTED]

デ-タNo [REDACTED]

002 [REDACTED]

2023/07/05

ENEOS

納品書(領収書)

2023年07月12日 19:18

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-04
17.44L *

172円

¥3,000

合計

¥3,000

(消費税10%対象

¥3,000

内消費税等

¥273)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書がなくても構いません。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED]

SS: [REDACTED]

レシートNo [REDACTED]

デ-タNo [REDACTED]

017 [REDACTED]

2023/07/12

ENEOS

納品書(領収書)

2023年07月21日 09:09

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-04
21.21L *

174円

¥3,691

合計

¥3,691

(消費税10%対象

¥3,691

内消費税等

¥336)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書がなくても構いません。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [REDACTED]

SS: [REDACTED]

レシートNo [REDACTED]

デ-タNo [REDACTED]

021 [REDACTED]

2023/07/21

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
242	田辺牧美	ガソリン代	3,050	1/2	1,525	
243	田辺牧美	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	
244	田辺牧美	ガソリン代	3,691	1/2	1,845	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 245

ENEOS

納品書(領収書)

2023年07月30日 09:22

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-04
20.40L *
174円 ¥3,550
合計 ¥3,550
(消費税10%対象 ¥3,550
内消費税等 ¥323)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93
TEL: SS-
サイトNo データNo
005 2023/07/30

領収書No. 246

ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月07日 17:06

売上

様 M

現金フリー
車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-04
10.93L *
183円 ¥2,000
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000
内消費税等 ¥182)
釣銭 1万:8000 5千:3000 3千:1000

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93
TEL: SS-
サイトNo データNo
005 2023/08/07

領収書No. 247

ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月11日 17:53

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-07
17.50L *
183円 ¥3,203
合計 ¥3,203
(消費税10%対象 ¥3,203
内消費税等 ¥291)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93
TEL: SS-
サイトNo データNo
005 2023/08/11

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
245	田辺牧美	ガソリン代	3,550	1/2	1,775	
246	田辺牧美	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	
247	田辺牧美	ガソリン代	3,203	1/2	1,601	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 248

ENEOS

納品書(領収書)

2023年09月30日 14:28

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-13

25.01L

172円

¥4,302

(内ガソリン税53.80円 ¥1,346)

合計 ¥4,302

(消費税10%対象 ¥4,302)

内消費税等 ¥391)

※領収書は、領収書に記載の金額に消費税を加算して記載します。

※領収書は、領収書に記載の金額に消費税を加算して記載します。

※領収書は、領収書に記載の金額に消費税を加算して記載します。

※領収書は、領収書に記載の金額に消費税を加算して記載します。

赤澤屋 株式会社

Dr Driveセルフ倉敷中央店

岡山県 倉敷市白楽町478-1

TEL: SS:

登録番号:

シートNo. デーNo.

外通番

00 2023/09/30

お知らせ
この伝票がインボイス

領収書No. 258

Enejet

納品書(領収書)

2023年07月07日 09:21

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-19

12.27L

163円

¥2,000

(内ガソリン税53.80円 ¥660)

合計 ¥2,000

(消費税10%対象 ¥2,000)

内消費税等 ¥182)

プリカ支払 ¥2,000

引落前残高 ¥2,000

引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
※領収書は、領収書に記載の金額に消費税を加算して記載します。

赤澤屋 株式会社 セルフ福井店

岡山県 倉敷市福井19-4

TEL: SS:

シートNo. デーNo.

004 2023/07/07

領収書No. 259

Enejet

納品書(領収書)

2023年07月17日 12:09

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-04

18.41L

(163円)

¥3,000

(内ガソリン税53.80円 ¥990)

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000)

内消費税等 ¥273)

プリカ支払 ¥3,000

引落前残高 ¥3,000

引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
※領収書は、領収書に記載の金額に消費税を加算して記載します。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店

岡山県 倉敷市連島3丁目8-3

TEL: SS:

シートNo. デーNo.

005 2023/07/17

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
248	田口明子	ガソリン代	4,302	1/2	2,151	
258	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	
259	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 260

EneJet

納品書(領収書)

2023年07月26日 16:20

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラー ガソリン P-10
18.18L
185円 ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥928)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
プリカ支払 ¥3,000
引落前残高 ¥3,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: [redacted] SS-[redacted]
E-mail: [redacted] 003 [redacted]
2023/07/26

領収書No. 261

EneJet

納品書(領収書)

2023年08月08日 08:46

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-19
17.24L
174円 ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥928)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
プリカ支払 ¥3,000
引落前残高 ¥3,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください

赤澤屋 株式会社 セルフ福井店
福井県 倉敷市福井19-4
TEL: [redacted] SS-[redacted]
E-mail: [redacted] 003 [redacted]
2023/08/08

領収書No. 262

EneJet

納品書(領収書)

2023年08月14日 17:04

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-22
17.24L
174円 ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥928)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
プリカ支払 ¥3,000
引落前残高 ¥3,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: [redacted] SS-[redacted]
E-mail: [redacted] 003 [redacted]
2023/08/14

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
260	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	
261	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	
262	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 263

領収書No. 264

領収書No. 265

EneJet

納品書(領収書)

2023年08月23日 08:14

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-04
11.24L *
(178円) ¥2,000
(内ガソリン税53.80円 ¥605)
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000
内消費税等 ¥182)
プリカ支払 ¥2,000
引落前残高 ¥2,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金でもお支払いの場合は領収書に記入させていただきます。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: [REDACTED] SS-[REDACTED]
シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]
004 [REDACTED] 2023/08/23

EneJet

納品書(領収書)

2023年08月28日 08:36

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-10
5.62L *
178円 ¥1,000
(内ガソリン税53.80円 ¥302)
合計 ¥1,000
(消費税10%対象 ¥1,000
内消費税等 ¥91)
プリカ支払 ¥1,000
引落前残高 ¥2,000
引落後残高 ¥1,000

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金でもお支払いの場合は領収書に記入させていただきます。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3
TEL: [REDACTED] SS-[REDACTED]
シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]
004 [REDACTED] 2023/08/28

EneJet

納品書(領収書)

2023年09月01日 08:47

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-19
5.62L *
178円 ¥1,000
(内ガソリン税53.80円 ¥302)
合計 ¥1,000
(消費税10%対象 ¥1,000
内消費税等 ¥91)
プリカ支払 ¥1,000
引落前残高 ¥1,000
引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金でもお支払いの場合は領収書に記入させていただきます。

赤澤屋 株式会社 セルフ福井店
岡山県 倉敷市福井19-4
TEL: [REDACTED] SS-[REDACTED]
シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]
006 [REDACTED] 2023/09/01

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
263	三宅誠志	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	
264	三宅誠志	ガソリン代	1,000	1/2	500	
265	三宅誠志	ガソリン代	1,000	1/2	500	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書貼付用紙

100 調査研究費 自動車燃料代

領 収 書

No. [REDACTED]

末田 正彦 様

お客様コード [REDACTED]

金額 ¥43,894 - 円

但し (R5)2023年9月分

R5年10月16日 上記正に領収いたしました

有限会社 藤井石油店
本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825
TEL [REDACTED]
唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22
TEL [REDACTED]
ガス部 倉敷市穂田町1961-1
TEL [REDACTED]

収入印紙

領収書No. 289

領 収 書

No. [REDACTED]

末田 正彦 様

お客様コード [REDACTED]

金額 ¥40,957 - 円

但し (R5)

2023年11月15日 上記正に領収いたしました

有限会社 藤井石油店
本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825
TEL [REDACTED]
唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22
TEL [REDACTED]
ガス部 倉敷市穂田町1961-1
TEL [REDACTED]

収入印紙

取扱者印

領収書No. 292

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
289	末田正彦	ガソリン代	11,952	1/2	5,976	
292	末田正彦	ガソリン代	10,973	1/2	5,486	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

〒711-0936
倉敷市児島柳田町647-16

請求書

1/227頁

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今回のご利用明細をご案内申し上げます。
なお、締切日以降のご入金は含まれておりませんので、ご了承下さい。

未田 正彦 様

有限会社 藤井石油店

本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825

TEL

唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22

TEL

ガス部 倉敷市柳田町1961-1

TEL

登録番号

ご請求締切日

2023年10月20日



<お知らせ>

一年中、勝手にキレイ!

雨が降ると汚れるかと思ったら勝手にキレイに。

クルマ生活の新常識。KeepPer オススメです!

前回ご請求額 (円)	ご入金額 (円)	差引繰越額 (円)	当回お買上額 (円)
		0	40,957

ご請求額
40,957円

日付	伝票No.	車番	商品名	数量	単価	軽油税	税込金額	税	ご利用店
1016									
921									
922			レギュラーG	2401	18300		4393		
925									
930			レギュラーG	1987	18300		3636		
10 1									
10 4									
10 7									
10 8			レギュラーG	2144	18300		3923		
1014									
			ご利用計				40957		
			(インボイス前消費税 10%対象)				20008		
			(インボイス前内消費税 10%)				1819		
			(消費税 10%対象)				20949		
			(内消費税 10%)				1904		

商品別内訳			
レギュラー			
22428			
37233			

商品別内訳欄のご利用金額は消費税を含んでおりません。

領収金控帳欄			
金融機関	支店	科目	口座番号

〒711-0936
倉敷市児島柳田町647-16

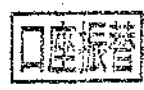
請求書

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今回のご利用明細をご案内申し上げます。
なお、締切日以降のご入金は含まれておりませんので、ご了承下さい。

未田 正彦 様

有限会社 藤井石油店

本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825
TEL
唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22
TEL
ガス部 倉敷市柳田町1961-1
TEL



<お知らせ>
一年中、勝手にキレイ!
雨が降ると汚れるかと思ったら勝手にキレイに。
クルマ生活の新常識。Keeper オススメです!

登録番号 2023年11月20日
ご請求締切日

前回ご請求額 (円)	ご入金額 (円)	差引繰越額 (円)	当回お買上額 (円)	ご請求額
		0	53,375	53,375円

日付	伝票No.	車 番	商 品 名	数 量	単 価	軽油税	税込金額	税	ご利用店
1115									
1021									
1021			レギュラーG	1990	17700		3522		
1022									
1023									
1028			レギュラーG	1910	17700		3380		
1029									
11 4									
11 5									
11 8			レギュラーG	2300	17700		4071		
1111									
1112									
1118									
			ご利用計				53375		
			(消費税 10%対象)				53375		
			(内消費税 10%)				4852		

商品別内訳
レギュラー
30158
48523

振込先金融機関	種目	口座番号
金融機関	支店	

商品別内訳欄のご利用金額は消費税を含んでおりません。

領収書貼付用紙

100 調査研究費 自動車燃料代

領収書No. 300

SS検索=>https://usappy.jp/ss_corp/
宇佐美HP=><https://usami-net.com/>



領収書

印紙税申告納
付につき津島
税務署承認済

277550

2号岡山バイパス

TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇
(株)西日本宇佐美
本社 愛知県津島市埋田町1-8

登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
売上 2023年11月17日 09:31

上
現金フリー 〇〇〇〇〇〇〇〇

レギュラーガソリン P-16(内)
11.77L 8170.0 2000円
(税抜 8154.5)
01200.00

合計 2,000円
(内、消費税等(10.00%) 182円)
預り金 5,000円
釣銭 3,000円

伝No: 〇〇〇 担当:8888

※ 本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管戴く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願いたします。

<釣銭預り券>

釣銭のお受け取りまたは入金紙幣の払い
戻しは、「自動精算機」にてお願いしま
す。

2023年11月17日 09:31

レ-No. 06
お預り金額 ¥5,000
お買上金額 ¥2,000
釣銭金額 ¥3,000

預り番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

領収書No. 301

領 収 書

末田 正彦 様

お客様コード

金額 ¥53,375-

但し 2023年11月分

(R5)2023年12月15日 上記正に領収いたしました

収入印紙

店 市 県 島 柳 田 町 8-2-5
食 数 市 県 島 柳 田 町 8-2-5
T E E T E E T E E
有 限 公 司 末 田 正 彦 様
本 社 愛 知 県 津 島 市 埋 田 町 1-8

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
300	末田正彦	ガソリン代	11,798	1/2	5,899	
301	末田正彦	ガソリン代	2,000	1/2	1,000	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

〒711-0936
倉敷市児島柳田町647-16 C

請求書

1/ 243頁

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今回のご利用明細をご案内申し上げます。
なお、締切日以降のご入金は含まれておりませんので、ご了承下さい。

末田 正彦 様

有限会社 藤井石油店

本社・児島SS 倉敷市児島柳田町825

TEL

唐琴SS 倉敷市児島唐琴3-7-22

TEL

ガス部 倉敷市穂田町1961-1

TEL

登録番号:

ご請求締切日

2023年12月20日



<お知らせ>

一年中、勝手にキレイ!

雨が降ると汚れるかと思ったら勝手にキレイに。

クルマ生活の新常識。Keeper オススメです!

前回ご請求額 (円)	ご入金額 (円)	差引繰越額 (円)	今回お買上額 (円)
		0	63,470

ご請求額
63,470円

日付	伝票No.	車 番	商 品 名	数 量	単 価	軽油税	税込金額	税	ご利用店
1215									
1121									
1123									
1124			レギュラーG	2330	17700		4124		
1127									
12 1									
12 4			レギュラーG	2200	17700		3894		
12 7									
1210									
1210									
1210									
1214			レギュラーG	2100	18000		3780		
1216									
1216									
ご利用計							63470		
(消費税率 10%対象)							63470		
(内消費税 10%)							5770		

商品別内訳	
レギュラー	灯油
31962	5400
51613	6087

振込先金融機関	
金融機関	支 店
	種目
	口座番号

商品別内訳欄のご利用金額は消費税を含んでおりません。商品別内訳欄のご利用金額はインボイス補正前の金額のため請求書の税込金額とは一致しない場合があります。

領収書No. 302

ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月20日 19:29

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-04
15.03L *

183円

¥2,750

合計 ¥2,750

(消費税10%対象 ¥2,750
内消費税等 ¥250)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [redacted] SS [redacted]

ポイントNo [redacted] データNo [redacted]

005 [redacted] 2023/08/20

領収書No. 303

ENEOS

納品書(領収書)

2023年09月10日 16:08

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-10
20.00L *

187円

¥3,740

合計 ¥3,740

(消費税10%対象 ¥3,740
内消費税等 ¥340)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [redacted] SS [redacted]

登録番号: [redacted]

ポイントNo [redacted] データNo [redacted]

016 [redacted] 2023/09/10

お知らせ
この伝票がインボイスです

領収書No. 304

ENEOS

納品書(領収書)

2023年09月21日 15:59

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-07
20.44L *

181円

¥3,700

合計 ¥3,700

(消費税10%対象 ¥3,700
内消費税等 ¥336)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入してください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [redacted] SS [redacted]

登録番号: [redacted]

ポイントNo [redacted] データNo [redacted]

003 [redacted] 2023/09/21

お知らせ
この伝票がインボイスです

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
302	田辺牧美	ガソリン代	2,750	1/2	1,375	
303	田辺牧美	ガソリン代	3,740	1/2	1,870	
304	田辺牧美	ガソリン代	3,700	1/2	1,850	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 305

ENEOS

納品書(領収書)

2023年10月13日 08:31

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-04
17.98L *

178円 ¥3,200

合計 ¥3,200

(消費税10%対象 ¥3,200)

内消費税等 ¥291)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でも買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [redacted] SS: [redacted]

登録番号: [redacted]

シートNo [redacted] データNo [redacted]

006 [redacted] 2023/10/13

お知らせ
この伝票がインボイスです

領収書No. 306

ENEOS

納品書(領収書)

2023年10月01日 18:04

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-07
19.89L *

181円 ¥3,600

合計 ¥3,600

(消費税10%対象 ¥3,600)

内消費税等 ¥327)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でも買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [redacted] SS: [redacted]

登録番号: [redacted]

シートNo [redacted] データNo [redacted]

017 [redacted] 2023/10/01

お知らせ
この伝票がインボイスです

領収書No. 307

ENEOS

納品書(領収書)

2023年10月22日 16:54

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-04
21.14L *

175円 ¥3,700

合計 ¥3,700

(消費税10%対象 ¥3,700)

内消費税等 ¥336)

本日付与されたポイントは2～3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でも買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93

TEL: [redacted] SS: [redacted]

登録番号: [redacted]

シートNo [redacted] データNo [redacted]

016 [redacted] 2023/10/22

お知らせ
この伝票がインボイスです

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
305	田辺牧美	ガソリン代	3,200	1/2	1,600	
306	田辺牧美	ガソリン代	3,600	1/2	1,800	
307	田辺牧美	ガソリン代	3,700	1/2	1,850	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 308

領収書No. 309

領収書No. 310

ENEOS

納品書(領収書)

2023年10月31日 17:28

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-01
19.14L *
175円 ¥3,350
合計 ¥3,350
(消費税10%対象 ¥3,350
内消費税等 ¥305)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお支払いの場合は領収書にかえてお支払いください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93
TEL: [REDACTED] SS-[REDACTED]
登録番号: [REDACTED]
シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]
009 [REDACTED] 2023/10/31

お知らせ
この伝票がインボイスです

ENEOS

納品書(領収書)

2023年11月08日 12:55

売上

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-07
20.17L *
175円 ¥3,530
合計 ¥3,530
(消費税10%対象 ¥3,530
内消費税等 ¥321)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお支払いの場合は領収書にかえてお支払いください。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93
TEL: [REDACTED] SS-[REDACTED]
登録番号: [REDACTED]
シートNo [REDACTED] データNo [REDACTED]
009 [REDACTED] 2023/11/08

お知らせ
この伝票がインボイスです



apollo station

領収書

印 紙

セルフ岡山吉備津SS

TEL [REDACTED]
株式会社 角藤田
岡山県総社市中央2-5-1
TEL [REDACTED]

売上

登録番号

2023年11月17日

現金フリー 00-352601-90001-0001-9
17:08 手

レギュラーガソリン P-13(内)
17.44L 8172.0 3000円
01200.00

合計 3,000円
(内、消費税等(10.00%) 273円)
預り金 3,000円
釣り銭 0円

伝No: [REDACTED] 担当:8800

※ 本書保管上のお願
財布・手帳等にはさんで保管いただく
場合は、印刷面を内側に折り保管をお
願いたします。

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
308	田辺牧美	ガソリン代	3,350	1/2	1,675	
309	田辺牧美	ガソリン代	3,530	1/2	1,765	
310	田辺牧美	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 330

ENEOS

納品書(領収書)

2023年11月23日 16:25

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-07
18.57L *

175円

¥3,250

合計

¥3,250

(消費税10%対象

¥3,250

内消費税等

¥295)

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsita.jpにてご確認下
さい。

現金で支払った場合は領収書に記入して頂きます。

赤澤屋 株式会社
Dr. Drive新倉敷駅前店
岡山県 倉敷市
新倉敷駅前3-93
TEL: SS-

登録番号:

シートNo. データNo.

017

2023/11/23

お知らせ

この伝票がインボイスです

領収書No. 337

納品書
(領収書)

売上

2023年10月22日 18:06

クレジットカード会員様

レギュラー P-19 内税 10%
23.53L, 3 8170.00 ¥4000
スロット値引 -¥117
(小計) ¥3883
11010.00

合計

¥3,883

(標準税率10.00%対象

¥3,883

(内消費税等

¥353)

(内ガソリン税

853.80

¥1,266)

処理通番: 2023/10/22 (133014)
上野油業株式会社 セルフU○沖SS

登録番号:
岡山県倉敷市沖267-1

シートNo.

TEL

領収書No. 338

ENEOS

納品書(領収書)

2023年11月06日 18:42

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-01
24.83L *

163円

¥4,047

(内ガソリン税53.80円

¥1,336)

合計

¥4,047

(消費税10%対象

¥4,047

内消費税等

¥368)

現金で支払った場合は領収書に記入して頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

赤澤屋 株式会社
Dr. Driveセルフ倉敷中央店
岡山県 倉敷市白楽町478-1
TEL: SS-
登録番号:
シートNo. データNo.
外通番
006 2023/11/06

お知らせ

この伝票がインボイス

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
330	田辺牧美	ガソリン代	3,250	1/2	1,625	
337	田口明子	ガソリン代	3,883	1/2	1,941	
338	田口明子	ガソリン代	4,047	1/2	2,023	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 340

領収書No. 343

ENEOS

納品書(領収書)

2023年11月30日 09:35

売上

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン
26.00L

P-04

162円

¥4,212

(内ガソリン税53.80円

¥1,399)

合計

¥4,212

(消費税10%対象

¥4,212

内消費税等

¥383)

現金で売上(代)の場合領収書に記入されていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

赤澤屋 株式会社

DrDriveセルフ倉敷中央店

岡山県 倉敷市白楽町478-1

TEL: SS-

登録番号:

シートNo. データNo.

外通番

003

2023/11/30

お知らせ
この伝票がインボイス納品書
(領収書)

売上

2023年12月02日 09:37
クレジットカード会員様

レギュラー

P-7 内税 10%

23.63L, J

¥170.00

¥4017

スロット値引

-4.00

¥94

(小計)

¥3923

11010.00

合計

¥3,923

(標準税率10.00%対象

¥3,923

内消費税等

¥357)

(内ガソリン税

¥53.80

¥1,271)

処理通番 2023/12/02 (133013)
上野油業株式会社 セルフU○新田東

登録番号

岡山県倉敷市新田3296-1

TEL

シートNo.

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
340	田口明子	ガソリン代	4,212	1/2	2,106	
343	田口明子	ガソリン代	3,923	1/2	1,961	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 345

領収書No. 346

領収書No. 347

EneJet

納品書(領収書)

2023年09月06日 16:43

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-07
16.86L *(178円) ￥3,000
(内ガソリン税53.80円 ￥907)

合計 ￥3,000

(消費税10%対象 ￥3,000)

内消費税等 ￥273)

プリカ支払 ￥3,000

引落前残高 ￥3,000

引落後残高 ￥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金でも引上げの場合は領収書にかえてお振替します。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3

TEL: SS-

登録番号: SS-

シートNo. データNo.

002 2023/09/06

EneJet

納品書(領収書)

2023年09月13日 08:24

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-01
17.14L *(175円) ￥3,000
(内ガソリン税53.80円 ￥922)

合計 ￥3,000

(消費税10%対象 ￥3,000)

内消費税等 ￥273)

プリカ支払 ￥3,000

引落前残高 ￥3,000

引落後残高 ￥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金でも引上げの場合は領収書にかえてお振替します。

赤澤屋 株式会社 セルフ福井店
岡山県 倉敷市福井19-4

TEL: SS-

登録番号: SS-

シートNo. データNo.

001 2023/09/13

EneJet

納品書(領収書)

2023年09月25日 09:40

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-10
17.44L *(172円) ￥3,000
(内ガソリン税53.80円 ￥938)

合計 ￥3,000

(消費税10%対象 ￥3,000)

内消費税等 ￥273)

プリカ支払 ￥3,000

引落前残高 ￥3,000

引落後残高 ￥0

本日付与されるポイントは2～3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金でも引上げの場合は領収書にかえてお振替します。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店
岡山県 倉敷市連島3丁目8-3

TEL: SS-

登録番号: SS-

シートNo. データNo.

005 2023/09/25

お知らせ
この伝票がインボイスです

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
345	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	
346	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	
347	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 353

EneJet

納品書(領収書)

2023年10月08日 09:31

エネバス利用

様

車両番号

実車番

レギュラーガソリン P-07

17.44L

*

172円

¥3,000

(内ガソリン税53.80円 ¥938)

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000)

内消費税等 ¥273)

プリカ支払 ¥3,000

引落前残高 ¥3,000

引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金でお買上げの品は領収書に記入されて頂きます。

赤澤屋 株式会社 セルフ福井店

岡山県 倉敷市福井19-4

TEL: SS-

登録番号:

シートNo データNo

004 2023/10/08

お知らせ
この伝票がインボイスです

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
353	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書No. 374

領収書No. 375

EneJet

納品書(領収書)

2023年10月17日 08:33

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-19

18.07L

166円

¥3,000

(内ガソリン税53.80円 ¥972)

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000)

内消費税等 ¥273)

プリカ支払 ¥3,000

引落前残高 ¥3,000

引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金でもお支払いいただけます。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店

岡山県 倉敷市連島3丁目8-3

TEL: SS:

登録番号: SS:

ポイントNo. データNo.

004 2023/10/17

お知らせ
この伝票がインボイスです

EneJet

納品書(領収書)

2023年10月25日 18:10

エネバス利用

様

車両番号 実車番

レギュラーガソリン P-16

18.07L

166円

¥3,000

(内ガソリン税53.80円 ¥972)

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000)

内消費税等 ¥273)

プリカ支払 ¥3,000

引落前残高 ¥3,000

引落後残高 ¥0

本日付与されるポイントは2~3日
目以降に反映される場合があります
有効期限切等の理由で、dポイント
が加算されないことがあります
詳細はdpoint.jpにてご確認ください
現金でもお支払いいただけます。

赤澤屋 株式会社 セルフ連島店

岡山県 倉敷市連島3丁目8-3

TEL: SS:

登録番号: SS:

ポイントNo. データNo.

002 2023/10/25

お知らせ
この伝票がインボイスです

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
374	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	1,500	
375	三宅誠志	ガソリン代	3,000	1/2	743	政務活動費残不足のため

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

領収書貼付用紙

120 調査研究費 旅費

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
33	倉敷市議会議員団	IT化推進検討会旅費	77,860	1	77,860	田口明子議員参加

(様式第7-1号)

会派代表者	経理責任者

領収書番号
33

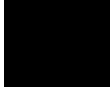
政務活動費用
120 調査研究費 旅費

出張届書				
所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名(印)	田口 明子	
届年月日	令和5・5・23	支出区分	120 調査研究費 旅費	
出張年月日	出張先(目的地を市町村別に明記すること)			宿泊予定地
令和5・5・24	千葉県柏市			沖縄県那覇市
令和5・5・25	沖縄県那覇市			
・				
・				
・				
調査目的	IT化推進検討会行政視察。 議場の整備について、委員会の中継映像配信について、ISC0の取り組みについて、官民一体の取り組みについて			

旅費予定額

鉄道賃 2,320	車賃 2,300	船賃	日当 6,600	2日	宿泊料 16,500	1泊
航空賃 50,140	支度料	雑費			合計 77860	
運賃		急行料金			グリーン料金	
倉敷 ~ 岡山空港	バス	1,150円	~	km	円	~
岡山空港 ~ 羽田空港	航空機	13,900円	~			~
羽田空港 ~ 浜松町駅	モ/レール	500円	~			~
浜松町駅 ~ 柏駅	35.8km	660円	~			~
柏駅 ~ 浜松町駅	35.8km	660円	~			~
浜松町駅 ~ 羽田空港	モ/レール	500円	~			~
羽田空港 ~ 那覇空港	航空機	19,610円	~			~
那覇空港 ~ 岡山空港	航空機	16,630円	~			~
岡山空港 ~ 倉敷駅	バス	1,150円	~			~
備考		往復 岡山空港を利用する				
					計	54,760円

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第21号)第3条第2項の規定を準用する。

会派代表者	会派内回覧			
				

調 査 報 告 書

令和 5 年 6 月 2 日

会 派 代 表 者 様

田口 明子

印

次のとおり出張（視察）しましたので、その結果を報告します。

記

1 出張（視察）期間

令和 5 年 5 月 2 4 日（水） ～ 令和 5 年 5 月 25 日（木）まで（1 日間）

2 出張先・視察目的

- ・ 柏市 ①議場の整備について
②委員会の生中継及び録画配信について
- ・ 那覇市 ①ISCO について
②民間一体の取り組みについて

柏市 議場の整備について・委員会の生中継及び録画配信について

視 察 先

(柏 市)

(日 時) 令和 5 年 5 月 24 日 (水) 10 時 30 分～12 時 00 分

(目 的)

1 施策・事業名称等 視察目的

①議場の整備について

②委員会の生中継及び録画配信について

2 視察目的選定の理由

議場へのモニタの設置について伺いたい

また、パソコン導入から資料を提供することについての決まり事や表示方法
傍聴者や映像配信に向けての現状等

(対応者、職名・氏名)

名刺を添付

(内容)

1 施策、事業等視察概要

参考資料にて添付

2 質疑応答

質問 1

プロジェクターの費用と大きさは？また通常はどうしているのか？

回答 1

プロジェクターの費用は 224 万円。議場正面に 150 インチの大型スクリーン
議場左右には 65 インチのモニタが設置。通常は、大型スクリーンは自動で収納
できるようになっている。プロジェクターやカメラの画素も良くなって見やす
くなった。資料を提示する際はよくなった。

質問 2

議員が資料を提示する場合、個人情報や特定のものが表示される懸念がある。
その時の確認はどのようにしているのか？

回答 2

議員の常識の範囲内でお願いしているところ。議会事務局がデータを預かっ
たりすることはなく、申請され認められた資料については、直接議員が提示して
いる

質問 3

動画の提示にていてはどのようにしているのか？

回答 3

動画の表示については、現在は考えていない。
議会にあっては、発言を議事録に落とすことになるが、動画を提示されると、議事録の再編ができないことや、動画によって、印象操作がおこりかねないこともあり、基本的には、写真などに議員が説明を加えて質問を行うことを重視する。議会運営委員会で議論したとのこと。

(意見・感想)

1 視察を終えての感想、本市との比較など

議場への、大型スクリーンは、傍聴者にとっても、執行部にとってもとても見やすく、資料が添付されるとそれだけで説得力が増すのでいい取り組みだと感じた。また、一人一台パソコンのため、各議員の議席に電源が設置されている。10 日ほどで設置できたという。それくらいなら、本市においても可能であるように思う。

また、傍聴者の事も考えて、議員は提示した資料を見れるよう工夫されていた。開かれた議会にするためには、議員提示の資料も有権者に多く知らせる工夫が必要と感じた。

2 視察成果を本市の施策等に生かす意見・提言 (予定する会議、審議会など)

これから、常任委員会の配信についても検討が必要になるとおもう。

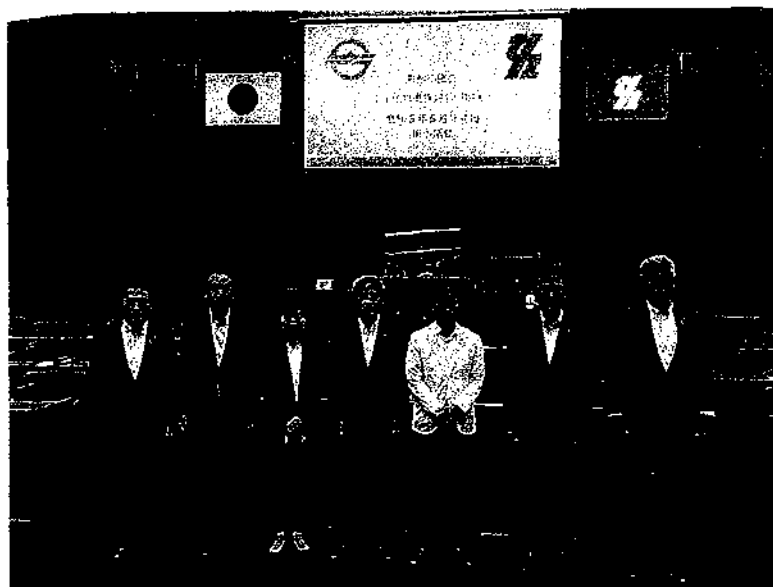
また、資料を提示できる環境が整えば、資料を使った議会質問が多くなったとの報告もあった。今、本市においては、議員と執行部しか資料を見ることが出来ない。今後は、傍聴者やインターネット中継をご覧いただいている方にも提示できるように検討が求められる。

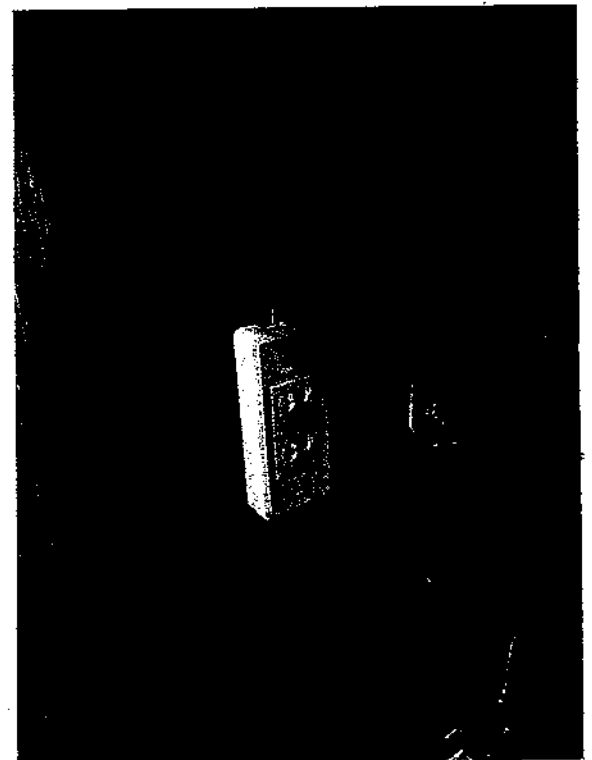
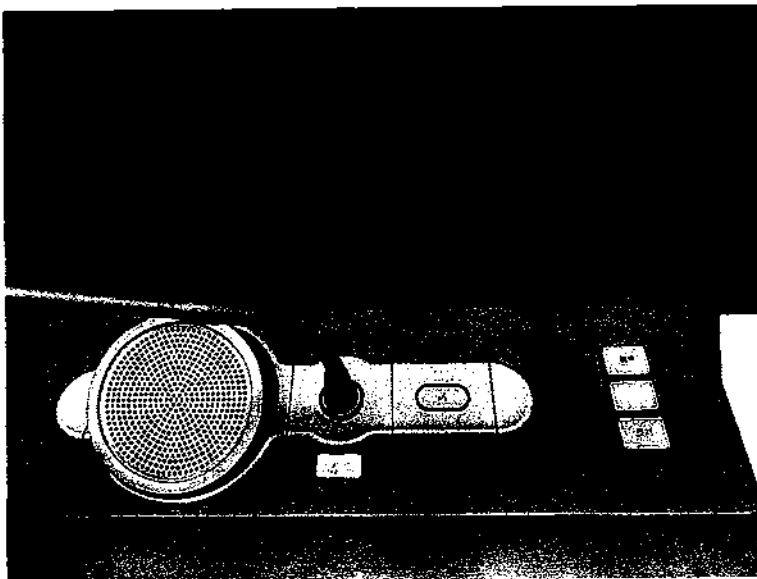
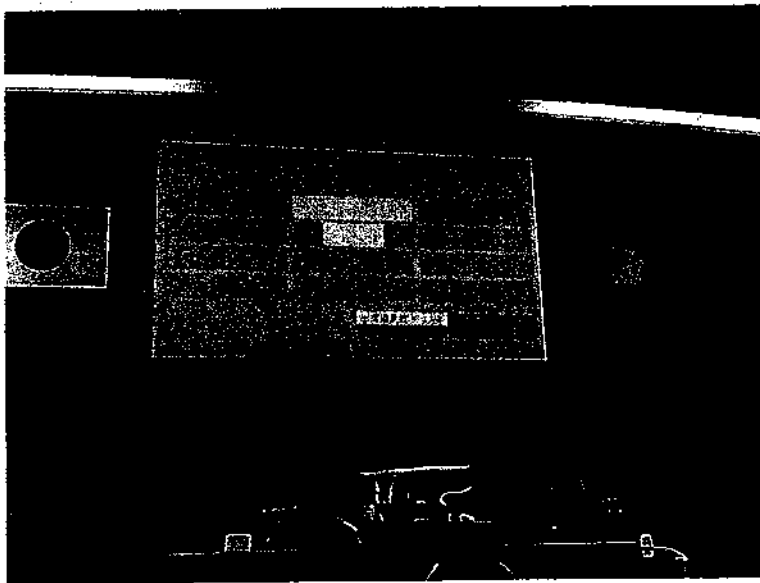
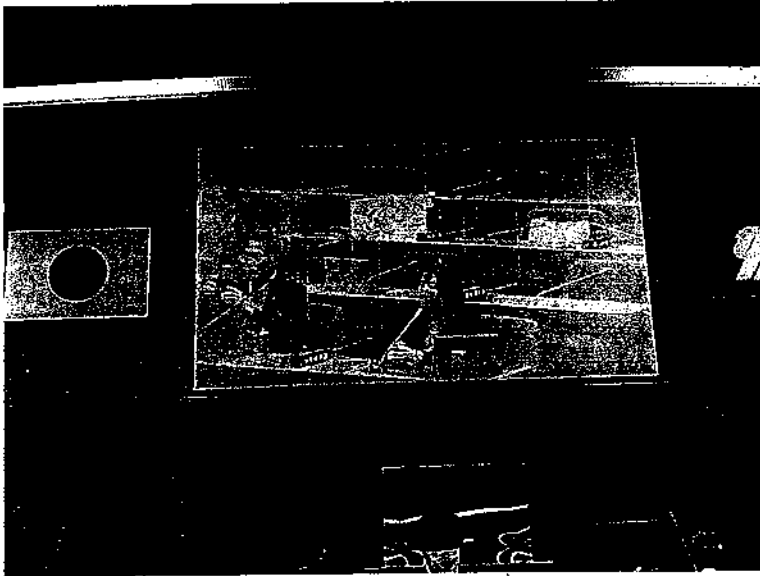
3 添付書類

(1) 応対者名刺 添付資料にて

(2) 関係資料 添付資料にて

(3) 写真





視 察 先

（ 那 覇 市 ）

（日 時） 令和 5 年 5 月 25 日（水） 11 時 00 分～11 時 00 分

（目 的）

1 施策・事業名称等 視察目的

①ISCO 事業について

②官民一体の取り組みについて

2 視察目的選定の理由

自治体 DX の取り組みについて

TI を活用したイノベーションの事業例などについて現状と課題を聞く

（対応者、職名・氏名）

名刺を添付

（内容）

1 施策、事業等視察概要

参考資料にて添付

2 質疑応答

質問 1

ビジネスマッチングはどのように図っているのか？

回答 1

地域産業の国際競争力向上を応援している。県内にとどまらず、県外の企業とも条件が合えばタイアップしていることが多い。

質問 2

IT イノベーションセンターの設立と活動の現状について

回答 2

2018 年に創立、沖縄県経済振興とデータとデジタル技術を活用することを重視すること。また産業経済支援の一つとして IT イノベーションを活用し価値創造を促す。また、中小零細事業者であっても、マッチングできたり、企画立案がよかったら採用することなど、地域産業化への後押しになるように心がけている。

質問 3

DX アドバイザーチームは何をしているのか？

回答 3

沖縄県から任命された、アドバイザーが現場での業務や効率化やデジタル支援を行っている。移住者がほとんどを占めている。

（意見・感想）

1 視察を終えての感想、本市との比較など

IT を利用していくことについては、その専門のスタッフが必要と考える。便利になる一方、個人情報の問題や、情報の一元化が課題にも上げられる。自治体としての様々な業務が、型にはまった形でしか運用されなくなると、取りこばされてしまう方が必ずいる。行政として、デジタル化の推進については市民全体の福祉の増進につながるものでなければならないと思う。

2 視察成果を本市の施策等に生かす意見・提言（予定する会議、審議会など）

県の事業なので、大まかには、県が推進されて行かれることと思う。本市としては、デジタル技術の進歩が中小企業や地域産業と結びついた時には地域の発展に寄与することと思う。

しかしながら、その専門家を配置することや、多くの市民の皆さんにデジタル化の恩恵が受けられるようなシステムの構築が必要となる。

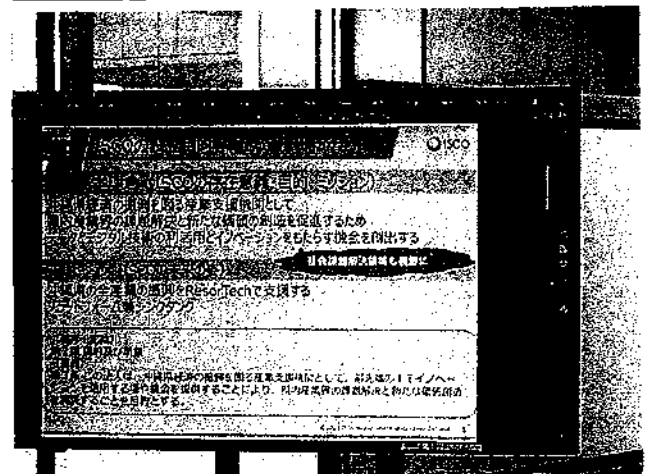
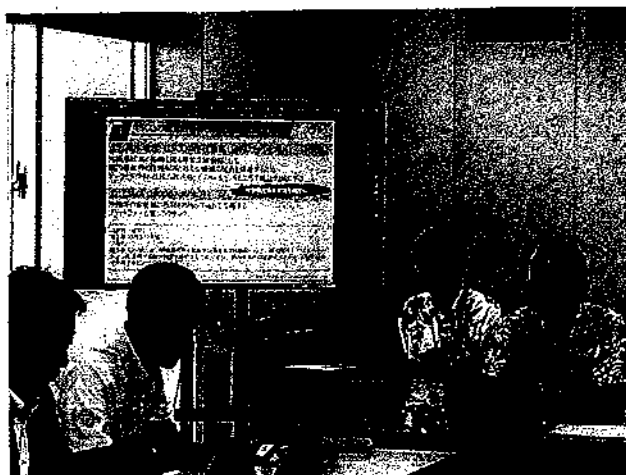
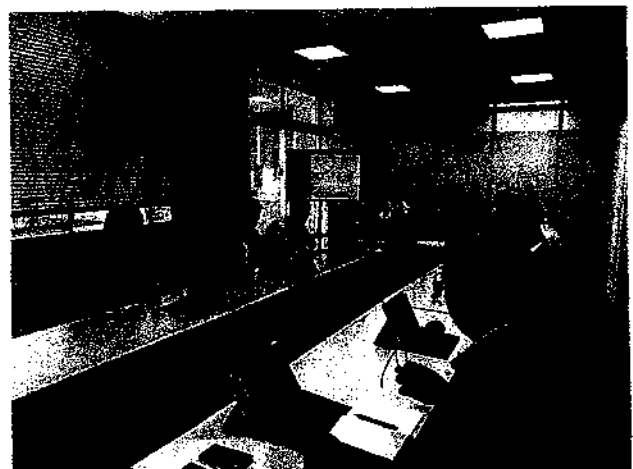
また、地域産業と結びつくことも地域内経済循環を目指した改革が必要と思われる。

3 添付書類

（1） 応対者名刺 添付資料にて

（2） 関係資料 添付資料にて

（3） 写真



柏市役所
議会事務局 議事課

〒277-8505
千葉県柏市柏五丁目10番1号
TEL:04-7167-1451 FAX:04-7167-0698
メール: gikaigiji@city.kashiwa.chiba.jp



柏市議会事務局
議事課



課長 木村 利美

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
TEL 04-7167-1451
FAX 04-7167-0698
E-mail: gikaigiji@city.kashiwa.chiba.jp

Reysol Hometown-Kashiwa

柏市議会事務局

事務局長 高村 光
Takamura Akira

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
TEL 04-7167-1111(代表)
04-7167-1449(直通)
FAX 04-7167-0698

E-mail: [REDACTED]



柏市はスポーツによるまちづくりを推進しています



倉敷市議会



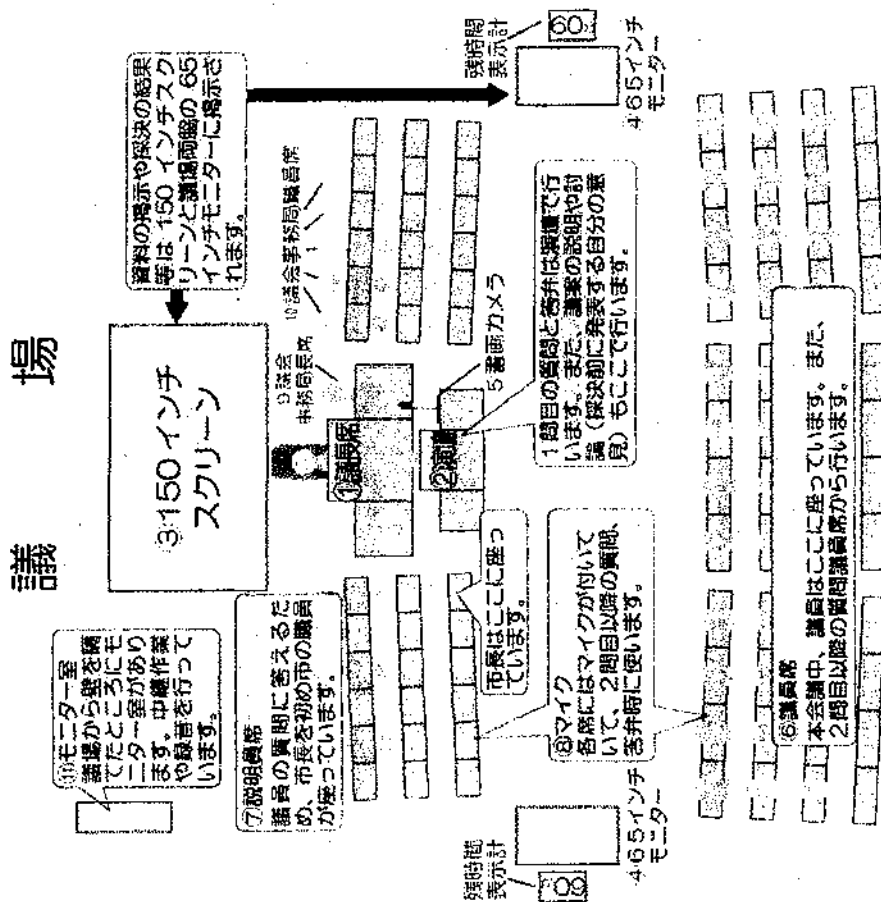
IT化推進検討会 御視察

令和5年5月24日

柏市議会

議場設備の概要

質問+答弁 60分



※新型コロナウイルス感染拡大対策として、傍聴席は

間隔を空けて使用中（6月定例会については今後検討予定）

傍聴席（78席）

議場システムの導入経緯（平成22年度導入時）

平成9年に導入のカメラシステムの老朽化に伴い、
議会改革として大型スクリーンの導入などを合わせて検討
先進市視察などを行い、以下のシステムの導入を検討
①カメラ・マイク・テロップを一体的に操作できる追尾システム

②大型スクリーン・モニター・書画カメラ

③採決システム

平成22年12月

定例会から

①～③を含んだ

新システムの導入

を決定

議場システム改修に伴う費用

導入費用&管理費用

平成28年度導入費用 総額 2,242,000 円	
内訳(主なもの)	
スクリーン	224,000 円
採決システム	1,495,000 円
マイク等改修	23,701,000 円
モニターテレビ	1,869,000 円
プロジェクター	2,242,000 円

平成28年度管理費用 総額 80,000 円	
内訳(主なもの)	
議場設備等保守点検委託	770,000 円
機器修繕料	80,000 円

議場の大型スクリーンについて

プロジェクター等も含めた使用状況など

当初の導入目的 → 「質問・答弁をよりわかりやすく」

発言者（追尾システムにより、マイク・カメラ・テロップを一体で操作）

日程表示

（柏市議会会議規則第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ、議員への配付又は議場に設置された画面への表示（以下「表示等」という。）をする。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して表示等に代えることができる。）

資料揭示（パソコンから）

資料揭示（書画カメラから）

柏市議会令和5年第1回定例会議事日程
令和5年2月24日（金）午後1時開議

第1号

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 施政方針並びに市政一般報告

日程第4 議案（第1号～第27号）

日程第5 休会に関する件

掲示資料の加工例①



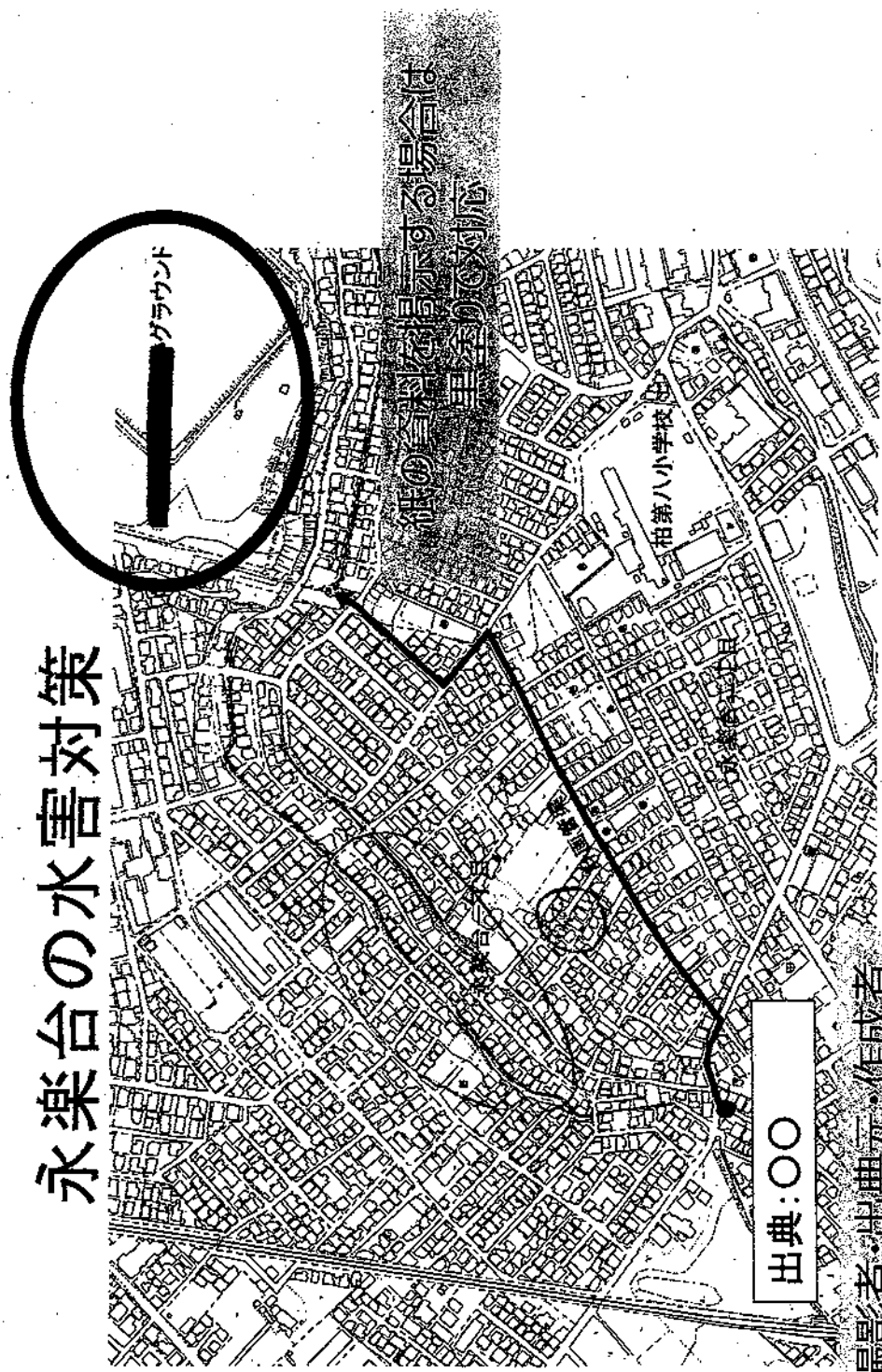
議員本人撮影

撮影者、出典元、作成者
 などを明記

店名・企業名・個人の
 顔などが判別できないように
 画像を加工した上で
 掲示する

揭示資料の加工例②

永楽台の水害対策



揭示資料の加工例③



議員本人撮影

撮影者・出典元・作成者

などを明記

資料揭示の方法

書画カメラ

画面切り換えは登壇者の指示で事務局が行い、
書画カメラの操作は本人が行う

パソコン（事務局操作）

本人が作成したデータを事務局パソコンに取り込み、
登壇者の指示で事務局が画面と資料の切り換えを操作

パソコン（本人操作）

本人が作成のデータを演壇用パソコンに取り込み、
画面切り換えは登壇者の指示で事務局が行い
資料の切り換えは本人が操作

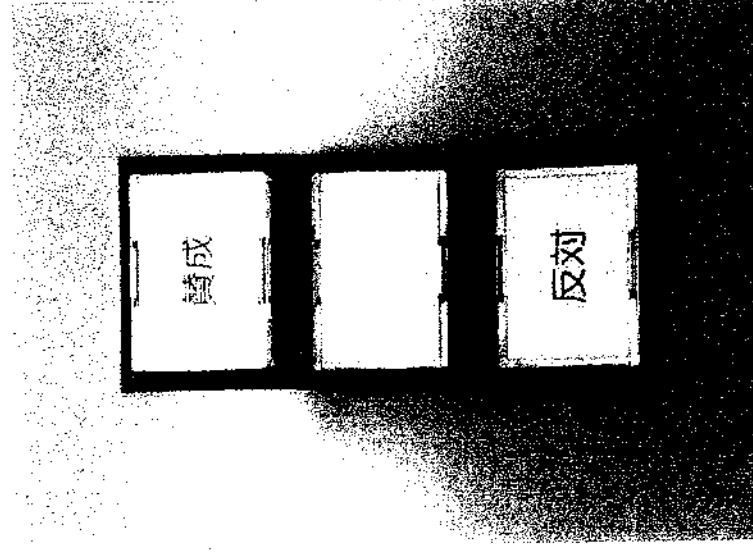
採決システム

議席で「賛成」「反対」ボタンを押すことで採決が可能

画面に各議員の賛否が表示

集計結果を瞬時に表示

システムで集計結果を記録しファイル出力が可能



議場各設備導入のまとめ

メリット・デメリット、今後の課題など

大型スクリーン、プロジェクター

当初の目的「わかりやすく」の達成、

追尾システム(マイク・カメラ・テロップ)による事務局負担軽減、

掲示の可否についての判断

採決システム

視認性の向上、

採決記録の効果的流用(会議録・HP・議会報)

常任委員会のインターネット中継 開始までの経緯

R3.9 議会運営委員会

コロナ禍における感染防止対策の一環として、委員会のインターネット中継について申入れがあり、実施に向けた検討をすることが決定

R3.9 議会運営委員会

常任委員会について簡易な方法で試行的に実施することが決定
(固定カメラ1台、固定アングル、議員名テロップ無し)

R3.12 常任委員会

12月定例会の4常任委員会(12月14日・15日)にて、試行的にインターネット中継を実施。
Youtubeを使用し、議員のみ限定公開

R4.3～ 常任委員会

12月定例会において試行的に実施した結果を踏まえ、3月定例会から会期中の常任委員会についてインターネット中継を開始。既存の設備を可能な限り活用

常任委員会のインターネット中継の運用

(1) 使用システム

ア 中継映像・・・YouTube

イ 録画配信・・・議会中継システム

(2) 公開期間

ア 中継映像・・・委員会開会中～録画映像公開まで

イ 録画配信・・・本会議閉会から1週間程度後～

公開期間	委員会	委員会終了 ～採決日	
システム	YouTube (中継映像)		1週間程度 YouTube (録画配信) 議会中継システム

常任委員会インターネット中継使用システム等

OBS

無料

休憩中の画像やテロップなどを表示させるために使用

YouTube

無料

ライブ配信時のみ使用

議会中継システム
DiscussVision Net

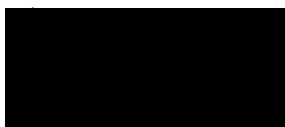
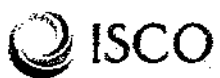
1リンク3,000円 (※) 本会議中継で使用しているものと同じシステムを使用

その他（事前に送付いただいた御質問について）

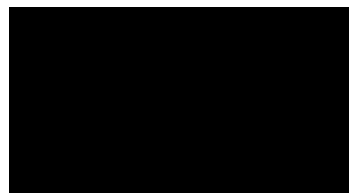
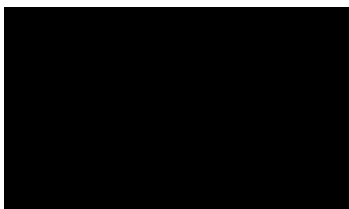
- ・OBS端末の機能で録画をしており、万が一録画もできていなかった場合には、音声ファイルのみを公開する運用としています。

御清聴

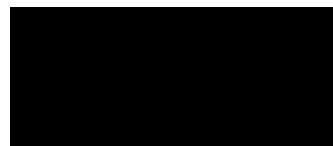
ありがとうございました



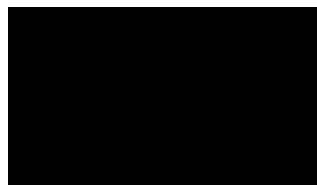
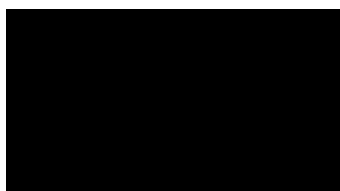
DX認定



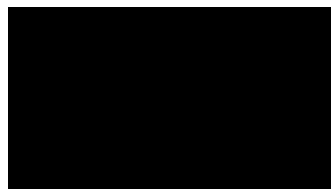
DX認定



DX認定



DX認定



沖縄県 DX 推進計画

[概要版]

令和4年9月



沖縄県
OKINAWA PREFECTURE

計画策定の意義

デジタル技術は、社会課題の解決や経済・産業構造の変革等を図り、持続的発展を実現するためには、欠くことのできないツールです。本県においても、あらゆる領域においてDXの推進に取り組む必要があることから、令和4年度から令和13年度までの10年間の基本計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」でも、DXは重要な要素の一つとされており、いかに全庁をあげてDXに取り組んでいくかが課題となっています。このため、本県のICT/DX関連施策の推進に向けた考え方や方向性、施策等を示すとともに、施策を計画的かつ効果的に推進するための総合計画として、「沖縄県DX推進計画」を策定します。

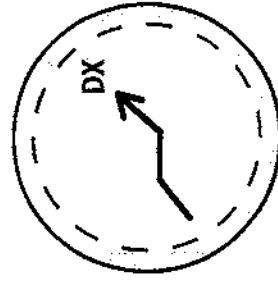
< DXとは？ >

デジタルトランスフォーメーション（Digital-Transformation）の略称で、スウェーデンの大学教授であったエリック・ストルターマン氏が提唱した「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念です。DXにおいては、利便性の向上や新たな価値を創造するといった、利用者目線の改革が目的となります。

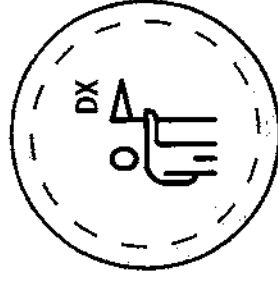
計画の位置づけ



新・沖縄21世紀ビジョン基本計画
と整合した今後10年における
DX推進の総合計画



着実にDXへとステップアップを
図るための計画



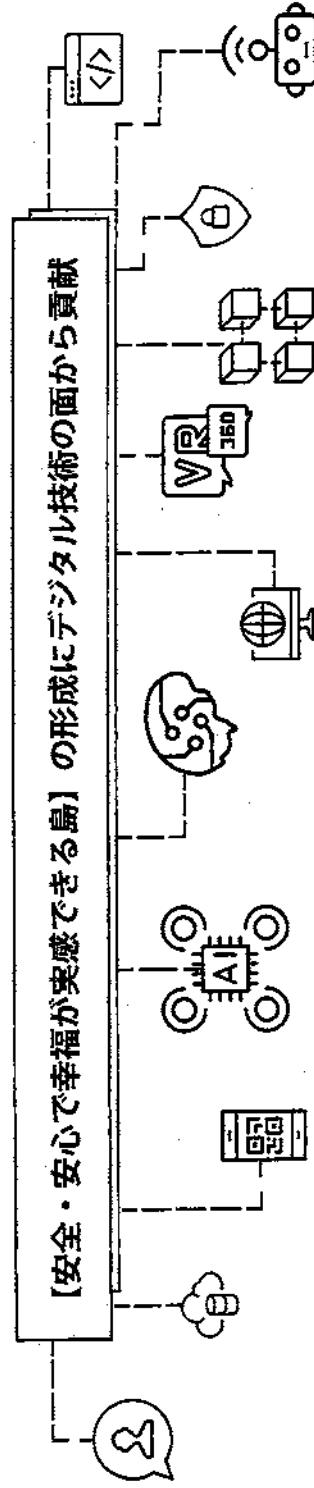
様々な主体がICT活用/DX推進
に取り組む際の指針となる計画



都道府県官民データ活用推進計画

新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画においては、沖縄 21 世紀ビジョンにおいて掲げる 5 つの将来像の実現に向け、安全・安心で幸福が実感できる島の形成を基本的指針としています。

これを踏まえ、本計画では、【安全・安心で幸福が実感できる島】の形成にデジタル技術の面から貢献することをビジョンとします。



< 沖縄 21 世紀ビジョンとは？ >

県民の参画と協働のもとに、将来（概ね 2030 年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想のことで、以下の 5 つの将来像が示されました（平成 22 年 3 月策定）。

沖縄 21 世紀ビジョンが掲げる 5 つの将来像（県民が望む 5 つの将来像）



< 新・沖縄 21 世紀基本計画とは？ >

これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であって、沖縄 21 世紀ビジョンに掲げる県民が望む将来像の実現に向けた行動計画であり、SDGs の達成に寄与することを求めつつ、沖縄振興の方向制や基本施策等を明らかにするものです。

沖縄の地域特性やソフトパワーなどを活かし、様々な施策展開を図ることで、「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成するとしています（令和 4 年 5 月策定）。

DXにおいては、単に新たな技術を導入するだけでなく、利用者目線に立ち、業務の効率化・改善による利便性向上や新たな価値を創造するといった、利用者視点の改革を行うことが目的となります。

これを踏まえ、本計画におけるDX推進の基本姿勢を以下のとおり設定します。

①

利用者視点に立った利便性の向上

県民や来訪者等の利用者視点に立ち、使用性、利便性の向上に取り組む

②

制度やプロセスの変革による業務の効率化、サービス向上

デジタル化と合わせて制度やプロセスの変革による業務の効率化、サービスの向上に取り組む

③

データによる新たな価値創造の促進や行政の効率化・高度化

オープンデータの量・質の向上によって、新たな民間サービス等の創出を促進するとともに、行政の効率化・高度化に向け、EBPMの推進に取り組む

EBPM (Evidence-Based Policy Making)
エビデンス (根拠や証拠) に基づく施策立案のこと。

計画の構成と期間

本計画は、ICT/DX 推進に向けた考え方や方向性を示す「本編」と、ICT/DX 関連施策の取組内容などを取りまとめた「施策集」で構成します。

本編については、計画の中期である5年目を目途に中間評価を実施し、必要に応じて改定を行います。

施策集については、PDCAによる進捗管理を毎年度実施するとともに、新たに取組むこととした施策の追加などを行います。

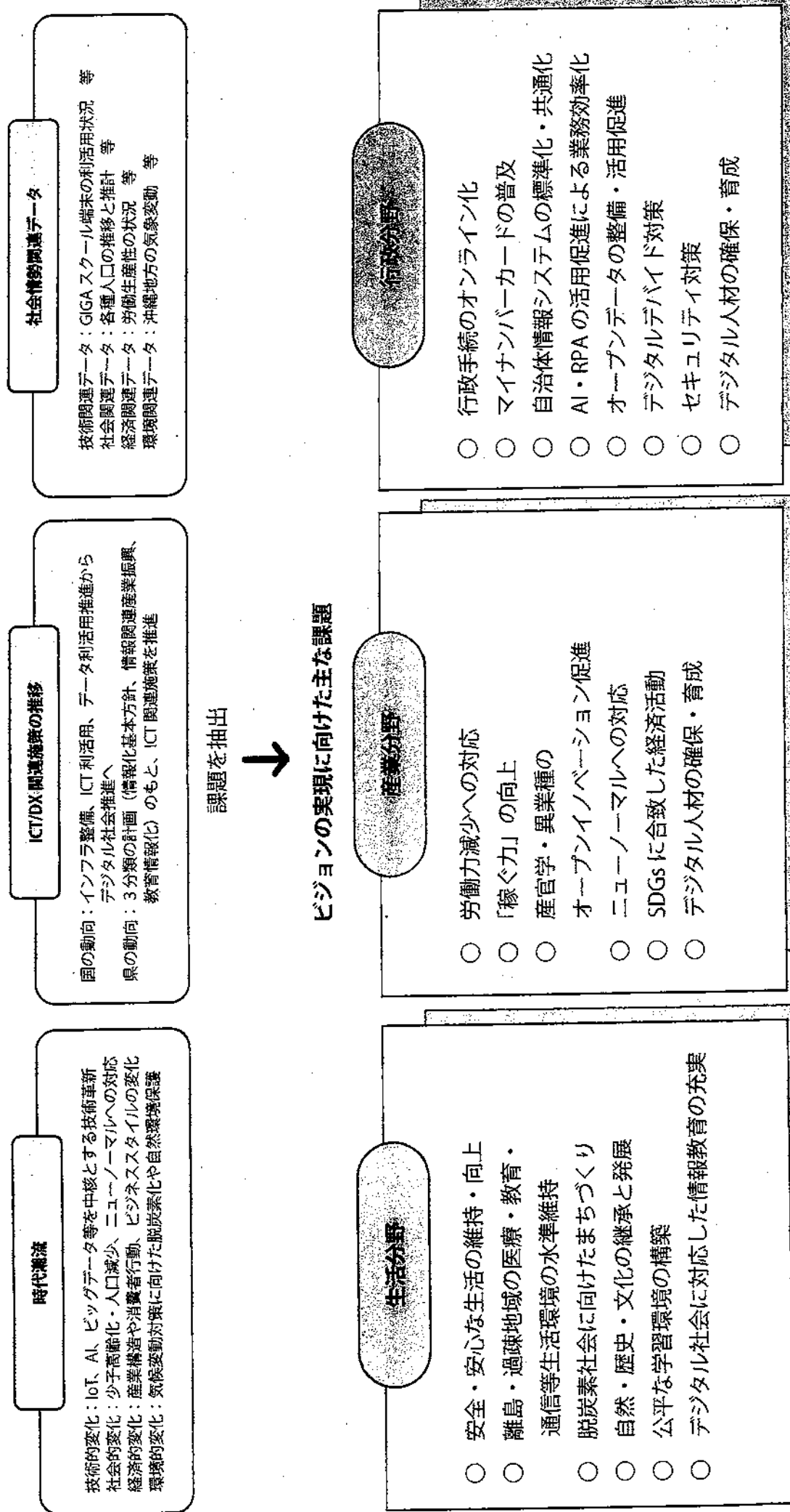
また、本計画は、技術の急速な普及や技術革新といった大幅な状況の変化がある場合には、それらに対応するための見直しを行うことができるものとします。

本編		
令和4年度～令和13年度（10年間）		

施策集		
前期	中期	後期
令和4年度 - 令和6年度	令和7年度 - 令和9年度	令和10年度 - 令和13年度

第2章 現状と課題

本計画では、ICT/DX 関連施策の展開を検討するため、デジタル技術に関連する時代潮流や、本県の現状等から課題を抽出し、「生活」、「産業」、「行政」の3つの分野に整理します。



第3章 ICT/DX推進の考え方

本計画では、以下の考え方を取り入れ、ICT/DX関連施策の効果的な推進を図ります。

バックキャストイング

本計画では、「ありたい未来像」の実現に向け、バックキャストで到達目標を設定してICT/DXの推進による解決策を考え、実現する未来像が「現状の延長線上の未来像」になってしまふことを防ぎます。

DXまでのステップ

DXへと至るには、「デジタルイゼーション：Digitization」、「デジタルライゼーション：Digitalization」、「DX：Digital-Transformation」の3つのステップがあるとされています。本計画では、各施策の進捗に応じた取り組みをすすめ、DXまでステップアップすることを目指します。

デジタル技術活用の基本原則

本計画では、国が提唱する、デジタル技術を活用する際の基本原則を踏まえ、ICT/DXの推進に取り組みます。

- デジタルファースト
(個々のサービスが一環してデジタルで完結する)
- ワンスオンリー
(一度提出した情報は、二度提出することを不要とする)
- コネクテッド・ワンストップ
(民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)
- クラウド・バイ・デフォルト
(情報システムの調達において、クラウドサービスの利用を第1候補とする)
- オープンデータ・バイ・デザイン
(企画、設計から、オープンデータを前提として、情報システムや業務プロセスを整備する)

自治体DX推進計画

本計画では、国の自治体DX推進計画における取組事項も踏まえ、ICT/DXの推進に取り組みます。

<自治体DX推進計画の概要>

デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実施していくため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめたもの（取組事項の例：自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進）

第4章 基本方向

生活、産業、行政の3分野ごとに施策推進の基本方向を定め、この基本方向に沿って、基本施策、個別施策へと展開を図ります。

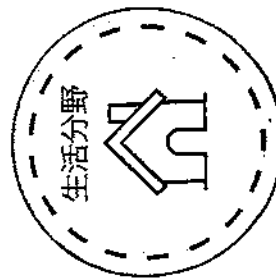
沖縄21世紀ビジョン5つの将来像

- | | | | | | | | | | |
|----------|---------------------------------|----------|----------------------|----------|--------------------|----------|--------------------|----------|----------------------|
| 将来像
1 | 沖縄らしい自然と歴史、
伝統、文化を大切に
する島 | 将来像
2 | 心豊かで、安全・安心に
暮らせる島 | 将来像
3 | 希望と活力にあふれる
豊かな島 | 将来像
4 | 世界に開かれた
交流と共生の島 | 将来像
5 | 多様な能力を発揮し、
未来を拓く島 |
|----------|---------------------------------|----------|----------------------|----------|--------------------|----------|--------------------|----------|----------------------|



本計画のビジョン（新・沖縄21世紀ビジョン基本計画と整合）

【安全・安心で幸福が実感できる島】の形成にデジタル技術の面から貢献



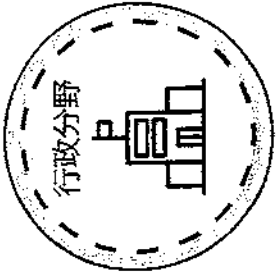
【基本方向】

（デジタルを活用した
安全・安心で豊かな生活）



【基本方向】

（リゾテックおきなわの
推進による産業の強靱化）



【基本方向】

（誰一人取り残さない
利用者視点のスマート行政）

本計画のもと推進していく施策について、代表的なものを例示します。

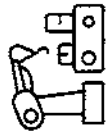
< 各分野の施策等の例示 >

生活分野



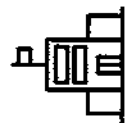
- デジタル時代に即した教育環境整備
ICT 活用環境の整備や教員の情報活用能力向上に向けた研修等により、情報教育の充実を図ります。
- デジタル技術を活用した自然・歴史・文化の保存・継承
デジタルコンテンツの充実等により、県民等の利活用を促進します。
- デジタル技術を活用したまちづくり
自動運転・MaaS 等の導入促進やスマートシティ形成に向けた検討を行います。

産業分野



- 県内産業の DX 促進
情報通信関連産業と他産業の連携・共創による県内各種産業の DX を促進します。
- デジタル人材の育成・確保
DX を牽引する人材の育成・確保のほか、従業員のデジタルリテラシー向上を促進します。
- データ活用ビジネス普及促進
ビッグデータ活用や新ビジネス創出・高付加価値化を促進します。

行政分野



- スマート県庁構築
業務プロセスやシステム環境見直しにより、行政運営の質の向上を図ります。
- 行政手続オンライン化
行政手続の利便性向上や利用者負担軽減を図ります。
- 市町村の DX 推進支援
住民に身近な行政を担う市町村の DX 推進を支援します。
- 離島・過疎地域の情報通信基盤整備
都市部と同等の情報通信環境を整備します。

推進体制

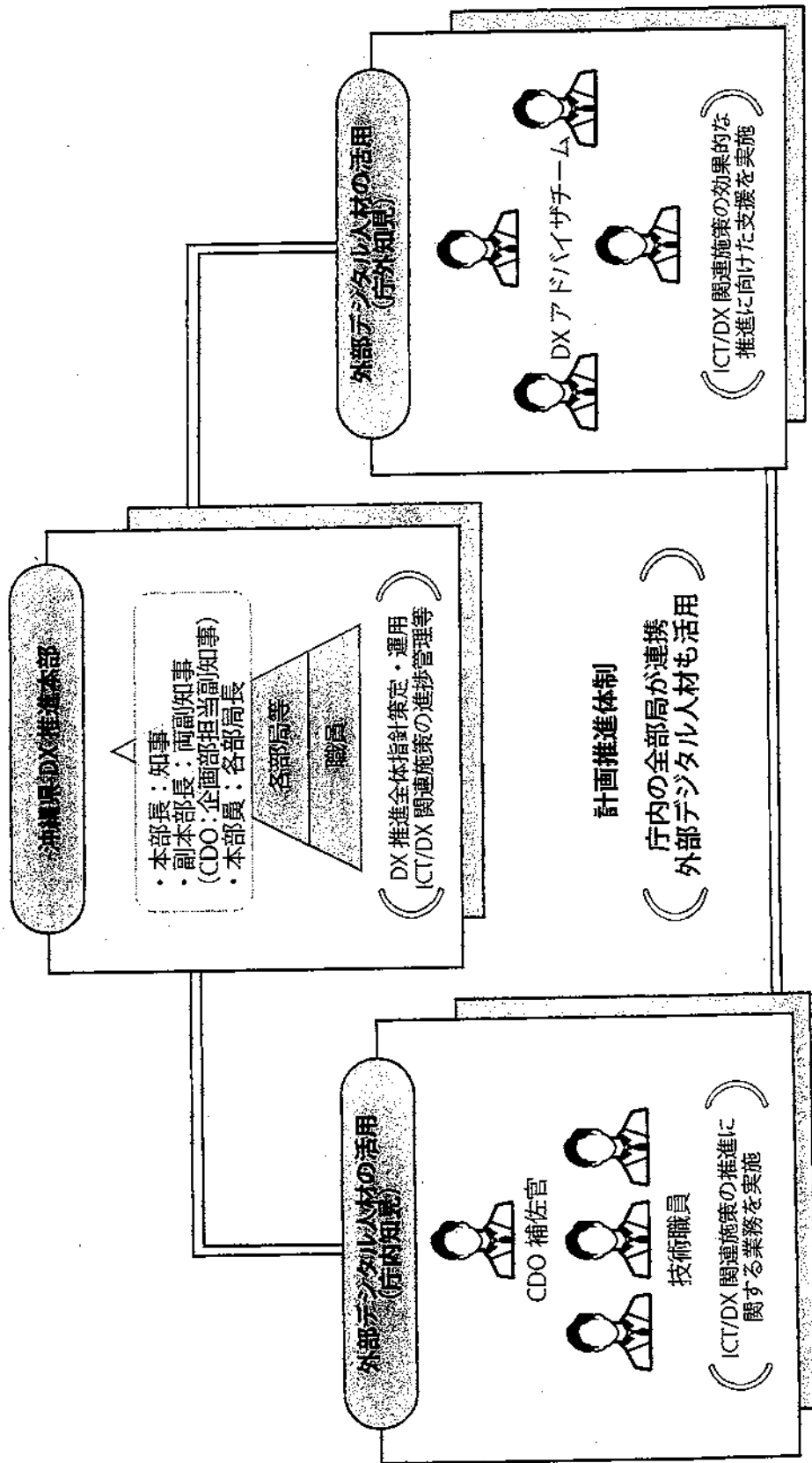
- 沖縄県 DX 推進本部のもと、全部局が主体的に取り組むことで、着実な推進を図ります。
- CDO 補佐官や DX アドバイザチームを活用し、外部の専門的知見も取り入れます。

進捗管理

- 施策集の PDCA 検証による進捗管理や DX までのステップの確認を毎年度実施します。
- 進捗管理の結果は、効果的な施策推進や本計画の総括等において活用します。

効果的な推進

- DX アドバイザチームを活用したコンサルティング等により基本姿勢やデジタル活用原則に沿った推進を図ります。
- 研修等により、職員の DX 関連知識の向上・定着を図ります。



沖縄県企画部デジタル社会推進課



領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
234	末田正彦	会派視察旅費	83,310	1	83,310	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

(様式第7号)

会派代表者	経理責任者
	

領収書番号
234

政務活動費用
120 調查研究費 旅費

書 屆 張 出

所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名 (印)	末田正彦
届年月日	令和5・10・2	支出区分	120 調査研究費 旅費
出張年月日	出張先 (目的地を市町村別に明記すること)	宿泊予定地	
5・10・4	東京都目黒区	東京都	
5・10・5	石川県金沢市役所	石川県金沢市	
5・10・6	石川県立図書館		
・			
・			
調査目的	東京:学校温水プールの開放について(緑ヶ丘小学校屋内プールの現地視察) 金沢:金沢市がけ地防災工事費等補助金交付制度について 石川:石川県立図書館について		

旅費予定額

旅費予定額																	
鉄道賃 40,410				車賃				船賃				日 当 9,900		3 日 宿泊料 33,000		2泊	
航空賃				支度料				雑 費						合 計 83,310			
運賃				急行料金						グリーン料金							
倉敷		～	金沢 東京経由	193.3km	14,080円	岡山		～	東京	732.9km	新幹線	7,100円	～				
金沢		～	倉敷	460.0km	7,480円	東京		～	金沢	450.5km	新幹線	6,900円	～				
～						金沢		～	新大阪	263.8km	特急	1,470円	～				
～						新大阪		～	岡山	180.3km	新幹線	3,380円	～				
～						～							～				
～						～							計 40,410円				
～						～											
～						～											
備考																	

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第21号)第3条第2項の規定を準用する。

領収書貼付用紙

120 調査研究費 旅費

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
252	田口明子	会派視察旅費	83,310	1	83,310	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

(様式第7号)

会派代表者	経理責任者
	

領収書番号
252

政務活動費用
120 調査研究費 旅費

出張届書

所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名 (印)	田口明子 
届年月日	令和5・10・2	支出区分	120 調査研究費 旅費
出張年月日	出張先 (目的地を市町村別に明記すること)		宿泊予定地
5・10・4	東京都目黒区		東京都
5・10・5	石川県金沢市役所		石川県金沢市
5・10・6	石川県立図書館		
・			
・			
調査目的	東京: 学校温水プールの開放について (緑ヶ丘小学校屋内プールの現地視察) 金沢: 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付制度について 石川: 石川県立図書館について		

旅費予定額

鉄道賃 40,410	車賃	船賃	日当 9,900	3日	宿泊料 33,000	2泊
航空賃	支度料	雑費			合計 83,310	
運賃		急行料金			グリーン料金	
倉敷 ~ 金沢 東京経由	1193.3km	14,080円	岡山 ~ 東京	732.9km	新幹線	7,100円
金沢 ~ 倉敷	460.0km	7,480円	東京 ~ 金沢	450.5km	新幹線	6,900円
~			金沢 ~ 新大阪	263.8km	特急	1,470円
~			新大阪 ~ 岡山	180.3km	新幹線	3,380円
~			~			~
~			~			~
~			~			~
~			~			~
~			~			~
計						40,410円
備考						

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和42年倉敷市条例第21号) 第3条第2項の規定を準用する。

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
328	田辺牧美	会派視察旅費	83,310	1	83,310	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

(様式第7号)

会派代表者	経理責任者
	

領収書番号
328

政務活動費用
120 調査研究費 旅費

出張届書			
所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名(印)	田辺牧美 
届年月日	令和5・10・2	支出区分	120 調査研究費 旅費
出張年月日	出張先(目的地を市町村別に明記すること)		宿泊予定地
5・10・4	東京都目黒区		東京都
5・10・5	石川県金沢市役所		石川県金沢市
5・10・6	石川県立図書館		
調査目的	東京:学校温水プールの開放について(緑ヶ丘小学校屋内プールの現地視察) 金沢:金沢市がけ地防災工事費等補助金交付制度について 石川:石川県立図書館について		

旅費予定額

鉄道賃	車賃	船賃	日当	3日	宿泊料	2泊
40,410			9,900		33,000	
航空賃	支度料	雑費			合計	
					83,310	
運賃		急行料金			グリーン料金	
倉敷 ~ 金沢 東京経由	193.3km	14,080円	岡山 ~ 東京	732.9km	新幹線	7,100円
金沢 ~ 倉敷	460.0km	7,480円	東京 ~ 金沢	450.5km	新幹線	6,900円
~			金沢 ~ 新大阪	263.8km	特急	1,470円
~			新大阪 ~ 岡山	180.3km	新幹線	3,380円
~			~			
~			~			
~			~			
~			~			
~			~			
~			~			
計						40,410円
備考						

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第21号)第3条第2項の規定を準用する。

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
350	三宅誠志	会派視察旅費	83,310	1	83,310	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

(様式第7号)

会派代表者	経理責任者
	

領收書番号
350

政務活動費用
120 調查研究費 旅費

出 張 届 書

所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名 (印)	三宅誠志
届年月日	令和5・10・2	支出区分	120 調査研究費 旅費
出張年月日	出張先 (目的地を市町村別に明記すること)		宿泊予定地
5・10・4	東京都目黒区		東京都
5・10・5	石川県金沢市役所		石川県金沢市
5・10・6	石川県立図書館		
・			
・			
調査目的	東京: 学校温水プールの開放について(緑ヶ丘小学校屋内プールの現地視察) 金沢: 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付制度について 石川: 石川県立図書館について		

旅費予定額

旅費予定額															
鉄道賃		40,410		車賃				船賃				日 当		3 日	
												9,900		33,000	
航空賃				支度料				雑 費						合 計	
														83,310	
運 賃				急 行 料 金				グ リ ー ン 料 金							
倉敷	～	金沢 東京経由	193.3km	14,080円	岡山	～	東京	732.9km	新幹線	7,100円	～				
金沢	～	倉敷	460.0km	7,480円	東京	～	金沢	450.5km	新幹線	6,900円	～				
～					金沢	～	新大阪	263.8km	特急	1,470円	～				
～					新大阪	～	岡山	180.3km	新幹線	3,380円	～				
～					～						～				
～					～						～				
～					～						計				
～					～										40,410円
備考															

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第21号)第3条第2項の規定を準用する。

会派代表者	会派内回覧			
■	■	■	■	■

調 査 報 告 書

令和 5 年 10 月 13 日

会 派 代 表 者 様

末田 正彦

田辺 牧美

田口 明子

三宅 誠志

次のとおり出張（視察）しましたので、その結果を報告します。

記

1 出張（視察）期間

令和 5 年 10 月 4 日 ～ 令和 5 年 10 月 6 日まで（3 日間）

2 出張先・視察目的

- ・ 東京都目黒区緑ヶ丘小学校屋内プール について
- ・ 石川県金沢市土砂災害への対応 について
- ・ 石川県立図書館 について

視 察 先

(東京都目黒区)

(日 時) 令和 5 年 10 月 4 日 (水) 14 時 00 分～16 時 00 分

(目 的)

1 施策・事業名称等 視察目的

学校温水プールの開放について

(緑が丘小学校屋内プールの現地視察)

2 視察目的選定の理由

現在、倉敷市屋内水泳センターの閉館・解体が決まっている。今後は、水島緑地福田公園にある屋外プールと複合化される。それに伴って、倉敷市街地から水泳場が無くなるため、利用者にとってとても不便となる。今後も、継続して市民の方々に水泳というスポーツを楽しんでもらうために、どんなことが出来るのか。市民に開放された学校のプールを視察する。

(対応者、職名・氏名)

目黒区・文化スポーツ部スポーツ振興課 課長 稲毛 照久

(内容)

1 施策、事業等視察概要

別紙・参照

○目黒区立緑が丘小学校等の屋内プールの使用に関する条例

2 質疑応答

質問 1 学校プールを市民開放した事業目的について**回答 1**

目黒区内には様々な体育施設が設置されている、プールは区内に 4 か所。老朽化して、建て替えや新設を計画した際に、土地の確保に限界があった。その時に、小学校のプールを教育委員会所管から切り離して文化スポーツ部の所管としたことで、指定管理に運営を任せて、学校使用時間との調節を図りながら、区民の方々にスポーツの場として開放する施設とした。

質問 2 スポーツ推進計画について**回答 2**

目黒区の基本計画令和 4 年度作成されている。現在、改定の時期を迎える。子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、いつでも・いつまでも誰もがスポーツに慣れ親しむことが出来ること。

区民のライフステージに応じた、スポーツの場とスポーツ環境を整えることは行政としての役割である。このことを理念に推進計画を作成している。

強化選手を輩出しようというわけではなく、多くの区民の身近なところにス

スポーツを楽しめる場があるということが重要と考えている。

質問 3 今後の水道光熱費・人件費について

回答 3

物価高騰の煽りを受けて、今後は今以上に光熱費や人件費は高騰することが考えられる。そのため、業務委託費の高騰は避けられないと思われる。

事業運営費 令和 4 年度決算額 5200 万円 プール利用料金収入 1200 万円

（意見・感想）

1 視察を終えての感想、本市との比較など

子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、どんな時でもスポーツに慣れ親しむことが出来るという理念のもと、推進計画をたて事業として展開されているところがとても勉強になりました。行政の役割とは…という視点においても、区民の方々が中心に据わっている感じを受けた。

学校施設のプールは、どの自治体も同様に老朽化を迎え、新たに建設することは困難を極めます。また、同様に、区内のプール施設の更新となると大きな負債を抱えることにもつながりかねません。そこで、学校のプールを温水プールで更新し、区民や区民以外の方も自由にいつでも利用できるよう開放することによって、区民（市民）の健康と福祉増進につなげる。本来の行政の役割りが発揮されていることに学ぶことが出来た。

本市においては、旧倉敷市内（倉敷市街地）からプールが無くなることに伴って、今プールを利用している方たちは、今後利便性が悪くなるのと同時に、健康増進のために続けてきたスポーツということから距離が出来てしまう。

今後は、継続して水泳を楽しんでいただけるような施策が求められる。

2 視察成果を本市の施策等に生かす意見・提言（予定する会議、審議会など）

現在、屋内水泳センターを利用している方たちが、継続して水泳に親しみ、プールが利用できるような施策が必要である。

また、学校プールも老朽化が進んでおり、更新時期と重なる。それと併せて、市民に開放して年中利用可能なプール設備があればと考えられる。

今後、議会においても市民のスポーツを行う権利をどのように保障していくのか取り上げていきたいと思う。

3 添付書類

(1) 応対者名刺 別紙参照 (添付)

(2) 関係資料 別紙参照

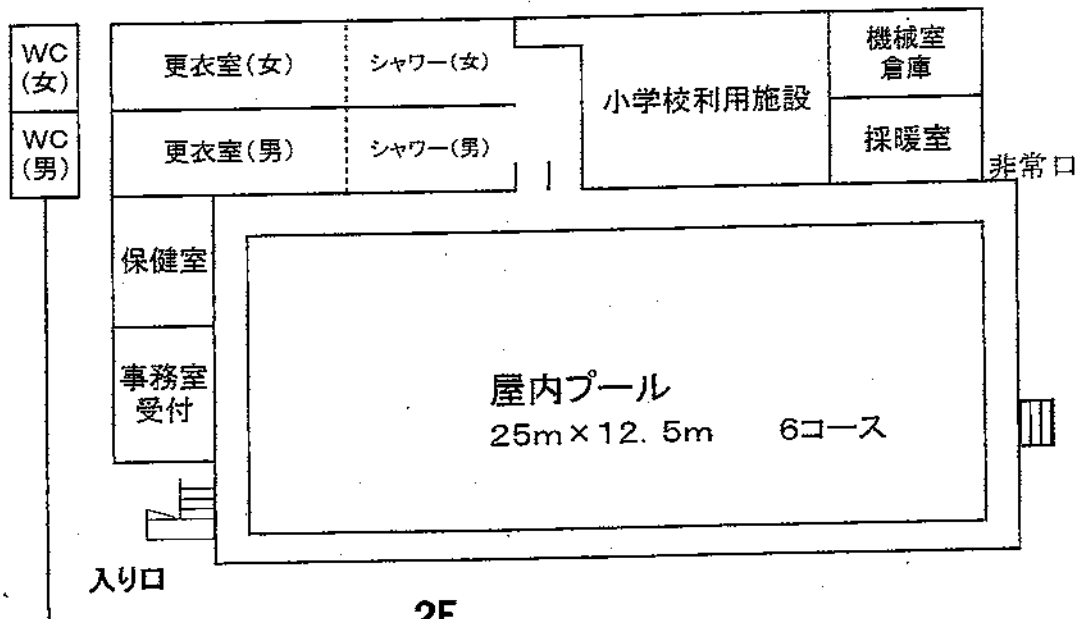
(3) 写真

緑ヶ丘小学校屋内プール (西部地区プール)

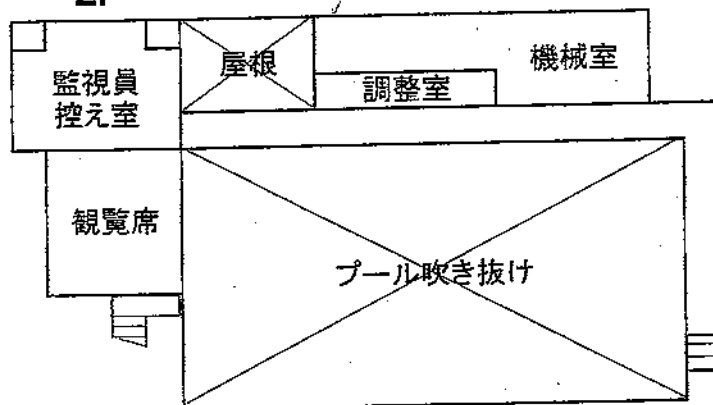
施設概要

- ◎ 屋内温水プール 25m×12.5m 6コース
- ◎ 定員203名(男子98名 女子105名)
水深は1.0m～1.1m
- 観覧席 ◎ 2階

1F



2F



〒152-0034 目黒区緑が丘2-13-1

TEL 03-3718-3130

FAX 03-3723-8744

注意!

プールへは、緑が丘文化会館別館側より入場してください。
小学校の校門からは入場できません。

利用のご案内

事業の目的

このプールは、学校使用時間との調整を図りながら、区民の方にスポーツの場として開放する施設です。「利用上の注意」などのルールを守って楽しくご利用ください。

児童の学習における部分が最優先



○一般公開(個人利用)

2時間を基本とする時間制です。貸切と学校使用時間帯を除き、いつでもご利用になれます。

- * 利用当日、自動券売機で当日の入場券を購入してから利用してください。
- * 利用料金は大人400円/子ども・高齢者・障害者200円です。
2時間を越えて利用する場合は、超過料金1時間(1時間に満たない場合も1時間とします。)につき、大人300円/子ども・高齢者・障害者は150円となります。
- * 利用時間の起算は、券売機で発行する利用券にて確認いたします。紛失しないように保管し、お帰りの際、受付にお渡しください。なお、超過した場合は発券機にて清算をお願いします。
- * 公開時間内の毎正時5分前から5分間の休憩時間があります。
- * 最終入場時間は、公開終了時間30分前です。また、一般公開の途中に学校使用・貸切使用・区主催の教室で使用する場合は、前後20分間は点検と清掃により入場できません。
- * 小学生以下の夜間(18:30以降)の利用は高校生以上の保護者による送迎が必要です。

○貸切(団体利用)

インターネット(パソコン、携帯電話、利用者端末機)を通じての予約となります。事前に利用者登録が必要です。利用者登録がないと抽選申込や利用受付等はできません。

詳細については、「目黒区スポーツ予約システムの利用ガイドブック」をご覧ください。

- * 利用者登録ができる団体は構成員が5人以上の団体です。
- * 予約時には全面貸切の申し込みとなります。使用料の支払い時に「全面」「半面」の選択ができます。
- * 抽選申込期間は利用月2ヶ月前の1日～4日までとなります。
3月利用分の抽選申込期間は12月24日～12月27日までとなります。
- * 抽選日は毎月5日です。抽選結果は各団体がインターネットを通じて確認してください。
- * 使用料の支払いは抽選日翌日から14日までです。期間内に利用手続きがない場合は、自動的にキャンセル扱いとなります。事前にご確認ください。
- * 営利を目的とした利用はお断りいたします。
- * 空き施設の予約申込期間は利用月2ヶ月前の15日～20日までです。(先着順)
- * 空き施設の使用料の支払いは、予約をした日(予約日)の翌日から7日以内です。
- * 夏季期間(7/1～9/10)の貸切利用はありません。
- * 区・教育委員会の主催事業と貸切利用が重なった場合は、主催事業が優先となります。

◎盗難防止のため、貴重品ロッカーをご利用ください。

利用上の注意



1 次の人はプール場内に入場できません。

- 体調が悪い人、病気等で医師から水泳を止められている人
- おむつの取れていない乳幼児（3歳未満）
- 風紀を乱す恐れがある人。酒気を帯びている人
- 保護者の付き添いが無い未就学児
（付き添いは保護者1人につきこども2人まで）
- 犬、猫等を連れてくる人
- 刺青・タトゥーを露出した状態の人
（ラッシュガード等を必ず着用して入場ください。なお、貸出も行っておりますが、数に限りがありますので予めご了承ください。）

2 プールに入るにあたって次のことを守ってください。

- 水泳帽子を必ず着用すること
- プールに入る前に、必ずシャワーを浴び、準備運動をすること（自動シャワーを通過される際は、水泳帽子を脱いでください。）
- 場内に非衛生的なもの、危険なもの（ガラス製品、金属製品、時計、装飾品、ヘアピン等）を持ち込まないこと
- 化粧、髪の毛の油をよく取り除き、ばんそうこう等は、取ってから入場すること
- 貸切で使用した用具（コースロープ等）は利用団体の責任のもとに設置・管理し利用時間終了後は原状回復すること

3 泳ぐにあたって次のことを禁止します。

- メガネを使用すること（ゴーグルは除く）
- 備え付けのビート板・ヘルパーを除き、浮き具を使用すること
- 飛び込み・潜水をすること
- 混雑中は、背泳、バタフライ等の泳法、ビート板の使用を禁止することがあります。
- 一般公開時に5人以上の集団で練習等一部の水域を占拠する行為
- 営利をともなう指導をおこなうこと
- こどもサポートプラン実施日（学校の長期休業日を除いた毎週土曜日）において指導を行なうこと。ただし、親子および障がいのあるかたが利用する場合を除く。
- 場内で水着以外の衣類を着用すること

4 その他

- 安全管理のため監視員等の指示に従ってご利用ください。
- 更衣室・プール場内での撮影・飲食・喫煙はできません。（ギャラリーからの撮影も禁止）
- 貸切利用時間中は、プール場内には監視員を配置しません。
（ただし、緊急時の対応のため、控え室に監視員が常駐します。）
- 利用時間（2時間）には、更衣室・シャワー等を利用する時間を含みます。ご注意ください。
- 利用にあたっては、小銭をご用意ください。
- 盗難防止のため、貴重品ロッカーをご利用ください。

利用料金

○一般公開（個人利用）〈2時間を基本とする時間制〉

	2 時間	超過料金 (1 時間につき)
大人【高校生以上】	4 0 0 円	3 0 0 円
子ども【中学生以下】 高齢者【満 6 5 歳以上】 障がい者	2 0 0 円	1 5 0 円

※ 障害者の介助者は障害者 1 人につき 3 人まで無料です。

(4 人以上の場合はプール受付窓口までご相談ください。)

※ 2 時間を超過した場合は、超過料金が必要です。

○貸切（団体利用）

	全面貸切	半面貸切
区民団体	1 8 , 4 0 0 円	9 , 2 0 0 円
区民団体以外	3 6 , 8 0 0 円	1 8 , 4 0 0 円

※ 区民団体は、構成員の半数以上が区民（区内在住・在勤・在学）で、代表者も区民である団体です。

※ 貸切枠が祝日と重なった場合は一般公開となります。

※ 土曜日・日曜日・夏季期間（7/1～9/10）の貸切は、ございません。

※ 拡声装置の貸出し（全面貸切のみ） 1 式 1 回 5 0 0 円

○無料公開

こどもの日（中学生以下の方）及びスポーツの日は、記念行事としてプールを無料公開します。
詳細は、めぐる区報等をご覧ください。

○土曜日こども無料公開(こどもサポートプラン)

毎週土曜日は、こどもサポートプランとして中学生以下のプール一般公開利用料金は無料です。

※ 水泳教室などの行事がある場合は、利用できません。

※ 学校の長期休業日（春・夏・冬休み）を除きます。

※ 安全で快適に利用できるよう、こどもサポートプラン実施日につきましては、親子および障がいのあるかたを除き、指導行為を禁止します。

開場時間

○開場時間

9:00～22:00

○休場日

年末年始及び臨時休場日

プログラム

～プログラム～

- ※1 水中ウォーキング【3コース使用】 水曜日 10:00～10:55 対象：中学生以上
 ※2 アクアエクササイズ【3コース使用】 土曜日 10:00～10:55 対象：中学生以上
 ※3 初心者水泳指導【2コース使用】 水曜日 18:30～20:30 対象：小学生以上
 *上記のプログラムは事前の予約は必要ありません。当日、開始時間にプールサイドへお越しください。
 また、夏季期間、祝日、臨時休場、区主催事業実施時には、プログラムがありません。
 *3コースを使用する貸切・プログラムの場合、残り3コースはフリーコースになります。

夏季期間以外（9月11日～6月30日）

曜日	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
月						学校 13:40～15:40								
火														
水			※1					貸切 16:00～18:00			※3			
木						貸切 13:40～15:40								
金		貸切 9:00～11:00												
土			※2											
日														

- 1 空白（下記♠2参照） 一般公開
 2 貸切 原則全面貸切のため一般公開はありませんが、次の場合は、全面（半面）を一般公開します。
 ア 貸切利用がない場合 全面一般公開
 イ 半面貸切の場合 半面一般公開
 3 学校（学校使用） 学校使用がない場合は 一般公開となります。

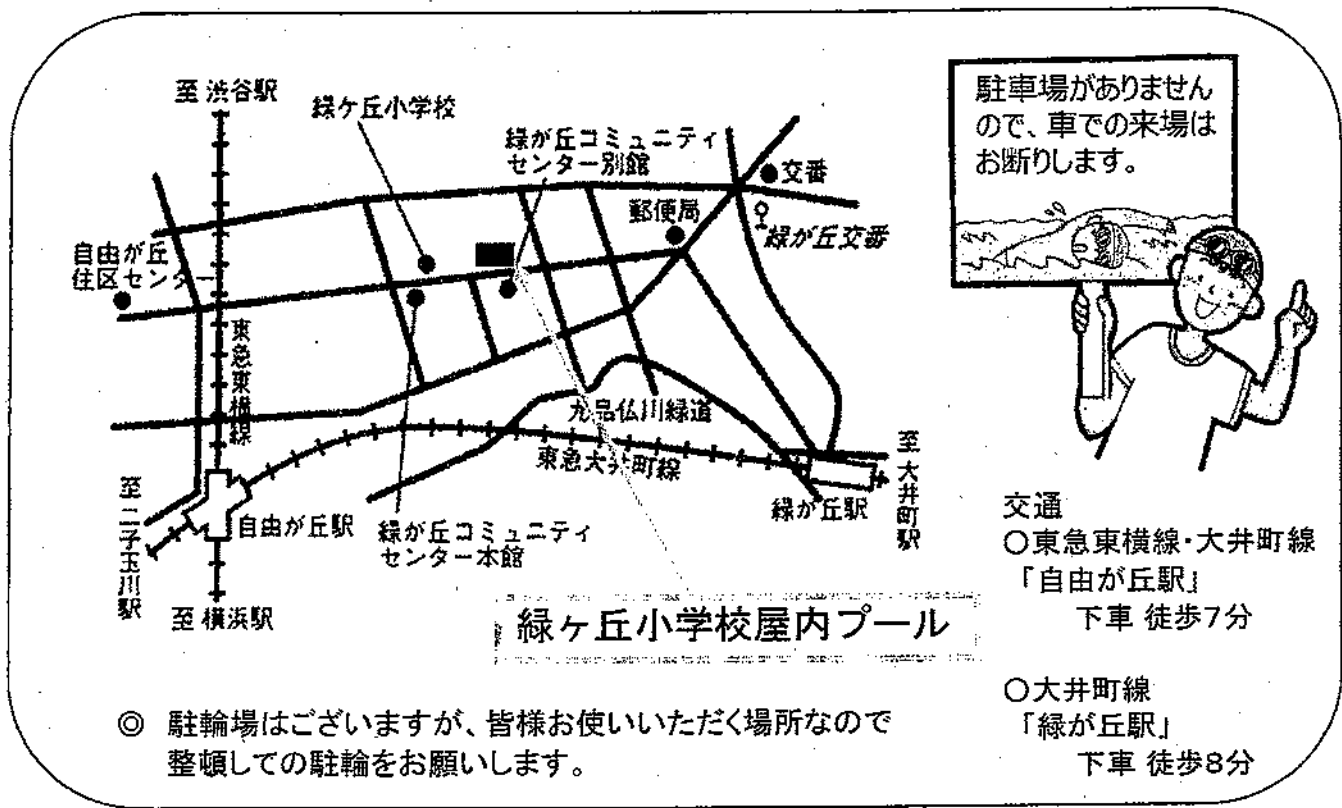
夏季期間（7月1日～9月10日）

曜日	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
月			学校 9:00～15:40											
火			学校 9:00～15:40											
水			学校 9:00～15:40											
木			学校 9:00～15:40											
金			学校 9:00～15:40											
土														
日														

- 1 空白（下記♠2参照） 一般公開
 2 学校（学校使用） 学校使用がない場合は一般公開となります。

- ♠1 学校使用時間との調整により変更する場合がありますので、毎月の予定表をご覧ください。
 ♠2 学校・貸切・区主催の教室で使用する前後20分間は点検と清掃により入場できません。

緑ヶ丘小学校屋内プール（西部地区プール）案内図



目黒区の主な体育施設

施設	住所	電話	内容
中央体育館	目黒本町5-22-8	3714-9591	競技場・武道場 トレーニング室等
駒場体育館	駒場2-19-39	3485-7761	体育館・庭球場・ <u>プール</u> トレーニング室
区民センター体育館	目黒2-4-36	3711-1139	体育館・庭球場・ <u>プール</u> トレーニング室
碑文谷体育館	碑文谷6-12-43	3760-1941	体育館・庭球場・野球場
八雲体育館	八雲1-1-1	5701-2984	体育館・トレーニング室
五本木小学校屋内プール (中央地区プール)	五本木2-24-3	3714-8511	<u>プール</u>
碑小学校屋内プール (南部地区プール)	碑文谷1-18-14	3793-2606	<u>プール</u>
宮前公園庭球場	八雲3-19-12	3723-3342	庭球場
砧サッカー場・野球場	世田谷区喜多見 1-12-2	3415-2361	サッカー場・野球場

○利用可能な種目・時間帯・利用方法については、各施設にお問合せください。

○記載所在地・電話番号は各施設のものです。

各地区に設置にある。
土地の確保に限界がある。

○目黒区立緑ヶ丘小学校等の屋内プールの使用に関する条例

昭和62年3月

目黒区条例第10号

改正 平成6年12月1日条例第46号

平成9年10月1日条例第39号

平成12年9月29日条例第56号

平成19年6月29日条例第31号

平成19年11月30日条例第55号

平成24年9月28日条例第55号

目黒区立緑ヶ丘小学校等の屋内プールの使用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により、目黒区立緑ヶ丘小学校、目黒区立五本木小学校及び目黒区立碑小学校の屋内プール（以下「プール」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成19年条例55号〕）

(使用の区分)

第2条 プールの使用の区分は、つぎのとおりとする。

(1) 一般公開使用

(2) 貸切り使用

(使用させない日)

第3条 プールを使用させない日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、目黒区教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に使用させない日を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、臨時にプールを使用させることができる。

（一部改正〔平成19年条例55号〕）

務を処理するために設置された団体が行政目的のために使用するとき。 1

00分の25相当額

(全部改正〔平成9年条例39号〕、一部改正〔平成19年条例31号〕)

(使用料の不還付)

第10条 すでに納めた使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(使用の制限)

第11条 委員会は、プールの使用について、つぎの各号の一に該当すると認めるときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (2) 使用目的又は使用条件に違反したとき。
- (3) プールの維持管理に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) 災害その他の事故により、プールの使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号のほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき又は使用を停止されたとき若しくは使用承認を取り消されたときは、ただちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止行為)

第14条 使用者は、つぎの行為をしてはならない。

- (1) 承認外の施設を使用すること。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用すること。
- (3) 施設を汚損し、又はき損すること。
- (4) 無断で設備その他の現状を変更すること。

- 2 この条例施行の際、現に使用の申請を受理している施設に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成12年9月29日条例第56号）

- 1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区立緑ヶ丘小学校等の屋内プールの使用に関する条例別表第2の規定は、平成13年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

付 則（平成19年6月29日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年11月30日条例第55号）

- 1 この条例は、平成20年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条の改正規定（「第85条」を「第137条」に改める部分に限る。）

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日

（施行の日＝平成19年12月26日）

(3) 第3条第1項の改正規定 平成20年5月1日

- 2 この条例による改正後の目黒区立緑ヶ丘小学校等の屋内プールの使用に関する条例別表第2の規定は、平成20年5月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

- 3 目黒区立碑小学校の屋内プールを使用するための手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成24年9月28日条例第55号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

（全部改正〔平成9年条例39号〕、一部改正〔平成24年条例55号〕）

使用区分	小人（中学生以下）・高齢者・ 障害者	大人（高校生以上）
------	-----------------------	-----------

目黒区 文化・スポーツ部
スポーツ振興課



課長 稲毛 照久

〒153-0064 東京都目黒区上目黒2-19-15

電話 03-5722-9690

FAX 03-5722-9754

E-mail: [REDACTED]

目黒区議会

議長 おのせ 康裕

議長室 〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

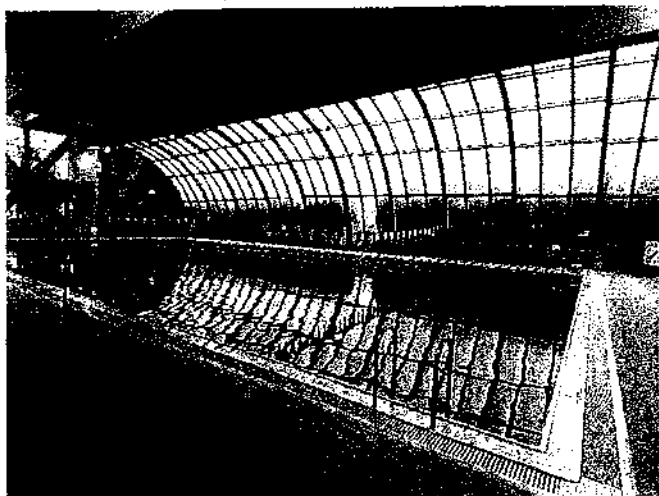
電話 03(3715)1111(代表)

本務所 〒153-0051 目黒区上目黒4-18-12

電話 03(3792)5199 FAX 03(6801)7077

E-mail: [REDACTED]

様式第8-2号 (政務活動費：調査視察用)



視 察 先

（ 金 沢 市 ）

（日 時） 令和5年10月5日（木） 14時 ～ 15時30分

（目 的）

1 施策・事業名称等 視察目的

金沢市がけ地防災工事費等補助金交付制度

(1)事業の概要

(2)実績

(3)事業実施に至った経緯

(4)事業の検証と今後の事業展開

(5)市民の反応

について

2 視察目的選定の理由

地球温暖化の影響で毎年どこかでゲリラ豪雨や線状降水帯による集中豪雨が起きています。雨が降るたびに浸水被害や土砂崩れ被害が起きないか心配になります。急傾斜地崩壊危険区域の指定条件にはかからないけれども、斜面が崩れ、通学路を塞いだり、民家に被害が及ぶようなところがあります。

金沢市では、金沢市がけ地防災工事費等補助金交付制度を設けて私有地にある30度を超える自然の斜面の崖崩れ防止工事を行った場合に補助をする制度があります。その制度を詳しく調査するために選定した。

（応対者、職名・氏名）

土木局 道路建設課がけ地対策室 室長 松本 和彦

金沢市議会事務局 議事調査課担当課長 安藤 哲也

（内容）

1 施策、事業等視察概要

配布された資料を添付（参照）

2 質疑応答

質問1 補助金交付制度の変遷は、どのようなになっているのか？

回答1 平成3年度から始まり、まずは、項目が防災工事費等（工事費のみ）、抑制工事費、がけ地近接住宅移転から平成14年度には、項目の防災工事費等に費目、地盤調査・設計が追加され、平成20年度には、新たに項目の応急防災工事費が追加され、用途が拡大された。

質問2 がけ地対策室の業務の概要はどのようなものか？

回答2 (1) 地区ごとに防災マップを作成し、地区ごとに定期的に避難訓練（土砂災害）を行っている。避難訓練では、情報伝達訓練、指定されている避難所までの避難行動、避難所設営訓練、また、AED講習、土砂災害講座などの講座を行っている。

- (2) 梅雨時期、台風時期、融雪時期には、がけ地パトロールを実施している。対象は、丘陵地にある 42 の住宅団地、急傾斜地崩壊防止施設、砂防施設、地滑り防止施設です。変状等の危険が認められたら、所有者に改善指導を行っている。その時にがけ地防災工事等補助金を合わせて紹介している
- (3) 土砂災害発生時の初動対応としては、iPad を利用して状況報告をしている。災害現場の状況をリアルタイムに報告ができ、迅速な対応が可能です。
- 報告内容としては、
1. 場所、被災状況、被災規模
 2. 人命被害、家屋被害の有無
 3. 被害拡大の可能性
 4. 避難指示等発令の必要判断
 5. 通行止め措置の必要性和要請
 6. 応急措置の必要性和要請
 7. 継続監視の必要性
- などです。
- (4) ドローンを 2 台導入しており、平常時には、目視が困難ながけ箇所点検・パトロールの実施や現場での状況確認の効率化で使用する。災害時には、容易に近づけない災害箇所の状況を把握したり、災害現場での職員を二次被害から守るために使用される。
- 導入にあたっては、土木局で 10 名の操作者研修を実施する。

(意見・感想)

1 視察を終えての感想、本市との比較など

視察に行くまで、金沢市が、トップクラスの降水量であるとは知らなかった。それゆえに、こういったがけ地の防災工事への補助金が、民有地を含め、充実していることに納得できた。崩れた後ではなく、防災目的で、地盤調査や抑制工事などへの補助金もあることには、見習うべきものがある。

がけ地対策室の業務内容が充実していると感じた。日頃の啓蒙活動に加えて、町ごとで防災マップの作成と避難訓練、がけ地の梅雨時期、台風時期、融雪時期のパトロールの実施し、危険が認められたところがあれば、所有者に改善指導を行うなど、きめの細かい対応である。また、iPad を利用した災害発生時の状況報告さらにドローンを使った容易に近づけない災害箇所の状況の情報収集など、デジタル化が図れているのも、感心した。

- 2 視察成果を本市の施策等に生かす意見・提言 (予定する会議、審議会など)
- がけ地に対する取り組みとして、専門部署をつくり、細かな啓蒙活動やこういった補助金やデジタル化が、倉敷市においても必要ではないでしょうか。
- 2 月の代表質問において、金沢市の取組を紹介しながら、がけ地対策を前に進めていくよう提案したい。

3 添付書類

(1) 写真



(2) 関係資料

土砂災害への対応について

金沢市土木局
道路建設課 かけ地対策室
室長 松本和彦

目次

1. 土砂災害とは
2. 本市における災害発生事案と対策事例
3. 金沢市かけ地防災工事費補助金制度
4. 本市の土砂災害への対応 など

1. 土砂災害とは

(1) 土砂災害の種類

■土石流とは



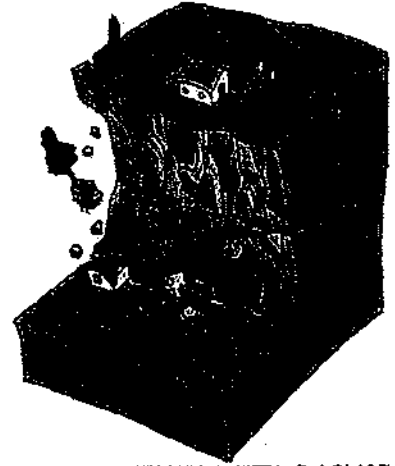
土石流は、大量の土砂が水と共に流れ落ち、家屋や道路を押し流す災害です。

■地すべりとは



地すべりは、地面全体がそのまますべりだし、家屋や道路などを押し出す災害です。

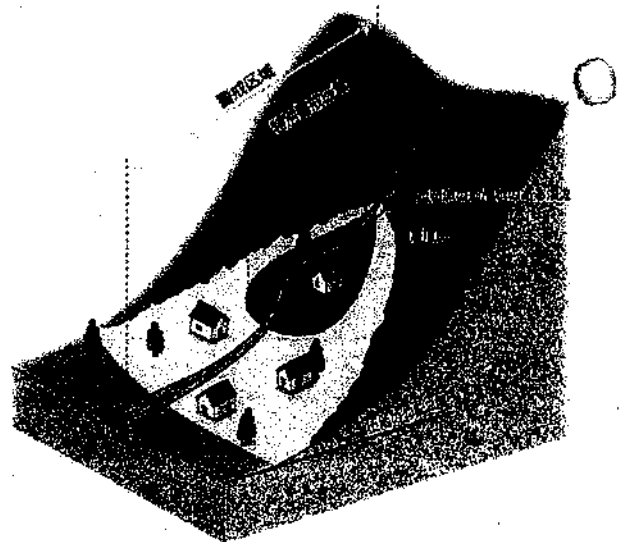
■がけ崩れ（急傾斜崩壊）とは



がけ崩れは、傾斜が急な斜面から土砂が急に落下し家屋や道路などを押しつぶす災害です。

(1) 土砂災害の種類

① 土石流



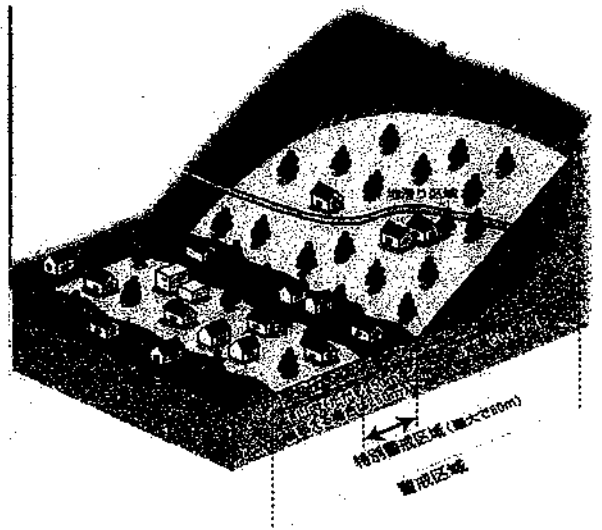
- ・土砂が水と一体となり、一気に下流へ押し流される現象
- ・流れの速さは $20\sim40\text{km/h}$ という速度
- ・一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう

08-27-88 12:12

提供 国土交通省防衛部

(1) 土砂災害の種類

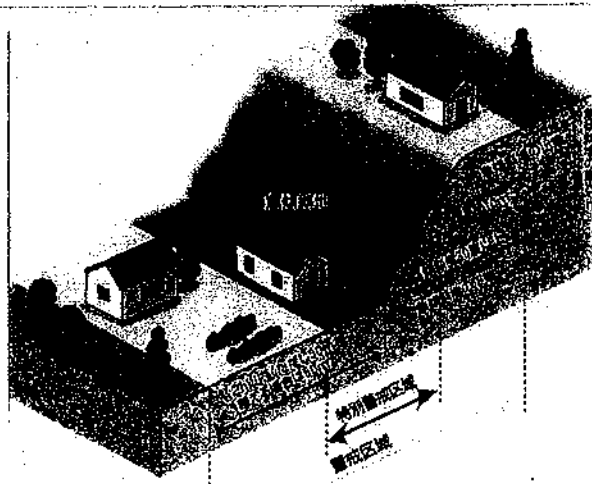
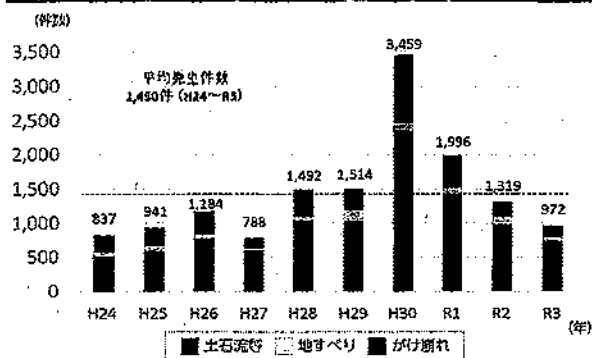
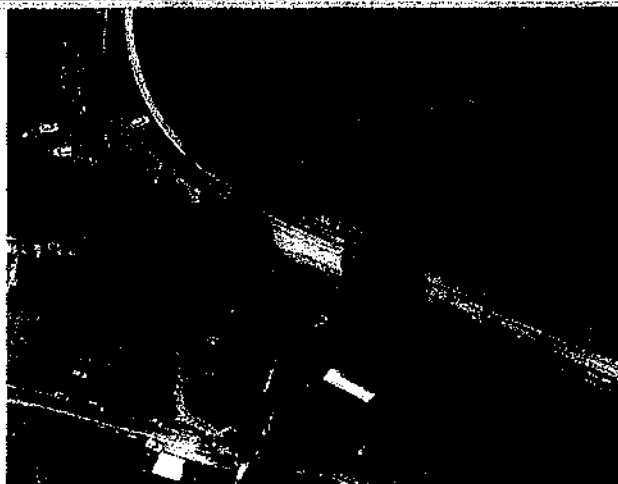
② 地すべり



- ・斜面の土塊が地下水などの影響
- ・地すべり面に沿ってゆっくり移動
- ・広範囲で移動土塊量が多い
- ・甚大な被害を及ぼす可能性が高い

168号線地すべり

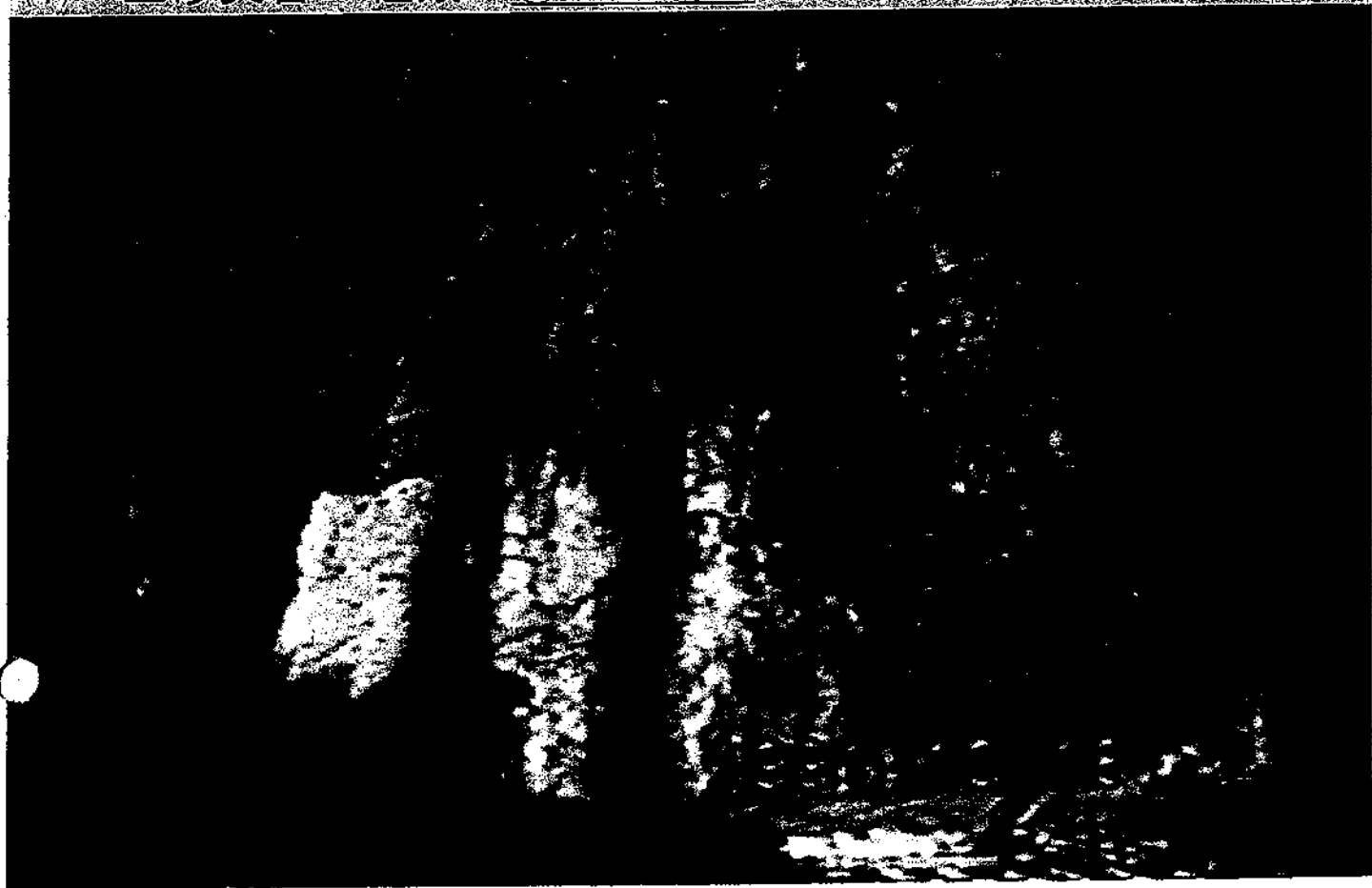
③ がけ崩れ（急傾斜地崩壊）



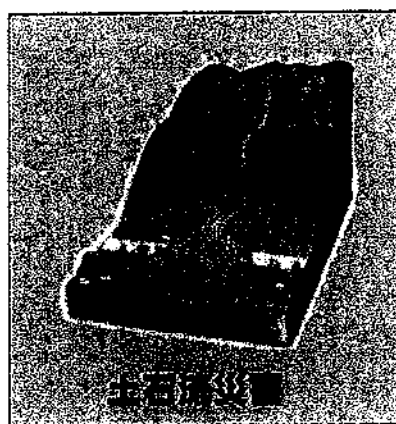
- ・ 雨や地震などの影響
- ・ 急激に斜面が崩れ落ちる
- ・ 逃げ遅れる人も多く、

死者の割合が高い

(1) 土砂災害の種類 ③がけ崩れ【平成3年10月 長野県】



(2) 土砂災害の発生原因



土石流災害



地すべり災害



がけ崩れ災害

いつ起こる？

どこで起こる？

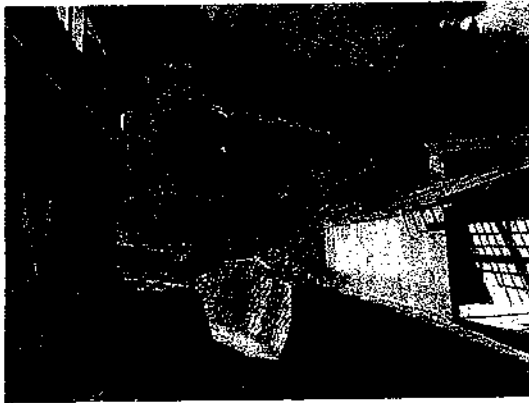


- 一般的には・・・
雨が降ったり、地震が起きたときが危ない。

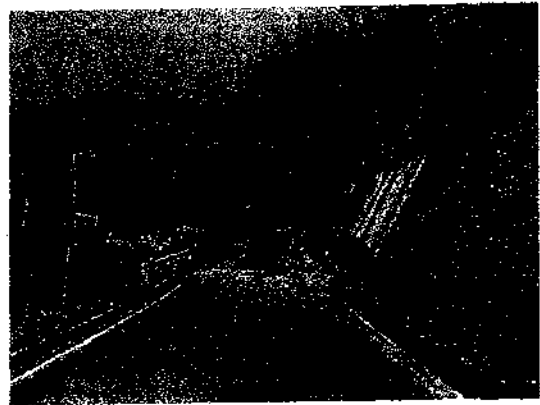
※ 降雨後、降雪、融雪時にも注意。
また造成等行為がきっかけとなることも有



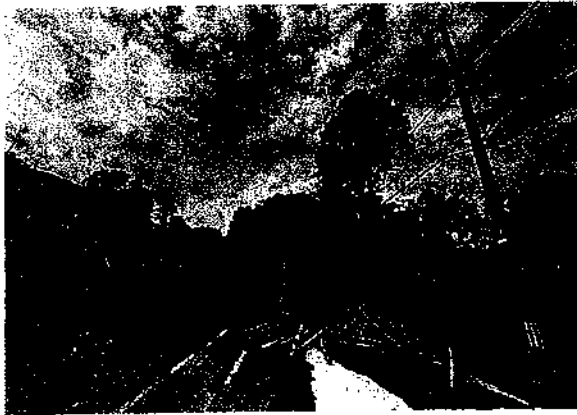
令和4年8月4日発生 (土石流)



(がけ崩れ)



令和5年7月12日発生 (がけ崩れ)



(がけ崩れ)

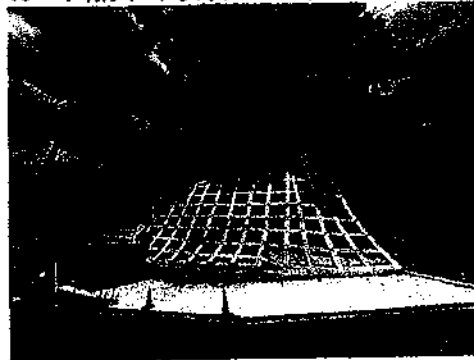


(2) 土砂災害への対策事業

土石流対策「砂防事業」



がけ崩れ対策「急傾斜地崩壊防止事業」

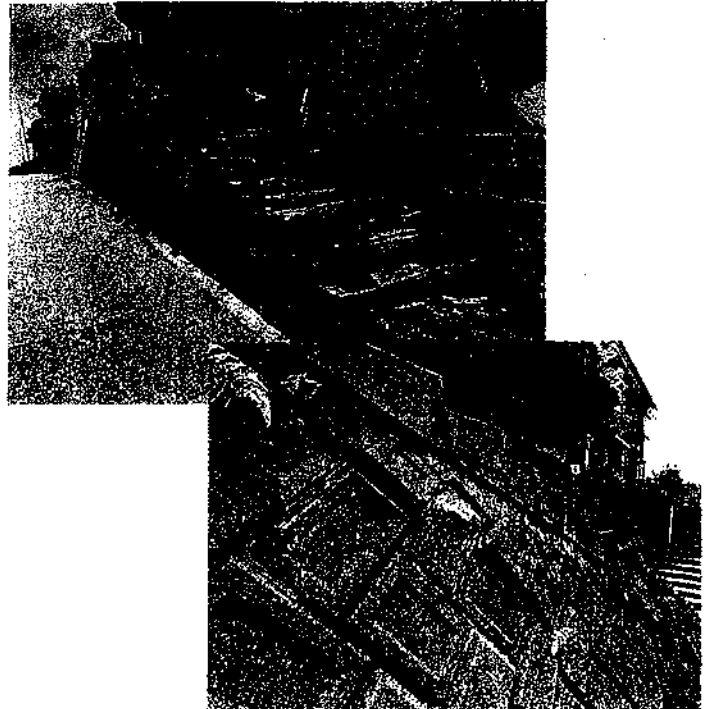


地すべり対策「地すべり防止事業」

着工前



(1) 民有がけ地(変状等あり)の一例



銚子市がけ地防災工事費等補助金交付制度

[illegible][illegible][illegible][illegible]

金沢市がけ造陸防災事業金給付制度	
対象	金沢市がけ造陸防災事業費補助制度を利用して行う「防災工事」を対象。
助成額	防災工事から補助金の額を差し引いた残りの80%以内 (助成限度額1,000万円・金融機関が保証必要)
その他	住宅と非住宅用で、経理区分・住宅区分に別して補助率等が異なります。 詳しくは、「防災事業補助制度」TEL:0570-0680-35へ、お気軽にお問い合わせください。

金沢市では「自然斜面」や「よう壁」の防災相談や防災工事の助成を行っていますので、お気軽にご相談ください。

指紋窩口

〒220-8577 小沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 土木局
道路建設課・がけ地対策室
TEL 220-2612 FAX 260-7194
E-mail: gkwechivcity.kanazawa.jp

(2)-2 補助率と補助金制度の見直し

項 目	費 目	補助率	
		公共施設に隣接	民有地(既存家屋有)
防災工事費等	地盤調査	3/4(上限100万円)	
	設 計	3/4(上限100万円)	1/2(上限75万円)
	工 事	3/4(上限なし)	1/2(上限600万円)
応急防災工事費	応急工事	3/4(上限90万円)	1/2(上限60万円)
抑制工事費	工 事	3/4(上限360万円)	1/2(上限240万円)
がけ地近接住宅移転			

平成3年度

防災工事費等(工事費のみ)
抑制工事費
がけ地近接住宅移転

平成14年度

防災工事費等(地盤調査・設計・工事費)
抑制工事費
がけ地近接住宅移転

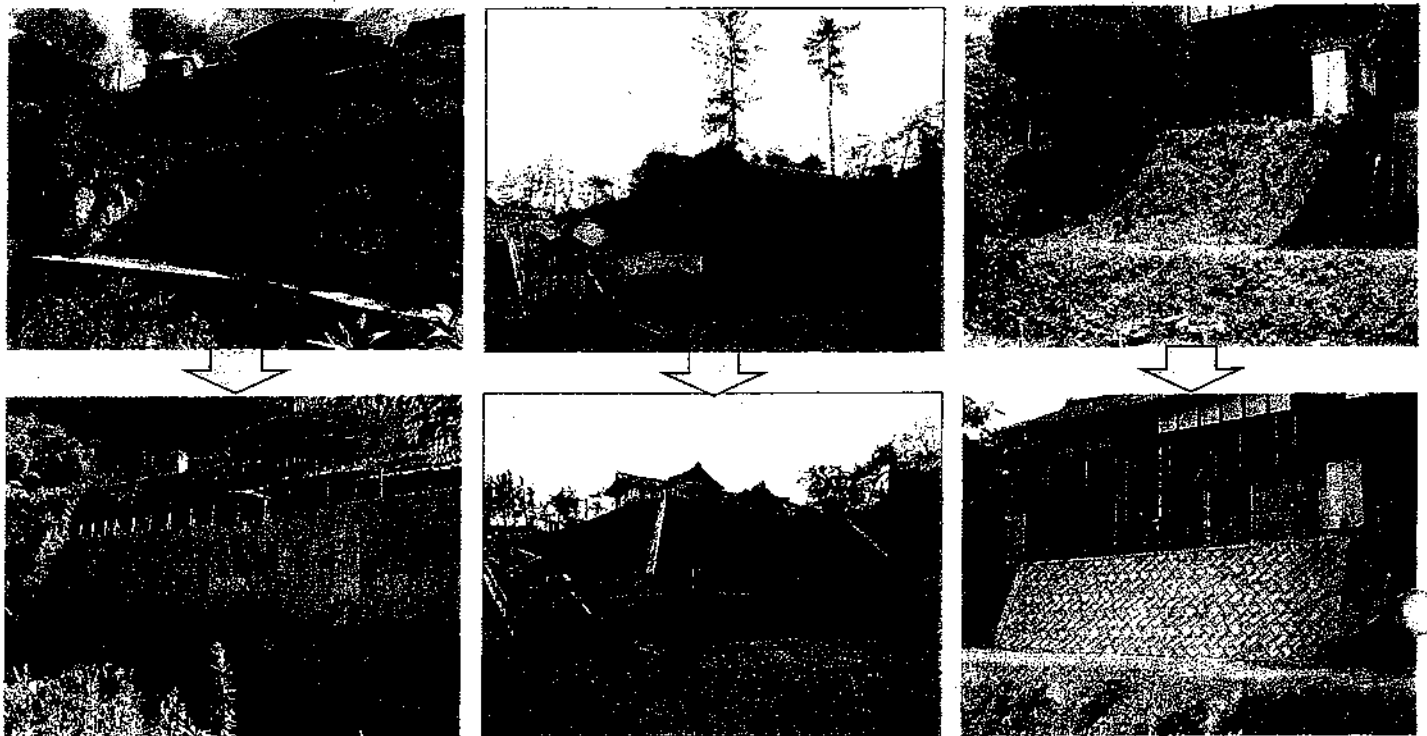
平成20年度

防災工事費等(地盤調査・設計・工事費)
応急防災工事費
抑制工事費
がけ地近接住宅移転

(2)-3 補助金制度を利用した防災工事等の実績(過去10年)

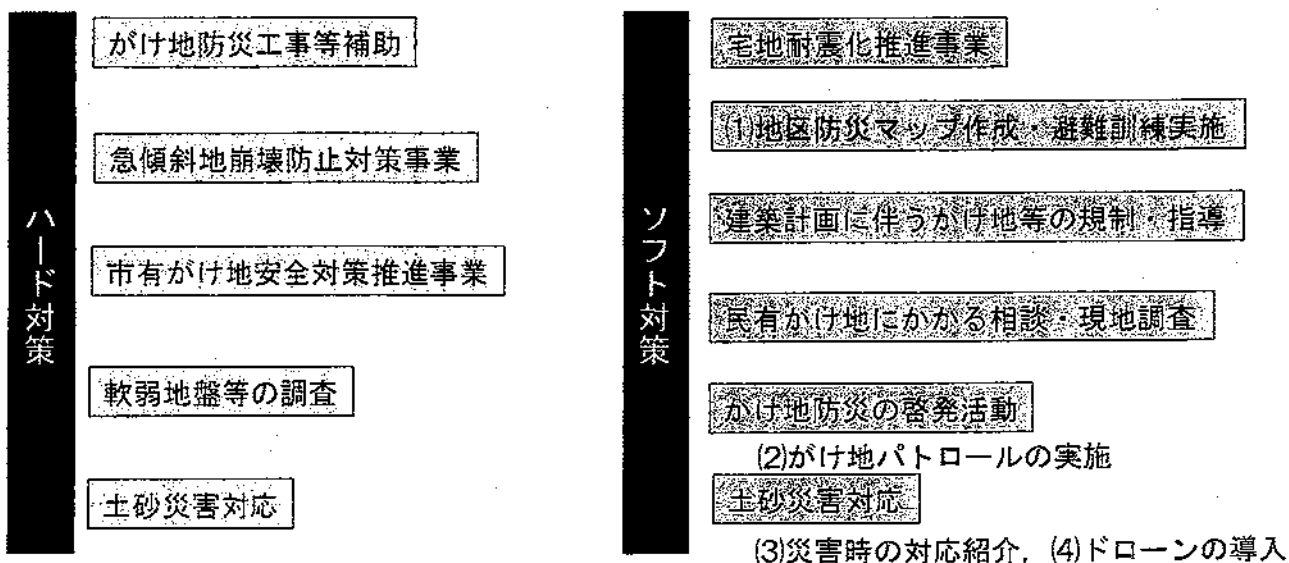
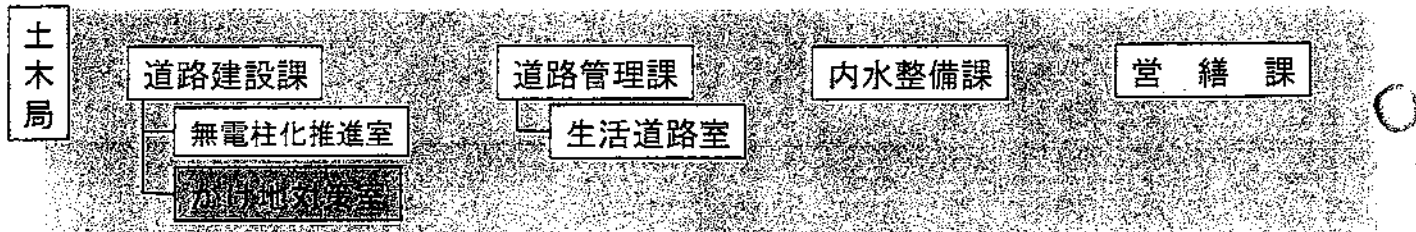
年度	合 計	防災工事費等		応急防災工事		抑制工事	
		件数	執行額(千円)	件数	執行額(千円)	件数	執行額(千円)
H25	40,680 (26件)	17件	36,520	9件	4,160		
H26	61,230 (27件)	14件	49,210	11件	6,520	2件	5,500
H27	19,560 (8件)	7件	18,660	1件	900		
H28	30,080 (9件)	6件	28,910	3件	1,170		
H29	9,060 (12件)	5件	5,540	7件	3,520		
H30	18,080 (9件)	4件	13,860	4件	1,820	1件	2,400
R1	16,320 (6件)	3件	14,620	3件	1,700		
R2	6,870 (9件)	4件	4,000	5件	2,870		
R3	30,980 (2件)	2件	30,980				
R4	34,530 (18件)	5件	28,650	11件	5,880		
R5 (予算)	20,000 (12件) →36,300 (19件)	7→13件	16,200 →31,600	5→6件	3,800→4,700		

(2)-4 補助金制度を利用した防災工事等の整備例



4. 本市の土砂災害等の業務

がけ地対策室の業務概要



(1) 地区防災マップ作成・避難訓練の実施

【三谷地区(北部)】
Mitani



竹又町 防災マップ



この防災マップは、災害があったところや注意が必要な場所について情報を共有し、町内の皆さんで注意して自主避難できるように作成したものです。いざという時のために日頃から家族や町内で話し合っておきましょう。



避難訓練(土砂災害)の実施

- ① 情報伝達訓練
- ② 避難訓練(避難所までの避難行動)
- ③ 避難所設営訓練
- ④ 講座(一例)
 - ・ AED講習
 - ・ 土砂災害講座等



動画有

(2) がけ地パトロールの実施

▶ パトロールの実施【梅雨時期(土砂災害防止月間)、台風時期、融雪時期】

対象：丘陵部に位置する住宅団地(42団地)、
急傾斜地崩壊防止施設、砂防施設、地すべり防止施設

▶ 変状等の危険が認められれば、所有者あてに改善指導等を行う
→ がけ地防災工事等補助金の紹介

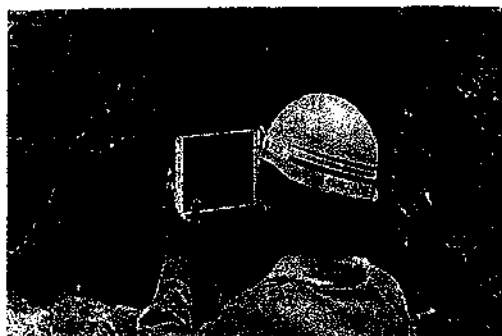


動画有

災害時の対応紹介

土砂災害発生時の初動対応 — i P a d を利用した状況報告 —

災害現場の状況をリアルタイムに報告することで、迅速な対応が可能です



主な報告内容

- 1 場所、被災状況、被災規模
- 2 人命被害、家屋被害の有無
- 3 被害拡大の可能性
- 4 避難指示等発令の必要判断
- 5 通行止め措置等の必要性和要請
- 6 応急措置（土砂撤去等）の必要性和要請
- 7 継続監視の必要性
- 8 その他



注意）写真は、過年度に発生した土砂災害箇所において、本編資料用に撮影したものです。このため、実際の発災箇所の下に車両を置いたり、安全確認を行わずして職員ががけに近づくことはありません。

動画有

(4) ドローン（無人飛行機）の導入

① 事業効果

- 〔平常時〕▶ 目視が困難であるがけ箇所の点検・パトロールの実現
- ▶ 現場での状況確認作業の効率化
- 〔災害時〕▶ 容易に近づけない災害箇所状況の情報収集
- ▶ 災害現場での職員の二次災害からの安全確保

② 無人飛行機の導入

- ▶ DJI-Mavic3-PRO 2台
- ▶ 操作者研修の実施（土木局10名）
 - ・ 法律・法令、資格、安全管理等
 - ・ 実地飛行訓練（基本動作から応用動作）
 - ・ 災害想定、画像・動画の応用
- ▶ 11月中の運用開始を予定



ドローンイメージ図

金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱

平成3年7月3日

告示第62号

第1条 この要綱は、がけくずれによる災害を防止し、市民の安全を確保するため、がけの防災工事に要する費用(当該防災工事の設計に要する費用を含む。)、がけの地盤調査に要する費用、がけの抑制工事に要する費用、がけの応急防災工事に要する費用又はがけ地からの住居の移転に伴うがけ近接等危険住宅の除却に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平9告示58・平14告示182・平20告示200・平22告示81・一部改正)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ こう配が30度を超える傾斜地で、高さ3メートルを超えるもの及びその他の傾斜地で、建築基準法(昭和25年法律第201号)、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)その他の法令の規定により、防災工事を行うべき旨の勧告、改善命令等の措置を受けたものをいう。
- (2) がけ地 がけ(こう配が30度を超える傾斜地で、高さ3メートルを超えるものに限る。)からの水平距離が金沢市建築基準条例(昭和36年条例第6号)第2条各号に掲げる位置である土地をいう。
- (3) 公共施設 本市が管理する道路、河川その他の公共の用に供する施設をいう。
- (4) 居住用建築物等 建築基準法第2条第1号に規定する建築物で、同条第4号に規定する居室を有し、かつ、当該居室が現に使用されているものをいう。
- (5) 防災工事 がけくずれによる災害防止のための施設の新設又は復旧の工事であって、抑制工事及び応急防災工事以外のものをいう。
- (6) 抑制工事 主に地下水が原因で起こるがけの変状又は変形の進行を抑制するための施設の新設又は復旧の工事をいう。
- (7) 応急防災工事 現に発生したがけくずれによる被害の発生又は拡大を防止するために行う土砂の除去、仮設の施設の設置その他の応急的な措置のための工事をいう。
- (8) 私道 建築基準法第42条第1項に規定する道路(同項第1号又は第4号に該当するものを除く。)及び同条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされた道で、通常一般の通行の用に供しているもののうち、本市が管理しないものをいう。
- (9) がけ近接等危険住宅 がけ地に存する昭和45年6月30日以前の建築に係る個人が所有し、かつ、当該個人が居住する住宅で、がけくずれにより被害を受けるおそれのあるものをいう。

(平9告示58・平11告示54・平14告示182・平15告示82・平20告示200・平22告示81・一部改正)

第3条 補助金は、次に掲げる者で、市税を完納しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する防災工事又は地盤調査のうち、市長が適当であると認める防災工事又は地盤調査を行う者
 - ア がけくずれにより公共施設又は公共性の高い私道に災害を及ぼすおそれのあるがけにおける防災工事又は地盤調査(公共性の高い私道に係る防災工事又は地盤調査にあつては、当該がけを所有する者が施行するものに限る。)
 - イ がけくずれにより居住用建築物等に災害を及ぼすおそれのあるがけにおける防災工事又は地盤調査で、当該がけを所有する者が施行するもの(当該居住用建築物等の建替えに併せて施行するものを含む。)
 - ウ がけくずれにより居住用建築物等に災害を及ぼすおそれのあるがけの下の土地における防災工事で、当該土地を所有する者が施行するもの(当該居住用建築物等の建替えに併せて施行するものを含む。)
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する抑制工事のうち、市長が適当であると認める抑制工事を行う者

ア がけの変状又は変形の進行により公共施設又は公共性の高い私道に災害を及ぼすおそれのあるがけにおける抑制工事(公共性の高い私道に係る抑制工事にあっては、当該がけを所有する者が施行するものに限る。)

イ がけの変状又は変形の進行により居住用建築物等に災害を及ぼすおそれのあるがけにおける抑制工事で、当該がけを所有する者が施行するもの(当該居住用建築物等の建替えに併せて施行するものを含む。)

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する応急防災工事のうち、市長が適当であると認める応急防災工事を行う者

ア 現に発生したがけくずれにより公共施設又は公共性の高い私道に被害が発生し、又は発生するおそれがあるがけにおける応急防災工事

イ 現に発生したがけくずれにより居住用建築物等に被害が発生し、又は発生するおそれがあるがけにおける応急防災工事

ウ 現に発生したがけくずれにより居住用建築物等に被害が発生し、又は発生するおそれがあるがけの下の土地における応急防災工事

(4) がけ地からがけ地以外の本市の区域内に存する土地に住居を移転する者で、当該住居の移転に伴いがけ近接等危険住宅を除却するもの

(平14告示182・全改、平15告示82・平20告示200・平22告示81・一部改正)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところによる。

(平14告示182・全改)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する防災工事、地盤調査又は抑制工事については、当該防災工事、地盤調査又は抑制工事に係る補助金を交付しない。

(1) 売却により利益を得ることを目的として造成する土地に係る防災工事、地盤調査又は抑制工事

(2) 土地家屋の売買を業とする者が、営利を目的として所有している土地に係る防災工事、地盤調査又は抑制工事

(3) 土地の有効活用を図ろうとする防災工事、地盤調査又は抑制工事

(平13告示66・平14告示182・平20告示200・平22告示81・一部改正)

第6条 市長は、防災工事、地盤調査、抑制工事、応急防災工事又はがけ近接等危険住宅の除却(以下「防災工事等」という。)を行う者が、当該防災工事等に関し他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受ける場合は、当該防災工事等に係る補助金を交付しない。

(平20告示200・追加、平22告示81・一部改正)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平20告示200・旧第6条繰下)

附 則(平成9年3月31日告示第58号)

この告示は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度分からの補助金について適用する。

附 則(平成11年3月29日告示第54号)

この告示は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分からの補助金について適用する。

附 則(平成13年3月30日告示第66号)

この告示は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度分からの補助金について適用する。

附 則(平成14年3月29日告示第72号)

この告示は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分からの補助金について適用する。

附 則(平成14年6月28日告示第182号)

この告示は、平成14年7月1日から施行し、同日以後に防災工事若しくは地盤調査を行う者又はがけ近接等危険住宅を除却する者について適用する。

附 則(平成15年3月31日告示第82号)

この告示は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分からの補助金について適用する。

附 則(平成20年9月1日告示第200号)

改正後の金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱の規定は、平成20年7月28日以後に防災工事、地盤調査又は応急防災工事を行う者について適用する。

附 則(平成22年3月31日告示第81号)

この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分からの補助金について適用する。

別表(第4条関係)

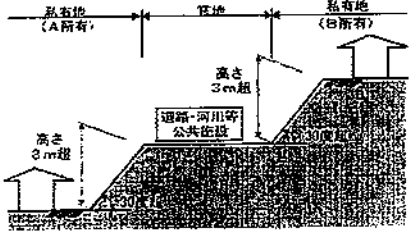
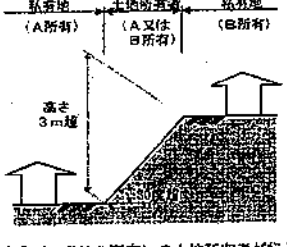
(平14告示182・追加、平20告示200・平22告示81・一部改正)

区分		補助金の額
防災工事	第3条第1号アに該当する防災工事	次に定める額を合算した額とする。 (1) がけの高さ10メートルまでの部分の当該防災工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額 (2) 当該防災工事の設計に要する費用の4分の3に相当する額以内の額。ただし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。
	第3条第1号イに該当する防災工事	次に定める額を合算した額とする。 (1) がけの高さ10メートルまでの部分の当該防災工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額。ただし、その額は、6,000,000円を超えないものとする。 (2) 当該防災工事の設計に要する費用の2分の1に相当する額以内の額。ただし、その額は、750,000円を超えないものとする。
	第3条第1号ウに該当する防災工事	次に定める額を合算した額とする。 (1) 当該防災工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額。ただし、その額は、6,000,000円を超えないものとする。 (2) 当該防災工事の設計に要する費用の2分の1に相当する額以内の額。ただし、その額は、750,000円を超えないものとする。
地盤調査		当該地盤調査に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。

抑制工事	第3条第2号アに該当する抑制工事	当該抑制工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、3,600,000円を超えないものとする。
	第3条第2号イに該当する抑制工事	当該抑制工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、2,400,000円を超えないものとする。
応急防災工事	第3条第3号アに該当する応急防災工事	当該応急防災工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、900,000円を超えないものとする。
	第3条第3号イ又はウに該当する応急防災工事	当該応急防災工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、600,000円を超えないものとする。
がけ近接等危険住宅の除却		当該がけ近接等危険住宅の除却に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、1,500,000円を超えないものとする。

備考 第3条第1号イに該当する防災工事と同条第2号イに該当する抑制工事とを併せて行う場合の補助金の額は、次に定める額を合算した額とする。

- (1) がけの高さ10メートルまでの部分の当該防災工事に要する費用の2分の1に相当する額及び当該抑制工事に要する費用の2分の1に相当する額を合算した額以内の額。ただし、その額は、6,000,000円を超えないものとする。
- (2) 当該防災工事の設計に要する費用の2分の1に相当する額以内の額。ただし、その額は、750,000円を超えないものとする。

抑制工事費の補助	
要件	こう配が30度を超え、かつ、高さが3mを超える傾斜地（以下「がけ」）で、主に地下水が原因で起こるがけの変状または変形の進行の抑制を目的として、技術基準等に適合した対策による抑制工事を行うこと。
対象	本市が管理する道路・河川等の公共施設に面するがけ地に行う抑制工事
	 ※（A所有）及び（B所有）のがけにおける抑制工事が対象になります。
補助金	抑制工事費 補助率 3/4 （補助限度額 360万円）
	居室を有する建築物に面するがけ地に行う抑制工事
	 ※ がけを所有する（A又はB所有）の土地所有者が行う抑制工事が対象となります。
	抑制工事費 補助率 1/2 （補助限度額 240万円）
備考	1. 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱及び同要綱の取扱いにより、この制度の利用ができない場合があります。 2. 抑制工事の完了後10年間は、土地の譲渡、貸し付け等の行為が制限されます。

がけ地近接等危険住宅移転の補助	
対象	昭和45年6月30日以前に建築された、危険ながけ地に隣接する個人の住宅を安全な場所に移転する場合
補助金	住宅の取り壊し費用 補助率 1/2 （補助限度額 150万円）
備考	1. 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱及び同要綱の取扱いにより、この制度の利用ができない場合があります。 2. 住宅の移転が完了した土地は、以降、建物の敷地としては使用できません。

－ 金沢市がけ地防災工事費金融融資制度 －	
対象	金沢市がけ地防災工事費等補助制度を利用して行う『防災工事』を対象。
融資額	防災工事費から補助金の額を差し引いた額の80%以内 （融資限度額1,000万円・金融機関の審査があります。）
その他	住宅金融支援機構でも、防災工事・住宅移転に対して融資制度があります。 詳しくは、『住宅金融支援機構 TEL (0570)0860-35』へ、直接お問い合わせください。

金沢市では「自然斜面」や「よう壁」の防災相談や防災工事の助成を行っていますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市 土木局

道路建設課・がけ地対策室

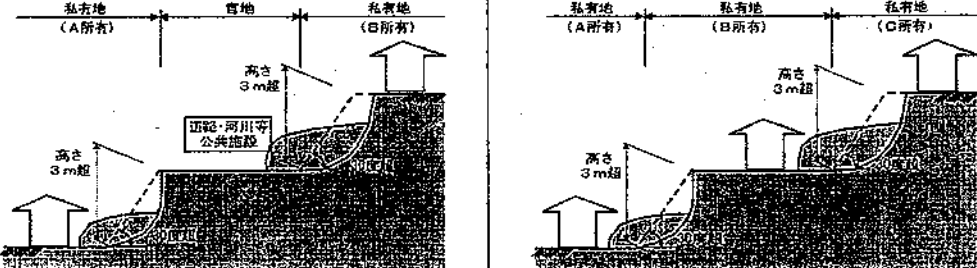
TEL 220-2612 FAX 260-7194

E-mail: gakechi@city.kanazawa.lg.jp

金沢市がけ地防災工事費等補助金交付制度

要約版 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱
金沢市がけ地防災工事資金融資条例

防災工事等(地盤調査・工事等)の補助									
要件	こう配が30度を超えかつ高さが3mを超える傾斜地(以下「がけ」)で、がけ崩れによる災害を防止することを目的として、技術基準等に適合した擁壁やその他の対策による防災工事を行うこと。								
対象	本市が管理する道路・河川等の公共施設に災害を及ぼすおそれのあるがけの防災工事等 ※ (A所有) 及び (B所有) のがけにおける防災工事等が対象となります。 がけ崩れにより、居室を有する建築物に災害を及ぼすおそれのあるがけの防災工事等(建て替えに併せて施行するものも含む) ※ がけを所有する (A又はB所有) の土地所有者が行う防災工事等が対象となります。 がけ崩れによる被害を防止するため (A所有) の敷地内において行う防災工事等が対象となります。								
補助金	<table><tr><td colspan="2">地盤調査費 補助率 3/4 (補助限度額 100万円)</td></tr><tr><td>工事設計費 補助率 3/4 (補助限度額 100万円)</td><td>工事設計費 補助率 1/2 (補助限度額 75万円)</td></tr><tr><td>防災工事費 補助率 3/4 (補助限度額 無し)</td><td>防災工事費 補助率 1/2 (補助限度額 600万円)</td></tr></table>			地盤調査費 補助率 3/4 (補助限度額 100万円)		工事設計費 補助率 3/4 (補助限度額 100万円)	工事設計費 補助率 1/2 (補助限度額 75万円)	防災工事費 補助率 3/4 (補助限度額 無し)	防災工事費 補助率 1/2 (補助限度額 600万円)
地盤調査費 補助率 3/4 (補助限度額 100万円)									
工事設計費 補助率 3/4 (補助限度額 100万円)	工事設計費 補助率 1/2 (補助限度額 75万円)								
防災工事費 補助率 3/4 (補助限度額 無し)	防災工事費 補助率 1/2 (補助限度額 600万円)								
備考	- 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱及び同要綱の取扱いにより、この制度の利用ができない場合があります。 - 防災工事の完了後10年間は、土地の譲渡、貸し付け等の行為が制限されます。 - がけに対して直接防災工事等を行う場合には、補助の対象となる高さは、地上面より10mの高さまでとなります。								

応 件	
大雨や地震などの自然災害により、がけ崩れが発生し、公共施設や建築物に被害が生じた場合や、がけ崩れが拡大することにより被害を生じることの防止するための仮設施設の設置や、崩れた土砂の除去等を応急に行う必要のあるもの	
対 象	本市が管理する道路・河川等の公共施設に面するがけ崩れにより行う応急防災工事
	居室を有する建築物に面するがけ崩れにより行う応急防災工事
	
※ (A所有) 及び (B所有) のがけにおいて、各所有者が応急防災工事ができます。	
※ 各土地の所有者、又は土地の所有者に代わって、がけ崩れによる被害を防止しようとする者も応急防災工事ができます。【他の所有地にて行う場合には、所有者の承諾が必要です。】	
補助金	応急防災工事費 補助率 3/4 (補助限度額 90万円)
補助金	応急防災工事費 補助率 1/2 (補助限度額 60万円)
備 考	1. 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱及び同要綱の取扱いにより、この制度の利用ができない場合があります。 2. がけ崩れが発生した場合においても、公共施設や居室を有する建築物に影響が無い場合や、被害の対象が山林や田・畑等の場合には、制度の利用はできません。

◎土砂災害に遭わないために...

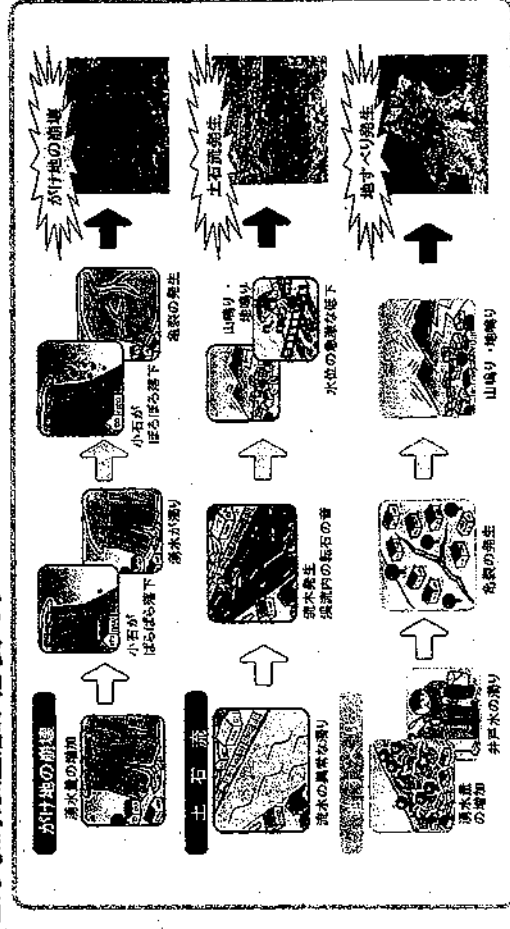
土砂災害とは

土砂災害とは、豪雨や地震などが原因となって、「がけ地の崩壊」、「土石流」、「地すべり」の現象が発生する自然災害のことです。土砂災害が発生するおそれがある場所では、土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」の指定があります。



※土砂災害防止法とは...
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新築立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進しようとするものです。
この法に基づき国土交通省は、
・「土砂災害警戒区域」...土砂災害のおそれがある区域
・「土砂災害特別警戒区域」...建築物に被害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域の指定を行っています。
指定区域は「金沢市まちづくり支援情報システム（金沢市ホームページ）」でご覧いただけます。

こんな時は注意が必要です



このような前兆現象を察知した場合や降雨が続いた時などは、前兆現象がない場合でも土砂災害が起きる可能性があります。斜面の状況に常に注意を払い、身の危険を感じた時は、周りの人と自主的に安全な場所へ避難（自主避難）してください。また、前兆現象を発見した場合には、直ちにその場を離れ、市役所や自主防災会（町会）にご連絡ください。

〈災害情報メール通知サービス〉
金沢ほうさいドットコム
(<http://kanazawa-bousei.com>)

令和元年12月作成

がけ地災害に注意しましょう

1. 自分の敷地に「自然斜面」や「よう壁」がある方に

自分の敷地に「自然斜面」や「よう壁」等のある方は、「がけ崩れ」をおこして他人に損害を与えないように、日頃の点検に努められるようお願いいたします。金沢市では「自然斜面」や「よう壁」の防災に関する相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

2. お住まいの地域に土砂災害警戒区域の指定地がありませんか

土砂災害から市民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域に対して「土砂災害（特別）警戒区域」を定めています。指定区域内の市民の方は、避難先の確認をおさしください。金沢市では避難情報を掲載した「土砂災害避難地図」を作成し、校下ごとに配布しておりますのでご利用ください。

3. 異常気象に注意しましょう

梅雨や台風等のまとまった雨が降る季節や集中豪雨には、特に気を付けましょう。気象情報に注意し「がけ地」に異常が見られたら、直ちに避難できるように、日頃から準備しましょう。金沢市では関係機関と協力して、危険区域のバトロールを行っていますので、心配な箇所がございましたらお知らせください。

金沢市では「自然斜面」や「よう壁」の防災相談や防災工事の助成をおこなっていますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口 金沢市 道路建設課 がけ地対策室

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL: 220-2612 FAX: 260-7194

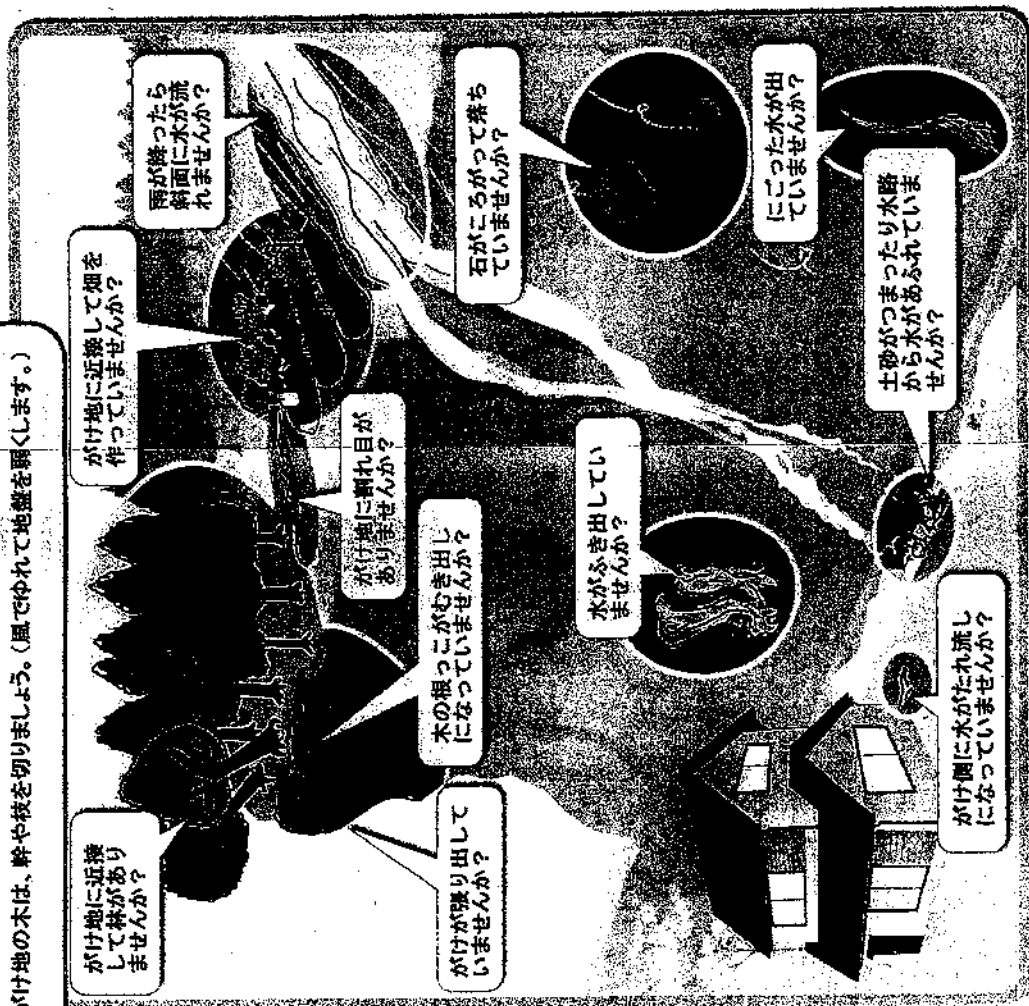
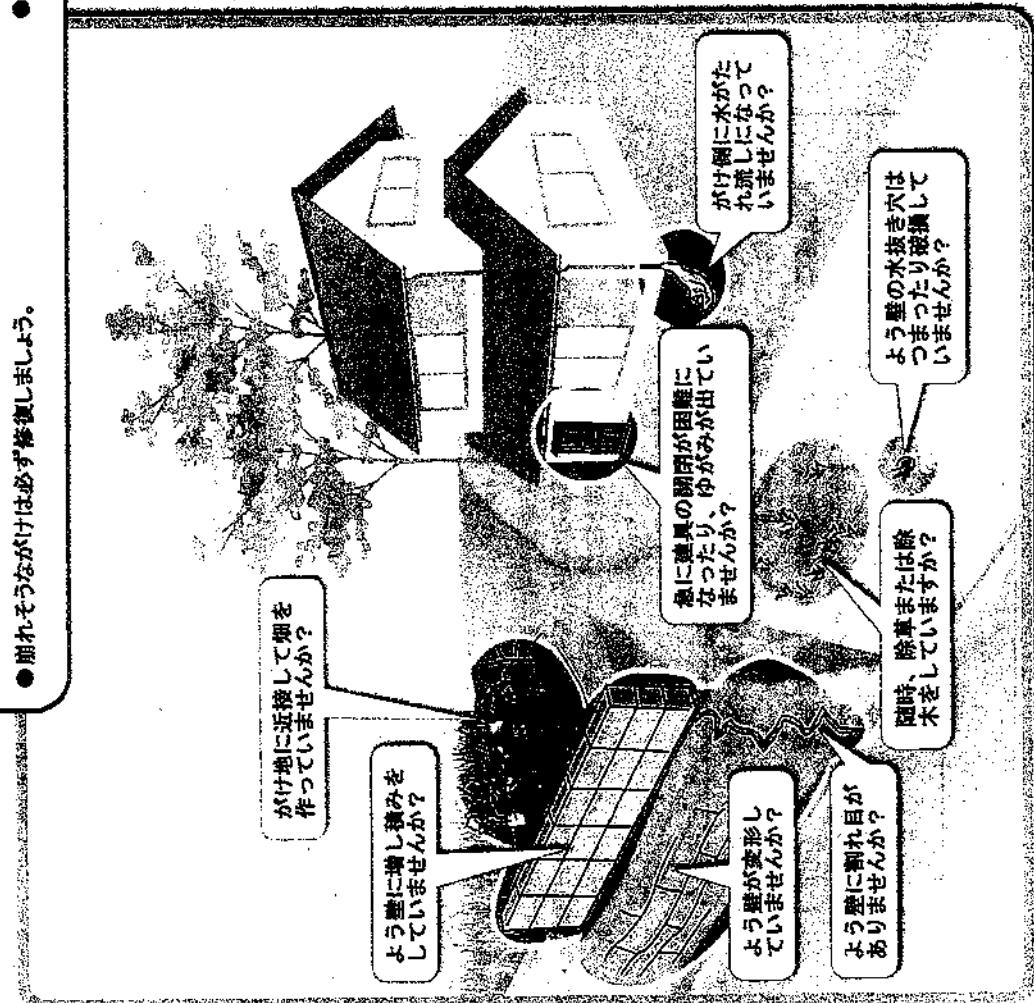
E-mail: gakechi@city.kanazawa.lg.jp

家の周囲を点検してみよう。

このような場所があったら、要注意です。

● 日頃の点検について

- かけ側に雨水や雑水を流さないように排水路を整備しよう。
- 大雨のあとは異常がないか、かけの状態を調べよう。
- 崩れそうなかけは必ず修復しよう。
- 万一に備えて、避難方法をあらかじめ決めておきましょう。
- 危険な土留めは、早めに安全なよう壁につくり直しましょう。
- かけ地の木は、幹や枝を切りましょう。(風でゆれて地盤を弱くします。)



視 察 先

(石川県)

(日 時) 令和 5 年 10 月 6 日 (金) 9 時 30 分～11 時 00 分

(目 的)

- 1 施策・事業名称等 : 石川県立図書館
視察目的 : 図書館移転整備に係る留意点の調査

2 視察目的選定の理由

倉敷市立中央図書館の移転・複合化にあたり、交流エリア、子どもエリア、カフェの併設など参考となる点が見られることから選定した。

(対応者、職名・氏名)

副館長 伊藤信一

(内容)

- 1 施策、事業等視察概要
別紙「石川県立図書館の概要」を参照
- 2 質疑応答

質問 1

図書館建設・運営コンセプトについて

回答 1

「基本構想の中で「図書の貸し出しや閲覧だけでなく、公文書館機能・文化交流機能を一体的に整備」と記されているが、複合施設ではなく、あくまで図書館の機能として整備した。課題解決型の図書館として情報発信の場所・情報提供のネットワークの要として考えている。そして、図書館の利用を通じて県民個人の情報発信能力を養う場所としてありたいと願っている。

質問 2

運営にあたって重要だと感じていることについて

回答 2

図書館運営は専門家でなければならない。現在の図書館長は、図書館情報学の専門家であり、設計・建設の時から携わっていた。また、副館長も着任当初、司書資格はなかったが大学の通信教育を受け司書資格を取得。

司書は正規職員の配置を重視しており、正規 16 人を配置している。

（意見・感想）

1 視察を終えての感想、本市との比較など

収蔵計画について、今後 50 年分の収蔵能力を考慮して旧図書館の収蔵数約 75 万冊に対し、新図書館は約 200 万冊の計画としている。知の拠点としての図書館として発展させる本気度が伝わってきた。

一方、本市の新中央図書館の収蔵計画は、現在 54 万冊の収蔵から 48 万冊の収蔵と減少することになっている。石川県立図書館の姿勢を学んでもらいたい、率直に感じた。

1 階受付カウンター、2 階総合カウンター業務を民間（TRC）へ委託している点については、残念に思えた点である。リファレンス業務、相談体制については直営で行っている点は評価できるところである。

2 視察成果を本市の施策等に生かす意見・提言（予定する会議、審議会など）

1 2 月定例会において、図書館運営に対する市教委の姿勢、書庫の収蔵能力の問題など質していきたい。

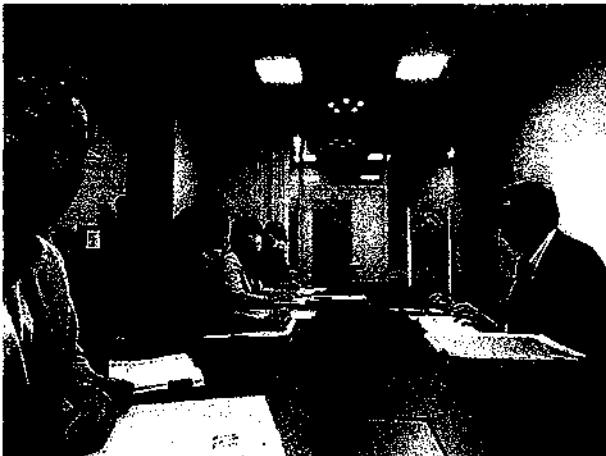
3 添付書類

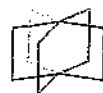
（1） 応対者名刺：別紙参照

（2） 関係資料 ①石川県立図書館の概要

②石川県立図書館 本棚のマップ

（3） 写真





石川県立図書館

Ishikawa Prefectural Library

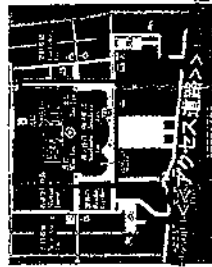


〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号
TEL (076) 223-9588 FAX (076) 223-9566
E-mail: 

石川県立図書館の概要

1、移転整備に至る経緯

- 金沢市本多町にあった旧県立図書館は昭和41年に開館（昭和57年に増改築）。
○建設から半世紀を超えて老朽化が進み、耐震基準を満たしていないとの診断。
○閲覧スペースが狭く、書庫が分散して設置。駐車場も少ない。
○平成28年3月策定 石川県長期構想で、十分な敷地面積が見込め、県内全域からのアクセスも良好な旧金沢大学工学部跡地に移転・建替を明記。
（跡地の北側に県立図書館、南側に金沢美術工芸大、敷地の中央に能登地域も含め、県内各地からのアクセスも良好な山側環状道路に接続する都市計画道路を整備）



2、整備スケジュール

- | | | | |
|----------|--------|------------|-----------|
| ①平成29年3月 | 基本構想策定 | ②平成29年度 | 基本設計開始 |
| ③平成30年度 | 実施設計開始 | ④平成30年12月 | 工学部跡地の引渡し |
| ⑤令和元年10月 | 起工式 | ⑥令和3年12月 | 建物本体完成 |
| ⑦令和4年3月 | 竣工式 | ⑧令和4年7月16日 | 開館 |

※基本構想の要点

「農民の多様な文化活動・文化交流の場として、県民に開かれた『文化立県・石川』の新たな“知の殿堂”」 → *よりなまぬい争傷*

- 図書の出や閲覧だけでなく、公文書館機能・文化交流機能を一体的に整備
府県施設が中心、図書館機能への影響

3. 建物の概要

- ①位置：金沢市小立野2丁目43番1号（兼六園から約2km）
- ②敷地面積 約33,000㎡
- ③建築面積 約6,000㎡ 地上3階（一部4階）地下1階
→（旧：約2,000㎡）
- ④延べ面積 約22,000㎡ 高さ15m（旧：約8,500㎡）
- ⑤開架冊数 約30万冊（旧：約11万冊）
- ⑥書庫収蔵能力 約200万冊（旧：約75万冊）
今後50年分の収蔵能力
- ⑦閲覧席 約500席（旧：73席）
- ⑧駐車台数 約400台（旧：32台）
- ⑨こどもエリア 約2,000㎡（屋内外をあわせると従来の1.0倍）
- 図書館利用者は3時間無料

和分=22.100円

4、建物の特長

- 建物外観の特長

○建物内観の特長

フローリングや天井等の内装、書架等の家具に、県産材をふんだんに取り入れ、都道府県立図書館ではトップラスとなる木材を使用した温もりのある落ち着いた空間を創出

75%県産材

大閲覧空間の特長

- ①吹き抜けを多くの書架が取り囲む円形劇場のような大開空間
②本島独自の12テーマに沿って習書を配架。(約7万冊)

(例:「暮らしを広げる」、「仕事を考える」、「子どもを育てる」、「世界に飛び出す」)

③加賀五彩を、東西南北の四角に分け、エリア分けのカラーとして活用。

[illegible]

里の恵み・文化の香り～石川コレクション

石川県が誇る多彩な「伝統文化」と「里山里海・生物文化多様性」をテーマとした図書や資料（工芸品や民具）のコレクション（約4万点）

文化交流エリアの特長

文化交流エリアには、様々なイベントや休憩などに活用できるエントランスホール「屋内広場」や、コンサート等でもできる階段状の「だんだん広場」のほか、自習などに活用できるラーニングスペース、図書館の本などで学んだ知識を実際に体験できる「ものづくり体験スペース」や「食文化体験スペース」を設置

こどもエリアの特長

- ①乳幼児向けや小学生向けなど、年齢によってゾーン分けを行い、幅広い年齢層が同時に利用しやすい空間
- ②高低差など、変化に富んだ形状の書架・家具を配置した、あたかも「遊び場」を思わせるようなスペース
- ③床面に投影した映像を手足で触れるとセンサーが感知して映像が動くなど、子どもたちが楽しめるスペース
- ④こどもエリアに隣接した屋外に、里山をイメージした「おはなしの森」があり、植物や昆虫の観察会や、サツマイモ等の農作物の収穫体験なども行うことが可能で、本も活用しながら生きた知識が学べる

2019年11月11日

1201室
环境物
30/室
环境物
30/室

5、図書館の運用

(1) 開館時間

① 閲覧エリアは

一般エリア・こどもエリアを含めて、

平日は 9:00～19:00、土日祝は 9:00～18:00

② 文化交流エリアは、

平日は 9:00～21:00、土日祝は 9:00～18:00

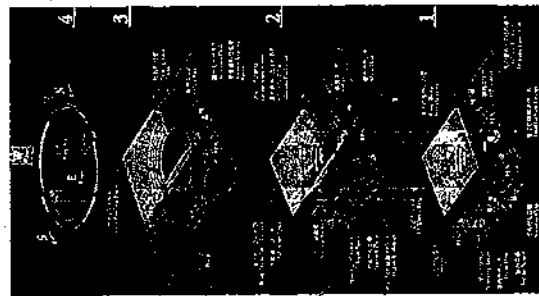
(2) 休館日

毎週月曜日、年末年始、

蔵書点検のための休館（年10日程度）

(3) 愛称

「百万石ビブリオバウム」



- 開架30万冊、閲覧席500席、書庫の収蔵能力200万冊など、近年開館した都道府県立図書館ではトップクラスの規模を、本県の代名詞の「百万石」で表現
- 「図書」を意味するラテン語、イタリア語の「ビブリオ」で、「図書館」を表現
- ふんだんに使われた「木」が醸し出す温もりのある落ち着いた空間と、様々な本や、人・物・情報などと出会うことで、県民の「成長」を後押し、「進化」を続ける図書館であってほしいという期待を「年輪」になぞらえ、そして、円形劇場のような大閲覧空間の形状そのものが「年輪」をイメージさせることから、ドイツ語の「バウム」を使用

(4) 新しい利用ルール

① 「おしゃべり」をしても良い図書館（他人に迷惑にならない範囲で）

② 飲食について、

・「文化交流エリア」では、飲食共に可。

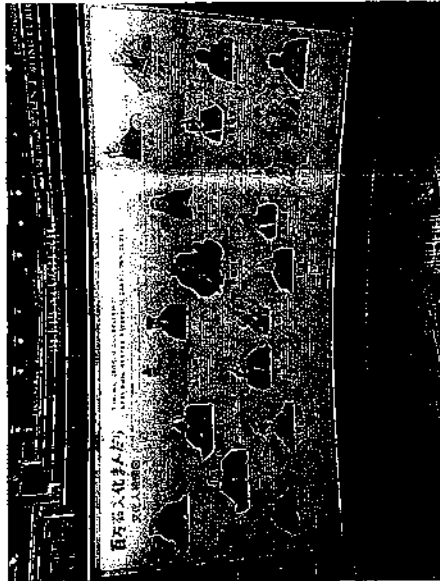
・「閲覧エリア」は、ペットボトル、水筒等、蓋が開まる飲み物に限り持ち込み可能で、食事は不可。

6、企画展示

○ 閲覧エリア2階の「企画展示スペース」では、関係機関と連携しながら、年3回、

3～4か月間の期間で、大型の企画展示を行う。

○ 令和5年10月14日から石川県で開催される第38回国民文化祭「いしかわ百万石文化祭2023」の関連イベントとして、石川の文化の源流を探る企画展示「百万石文化まんだら」を、令和5年9月26日から令和6年1月21日にかけて実施中である。



文化人相関図



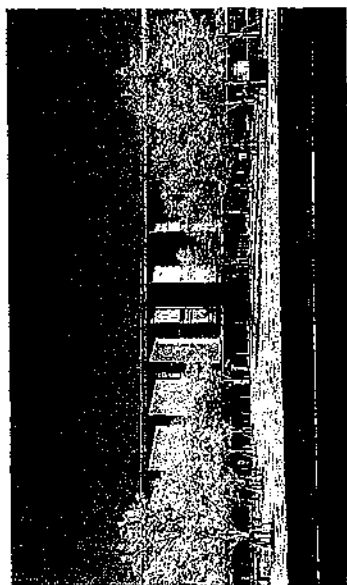
金沢城二ノ丸
御殿の絵図

7、その他

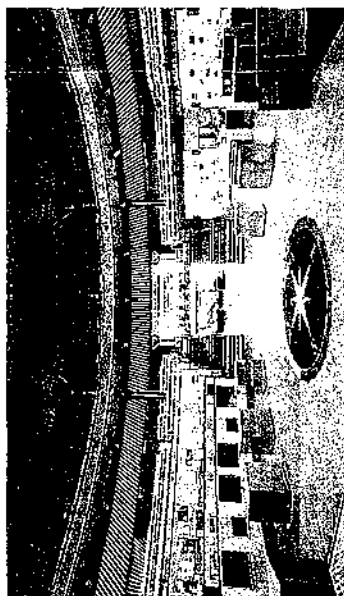
○ カフェは、県内でハムアンドゴローを3店舗経営している「おまめ舎」が運営

→ 「文化交流エリア」にテイクアウトの上、食事可能

○外観



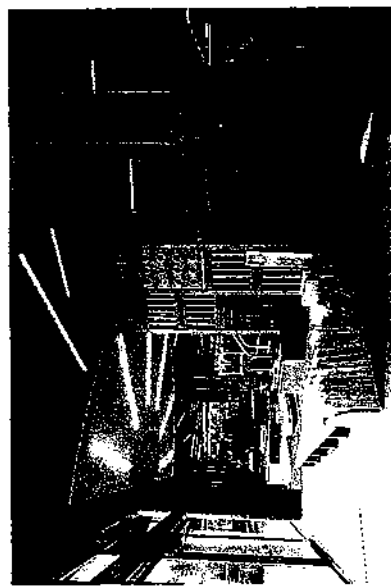
○円形劇場のような大閲覧空間



(



(○こどもエリア



○だんだん広場（文化交流エリア内）



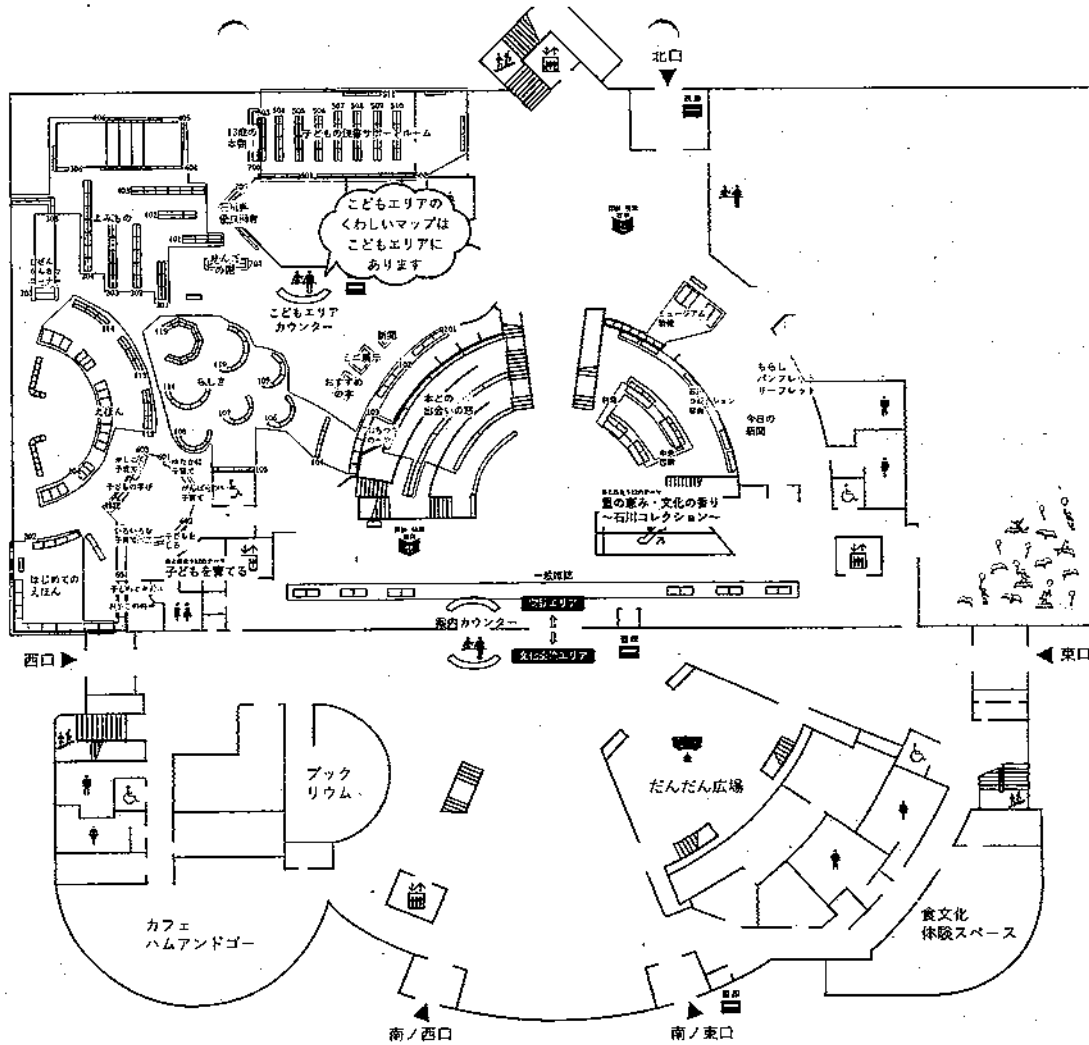
石川県立図書館

本棚のマップ



1F

W



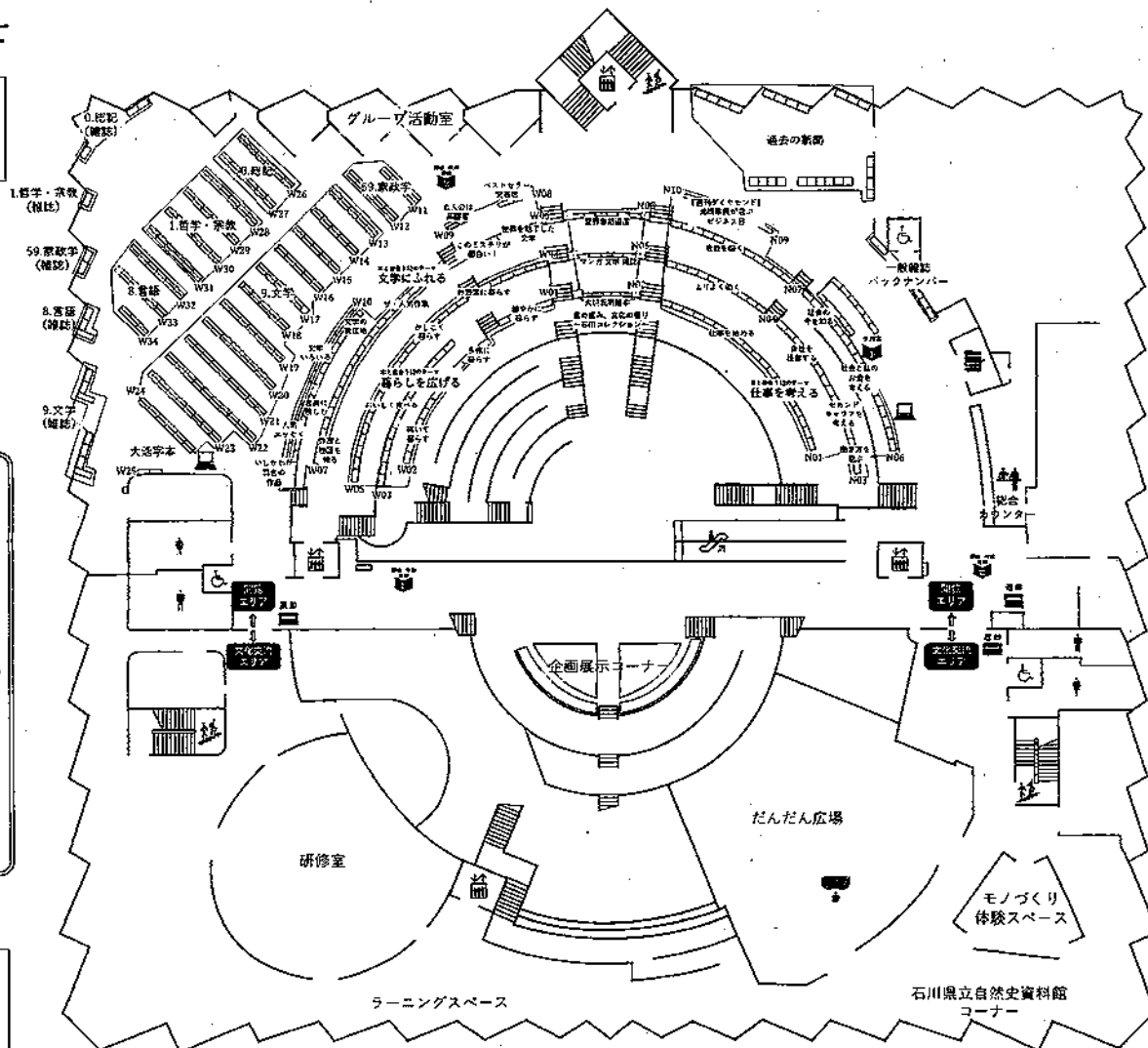
S

N

E

2F

W



S

N

E

セルフステーション

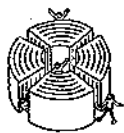
館内には、「図書検索」「セルフ貸出」「座席予約」の機能が一体となったセルフステーションが各所に設置されています。

図書検索機
タイトルや著者名などから本や雑誌を探すことができます。

セルフ貸出機
借りたい本をまとめて積み、利用者カードのバーコードをかざして冊数を入力すると、貸出処理できます。

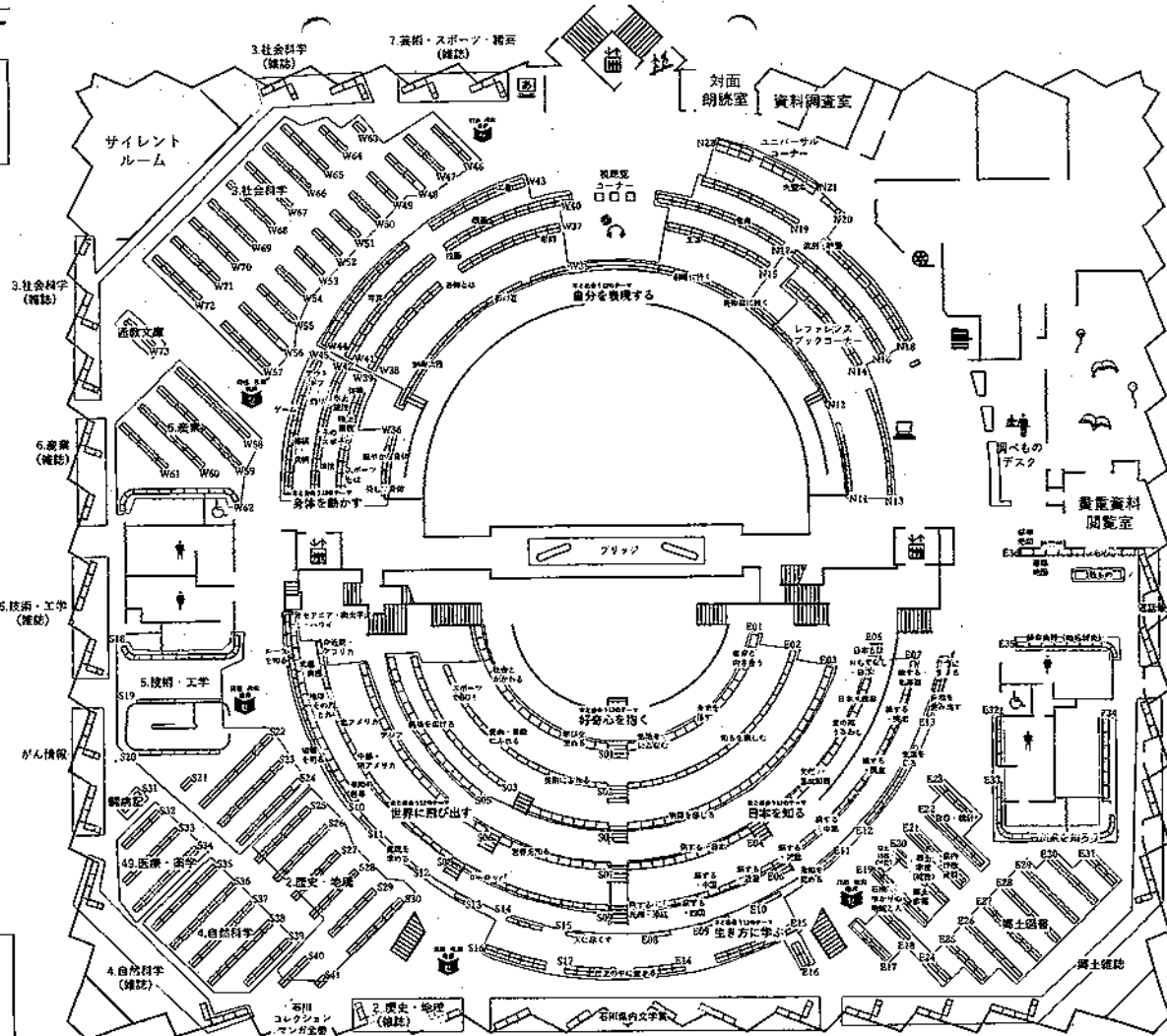
座席予約機
館内で予約が必要な場所・席の予約を行います。





3F

W



N

4F リング

W

BOOKNAVI

図解検索機で本を検索して詳細情報の「MAP」ボタンを押すと、マップが表示されます。さらに印刷ボタンを押すと、1のレシートが出てきます。

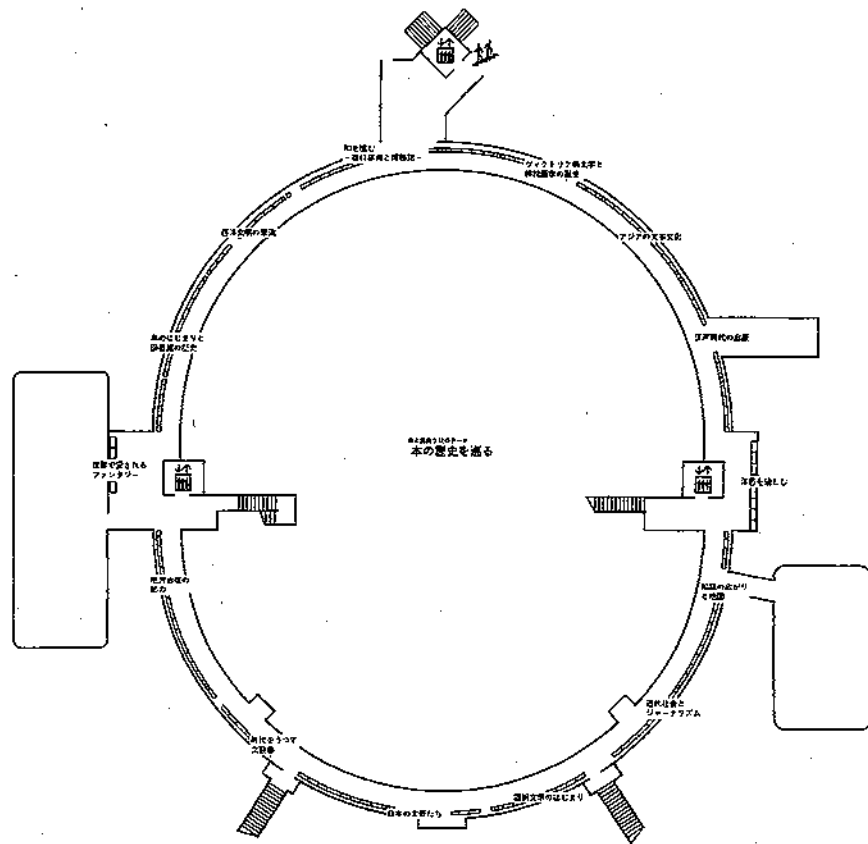
BOOKNAVI

図解検索機で本を検索して詳細情報の「MAP」ボタンを押すと、マップが表示されます。さらに印刷ボタンを押すと、1のレシートが出てきます。

①フロアと方向を確認
②マップから本の番号を見つけて行く
③この見出しを確認

近くに本があります！

場所がわからないときは
と表示されている建物を
探して二次元バーコードを
かざして場所を確認！
近くのスタッフにも
お電話でお声がけください



N

S

E

BiblioBaum

主なアイコンの説明

- カウンター
- セルフステーション
- 図書返却ポスト
- インターネットコーナー / 資料検索・データベースコーナー
- エレベーター
- トイレ
- バリアフリートイレ
- こどもトイレ

<総括>

今回は、倉敷市公共施設再編整備事業に関わって、プールと図書館について視察した。

学校プールの更新は費用がかかるとの理由で単独での更新がなかなかされない。そこで東京都のいくつかの区が実施している学校プールを市民に開放して有効利用する方法について視察した。目黒区では区民の健康と福祉の増進の理念がしっかり根付いており、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、どんな時でもスポーツに慣れ親しむことができるよう推進計画をたて事業として展開されていた。市民（区民）の健康と福祉増進の理念を尊重した施策の推進は本市でも学ぶべき点と考えられる。

金沢県立図書館においては、行政担当者がしっかり専門性を持ち、調査をして、どんな図書館をつくるのか、公文書館機能、文化交流機能も持たせて一体的に情報発信をしていける図書館など将来を見通したしっかりしたコンセプトを持っている。そのために図書館は直営で運営している。この点は本市も学ぶべき点が多かった。

金沢市においては、公共交通について調査も希望していたが日程の調整がつかず、別の機会とした。土砂災害への対応として「金沢市がけ地防災工事費等補助金交付制度」について調査した。この制度を本市でも導入するよう当市議団は何度も議会質問をしてきたが未だ実現していない。金沢市では平成3年度から始まり防災工事費等、抑制工事費、がけ地近接住宅移転だったものが平成14年度には地盤調査・設計が追加され、平成20年度には応急防災工事費が追加された。今後、ますます豪雨災害の発生頻度が増えることが予想されており、今回の調査を本市制度充実にむけ議会活動にいかしていきたい。

以上

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
27	末田正彦	ネット利用料4月分	5,390	1/3	1,796	
81	末田正彦	ネット利用料5月分	5,390	1/3	1,796	
84	末田正彦	ネット利用料6月分	5,390	1/3	1,796	

倉敷市 児島柳田町 647-16

KCT株式会社 倉敷ケーブル

〒710-0803 倉敷市中島2661-1
TEL. [REDACTED]

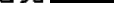
末田 正彦 様

口座振替領収のお知らせ

日頃、倉敷ケーブルテレビをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額を口座振替により領収させていただきました。

口座振替日	振替金額(税込)	振替金融機関名	口座番号
2023年4月24日	9,825円		*****

内 訳 明 細	金 額 (円)
KCT光Net利用料 (2023/04月分)	5,390

お問い合わせ先  受付時間:9:00~17:45 定休日:日・月・祝日

納税申告書
倉庫承認書
申請書
紙税
印付
税務署

〒710-0803 倉敷市中島2661-
TEL XXXXXXXXXX

末田 正彦 様

口座振替領収のお知らせ

日頃、倉敷ケーブルテレビをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額を口座振替により領収させていただきました。

口座振替日	振替金額(税込)	振替金融機関名	口座番号
2023年5月23日	9,826円		*****

内 訳 明 細	金 額 (円)
KGT光Net利用料 (2023/05月分)	5,390

お問合せ先 XXXXXXXXXX 受付時間: 9:00~17:45 定休日: 日・月・祝日

納税申告書
倉庫承認
申請書
税務署
紙に
印付

倉敷市 児島柳田町 647-16

KCT 株式会社 倉敷ケーブル

〒710-0803 倉敷市中島2661-
TEL [REDACTED]

末田 正彦 様

口座振替領収のお知らせ

日頃、倉敷ケーブルテレビをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額を口座振替により領収させていただきました。

口座振替日	振替金額(税込)	振替金融機関名	口座番号
2023年6月23日	9,826円		*****

内 訳 明 細	金 額 (円)
KCT光Net利用料 (2023/06月分)	5,390

お問い合わせ先 ■■■■■ 受付時間:9:00~17:45 定休日:日・月・祝日

納税申告書
倉庫敷
承認済

領収書貼付用紙

140 調査研究費 通信運搬費

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
118	末田正彦	ネット利用料7月分	5,390	1/3	1,796	
167	末田正彦	ネット利用料8月分	5,390	1/3	1,796	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

711-0936

倉敷市 児島柳田町 647-16

KCT株式会社 倉敷ケーブル

〒710-0803 倉敷市中島2661-
TEL

末田 正彦 様

口座振替領収のお知らせ

日頃、倉敷ケーブルテレビをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額を口座振替により領収させていただきました。

口座振替日	振替金額(税込)	振替金融機関名	口座番号
2023年7月24日	9,826円		*****

[illegible]

お問い合わせ先: 受付時間: 9:00~17:45 定休日: 日・月・祝日

納税申告書
倉庫承認
印紙税
付税

TEL

口座振替領収のお知らせ

領収書貼付用紙

140 調査研究費 通信運搬費

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
286	末田正彦	ネット利用料9月分	5,390	1/3	1,796	
287	末田正彦	ネット利用料10月分	5,390	1/3	1,796	
291	末田正彦	ネット利用料11月分	5,390	1/3	1,796	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

TEL

1/1ページ

(291)

倉敷市 児島柳田町 647-16

〒710-0803倉敷市中島2661-

TEL

口座振替領収のお知らせ

日頃、倉敷ケーブルテレビをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記金額を口座振替により領収させていただきました。

口座振替日	振替金額(税込)	振替金融機関名	口座番号
2023年11月24日	9,826円		*****

内 訳 明 細	金 額 (円)
KCT光Net利用料 (2023/11月分)	5,390

お問合せ先: [] 受付時間: 9:00～17:45 定休日: 日・月・祝日
適格請求書等保存方式(インボイス制度)の対応書類をご希望の場合は、
別途弊社コールセンターまでお問い合わせください。
※既にご希望いただいたお客様におかれましては、別途「ご請求明細書(仕入税額控除用)」書類を
お送りいたします(毎月20日前後)。

納敷済
申告承認
申き承
税つ署
紙に務
印付税

領収書貼付用紙

140 調査研究費 通信運搬費

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
299	末田正彦	ネット利用料12月分	5,390	1/3	1,796	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

倉敷市議会IT化推進検討会行政視察（5/24）手土産代
柏議會 計3,965円÷6名＝660円/人（小数点以下切り捨て）

領収書No. 47

領収証

倉敷市議会

様

金額

¥3,965-

但し 食品（軽減対象）／お菓子（お手土産）、送料代として
上記正に領収いたしました

内訳	金額
現金	¥3,965-

10%対象税込
内消費税等
3%対象税込
内消費税等

¥1,265-
¥115-
¥2,700-
¥200-

株式会社天満屋 外商部

電話

2023年5月29日

No.

担当者:

倉敷市議会IT化推進検討会行政視察（5/25）手土産代 委員7名参加
ISCO 計4,185円÷7名＝597円/人（小数点以下切り捨て）

領収証

倉敷市議会

様

金額

¥4,185-

但し 食品（軽減対象）／お菓子（お手土産）、送料代として
上記正に領収いたしました

内訳	金額
現金	¥4,185-

10%対象税込
内消費税等
8%対象税込
内消費税等

¥1,485-
¥135-
¥2,700-
¥200-

株式会社天満屋 外商部

電話

2023年5月29日

No.

担当者:

領収書の原本は、（青空市民クラブ）令和5年度政務活動費 領収書No. 38

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
47	倉敷市議会議員団	IT化推進検討会視察手土産代	1,257	1	1,257	



橘香堂

市役所店

TEL

倉敷市西中新田643-1

2023年09月21日(木)14:15<0008-01>

請求書 C-7		
※0 2,840*	3	8,520
発送費		
0 990*	1	990
発送費		
0 880*	2	1,760
小計	6	11,270
内税対象金額		11,270
10.0%対象金額		2,750
(内消費税額 10.0%)		(250)
8.0%対象金額		8,520
(内消費税額 8.0%)		(631)
合 計		11,270
現金		11,500
お預り		11,500
お釣り		230

No.

※印は軽減税率(8%)適用商品

領収書No. 190

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
190	倉敷市議会議員団	視察手土産代、送料	11,270	1	11,270	10月行政視察

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。



香堂

市役所店

TEL: [REDACTED]

倉敷市西中新田643-1

2023年09月21日(木)14:15<0008-01>

結合せ C-7		
※0 2,840*	3	8,520
発送費		
0 990*	1	990
発送費		
0 880*	2	1,760
小計	6	11,270
内税対象金額		11,270
10.0%対象金額		2,750
(内消費税額 10.0%)		(250)
8.0%対象金額		8,520
(内消費税額 8.0%)		(631)
合 計		11,270
現金		11,500
お預り		11,500
お釣り		230

No: [REDACTED]

※印は軽減税率(8%)適用商品

領収書No. 190

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
190	倉敷市議会議員団	視察手土産代、送料	11,270	1	11,270	10月行政視察

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

倉敷名物

御届先承り控

元祖総本舖

倉敷名物

橘香堂

2023年 9月 21日 曜日 受付

御住所 〒 920 - 8577 金沢市広土坂 1-1-1	TEL ()	様		
御名前 金沢市議会議事事務局 議事調査課	TEL ()	様		
御住所 〒 -	TEL ()	様		
御名前 金沢市議会議事事務局 議事調査課	TEL ()	様		
品名	数量	単価	金額	摘要
詰合せC-7	1	2840	2840	
送料	1個口	880	880	
小計				
現掛	合計(税込) 3,720			
取扱店	店名	担当者	電話	担当者
本店	本店			
発送日	2023年 10月 / 日	係員		
便名	ヤマト宅急便	必指	着定	10月 2日 AM 時

本店

岡山県倉敷市阿知 2-19-28

(株) 橘香堂

(御得意様用)

<http://kikkodo.com>

倉敷名物

御届先承り控

元祖総本舖

倉敷名物

橘香堂

2023年 9月 21日 曜日 受付

御住所 〒 153 - 8573 東京都目黒区上目黒 2-19-15	TEL ()	様		
御名前 目黒区議会議事事務局 議事調査係	TEL ()	様		
御住所 〒 110 - 0833 岡山県倉敷市西中葉新田 640	TEL ()	様		
御名前 日本共産党倉敷市議会議員団	TEL ()	様		
品名	数量	単価	金額	摘要
詰合せC-7	1	2840	2840	
送料	1個口	990	990	
小計				
現掛	合計(税込) 3,830			
取扱店	店名	担当者	電話	担当者
本店	本店			
発送日	2023年 10月 21日	係員		
便名	ヤマト宅急便	必指	着定	10月 2日 AM 時

本店

岡山県倉敷市阿知 2-19-28

(株) 橘香堂

(御得意様用)

<http://kikkodo.com>

名刺

御届先承り控

見込帳本欄

むらさき

播香堂

2023年 9月 21日 曜日 受付									
御住所 〒 920 - 0942 石川県金沢市 鞍馬 1-1-1									
御届先 小立野 2-43-1 TEL ()									
御名前 石川県立図書館 様									
御住所 〒 TEL ()									
御名前 様									
TEL ()									
様									
品名	数量	単価	金額	摘要					
詰合せ C-7	1	2,840	2,840						
送料	1個17	880	880						
小計									
現金掛	合計 (税込)			¥ 3,720					
取扱店	店名	電話	担当者	店名	電話	担当者			
本店				市役所前	店				
発送日	2023年 10月 / 日		係員						
便名	ヤマト宅急便			必着	指定	10月 2日 AM 時			

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
121	末田正彦	「議員の学校スペシャル！2023夏」研修旅費	76,900	1	76,900	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

(様式第7号)

会派代表者	経理責任者

領収書番号
121

政務活動費用
260 研修費 旅費

出張届書			
所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名(印)	末田 正彦
届年月日	令和5・8・15	支出区分	260 研修費 旅費
出張年月日	出張先(目的地を市町村別に明記すること)		宿泊予定地
5・8・17	三鷹市市民協働センター		東京都
5・8・18	同上		東京都
5・8・19	同上		
目的	議員の学校スペシャル! 2023夏 研修		

旅費予定額

鉄道賃 34,000	車賃	船賃	日当 9,900	3日	宿泊料 33,000	2泊
航空賃	支度料	雑費			合計 76,900	
運賃		急行料金			グリーン料金	
倉敷 ~ 三鷹	766.4km	9,900円×2	岡山 ~ 東京	732.9km	新幹線	7,100円×2
~			~			
~			~			
~			~			
~			~			
~			~			
~			~			
~			~			
~			~			
					計	34,000 円
備考 ※ グリーン車は利用しない。						

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第21号)第3条第2項の規定を準用する。

会派代表者	会派内回覧			
				

出張報告書

令和 5年 8月30日

会 派 代 表 者 様

印

末田 正彦

8月17日(水)から8月19日(土)まで、「議員の学校スペシャル！2023夏」に参加するため、東京都三鷹市へ出張しましたので、そのあらましを別紙のとおり報告します。

1 名 称 議員の学校スペシャル！2023夏

2 日 時

2023年8月17日（木）13：00～8月19日（土）16：45

3 場 所 三鷹市市民協働センター

4 目 的 地方自治とは、地方議会とは何かを基礎から学び直し、今後の議会活動に生かすため参加した。

5 内 容

◆1日目 8月17日（木）

13：00～13：10 閉会のあいさつ、ガイダンス

13：10～14：10

講義：スペシャル企画全体の組み立てとゲストの紹介

講師：■■■■氏（「議員の学校」学校長）

14：15～17：15

ゲスト講義：市民の願いに応じて政策を実践し、世界とつながる地方自治をひらく

講師：■■■■氏（前長崎市長）

◆2日目 8月18日（金）

10：00～11：30

集中講義1：市民と議員のための地方自治体財政の基本

12：30～14：10

集中講義2：決算審査のツボ①－決算審査の役割

14：20～16：00

集中講義3：決算審査のツボ②－歳入・歳出のポイント

集中講義講師: ■■■氏 (立命館大学教授)

◆ 3 日目 8 月 19 日 (土)

10:00~11:30

基礎講義 1: 地方自治とは何か、なぜ生まれたか、その目的は何か

12:15~13:45

基礎講義 2: 基本的人権の内容とそのすべてを具体化する地方自治

13:55~15:25

基礎講義 3: 地方議会活動について、その基本から理解する

基礎講義講師: ■■■氏 (「議員の学校」学校長)

15:35~16:35 全体にわたる質疑応答

16:35~16:45 閉会の挨拶

6 感想

①ゲスト講義

前長崎市長 ■■■氏の講義「市民の願いに応じて政策を実践し、世界とつながる地方自治ひらく」では、長崎市役所職員として 26 年、長崎市長として 4 期 16 年、地方自治現場の第一線で市民の願いに応える政策の実現のため働いてきた方の話として、非常に示唆のとんだ内容だった。とりわけ、戦争被爆自治体の長として、非核を掲げ平和事業を展開されてきたことは素晴らしいものでした。倉敷市においても是非とも非核自治体宣言が出来るよう、今後とも取組みを強めていきたいとの思いを強くした。

②集中講義 1, 2, 3

自治体財政の基本、決算審査の役割、また歳入・歳出の押さえるべきポイントの丁寧な講義で、改めて地方財政の基礎の学び直しが出来たと思っています。今後の決算議会に活かせると思っている。

③基礎講義 1, 2, 3

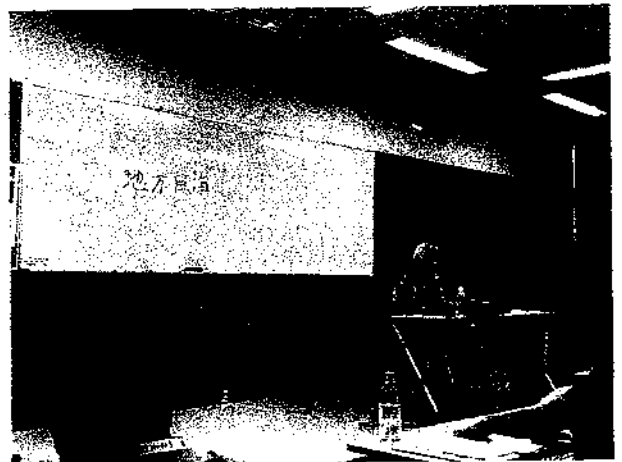
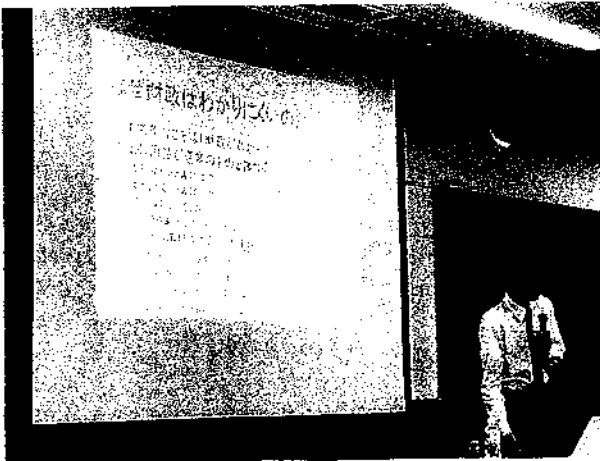
地方自治とは何か、なぜ生まれたか、その目的は何かをその背景も含め基礎から学ぶことが出来た。そして、基本的人権の内容とそのすべてを具体化するの

が地方自治であり、そしてすべての人権をすべての個人に保障するのが基礎自治体の役割であることを再認識させられた。

また、基本的人権の具体化のための地方議会活動の在り方は、常に住民生活を基礎としなければならない。そして、民主的に進めること。そのためにも、中央政府・都道府県政府と対等の立場から議会活動を展開することの重要性が認識させられた。住民こそ主人公を貫くための基本を学ぶことが出来た。

7 添付書類

- ①パンフレット写し
- ②講義資料表紙の写し
- ③修了証写し
- ④写真



*50
tamaken

Change!
その先に地方政府への道



●主催 NPO法人多摩住民自治研究所

2023

8/17 (木)

18 (金) 19 (土)

議員の学校 スペシャル! 2023夏



ハイブリッド[オンライン+会場(最大定員80名)]「見逃し配信あり」(2023年10月末まで)

●会場:三鷹市市民協働センター 第1会議室

JR三鷹駅より徒歩15分[路線バスあり]

<https://kyodo-mitaka.org/introduction/access.html>

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀4-17-23 042-246-0048



今年4月に行われた統一地方選挙で、多くの新人の議員が登場され、

また、これまでにない女性議員の進出が話題になりました。

と同時に、低投票率のこともあらためて問題にされ、

また、町村自治体における議会選挙自体の困難も指摘されています。

これらの現実に積極的に向き合う「議員の学校スペシャル! 2023夏」です。

スペシャル! 1 前・長崎市長のスペシャル講義

■さんは、長崎市役所職員として26年余、長崎市長として4期16年、市民の願いに応える政策の実現に挺身されてこられました。そして「長崎市を最後の核被爆都市にする」という市民の強い想いを胸に平和事業を展開、広島市などと共に広げてきた「世界平和首長会議」の議長を引き受け、その加盟自治体は166カ国・8,259自治体に及んでいます。その(前)長崎市長をゲスト講師にお招きし、ご経験に基づくお話を率直にさせていただきます。

スペシャル! 2 立命館大学教授の 日本一わかりやすい自治体財政の講座

じつは■教授は、現職の大学教員の身分のまま長野県職員として県庁で勤務された経歴を持ち、文字通り自治体現場の体験者です。これが、自治体現場の苦労を知る者としてのヒューマンな財政理論を組み立てる研究者像の基礎といって良いでしょう。今回はさらにたっぷり時間を使いながら、とことん「分かりやすい自治体財政論」をお話しいたします。

スペシャル! 3 「議員の学校」学校長の これまでにない基礎の基礎から語りつくす地方自治

■学校長は、32歳で東京・日野市の職員になり、そこではじめて地方自治に向き合いました。それから半世紀、絶えることなく地方自治の実践と理論研究に力を尽くし、これまで47都道府県の市町村・団体から招かれ、その講演回数はざっと1200回以上にのぼります。それらの経験をもとに語りつくされる集大成とも言えるべき地方自治講座です。

多摩研の議員の学校は、「日本国憲法の原則に立つ」という以外に、一切の思想・政党会派の別を問いません。若者たちを含めて、だれでも参加できる学校です。みなさんのご参加を心よりお待ちしております。

「議員の学校」学校長・■さん 第50回(2023年11月)で学校長を引退!

議員と市民、ともに学ぶ
地方自治の基本

地方自治体の現場に立ち、住民自治・団体自治を探究し続けて52年!
NPO法人多摩住民自治研究所が組み立てる平和と人権と民主主義の地方自治の学校です。



講義内容

議員の学校
スペシャル! 2023夏

2023

8/17 (木) [1日目] 13:00~17:30

ゆたかな希望をひらく「参加と平和の地方自治」

■解説講義 60分(講義のみ/13:10~14:10)

スペシャル企画全体の組立てとゲスト講座の紹介

● 氏(「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)

■ゲスト講義 180分(講義150分+質疑応答30分/14:15~17:15)

前・長崎市長の16年の実践から学ぶ「とっておきの講座」

市民の願いに応じて政策を実践し、
世界とつながる地方自治をひらく

● 氏(前長崎市長、前日本非核宣言自治体協議会会長、前平和首長会議副会長)

長崎市役所職員、そして長崎市長として取り組んだ具体的な政策活動について、地方自治体の現場的視点からお話しいたします。また、長崎市の平和行政や「平和首長会議」の議長市としての活動の中で、目指したもの、その到達点について語っていただきます。

■交流会 (会場参加の方のみ/18:00~20:00) 場所:会場周辺(参加費は4,500円)

8/18 (金) [2日目] 9:55~17:40

これでバッチリ! 自治体財政

■集中講義1 90分(講義60分+質疑応答30分/10:00~11:30)

市民と議員のための地方自治体財政の基本

● 氏(立命館大学教授)

自治体財政を理解するための要諦は「基本」です。この基本さえ身につけてしまえば、複雑そうに見える自治体財政の内容がスムーズに頭に入ってきます。毎年度の予算や決算に出てくる様々な財政の項目や名称も、すべてそれらの基本の具体的な表現に過ぎないからです。本講義では、この何よりも重要な自治体財政の基本を一から学びます。財政の知識を確固としたものにするには反復が大切ですので、新人の方はもちろんのこと、リピーターの方もぜひ受講していただければと思います。

本講義の内容だけでも、議会の中でも自治体財政の本質を最も理解している議員になれると思います。

講義内容



議員の学校 スペシャル! 2023夏

8/19 (土) [3日目] 9:55~16:45

これまでにない 基礎の基礎から語りつくす地方自治

■基礎講義1 90分(講義のみ/ 10:00~11:30) ●  氏(「議員の学校」学校長)

「地方自治とは何か、なぜ生まれたか、その目的は何か」

- 1 日本国憲法があきらかにした日本国家[国と地方自治体]の基本原則とは
国民主権による基本的人権と恒久平和の全面的な実現
- 2 憲法第8章「地方自治」に書かれていることを読んで理解する
- 3 なぜ憲法は「地方自治」の章を置いたのか、あらためて考えてみる
- 4 知っていた? 「権利としての地方自治」——住民自治も団体自治もすべて権利

■基礎講義2 90分(講義のみ/ 12:15~13:45) ●  氏

基本的人権の内容とそのすべてを具体化する地方自治

- 1 日本国憲法が定めているすべての個人に対する基本的人権を一つ一つ確認する
- 2 「新しい人権」——憲法が制定された後から確認された人権がある
- 3 すべての人権をすべての個人に保障するのは基礎的自治体・市町村である
- 4 人権実現の体制と財政力は整えられているのか

■基礎講義3 90分(講義のみ/ 13:55~15:25) ●  氏

地方議会活動について、その基本から理解する

- 1 地方議会の目的とその重大な役割
——地方自治法「第6章・議会」から議会の基本を理解する
- 2 住民生活を基礎にすえた議会活動をどう進めるか
- 3 議会活動に求められる民主性と科学性と会派制の課題
- 4 中央政府・都道府県政府と対等の立場から議会活動展開する重要性
- 5 地方議会の明日に向かって

■まとめ・全体にわたる質疑応答 60分(15:35~16:35)

ご自分の自治体について、個別的なご質問にもお答えする形で進めていきます。
それぞれのまちの課題等を、ぜひ、お持ち寄りください。

「議員の学校」学校長・ さん 第50回(2023年11月)で学校長を引退!



8/18 (水) [2日目] 9:55~17:40

これでバッチリ! 自治体財政

■集中講義2 100分(講義90分+質疑応答10分/ 12:30~14:10) ● 氏

決算審議のツボ①——決算審査の役割

自治体財政には「予算」と「決算」があります。自治体財政は「予算至上主義」ともいわれるように、予算はきわめて重大に扱われます。行政から提案された予算は議会で可決成立しなければ、自治体の行政活動に多大な影響が生じるからです。また、住民が負担した税金を民主的に統制する手段は予算制度しか存在しないことも、議会は肝に銘じておかなければなりません。

これに対して、決算は予算に定められた事業が適切に執行されたかどうかをみるものです。そのため自治体財政では、予算に比べると決算はあまり重視されません。しかし、自治体の予算が適切なものになるためには、前年度の決算で明らかとなった事業や財政の内容が活かされなければなりません。またそのためには、自分たちの自治体の一年間の決算だけではなく、他の自治体との比較や複数年度での変化をみることも必要です。

本講義では、決算の様々な数字の見方やそのもつ意味について学びます。

■集中講義3 100分(講義90分+質疑応答10分/ 14:20~16:00) ● 氏

決算審議のツボ②——歳入・歳出のポイント

自治体の決算書やその付属資料を使って、具体的な決算審議のポイントをみていきます。決算内容をチェックする上で最も重要な点は「議会において決定された予算(当初・補正)にしたがって支出が行われたか」であり、予算の全体および項目別にみて予算と決算の間に差がある場合には、なぜそのようになったのかを質疑する必要があります。また、付属資料の中には主要施策の内容について記したものがありますので、これを使って自治体の事業やサービスによる効果を確認する作業も大切になってきています。

これらを通じて、決算書の基本である歳入・歳出のチェックの仕方や、次年度の予算へ向けた決算の活用方策について考えていきます。

■グループワーク 90分(ワーク+発表90分/ 16:10~17:40)

5~6人の少人数(グループ)に分かれ、決算審議についての学びを振り返りながら、各自の課題などを交流します。議員の仕事の意義をより深められる自己紹介・表現の時間です。

■ ゲスト講義

氏

1956年、長崎県五島市生まれ。1980年に九州大学法学部を卒業後、同10月に長崎市役所に入所。長崎市観光部観光振興課主幹や長崎市企画部統計課長等を経て、2007年に長崎市長に就任。市長就任と同時に日本非核宣言自治体協議会会長、平和首長会議副会長を兼任。市長を4期16年務め、2023年4月に退任。

公式HP: <https://tomihisa-taue.jp/>

■ 集中講義1～3

氏

1967年生まれ。地方財政、公共政策の理論活動の第一線に立つ研究者で、「市町村や都道府県の財政が住民生活や企業活動にどのような影響を及ぼすか」を実際的に検証し、注目をあびてきました。著書や論文、幅広い講演活動によって、地方財政改革、公共事業、公共政策について積極的な発言をしています。

■著書 『自治体財政を診断するー「財政状況資料集」の使い方』(2022 自治体研究社)、『市民と議員のための自治体財政ーこれでわかる基本と勘所』(2020 自治体研究社)、『初歩から分かる総合区・特別区・合区』(共著 2017 自治体研究社)、『公共施設の再編を問う』(2016 自治体研究社)、『大都市自治を問う』(共著 2015 学芸出版社)、『地域共創と政策科学』(共著 2011 晃洋書房)、『検証・地域主権改革と地方財政』(共著 2011 自治体研究社)ほか多数。

■ 解説講義・基礎講義1～3

氏

1941年、静岡県生まれ。講師は自治体職員、研究機関常勤役員、千葉大学教育学部非常勤講師(社会教育原論)などの経験を持つ地方自治理論・政策の実践的研究者。著書・論文は地方自治体論をはじめとして、保健医療、社会福祉、教育、防災など、自治体政策の全分野にわたります。

■著書

『人間の顔をしたまちをどうつくるか』(自治体研究社)、『生きたかったー相模原障害者施設殺傷事件が問いかけるもの』(共著 大月書店)、『「学び」を止めない自治体の教育行政』(共著 自治体研究社)ほか多数。

program
プログラム

◆1日目 8月17日(木)

- 13:00～13:10 開会のあいさつ、ガイダンス
- 13:10～14:10 解説講義(講義60分)▶休憩10分
- 14:15～17:15 ゲスト講義(講義150分、質疑応答30分)▶途中、休憩あり
- 17:15～17:30 連絡事項、写真撮影
- 18:00～20:00 交流会

◆2日目 8月18日(金)

- 9:55～10:00 ガイダンス
- 10:00～11:30 集中講義1(講義60分+質疑応答30分)▶昼休み60分
- 12:30～14:10 集中講義2(講義90分+質疑応答10分)▶休憩10分
- 14:20～16:00 集中講義3(講義90分+質疑応答10分)▶休憩10分
- 16:10～17:40 グループワーク(ワーク+発表:90分)

◆3日目 8月19日(土)

- 9:55～10:00 ガイダンス
- 10:00～11:30 基礎講義1(講義90分)▶昼休み45分
- 12:15～13:45 基礎講義2(講義90分)▶休憩10分
- 13:55～15:25 基礎講義3(講義90分)▶休憩10分
- 15:35～16:35 全体にわたる質疑応答(60分)
- 16:35～16:45 閉会のあいさつ、写真撮影等(10分)

【会場・オンライン同一価格】

●部分参加(1講義あたり)

- ・都道府県・政令市・特別区議会議員 13,000円
- ・上記以外 9,000円
- ＊市民 1,000円

●1日目(17日)講義+特別講義

- ・市議会議員 15,000円
- ・町村議会議員 10,000円

●2日目(18日)集中講義1~3

- ・市議会議員 20,000円
- ・町村議会議員 15,000円

●3日目(19日)基礎講義1~3

- ・市議会議員 20,000円
- ・町村議会議員 15,000円

●全参加(3日間通し・8講義)

- ・都道府県・政令市・特別区議会議員 70,000円
- ・市議会議員 45,000円
- ・町村議会議員 30,000円
- ・多摩住民自治研究所会員(議員) 39,000円
- ＊市民 1講座:1,000円 全参加:5,000円

下記の申込書をFAX [] または、

e-mail [] へお送りください

多摩研ホームページの「申込フォーム」

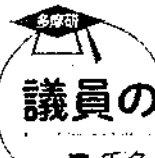
からもお申込みいただけます。

＊複数名でお申込みの場合でも、全員分の下記項目を必ず明記の上、お申し込みください。

・お名前 ・e-mailアドレス ・ご住所 ・携帯番号(電話番号)

FAXまたはメールで受講申込みを受け付け次第、受講案内、宿泊施設案内等をお送りします。

◆お問合せ TEL []



議員の学校スペシャル! 2023夏 参加申込書 ＊全項目にご記入をお願いします

■氏名(ふりがな)

■領収書の宛名(政務活動費をお使いの方は正確にご記入ください)

■住所 〒 []-[]-[]-[]-[] □自宅 □事務所 □役所 □その他()

■電話

■FAX

■携帯電話

■今後の多摩研の催しのご案内

□e-mail □郵送 □希望しない

＊添付ファイルを受信できるPC等のアドレスをご記入ください

■e-mail

■お申込み内容(必ずいずれかに✓をお願いします)

●参加方法 □会場 □オンライン

＊アーカイブ動画を配信ご希望の方はオンラインでお申込みください

●お立場

- 都道府県・政令市・特別区議会議員
- 市議会議員
- 町村議会議員
- 多摩住民自治研究所会員(議員)
- 多摩住民自治研究所会員(議員以外)・市民

●参加区分

- 3日間すべて参加 □1日目のみすべてに参加
- 2日目のみすべてに参加 □3日目のみすべてに参加

●1日目 □解説講義 □ゲスト講義

●2日目 集中講義 □1 □2 □3

●3日目 基礎講義 □1 □2 □3

●グループワークへのご参加 □する □しない

●交流会へのご参加(会場参加者のみ/参加費:4,500円)

□する □しない

議員の学校スペシャル！2023 夏

ゆたかな希望をひらく「参加と平和の地方自治」

■解説講義

スペシャル企画全体の組み立てとゲスト講座の紹介

講師：[REDACTED]

(「議員の学校」 学校長)

2023 年 8 月 17 日(木)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

議員の学校スペシャル！2023 夏

これでバッチリ！自治体財政

■集中講義 1

市民と議員のための地方自治体財政の基本

■集中講義 2

決算審議のツボ① 決算審査の役割

■集中講義 3

決算審議のツボ② 歳入・歳出のポイント

講師：[REDACTED]

(立命館大学教授)

2023 年 8 月 18 日(金)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

議員の学校スペシャル！2023 夏

これまでにない

基礎の基礎から語りつくす地方自治

■基礎講義1

地方自治とは何か、なぜ生まれたか、その目的は何か

講師：[REDACTED]

(「議員の学校」学校長)

2023 年 8 月 19 日(土)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

議員の学校スペシャル！2023 夏

これまでにない

基礎の基礎から語りつくす地方自治

■基礎講義 2

基本的人権の内容とそのすべてを具体化する地方自治

講師：

(「議員の学校」学校長)

2023 年 8 月 19 日(土)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

議員の学校スペシャル！2023 夏

これまでにない

基礎の基礎から語りつくす地方自治

■基礎講義 3

地方議会活動について、その基本から理解する

講師：[REDACTED]

(「議員の学校」学校長)

2023 年 8 月 19 日(土)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

第 2005 号



議員の学校スペシャル！2023 夏 修了証

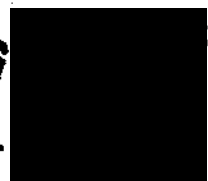
末田 正彦 様

あなたは当研究所が主催した「議員の
学校スペシャル！2023 夏」の課程を修
了されました。

地方自治の発展のために さらに尽力
されますよう期待いたします。

2023 年 8 月 19 日

NPO法人多摩住民自治
理事長 荒井



領収書貼付用紙

260 研修費 旅費

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
141	田口明子	「議員の学校スペシャル！2023夏」研修旅費	76,900	1	76,900	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

(様式第7号)

会派代表者	経理責任者
	

領収書番号
141

政務活動費用
260 研修費 旅費

出張届書

所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名(印)	田口 明子 
届年月日	令和5・8・15	支出区分	260 研修費 旅費
出張年月日	出張先(目的地を市町村別に明記すること)		宿泊予定地
5・8・17	三鷹市市民協働センター		東京都
5・8・18	同上		東京都
5・8・19	同上		
・			
・			
目 的	議員の学校スペシャル! 2023夏 研修		

旅費予定額

鉄道賃 34,000	車 賃	船 賃	日 当 9,900	3 日	宿泊料 33,000	2 泊			
航空賃	支度料	雑 費			合 計 76,900				
運 賃		急 行 料 金			グ リ ー ン 料 金				
倉敷 ~ 三鷹	766.4km	9,900円×2	岡山 ~ 東京	732.9km	新幹線	7,100円×2	~		
~			~				~		
~			~				~		
~			~				~		
~			~				~		
~			~				計		34,000 円
~			~						
備考 ※ グリーン車は利用しない。									

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和42年倉敷市条例第21号) 第3条第2項の規定を準用する。

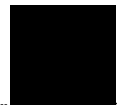
会派代表者	会派内回覧			
				

出張報告書

令和 5 年 9 月 4 日

会派代表者様

田口 明子



8月17日（木）から8月19日（土）まで、「議員の学校のスペシャル！2023
夏 豊かな希望をひらく「参加と平和の地方自治」」に参加するため、
出張しましたので、そのあらましを別紙のとおり報告します。

1 名 称

議員の学校のスペシャル！2023 夏 豊かな希望をひらく

「参加と平和の地方自治」

2 日 時 2023 年 8 月 17 日（木） 13：00～17：30

2023 年 8 月 18 日（金） 9：55～17：40

2023 年 8 月 19 日（土） 9：55～16：45

3 場 所

会場：三鷹市市民協働センター 第 1 会議室

4 目 的

コロナ禍の影響が続く中、かつてない補正予算と税収増によって膨らむ予算規模と基金残高。一方で厳しさを増す住民生活。一人ひとりの暮らしによりそうために、今こそ自治体財政の仕組みを学ぶことが目的。また地方自治体が主体的に「平和の実現」を掲げてきた歴史から、前長崎市長の田上富久さんの長年の経験と知識から行政側の立場から自治体の役割を学びたいと思う。

5 内 容

【8 月 16 日 スペシャル企画！ゆたかな希望をひらく「参加と平和の地方自治」】

市民の願いに応じて政策を実践し、世界とつながる地方自治をひらく

■■■■氏（前長崎市長、前日本非核宣言自治体協議会会長、前平和首長会議副会長）

【8 月 17 日 これでバッチリ！自治体財政】

■集中講義 1 90 分（講義 60 分+質疑応答 30 分／ 10：00～11:30）

市民と議員のための地方自治体財政の基本

■集中講義 2 100 分（講義 90 分+質疑応答 10 分／ 12：30～14:10）

決算審議のツボ①—決算審査の役割

■集中講義 3 100 分（講義 90 分+質疑応答 10 分／ 14：20～16:00）

決算審議のツボ②—歳入・歳出のポイント

■グループワーク 90 分（ワーク+発表 90 分／ 16：10～17:40）

■■■■氏（立命館大学教授）

【8月19日 これまでにはない基礎の基礎から語りつくす地方自治】

■基礎講義1 90分（講義のみ／10:00～11:30）

「地方自治とは何か、なぜ生まれたか、その目的は何か」

■基礎講義2 90分（講義のみ／12:15～13:45）

基本的人権の内容とそのすべてを具体化する地方自治

■基礎講義3 90分（講義のみ／13:55～15:25）

地方議会活動について、その基本から理解する

■まとめ・全体にわたる質疑応答 60分（15:35～16:35）

氏（「議員の学校」学校長）

6 感想

①スペシャル企画！ゆたかな希望をひらく「参加と平和の地方自治」

前長崎市長の さんの話をリアルできくことが出来て本当に良かったと思う。長崎の平和宣言は一年かけて議論に議論を重ね多くの方の意見を取り入れながら再考して出来上がる。その過程がとても大切で、そのことが何年も取り組まれていることを知った。今、日本は核抑止論にしがみつき、軍拡への道をたどっている。しかし、今年の広島での平和宣言にもあったように核抑止論の破綻は世界の共通の認識である。それは、核兵器禁止条約が発効したことによって、歴史が証明していると思う。長崎は広島、沖縄、そして放射能の被害を受けた福島とつながり平和を築く力になろうとする世界の人々との連帯を広げるとの思いから、努力してきたことを知った。現在は軍事・防衛体制の急拡大が内閣から提起され、防衛政策は国の専管事項との声が強くなっている。いまこそ、平和を希求する多くの人たちと連帯し、自治体からも平和を守れの声を立てていく時だと思った。

②これでバッチリ！自治体財政

自治体財政の基本ルールはただ一つ「赤字にしないこと」であり、そのルールのもとでどのような政策を実現するかはそれぞれの自治体の判断によるものである。家計も、年齢も含めて全く同じ家計構成・同じ収入であっても使い道はそれぞれ違う。食費、住居費、教育費など、何にどれくらいお金をかけるかはそれぞれの家計

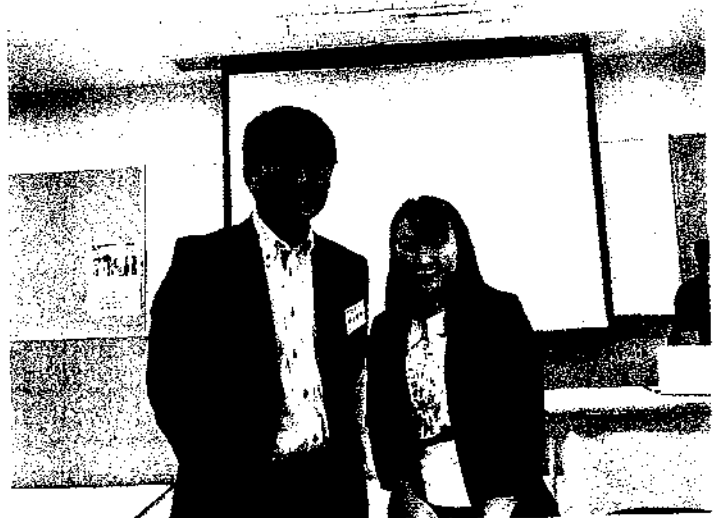
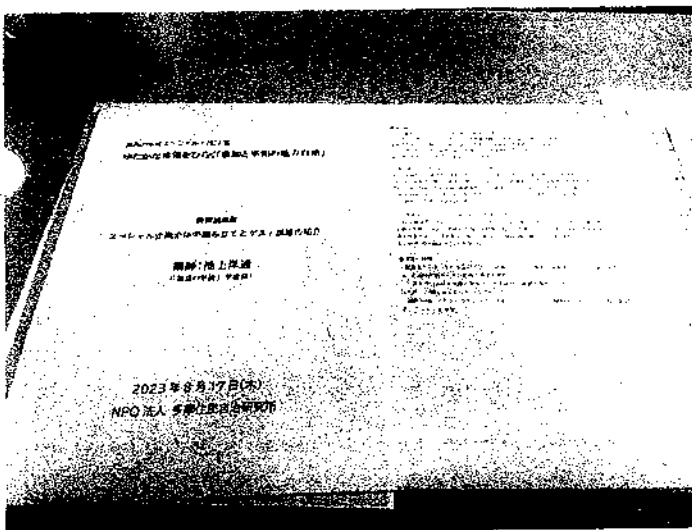
の事情によるところ。自治体も全く同じである。「どういう分野」に「どういう中身」で「どれだけの予算を付けていくのか」をみんなで議論して、優先順位をつけるのが「予算」。そこに市民性や公民制があらわれる。それを作っていくのは各自治体なのである。もう一度、改めて予算書・決算書を読んでみようと思った。まずは我自治体から財政分析してみようと思う。

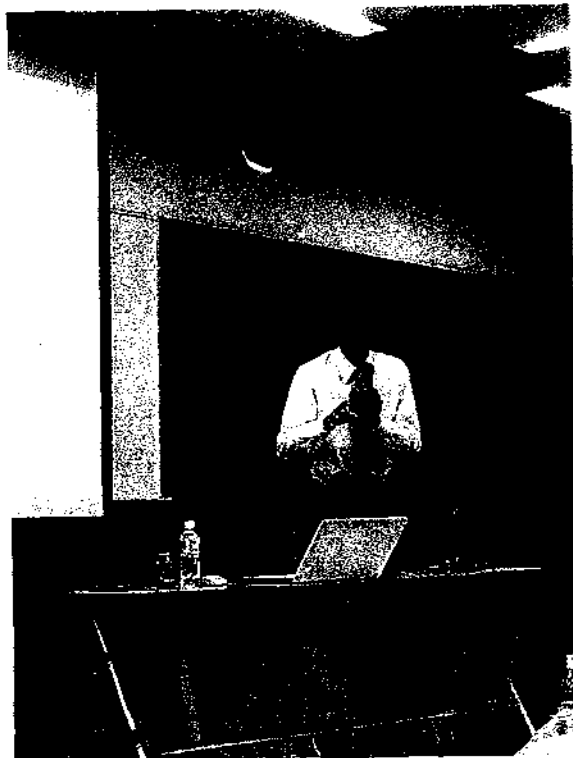
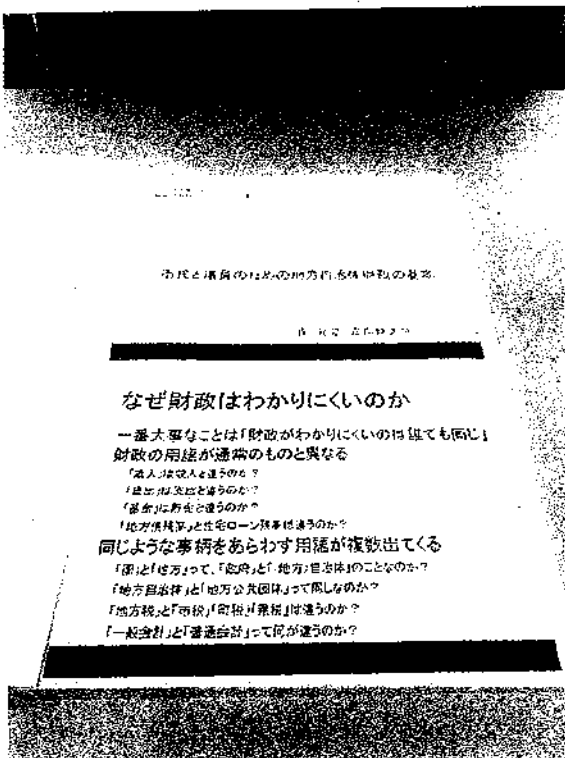
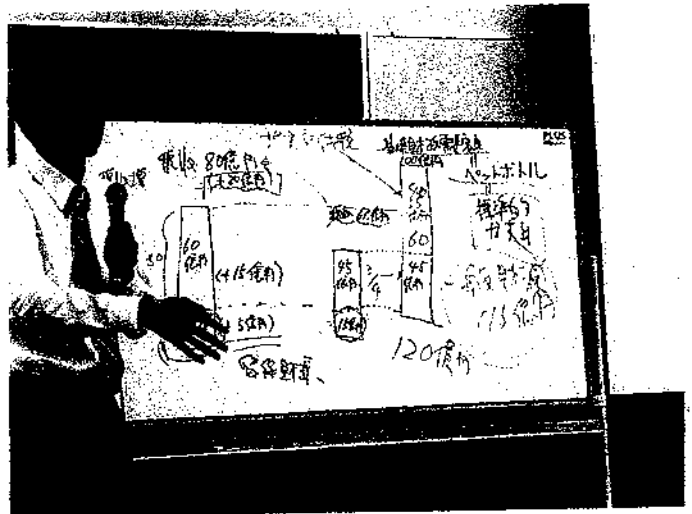
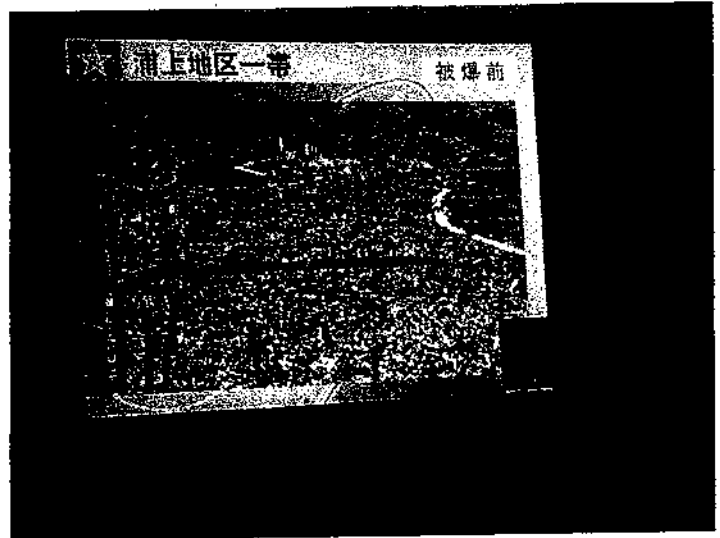
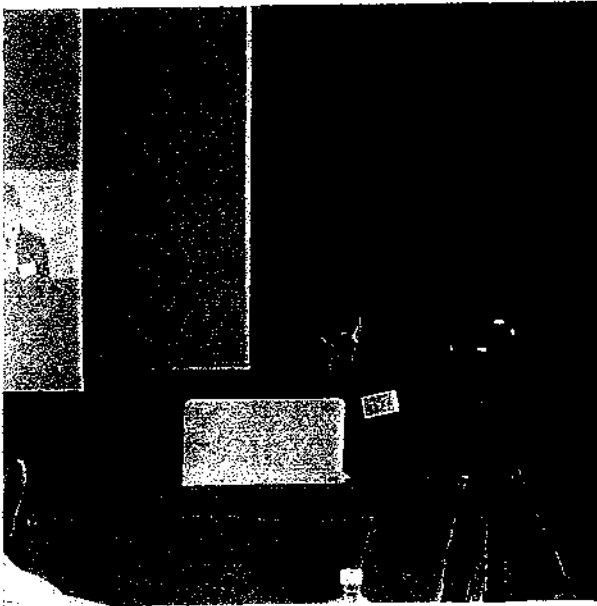
③これまでにない基礎の基礎から語りつくす地方自治

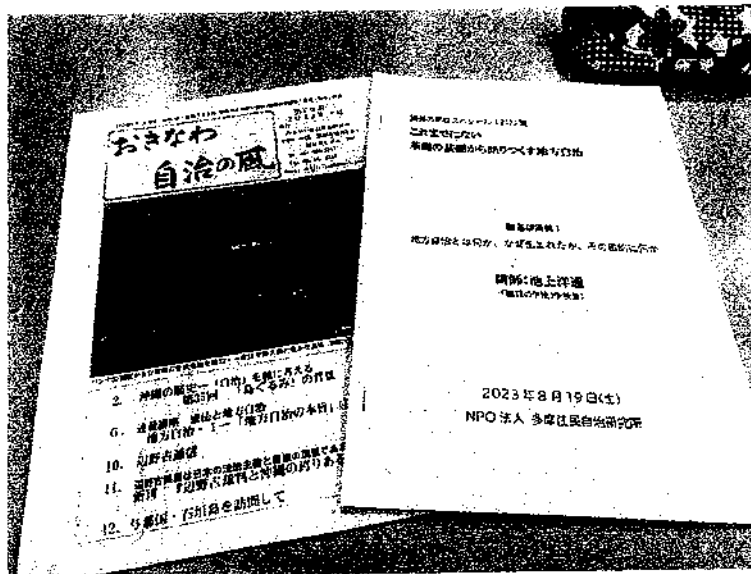
普段の生活の中で、制度の狭間で苦しい思いをしている方、困り事を抱えてどうしたらいいのか分からず不安な思いをしている方、困難を抱えて生きている方たち（すべての方たちが、尊重され人権が守られるためには、自治体はどうあるべきか。市政や、議会の姿勢が問われていると思った。

やっと思いで、声を上げた人の想いに寄り添えているだろうか制度の狭間でどうしても行きづまるときがある。私自身もっと学び力をつけ、議会でも取り上げていけるよう頑張っていきたいと思う。

7. 添付書類







第 2006 号



議員の学校スペシャル！2023 夏 修了証

田口 明子 様

あなたは当研究所が主催した「議員の
学校スペシャル！2023 夏」の課程を修
了されました。

地方自治の発展のために さらに尽力
されますよう期待いたします。

2023 年 8 月 19 日

NPO 法人多摩住民自治
理事長 荒井



Change!
その先に地方政府への道



●主催 NPO法人多摩住民自治研究所

2023
8/17(木)
18(金)19(土)

議員の学校 スペシャル! 2023夏

ハイブリッド[オンライン+会場(最大定員80名)]「見逃し配信あり」(2023年10月末まで)

●会場:三鷹市市民協働センター 第1会議室

JR三鷹駅より徒歩15分[路線バスあり]

<https://kyodo-mitaka.org/introduction/access.html>

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀4-17-23 042-246-0048



今年4月に行われた統一地方選挙で、多くの新人の議員が登場され、
また、これまでにない女性議員の進出が話題になりました。
と同時に、低投票率のこともあらためて問題にされ、
また、町村自治体における議会選挙自体の困難も指摘されています。
これらの現実積極的に向き合う「議員の学校スペシャル! 2023夏」です。

スペシャル! 1 前・長崎市長のスペシャル講義

■さんは、長崎市役所職員として26年余、長崎市長として4期16年、市民の願いに応える政策の実現に挺身されてこられました。そして「長崎市を最後の核被爆都市にする」という市民の強い想いを胸に平和事業を展開、広島市などと共に広げてきた「世界平和首長会議」の議長を引き受け、その加盟自治体は166カ国・8,259自治体に及んでいます。その田上(前)長崎市長をゲスト講師にお招きし、ご経験に基づくお話を率直にさせていただきます。

スペシャル! 2 立命館大学)教授の 日本一わかりやすい自治体財政の講座

じつは■教授は、現職の大学教員の身分のまま長野県職員として県庁で勤務された経歴を持ち、文字通り自治体現場の体験者です。これが、自治体現場の苦勞を知る者としてのヒューマンな財政理論を組み立てる研究者像の基礎といって良いでしょう。今回はさらにたっぷり時間を使いながら、とことん「分かりやすい自治体財政論」をお話しいたします。

スペシャル! 3 「議員の学校」学校長の これまでにない基礎の基礎から語りつくす地方自治

■学校長は、32歳で東京・日野市の職員になり、そこではじめて地方自治に向き合いました。それから半世紀、絶えることなく地方自治の実践と理論研究に力を尽くし、これまで47都道府県の市町村・団体から招かれ、その講演回数はざっと1200回以上にのぼります。それらの経験をもとに語りつくされる集大成とも言えるべき地方自治講座です。

多摩研の議員の学校は、「日本国憲法の原則に立つ」という以外に、
一切の思想・政党会派の別を問いません。若者たちを含めて、だれでも参加できる学校です。
みなさんのご参加を心よりお待ちしております。

「議員の学校」学校長・■さん 第50回(2023年11月)で学校長を引退!

議員と市民、ともに学ぶ
地方自治の基本

地方自治体の現場に立ち、住民自治・団体自治を探索し続けて52年!
NPO法人多摩住民自治研究所が組み立てる平和と人権と民主主義の地方自治の学校です。



多摩市
講義内容

議員の学校 スペシャル! 2023夏

2023

8/17(木) [1日目] 13:00~17:30

ゆたかな希望をひらく「参加と平和の地方自治」

■解説講義 60分(講義のみ/ 13:10~14:10)

スペシャル企画全体の組立てとゲスト講座の紹介

● 氏(「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)

■ゲスト講義 180分(講義150分+質疑応答30分/ 14:15~17:15)

前・長崎市長の16年の実践から学ぶ「とっておきの講座」

市民の願いに応じて政策を実践し、
世界とつながる地方自治をひらく

● 氏(前長崎市長、前日本非核宣言自治体協議会会長、前平和首長会議副会長)

長崎市役所職員、そして長崎市長として取り組んだ具体的な政策活動について、地方自治体の現場的視点からお話しいたします。また、長崎市の平和行政や「平和首長会議」の議長市としての活動の中で、目指したものの、その到達点について語っていただきます。

■交流会 (会場参加の方のみ/ 18:00~20:00) 場所:会場周辺(参加費は4,500円)

8/18(金) [2日目] 9:55~17:40

これでバッチリ! 自治体財政

■集中講義1 90分(講義60分+質疑応答30分/ 10:00~11:30)

市民と議員のための地方自治体財政の基本

● 氏(立命館大学教授)

自治体財政を理解するための要諦は「基本」です。この基本さえ身につけてしまえば、複雑そうに見える自治体財政の内容がスムーズに頭に入ってきます。毎年度の予算や決算に出てくる様々な財政の項目や名称も、すべてそれらの基本の具体的な表現に過ぎないからです。本講義では、この何よりも重要な自治体財政の基本を一から学びます。財政の知識を確固としたものにするには反復が大切ですので、新人の方はもちろんのこと、リピーターの方もぜひ受講していただければと思います。

本講義の内容だけでも、議会の中でも自治体財政の本質を最も理解している議員になれると思います。

8/18(金) [2日目] 9:55~17:40

これでバッチリ! 自治体財政

■集中講義2 100分(講義90分+質疑応答10分/ 12:30~14:10) ● 氏

決算審議のツボ①——決算審査の役割

自治体財政には「予算」と「決算」があります。自治体財政は「予算至上主義」ともいわれるように、予算はきわめて重大に扱われます。行政から提案された予算は議会で可決成立しなければ、自治体の行政活動に多大な影響が生じるからです。また、住民が負担した税金を民主的に統制する手段は予算制度しか存在しないことも、議会は肝に銘じておかなければなりません。

これに対して、決算は予算に定められた事業が適切に執行されたかどうかをみるものです。そのため自治体財政では、予算に比べると決算はあまり重視されません。しかし、自治体の予算が適切なものになるためには、前年度の決算で明らかとなった事業や財政の内容が活かされなければなりません。またそのためには、自分たちの自治体の一年間の決算だけではなく、他の自治体との比較や複数年度での変化をみることも必要です。

本講義では、決算の様々な数字の見方やそのもつ意味について学びます。

■集中講義3 100分(講義90分+質疑応答10分/ 14:20~16:00) ● 氏

決算審議のツボ②——歳入・歳出のポイント

自治体の決算書やその付属資料を使って、具体的な決算審議のポイントをみていきます。決算内容をチェックする上で最も重要な点は「議会において決定された予算(当初・補正)にしたがって支出が行われたか」であり、予算の全体および項目別にみて予算と決算の間に差がある場合には、なぜそのようになったのかを質疑する必要があります。また、付属資料の中には主要施策の内容について記したものがありますので、これを使って自治体の事業やサービスによる効果を確認する作業も大切になってきています。

これらを通じて、決算書の基本である歳入・歳出のチェックの仕方や、次年度の予算へ向けた決算の活用方策について考えていきます。

■グループワーク 90分(ワーク+発表90分/ 16:10~17:40)

5~6人の少人数(グループ)に分かれ、決算審議についての学びを振り返りながら、各自の課題などを交流します。議員の仕事の意義をより深められる自己紹介・表現の時間です。

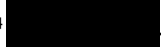
講義内容



議員の学校 スペシャル!2023夏

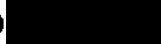
8/19(土) [3日目] 9:55~16:45

これまでにない 基礎の基礎から語りつくす地方自治

■基礎講義1 90分(講義のみ/10:00~11:30) ●  氏(「議員の学校」学校長)

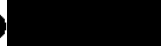
「地方自治とは何か、なぜ生まれたか、その目的は何か」

- 1 日本国憲法があきらかにした日本国家[国と地方自治体]の基本原則とは
国民主権による基本的人権と恒久平和の全面的な実現
- 2 憲法第8章「地方自治」に書かれていることを読んで理解する
- 3 なぜ憲法は「地方自治」の章を置いたのか、あらためて考えてみる
- 4 知っていた?「権利としての地方自治」——住民自治も団体自治もすべて権利

■基礎講義2 90分(講義のみ/12:15~13:45) ●  氏

基本的人権の内容とそのすべてを具体化する地方自治

- 1 日本国憲法が定めているすべての個人に対する基本的人権を一つ一つ確認する
- 2 「新しい人権」——憲法が制定された後から確認された人権がある
- 3 すべての人権をすべての個人に保障するのは基礎的自治体・市町村である
- 4 人権実現の体制と財政力は整えられているのか

■基礎講義3 90分(講義のみ/13:55~15:25) ●  氏

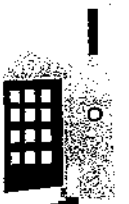
地方議会活動について、その基本から理解する

- 1 地方議会の目的とその重大な役割
——地方自治法「第6章・議会」から議会の基本を理解する
- 2 住民生活を基礎にすえた議会活動をどう進めるか
- 3 議会活動に求められる民主性と科学性と会派制の課題
- 4 中央政府・都道府県政府と対等の立場から議会活動展開する重要性
- 5 地方議会の明日に向かって

■まとめ・全体にわたる質疑応答 60分(15:35~16:35)

ご自分の自治体について、個別的なご質問にもお答えする形で進めていきます。
それぞれのまちの課題等を、ぜひ、お持ち寄りください。

「議員の学校」学校長・ さん 第50回(2023年11月)で学校長を引退!



議員の学校スペシャル！2023 夏

ゆたかな希望をひらく「参加と平和の地方自治」

■解説講義

スペシャル企画全体の組み立てとゲスト講座の紹介

講師：[REDACTED]

(「議員の学校」 学校長)

2023 年 8 月 17 日(木)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

議員の学校スペシャル！2023 夏

これでバッチリ！自治体財政

■集中講義 1

市民と議員のための地方自治体財政の基本

■集中講義 2

決算審議のツボ① 決算審査の役割

■集中講義 3

決算審議のツボ② 歳入・歳出のポイント

講師：

(立命館大学教授)

2023 年 8 月 18 日(金)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

議員の学校スペシャル！2023 夏

これまでにない

基礎の基礎から語りつくす地方自治

■基礎講義 1

地方自治とは何か、なぜ生まれたか、その目的は何か

講師：[REDACTED]

(「議員の学校」学校長)

2023 年 8 月 19 日(土)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

領収書貼付用紙

260 研修費 旅費

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
235	末田正彦	「第50回議員の学校」 研修旅費	57,100	1	57,100	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

(様式第7号)

会派代表者	経理責任者

領収書番号
235

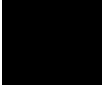
政務活動費用
260 研修費 旅費

出張届書			
所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名(印)	末田 正彦
届年月日	令和5・10・24	支出区分	260 研修費 旅費
出張年月日	出張先(目的地を市町村別に明記すること)		宿泊予定地
5・10・30	都立多摩図書館セミナールーム		東京都
5・10・31	同上		
・			
・			
・			
目 的	第50回議員の学校 研修		

旅費予定額

鉄道賃 34,000	車賃	船賃	日 当 6,600	2 日	宿泊料 16,500	1
航空賃	支度料	雑 費			合 計 57,100	
運 賃		急 行 料 金			グリー ン 料 金	
倉敷 ～ 国分寺	773.7km	9,900円	岡山 ～ 東京	732.9km	新幹線	7,100円
国分寺 ～ 倉敷	773.7km	9,900円	東京 ～ 岡山	732.9km	新幹線	7,100円
～			～			
～			～			
～			～			
～			～			
～			～			
～			～			
					計	34,000 円
備考 ※ グリーン車は利用しない。						

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和42年倉敷市条例第21号) 第3条第2項の規定を準用する。

会派代表者	会派内回覧			
				

出張報告書

令和 5年11月14日

会派代表者様

印

末田 正彦

10月30日（月）から10月31日（火）まで、「第 50 回議員の学校」に参加するため、国分寺市へ出張しましたので、そのあらましを別紙のとおり報告します。

1 名 称

第50回 議員の学校「だれもが主体者として生きる場をつくる」

—地方自治体の現在「いま」とあした

2 日 時 令和5年10月30日（月）～10月31日（火）

3 場 所 東京都立多摩図書館セミナールーム

4 目 的

今回の「議員の学校」は、これまでの歩みを振り返りつつ、いくつもの困難に共同の力で向き合う地方自治体のあり方を、基本原則と現場的課題が重なり合う観点から「明日」に向かって率直に見つめ合い、学び合う場として設営されています。改めて地方自治、住民自治を学ぶ目的を持って参加した。

5 内 容

【1日目】

■ゲスト講義

「地方自治がいま直面していること」 120分（講義100分＋質疑応答20分）

■■■■氏（自治体問題研究所理事長、奈良教育大学教授）

■鼎談

「日本の政治－いま直面していること」 120分（講義100分＋質疑応答20分）

■■■■氏（自治体問題研究所理事長、奈良教育大学教授）

■■■■氏（「議員の学校」新学校長、元日本福祉大学教授）

■■■■氏（「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事）

【2日目】

■特別講義 ■■■■氏（「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事）

◆講義1「憲法原則から見る21世紀の地方自治の真実」

「地方分権一括法」以後に起きたことを、正面から点検すると

120分（講義100分＋質疑応答20分）

◆講義 2 「科学性・文化性に満ちた住民共同の地方自治を創るために」

どの自治体も世界にたった一つしかない。主権者的共同による地方自治体を拓く

100 分（講義 100 分）

■全体にわたる質疑応答 85 分

■新学校長の挨拶 ■■■■■ 氏

6 感 想

【1 日目】 「地方自治がいま直面していること」 ■■■■■ 氏

この講義では、地方自治体が現在直面している諸課題と未来への展望に焦点を当てたものだった。特に、人口減少、まちづくり・公共施設のあり方、自治体の役割、地方政治が大きく変わる際の特徴などについての講義。

国は、安保三文書の改訂を行い、日本を戦争が出来る国に作り替えようとしている。そのため防衛力を強化するとして 43 兆円にも及ぶ防衛予算を確保するとしている。そのため社会保障費は削減され、国による地方財政支出の抑制を図っている。その手段として、公共施設の統廃合、民営化・民間委託が行われ市民向けの施策が削減され、自治体職員の非正規化が進んでいる。

本市においても国の施策そのままに、図書館、学校給食場など公共施設の再編・統合が住民不在のまま進められている状況がある。

地方自治は、人々の生活に密接に関わり、地域社会の発展に貢献する。そのためにも市民がまちづくりに積極的に関わり、自治能力の高い市民に成長することが必要と感じる。

【2 日目】 特別講義 1. 2 ■■■■■

地方自治体の自立性強化として「地方分権一括法」が施行されたが、事実上「平成の大合併」「教育基本法改正」「社会保障制度改革推進法制定」「安保軍事一括法制」などが強行され、自治体戦略 2040 年構想、行政のデジタル化、公務民営化と公務員の非正規化が進む。これらのことを憲法が描く「地方自治の本旨・原則」からの検証する講義であった。

憲法第 13 条に規定された幸福追求権について、「すべて国民は、個人として尊重

される」とあるように、一人一人個人として尊重されるという点が重要であることが改めて認識された。

したがって、基礎自治体は、その個人の全ての権利を守り抜く責務があり、基本的人権を具体化することを担わされている。この点を深く認識し、基礎自治体の具体的な施策に反映させなければと感じたところである。

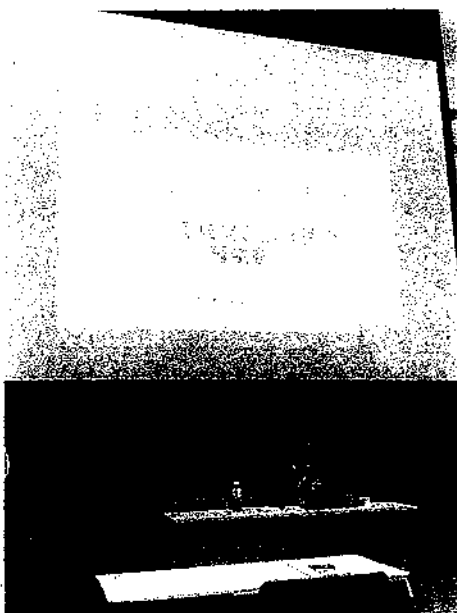
7 添付書類

①第 51 回議員の学校パンフレット表紙（写し）

②講義資料表紙（写し）

③修了証（写し）

④講義風景の写真





2023
10/30 (月)
/31 (火)

第50回

議員の学校

●主催 NPO法人多摩住民自治研究所
ハイブリッド[オンライン+会場(最大定員100名)]
「見物し難い」(コロナ対策のため)

●会場:都立多摩図書館セミナールーム
(JR中央線・武蔵野線 西国分寺駅より徒歩7分)
<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/access/#tama>

だれもが主体者として生きる場をつくる ——地方自治体の現在「いま」とあした

世界中のだれもが、地球上のどこかの地域に住んでいる「住民」です。そこで人類全体を「地球市民」と呼んだりします。「維持可能—持続可能な社会をつくる」ことで、世界が結ばれようとしているいま、住民こそが、そしてその毎日の生活の場である地域社会こそが、人類社会の基礎単位なのです。

もともと人間社会は「国家」よりはるか以前から「地域的共同体」を形成し、共に生きる活動を開始していました。それは「各地域を、そこに住む者の共同によって治めること」が自然的営みとしてつくられていったからです。こんにちの地方自治の原理(住民自治・団体自治)は、国家以前の「自然的営み」に根拠を置く「自然発生的権利=自然権」であり、各個人がもともと持つ「固有の権利」なのです。もちろん、法治国家として基本法である憲法がそれを明確に認め、中央政府と対等な地方自治体政府が成立しています。

この原点からいうなら「国家」は各地域社会の集合体であり、地方自治体が国家の基盤です。日本の地方自治法が市町村を「基礎的自治体」とし、その自然地理的・歴史的なつながりに基づく範囲を「広域的自治体」と規定しているのは、そのことを認めた結果とって良いでしょう。

そして憲法13条が掲げる「個人の幸福追求の権利」を具体化するのには地域社会=地方自治体です。そのための第一条件が「平和社会・国家」の確立です。現在、日本の都道府県と区市町村を含めた全自治体の93%が「非核・平和自治体の宣言」を掲げて、憲法の基本原則である「恒久平和主義」の地域的具現化を誓っています。それは、各自治体の住民が平和主義の正しさを確信しているからにほかなりません。

しかしまたその一方で、昨年の小中高生の自殺が過去最多の2万1881人にのぼっていることが示す「子ども」の課題、完全終息しない「コロナ禍」、貧困者・障害者・高齢者の増大、地域の産業を含む各種の計画政策、そして「財政運営」の困難……引きも切らない課題が山積しているのも、自治体の現実です。

第50回目となる今回の「議員の学校」は、これまでの歩みを振り返りつつ、いくつもの困難に共同の力で向き合う地方自治体のあり方を、基本的原則と現場的課題が重なり合う観点から「明日」に向かって率直に見つめ合い、学び合う場として設営します。

あらためて、多くの皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

ファイナル!

「議員の学校」学校長

ついにこの日が...



「議員の学校」とは、多摩住民自治研究所「多摩研」の「議員の学校」は、「住民と地域に役立つ地方議員になりたい」という議員の皆さんの声にこたえ「政党派派を問わずに、だれもが参加できる学校」として始められました。平成21(2009)年のことです。幸いにして、各地の議員の皆さんの積極的なご参加と、協賛された各分野の講師の方々のおかげで、かけがえのない歩みを重ねてまいりました。

第50回 議員の学校

だれもが主体者として 生きる場をつくる

— 地方自治体の現在[いま]とあした

2023年10月30日31日

都立多摩図書館セミナールーム、Zoom

主催:NPO 法人 多摩住民自治研究所

第50回 議員の学校

だれもが主体者として生きる場をつくる ―地方自治体の現在とあした

■特別講義1

憲法原則から見る 21 世紀の地方自治の事実

講師：

(「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)

2023 年 10 月 31 日(火)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

第 2012 号



第 50 回
多摩研・議員の学校修了証

末田正彦 様

あなたは当研究所が主催した第 50 回
議員の学校の課程を修了されました。
地方自治の発展のために さらに尽力
されますよう期待いたします。

2023 年 10 月 31 日

NPO 法人多摩住民自治
理事長 荒井

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
253	田口明子	「第50回議員の学校」 研修旅費	57,100	1	57,100	

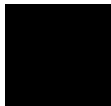
領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

(様式第7号)

会派代表者	経理責任者
	

領収書番号
253

政務活動費用
260 研修費 旅費

出張届書			
所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名(印)	田口 明子 
届年月日	令和5・10・24	支出区分	260 研修費 旅費
出張年月日	出張先(目的地を市町村別に明記すること)		宿泊予定地
5・10・30	都立多摩図書館セミナールーム		東京都
5・10・31	同上		
・			
・			
・			
目 的	第50回議員の学校 研修		

旅費予定額

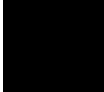
鉄道賃	車 賃	船 賃	日 当	2 日	宿泊料
34,000			6,600		16,500
航空賃	支度料	雑 費			合 計
					57,100

運 賃			急 行 料 金				グ リ ー ン 料 金		
倉敷 ～ 国分寺	773.7km	9,900円	岡山 ～ 東京	732.9km	新幹線	7,100円	～		
国分寺 ～ 倉敷	773.7km	9,900円	東京 ～ 岡山	732.9km	新幹線	7,100円	～		
～			～				～		
～			～				～		
～			～				～		
～			～				計	34,000 円	
～			～						

備考

※ グリーン車は利用しない。

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和42年倉敷市条例第21号)第3条第2項の規定を準用する。

会派代表者	会派内回覧			
				

出張報告書

令和 5 年 11 月 30 日

会派代表者様

田口 明子



10 月 30 日（月） から 10 月 31 日（火）まで、「第 50 回 議員の学校」
に参加するため、

出張しましたので、そのあらましを別紙のとおり報告します。

1 名 称

第 50 回 議員の学校「だれもが主体者として生きる場をつくる」

～地方自治体の現在とあした～

2 日 時 令和5年 10 月 30 日(月)～10 月 31 日(火)

3 場 所 都立多摩図書館セミナールーム

4 目 的

今回の議員の学校では、これまでの歩みを振り返りつつ、いくつもの困難に共同の力で向き合う地方自治体のあり方を、基本的原則と現場的課題が重なり合う観点から「明日」に向かって率直に見つめ合い、学び合う場として設定されています。あらためて住民こそが主人公となれる毎日の生活の場である地域社会の在り方を学ぶ目的をもって参加しました。

5 内 容

(1 日目)

◇ゲスト講義

「地方自治体がいま直面していること」 ■■■■■ 氏(自治体問題研究所理事長、奈良女子大学教授) 120 分（講義 100 分＋質疑応答 20 分）

◇鼎談

「日本の地方自治－いま直面していること」 中山徹氏×石川満氏×池上洋通氏
100 分（鼎談 80 分＋質疑応答 20 分）

(2 日目)

◇特別講義 1

憲法原則から見る 21 世紀の地方自治の事実－「地方分権一括法」以後に起きたことを、正面から点検すると 池上洋通氏（「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事）100 分（講義 100 分）

◇特別講義 2

「科学性・文化性に満ちた住民共同の地方自治を創るために一どの自治体も世界にたった一つしかない。主権者の共同による地方自治体を拓く」 ■■■■■ 氏 100 分

◇全体にわたる質疑応答 85 分

◇新学校長の挨拶 ■■■氏（元日本福祉大学教授、元東大和市職員） 15 分

6 感想

1 日目…「地方自治体がいま直面していること」■■■氏

この講義では、地方自治体が現在直面している諸課題と未来への展望に焦点を当てた講義だった。特に、人口減少、まちづくり・公共施設のあり方、自治体の役割、地方政治が大きく変わる際の特徴などについての講義。国が進める財政誘導と重ねて、住民のための公共の役割がだんだん失われていくという内容だった。倉敷市も同様に、公共施設の再編統合は住民不在のまま進められている状況にある。しかし、人口減少の中、地方自治体が直面する厳しい現実を理解することが重要である。地域社会の持続可能な未来に向けた方向性を示すためには、住民が主体的になることや、また市民協働の地域社会の構築が必要であると認識を新たにした。

2 日目…特別講義 1・2 池上洋通氏

「平成の大合併」「教育基本法改正」「社会保障制度改革推進法制定」「安保軍事一括法制の強行」。激動の情勢の中、地方自治体に求められる行政としての役割を学んだ。地方自治体が、人類社会の基盤であるということ。憲法 13 条が掲げる「個人の幸福追求の権利」を具体化するのは、地域社会であること。すなわち、地方自治体そのものがその役割を担っているということである。そのための条件は、平和国家の擁立であり、憲法の基本原則である「恒久平和」を地方自治体が体現していかなければなりません。地域産業と経済の衰退、高齢者人口の増大、出生数の急減と人口減少、空き家・空き室の急増、年々増加する小中高生の自殺者数……これらのすべてが全国で起きています。国民主権・住民主権を憲法が掲げてから 78 年。すべての住民が共同して、明るく生きる地方自治体をつくる道を拓く時だと思う。

7 添付書類

多摩研・議員の学校終了証

資料

写真



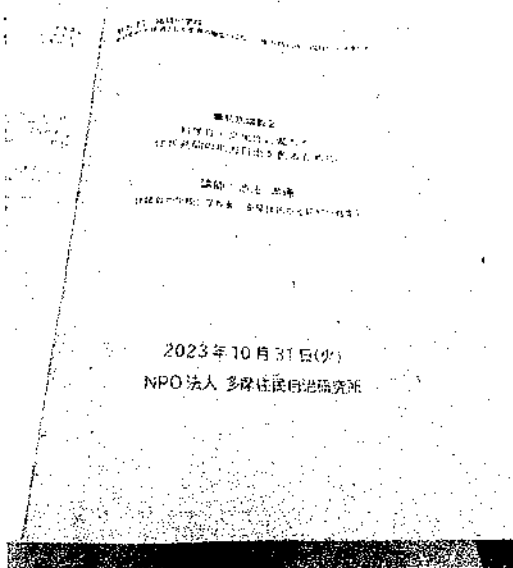
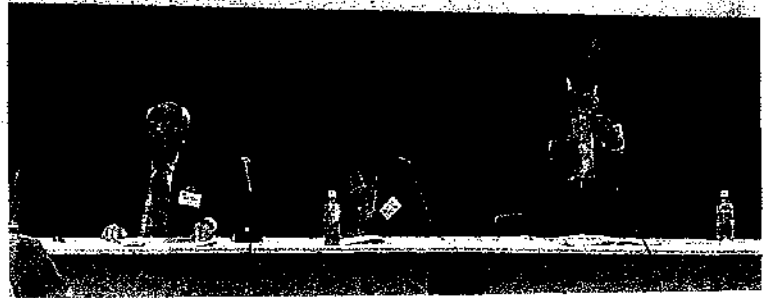
1日目の写真

↑資料

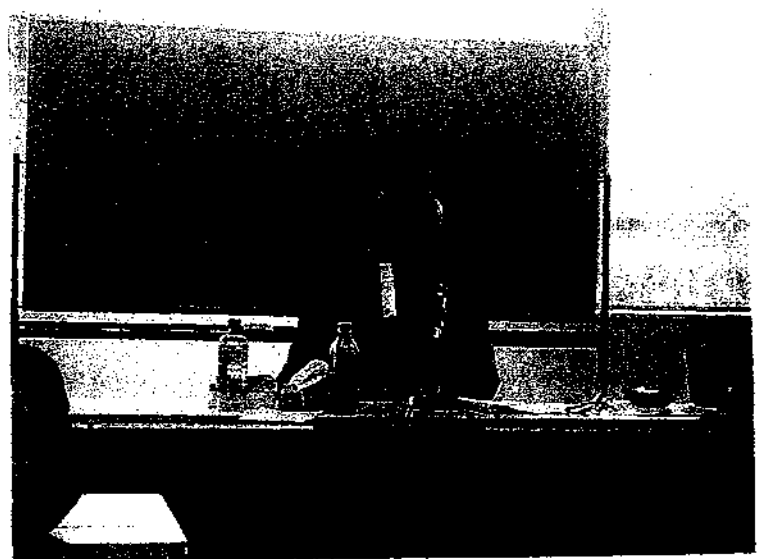
→「地方自治体がいま直面していること」

■氏

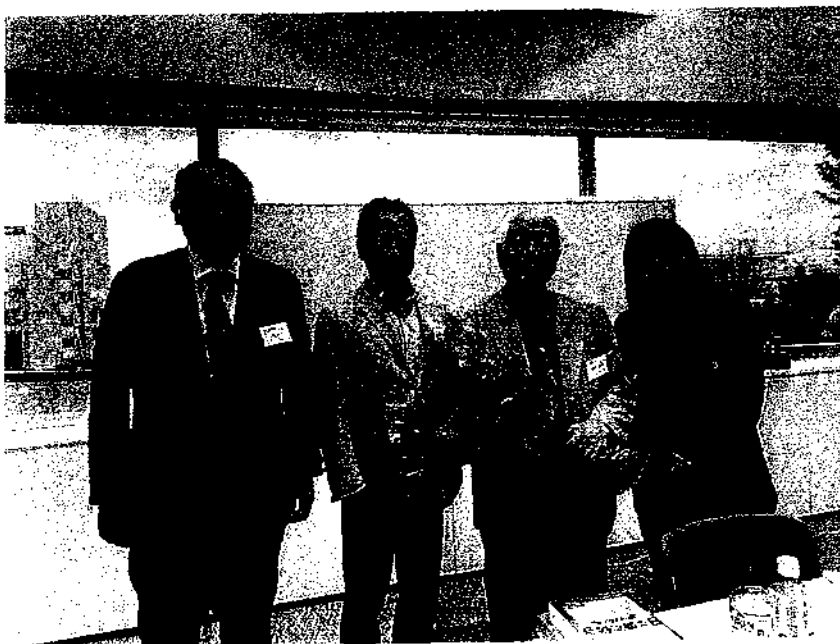
→「日本の地方自治ーいま直面している
こと」中山徹氏×石川満氏×池上洋通氏



2日目の写真 ↑資料



↑特別講義 1・特別講義 2 ■氏



第 2017 号



第 50 回
多摩研・議員の学校修了証

田口明子 様

あなたは当研究所が主催した第 50 回
議員の学校の課程を修了されました。
地方自治の発展のために さらに尽力
されますよう期待いたします。

2023 年 10 月 31 日

NPO 法人多摩住民自治
理事長 荒井



2023
10/30 (月)
/31 (火)

第50回 議員の学校

●主催 NPO法人多摩住民自治研究所
ハイブリッド【オンライン+会場(最大定員100名)】
「見逃し配信あり」(2024年1月末まで)

●会場:都立多摩図書館セミナールーム
(JR中央線・武蔵野線 西国分寺駅より徒歩7分)
<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/access/#tama>

だれもが主体者として生きる場をつくる ——地方自治体の現在「いま」とあした

世界中のだれもが、地球上のどこかの地域に住んでいる「住民」です。そこで人類全体を「地球市民」と呼んだりします。「維持可能—持続可能な社会をつくる」ことで、世界が結ばれようとしているいま、住民こそが、そしてその毎日の生活の場である地域社会こそが、人類社会の基礎単位なのです。

もともと人間社会は「国家」よりはるか以前から「地域的共同体」を形成し、共に生きる活動を開始していました。それは「各地域を、そこに住む者の共同によって治めること」が自然的営みとしてつくられていったからです。こんにちの地方自治の原理(住民自治・団体自治)は、国家以前の「自然的営み」に根拠を置く「自然発生的権利=自然権」であり、各個人がもともと持つ「固有の権利」なのです。もちろん、法治国家として基本法である憲法がそれを明確に認め、中央政府と対等な地方自治体政府が成立しています。

この原点からいうなら「国家」は各地域社会の集合体であり、地方自治体が国家の基盤です。日本の地方自治法が市町村を「基礎的自治体」とし、その自然地理的・歴史的なつながりに基づく範囲を「広域的自治体」と規定しているのは、そのことを認めた結果とあって良いでしょう。

そして憲法13条が掲げる「個人の幸福追求の権利」を具体化するのには地域社会=地方自治体です。そのための第一条件が「平和社会・国家」の確立です。現在、日本の都道府県と区市町村を含めた全自治体の93%が「非核・平和自治体の宣言」を掲げて、憲法の基本原則である「恒久平和主義」の地域的具體化を誓っています。それは、各自治体の住民が平和主義の正しさを確信しているからにほかなりません。

しかしまたその一方で、昨年の小中高生の自殺が過去最多の514人にのぼっていることが示す「子ども」の課題、完全終息しない「コロナ禍」、貧困者・障害者・高齢者の増大、地域の産業を含む各種の計画政策、そして「財政運営」の困難……引きも切らない課題が山積しているのも、自治体の現実です。

第50回目となる今回の「議員の学校」は、これまでの歩みを振り返りつつ、いくつかの困難に共同の力で向き合う地方自治体のあり方を、基本的原則と現場的課題が重なり合う観点から「明日」に向かって率直に見つめ合い、学び合う場として設営します。

あらためて、多くの皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

ついにこの日が…

ファイナル！
「議員の学校」学校長



「議員の学校」とは、多摩住民自治研究所[多摩研]の「議員の学校」は、「住民と地域に役立つ地方議員になりたい」という議員の皆さんの声に応え、「政党会派を問わず」、だれもが参加できる学校」として始められました。平成21(2009)年のことです。幸いにして、各地の議員の皆さんの積極的なご参加と、協賛された各分野の講師の方々のすぐれた講話によって、かけがえのない歩みを重ねてまいりました。

1日目

■ゲスト講義 ■■■氏(自治体問題研究所理事長、奈良女子大学教授)

◆ 120分(講義100分+質疑応答20分)

「地方自治体がいま直面していること」

この講義では、地方自治体が現在直面している諸課題と未来への展望に焦点を当てます。特に、人口減少、まちづくり・公共施設のあり方、自治体の役割、地方政治が大きく変わる際の特徴などについて議論します。地方自治は、人々の生活に密接に関わり、地域社会の発展に貢献しますが、その運営はますます難しさを増しています。

この講義では、地方自治体が直面する厳しい現実を理解し、創造的な解決策や協力の重要性について考えます。地方自治の新たな展望を探り、地域社会の持続可能な未来に向けた方向性を探求します。

■鼎談 ■■■氏×■■■氏×■■■氏 ◆ 100分(鼎談80分+質疑応答20分)

「日本の地方自治ーいま直面していること」

平和と人権、持続可能な社会の原則をベースに、率直に語り合います。

2日目

■特別講義 ■■■氏(「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)

◆ 講義1 100分(講義100分)

「憲法原則から見る21世紀の地方自治の事実」

——「地方分権一括法」以後に起きたことを、正面から点検すると

「地方自治体の自立性の強化」として「地方分権一括法」が施行されたのは2000年。事実はどう展開したのでしょうか。「平成の大合併」「教育基本法改正」「社会保障制度改革推進法制定」「安保軍事一括法制の強行」。そして「自治体戦略2040年構想」「行政のデジタル化」「公務民営化と公務員非正規化の急拡大」……

こうした政策構想の原点にあるものは何か?憲法原則から点検します。

◆ 講義2 100分(講義100分)

「科学性・文化性に満ちた住民共同の地方自治を創るために」

——どの自治体も世界にたった一つしかない。主権者的共同による地方自治体を拓く

地域産業と経済の衰退、高齢者人口の増大、出生数の急減と人口減少、空き家・空き室の急増、年々増加する小中高生の自殺者数……これらのすべてが全国で起きています。国民主権・住民主権を憲法が掲げてから78年。子ども・高齢者・障害者・在日者などすべての住民が共同して、明るく生きる地方自治体をつくる道を拓く時です。

■全体にわたる質疑応答 85分 ■■■講師の人生観などについても質問いただけます。

■新学校長の挨拶 ■■■氏(元日本福祉大学教授、元東大和市職員) 15分



■ ゲスト講義

氏

1959年大阪生まれ。京都大学大学院博士課程修了。工学博士。現在、奈良女子大学生活環境学部教授。自治体問題研究所理事長。専門は、都市計画学、自治体政策学。

■ 著書

「子育て支援システムと保育所・幼稚園・学童保育」(かもがわ出版)、「人口減少時代のまちづくり」(自治体研究社)、「よくわかる子ども・子育て新システム」(かもがわ出版)、「人口減少と地域の再編」(自治体研究社)、「人口減少と公共施設の展望」(自治体研究社)、「人口減少と大規模開発」(自治体研究社)、「人口減少時代の自治体政策」(自治体研究社)、「だれのための保育制度改革」(自治体研究社)、「子どものための保育制度改革」(自治体研究社)、「デジタル化と地方自治」(共著・自治体研究社)

■ 特別講義

氏

1941年静岡県生まれ。講師は自治体職員、研究機関常勤役員、千葉大学教育学部非常勤講師(社会教育原論)などの経験を持つ地方自治理論・政策の実践的研究者。著書・論文は地方自治体論をはじめとして、保健医療、社会福祉、教育、防災など、自治体政策の全分野にわたります。

■ 著書

『人間の顔をしたまちをどうつくるか』(自治体研究社)、『生きたかった——相模原障害者施設殺傷事件が問いかけるもの』(共著 大月書店)、『「学び」を止めない自治体の教育行政』(共著 自治体研究社)ほか多数。

氏

1951年東京都生まれ。東大和市職員(通算21年間福祉事務所に勤務)を経て、1999年日本福祉大学社会福祉学部助教授、2004年教授。福祉行財政論など、2017年定年退職。多摩住民自治研究所理事、社会福祉法人えいぶる理事長など。

■ 著書

『いのちを選ばないで』(共編著 大月書店 2019年)、『生きたかった 相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』(共編著 大月書店 2016年)ほか。

◆ 第1日 10月30日(月)

- 13:00 ~ 13:10 開会のあいさつ、ガイダンス
- 13:10 ~ 15:10 ゲスト講義(講義100分、質疑応答20分)
- 15:10 ~ 15:25 休憩(15分)
- 15:25 ~ 17:05 鼎談(鼎談80分、質疑応答20分)
- 17:05 ~ 17:20 連絡事項、写真撮影

◆ 第2日 10月31日(火)

- 9:55 ~ 10:00 ガイダンス
- 10:00 ~ 11:40 特別講義1(講義100分)
- 11:40 ~ 12:40 お昼休み(60分)
- 12:40 ~ 14:20 特別講義2(講義100分)
- 14:20 ~ 14:35 休憩(15分)
- 14:35 ~ 16:00 全体にわたる質疑応答(85分)
- 16:00 ~ 16:15 新学校長挨拶(15分)
- 16:15 ~ 16:30 閉会のあいさつ等(15分)



プログラム



領収書貼付用紙

260 研修費

旅費

領収書No.	議員名	内容	対象金額	按分	支払金額	備考
351	三宅誠志	「第50回議員の学校」 研修旅費	57,100	1	57,100	

領収書に番号を記入の上、費目ごとに、重ならないように貼付してください。

(様式第7号)

会派代表者	経理責任者
	

領収書番号
351

政務活動費用
260 研修費 旅費

出張届書			
所属 会派名	日本共産党 倉敷市議会議員団	氏名(印)	三宅 誠志 
届年月日	令和5・10・24	支出区分	260 研修費 旅費
出張年月日	出張先(目的地を市町村別に明記すること)		宿泊予定地
5・10・30	都立多摩図書館セミナールーム		東京都
5・10・31	同上		
・			
・			
・			
目的	第50回議員の学校 研修		

旅費予定額

鉄道賃 34,000	車賃	船賃	日当 6,600	2日	宿泊料 16,500
航空賃	支度料	雑費			合計 57,100
運賃		急行料金			グリーン料金
倉敷 ~ 国分寺	773.7km	9,900円	岡山 ~ 東京	732.9km	新幹線 7,100円
国分寺 ~ 倉敷	773.7km	9,900円	東京 ~ 岡山	732.9km	新幹線 7,100円
~			~		~
~			~		~
~			~		~
~			~		~
~			~		計 34,000 円
備考 ※ グリーン車は利用しない。					

(注) 政務活動のための旅費の額は、倉敷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第21号)第3条第2項の規定を準用する。

会派代表者	会派内回覧			
				

出張報告書

令和 5 年 11 月 6 日

末田 正彦 様

三宅 誠志



10月30日(月)から 10月31日(火)まで、第50回 議員の学校
に参加するため、東京都国分寺市へ出張しましたので、その
あらましを別紙のとおり報告します。

1 名 称 第 5 0 回 議員の学校

だれもが主体者として生きる場をつくる—地方自治体の
現在「いま」とあした

主催 NPO 法人 多摩住民自治研究所

2 日 時 令和 5 年 1 0 月 3 0 日（月） 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 2 0

令和 5 年 1 0 月 3 1 日（火） 9 : 5 5 ~ 1 6 : 3 0

3 場 所 都立多摩図書館セミナールーム

国分寺市泉町 2 - 2 - 2 6

4 目 的 多摩住民自治研究所の「議員の学校」は、困難に共同の力で向き合
う地方自治体のあり方を基本的原則と現場的課題が重なり合う観点から率直に見
つめあい、学ぶ場です。今回は、地方自治体が今直面している実態を学び、その解
決方法を倉敷市の現状と比較して、学び、今後の市政に反映していくことを目的と
している。

5 内 容

ゲスト講義「地方自治体がいま直面していること」

（自治体問題研究所理事長、奈良女子大学教授）

鼎談「日本の地方自治—いま直面していること」

（議員の学校 学校長、多摩住民自治研究所理事）、

（元日本福祉大学教授、元東大和市職員）

特別講義 1 「憲法原則から見る 2 1 世紀の地方自治の事実」

特別講義 2 「科学性・文化性に満ちた住民共同の地方自治を創るために」

6 感想

先生の自治体の動向の分析は、

①国の政策を無批判に受け入れる、②大型開発、インバウンドによる地域活性化、③公共施設の統廃合、民営化・民間委託、市民向け施策の削減、職員の非正規化、④市民参加には背を向ける、

倉敷市も全くその通りだと思った。

こういった地方政治を変え、自治と公共性の再生を行う自治体にしていくことが必要。そうして、①国の政策から地域、市民生活を守る、②公共性の再生、③自治と公共性を再生させるように自治体の再生を行っていかなければ、本当の意味での住民自治はできなくなり、住民サービスも低下していくとのお話には、今日大いに共感できた。今まで、市に対して追及してきたことも、このような考えをもとに行ってきたが、引き続き、よりよい倉敷に向けて、頑張っていきたいという気持ちが湧く講義であった。

池上先生の話は、憲法とデータを基にした地方自治の現状を詳しく分析して、改善の方向性を示してくれる内容の濃い講義であった。特に、日本国憲法の定める地方自治が持つ性格を根本的に理解すれば、地方自治体が、自衛隊からの住民名簿提供に応じることができないという話は、論理的であったと思います。

7 添付書類

（1）第 50 回議員の学校 資料 2 部

（2）終了証

第 2013 号

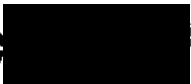
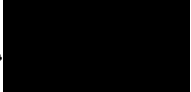


第 50 回
多摩研・議員の学校修了証

三宅誠志 様

あなたは当研究所が主催した第 50 回
議員の学校の課程を修了されました。
地方自治の発展のために さらに尽力
されますよう期待いたします。

2023 年 10 月 31 日

NPO 法人多摩住民自治 
理事長 荒井 

第 50 回 議員の学校

だれもが主体者として 生きる場をつくる

— 地方自治体の現在[いま]とあした

2023 年 10 月 30 日 31 日

都立多摩図書館セミナールーム、Zoom

主催:NPO 法人 多摩住民自治研究所

第50回 議員の学校

だれもが主体者として生きる場をつくる ―地方自治体の現在「いま」とあした

■ゲスト講義

地方自治体がいま直面していること

講師：

(自治体問題研究所理事長、奈良女子大学教授)

2023年10月30日(月)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

2023年10月30日
多摩住民自治研究所「第50回 議員の学校」

今こそ自治と公共性の 再生を

奈良女子大学

1

I 地域に関連する国政の 動向

2

①安保三文書の改訂

- 安保法制、「平和安全法制」（2015年）
- 政府の従来解釈「日本は集団的自衛権をもつが、憲法第9条のゆえにそれを行行使することはできない」
- 安倍内閣による変更「一定の条件のもとで集団的自衛権の行使は認められる」
- これを法律上明記したのが「安保法制」

- 安保三文章の改訂（2022年）
- 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」
- 三文書の改訂によって安保法制の実質化を図る
- 敵基地攻撃能力の保有
- 防衛予算の倍増（対GDP1%→2%、
2023年から2027年までで43兆円）

- 「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」：防衛力強化資金の創設
- 43兆円のために新たに確保する予算：14.6兆円（4財源）
- 歳出改革：3兆円
- 決算剰余金：3.5兆円
- 防衛力強化資金：4.6兆円～5兆円（特別会計剰余金、国有地売却）
- 増税：金額、時期は示されず（3～3.5兆円程度）

5

令和5年版「防衛白書」
から転載

		2019年度 17.2兆円	2020年度 17.2兆円
スタンダード・オフ防衛能力		0.2兆円	5兆円
統合防空ミサイル防衛能力		1兆円	3兆円
陸上アセット防衛能力		0.1兆円	1兆円
空域・機動・作戦能力 （空域・機動・作戦能力）		2兆円	8兆円
艦隊活動・情報収集能力		0.5兆円	1兆円
戦術的防衛能力・要路確保		0.1兆円	2兆円
防衛力 強化 策	防衛力強化策	1兆円	2兆円 （防衛力強化策）
	装備品の増強など	1兆円	9兆円 （防衛力強化策）
	防衛力の増強化	1兆円	4兆円
防衛力強化策の強化		1兆円	0.4兆円 （防衛力強化策）
防衛力強化策		1兆円	1兆円 （防衛力強化策）
その他		0.4兆円	6.6兆円
2019～2022年度の防衛費 17.2兆円（2022年度）		令和5年度（2023年度） 43.5兆円（2023年度）	

6

- 土地利用規制法の動きが本格化
- 土地利用規制法に基づく区域指定
- 1回目指定、2022年12月・・・国境離島などの指定
- 2回目指定、2023年7月・・・同上
- 3回目指定、2023年11月以降を予定・・・防衛関係施設など
- 4回目指定、来年以降（？）

① 防衛関係施設

自衛隊施設： 207施設 （例：札幌駐屯地、千歳基地（北海道）、仙台駐屯地（宮城）、
入間基地（埼玉）、習志野高射教育訓練場（千葉）、
防衛省市ヶ谷庁舎、練馬駐屯地、府中基地（東京）、
守山駐屯地（愛知）、伊丹駐屯地（兵庫）、
呉地方総監部（広島）、徳島航空基地（徳島）、
健軍駐屯地（熊本））

米軍施設： 6施設 （例：広弾薬庫、秋月弾薬庫（広島）、板付飛行場（福岡））

② 原子力関係施設： 3施設 （原子力燃料工業（株）熊取事業所（大阪）、
伊方発電所（愛媛）、玄海原子力発電所（佐賀））

③ 空港： 6施設 （新千歳空港（北海道）、山形空港（山形）、名古屋飛行場（愛知）、
八尾空港（大阪）、福岡空港（福岡）、熊本空港（熊本））

全体で特別注視区域は46箇所、注視区域は134箇所

- 土地利用規制法の枠組み
- 注視区域、特別注視区域の指定：重要施設（防衛関係施設等）の周囲おおむね1000mの区域内及び国境離島等で、土地、建物が機能阻害行為（重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為）に供されることを防止する必要がある場合、区域指定する
- 区域内の土地等の利用状況（所有者、国籍、利用状況）の調査
- 特別区域では所有権の移転などについて届け出制
- 機能阻害行為に対して勧告、命令
- これらを実施するのは全て内閣総理大臣

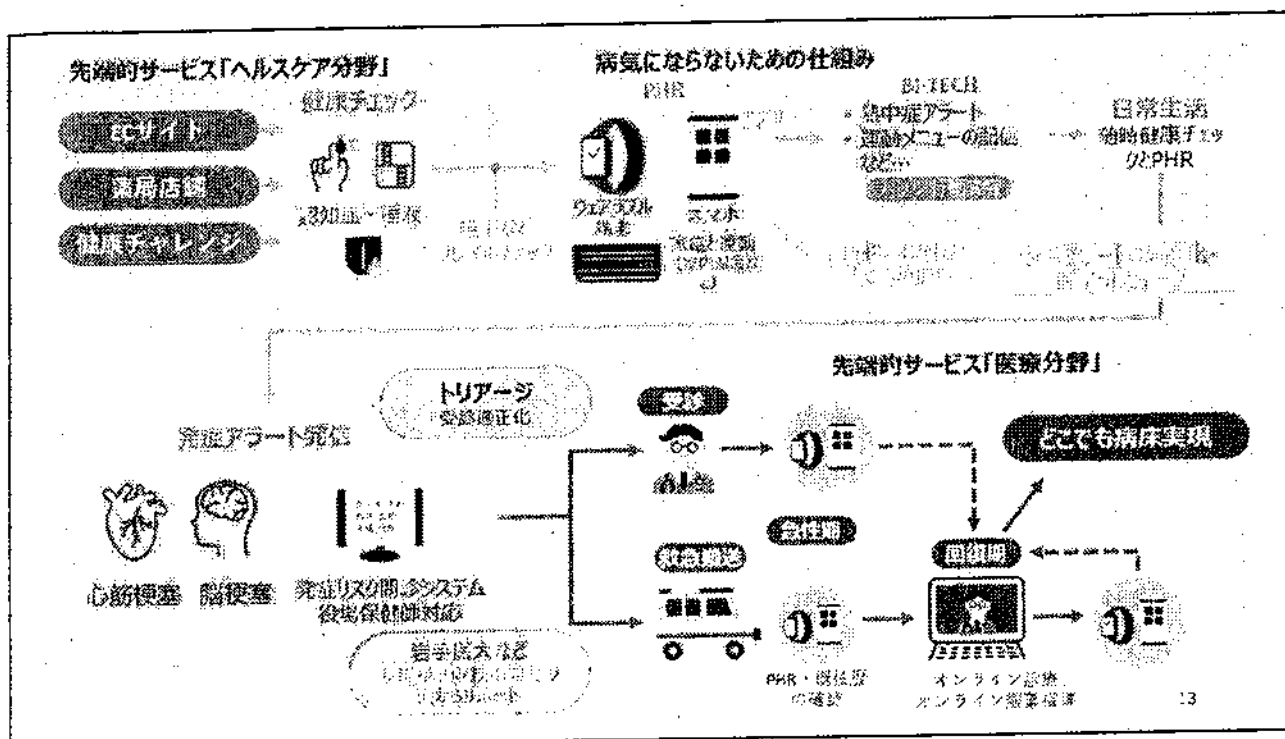
②社会保障改革

- 全世代型社会保障構築会議報告書（2022年12月）
- 保険料負担の引き上げ、利用者負担の引き上げ
- 非正規化、労働力の流動化に対応した社会保障の確立
- 地域医療構想による、病院の統廃合、病床の削減

- 社会保障審議会介護保険部会「介護保険の見直しに関する意見」（2022年12月）
- 次期計画（2024年～）までに結論を得る：保険料の引き上げ、本人負担の引き上げ、老健施設等における多床室の室料負担、
- 第10期計画（2027年～）までに結論を得る：ケアプラン作成に関する利用者負担の導入、要介護1・2に対する生活援助サービス

③新たな成長戦略：地域のデジタル化

- デジタル田園都市国家構想基本方針（2022年6月）
デジタル化で地域問題を解決？
- デジタル田園都市国家構想総合戦略（2022年12月）
自治体を総動員して市民生活、地域のデジタル化を進める
医療、福祉など市民生活を支える様々な分野を包括的に民間に委ねる
狙いは民間企業のための新たな成長戦略
- マイナンバー法改正（2023年6月）



II 自治体の動向

①国の政策を無批判に受け入れ

- 基地、原発を交付金等と引き換えに受け入れる、その交付金等で地域の諸問題解決を進めようとする自治体が少なくない
- リニア、新幹線など、国が進める大型開発に依拠して地域活性化を進めようとする自治体が少なくない
- また、自治体DX、地域医療構想、公共施設等総合管理計画、立地適正化計画、小中一貫校など、市民に大きな影響を及ぼす国の方針を無批判に受け入れる自治体が少なくない

15

【核のゴミ最終処分場】

- 長崎県対馬市議会（9月12日）、高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）最終処分場の文献調査を受け入れる請願を採択
- 3自治体目
- 2年間で最大20億円の交付金
→9月27日、対馬市長が調査を受け入れないと表明

- 10月3日、北海道寿都（すっつ）町議会議員選挙、核のゴミ最終処分場の文献調査を実施中、定員9、立候補12、調査継続に賛成5人当選、反対4人当選。賛成5名、反対7名立候補。当選者の比率は変わらず、ただし反対派の得票率49%
- 文献調査→概要調査→精密調査、概要調査に進むためには、市町村長と都道府県知事の合意が必要、国は道知事の意向を確認する予定だが、知事は反対。
- 概要調査では最大70億円の交付金
- もう一つは北海道神恵内（かもえない）村

17

【核のゴミ中間貯蔵施設】

- 8月18日、山口県上関（かみのせき）町、中国電力、関西電力の中間貯蔵施設の立地可能性調査を受け入れ
- 中間貯蔵施設があるのは青森県むつ市のみ

【原発再稼働】

- 9月13日、新潟県、福島原発に関する県独自の検証結果を発表。柏崎刈羽原発の再稼働に向けた動きが進みかねない

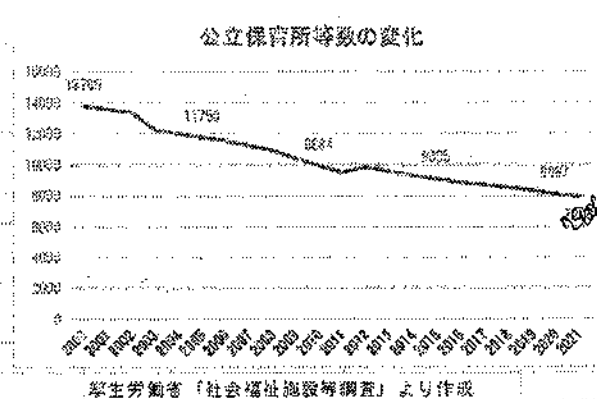
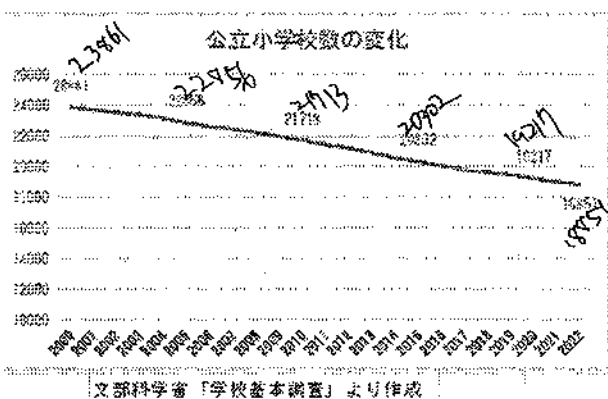
18

②大型開発、インバウンドによる地域活性化

- ・地域消費縮小の対抗策
- ・リニア、新幹線などを契機とした大型開発
- ・コロナの収束(?)によるインバウンド呼び込み
- ・地域消費の縮小を消費の呼び込みで切り抜けようとする施策
- ・それを実現するためのインフラ整備、規制緩和、補助金etc
- ・多くの自治体は財政状況が逼迫しているため、これらの予算を確保するために「財政非常事態宣言」を出す場合がある

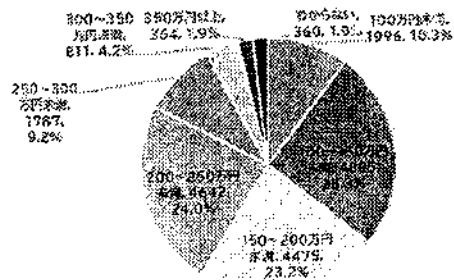
19

③公共施設の統廃合、民営化・民間委託 市民向け施策の削減、職員の非正規化



20

・会計年度任用職員年収



n=18330

・自治労連「会計年度任用職員アンケート」より作成

非正規職員の割合（％）		職種別非正規職員比率（％）	
都道府県	16.1	図書館職員	73.3
政令市	25.5	給食調理員	69.8
市区	43.5	保育士等	56.9
町村	47.1	技能労務職員	49.9
一部事務組合等	16.8	一般事務職員	23.3
全体	29	合計	29
2020年4月1日時点		2020年4月1日時点	
上記数値は「会計年度任用職員給与2020」頁刊行後掲載2021年6月号より作成			

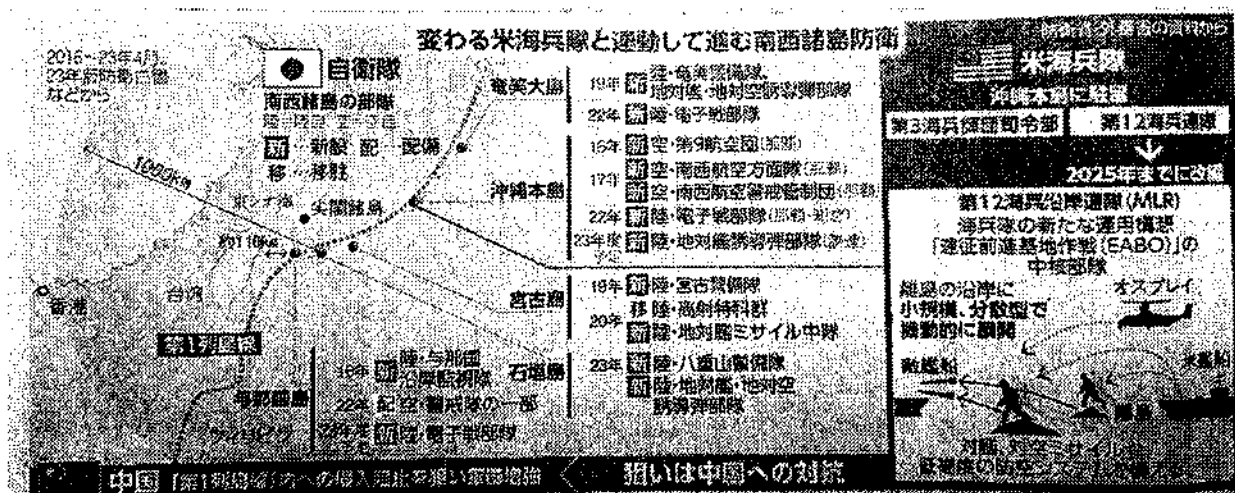
④市民参加には背を向ける

- ・国の施策を無批判に受け入れ、大型開発で地域活性化をめざし、公共施設の統廃合・市民向け予算の削減を進めているような自治体は、市民参加には消極的で、形式的な参加によって施策を進めようとしている

Ⅲ 地域と市民生活はどうか るのか

23

①地域から平和、安全が奪われる



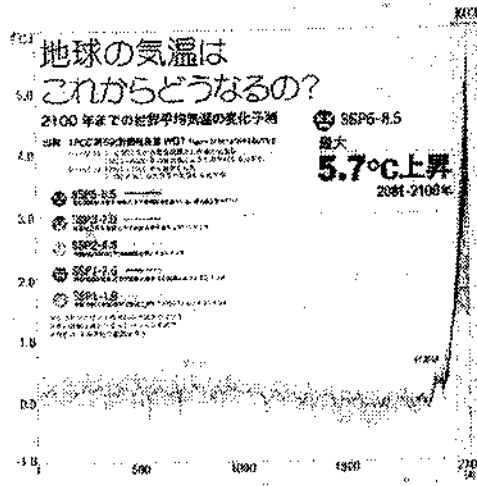
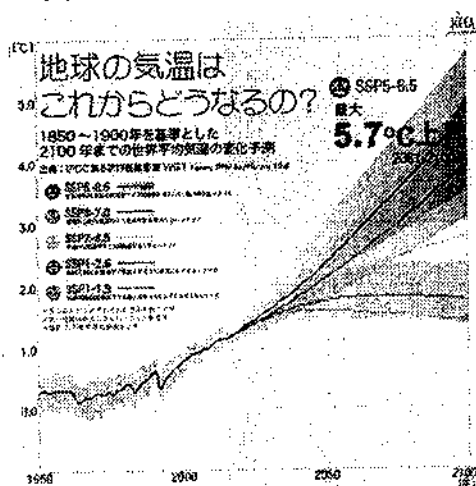
「朝日新聞2023年10月8日」から転載

24

- 24頁に書かれた再編の多くは安保三文章改定以前
- 今後は、台湾有事を想定した自衛隊基地、米軍基地の再編強化、一体化が急速に進む
- 焦点は沖縄、九州だが、全国的に再編が進む
- 日本が攻められていなくても、集団的自衛権に基づき日本から敵基地攻撃を行うと、そこが外国からの攻撃対象となる
- MLRが中心、基地に限らず、地域全体が攻撃の対象になる
- 市民生活、まちづくりの大前提は平和、それが脅かされている

25

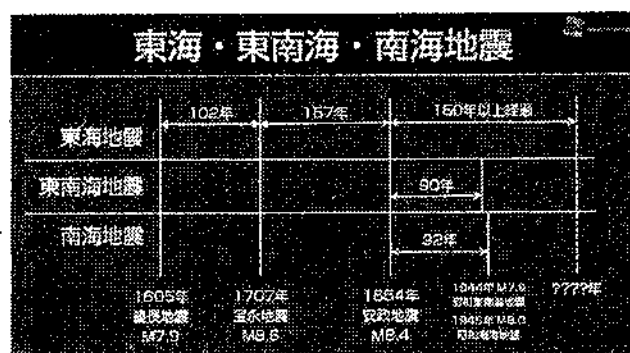
②災害に脆弱な地域、地球環境への負荷が増大



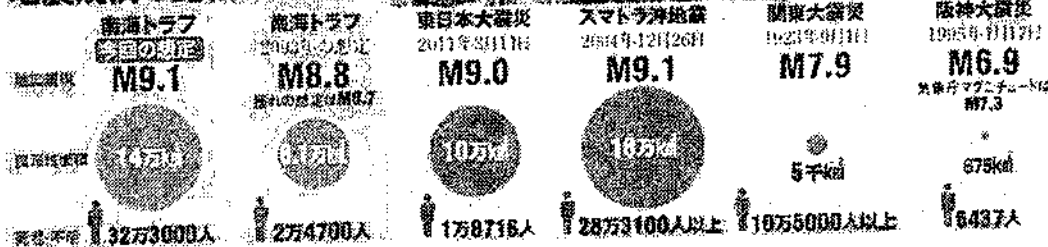
JCCCA (全国地球温暖化防止活動推進センター) のwebサイトから転載

- 温暖化が進むとどうなるのか、たとえば、水面上昇
- 1901～2010年の間に19cm水面が上昇
- 2017年の予測：21世紀末までに1.5m～2.5mの上昇
- 水面が1m上昇すると日本全国の砂浜の9割以上が失われる
- 日本は再生可能エネルギーの宝庫であるにもかかわらず、日本の取り組みは極めて遅れている。化石燃料と原発を優先しているため
- 東京の平均気温、16.4℃、5.7度上がると奄美大島と同じ
- 地球温暖化は不可逆変化

- 南海トラフ巨大地震：30年以内にM8～M9の地震が発生する確率、70%～80%
- 100年～150年間隔で大規模な地震が発生、1854年をさいごに連動した巨大地震は発生せず、1944年の地震ではひずみが解消されず
- その一方で、原発再稼働、「GX脱炭素電源法」（2023）
- 毎年のように水害が発生、ハザードマップでほぼ予測可能



地震規模の比較



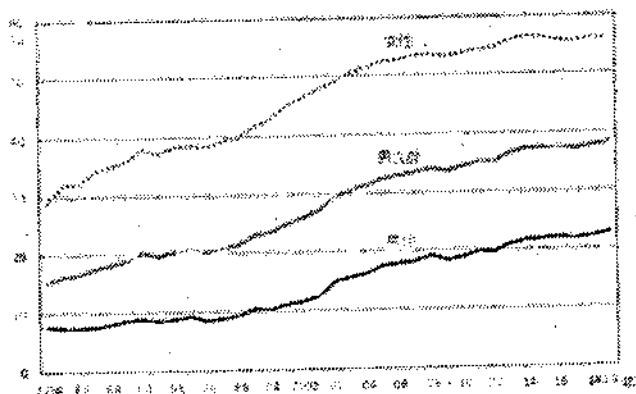
・朝日新聞デジタルから転載

29

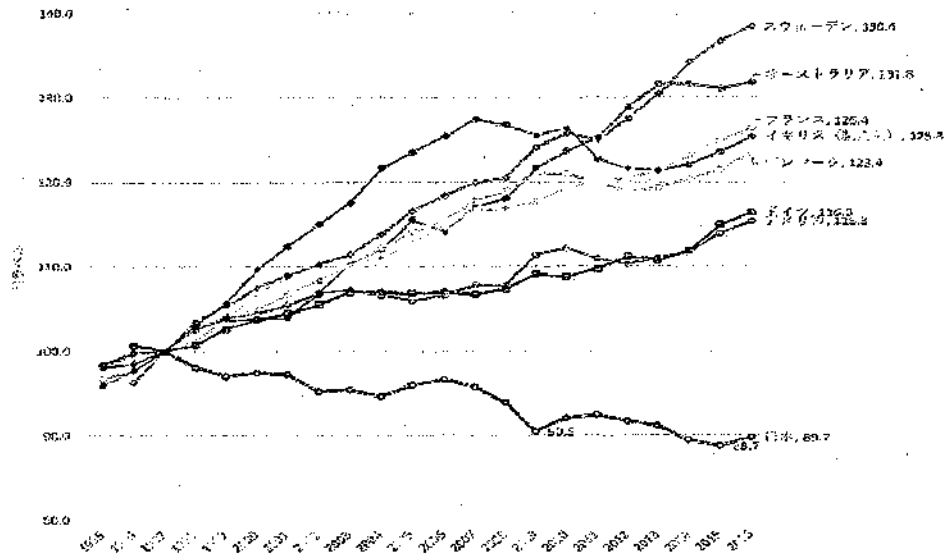
③雇用の不安定化、格差の拡大

国際競争力を強化するため人件費の削減

→正規雇用の減少、不安定就労の拡大、賃金の低下



実質賃金指数の推移の国際比較 (1997年 = 100)



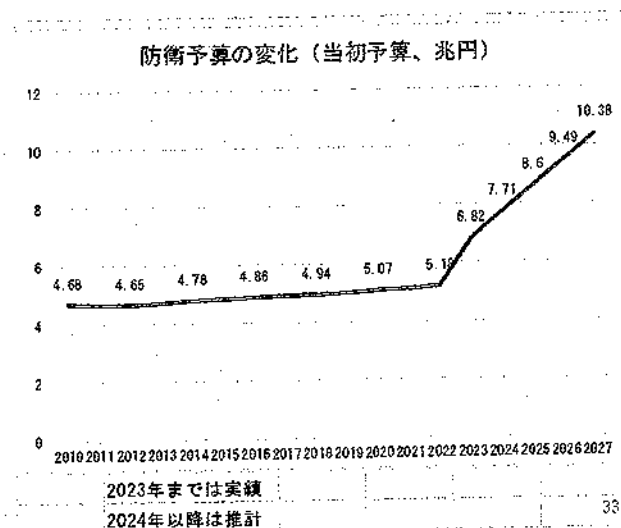
31

- 国際競争力強化 = 大手企業の国際競争力強化
- 大手企業が栄えると、中小企業にも利益が回ってくる
- いつまでたっても利益が回ってこない、中小企業の利益が保障されない
- 大手企業と中小企業との格差
- 大手企業と福祉労働、第1次産業との格差

32

④社会保障・教育予算の削減と商品化 そして増税

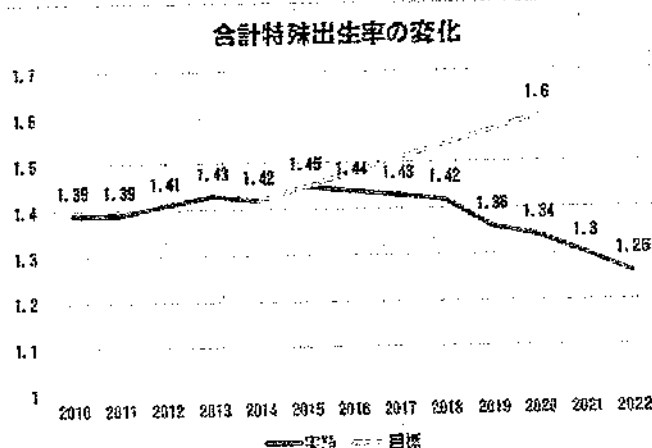
- ・防衛予算の伸び
- ・民主党政権：4.65(2012)
- ・自公政権：
4.68(2013)→5.18(2022)
10年間で11%増
- ・安保三文書改訂(2022)
2023年度：6.82
1年間で32%増

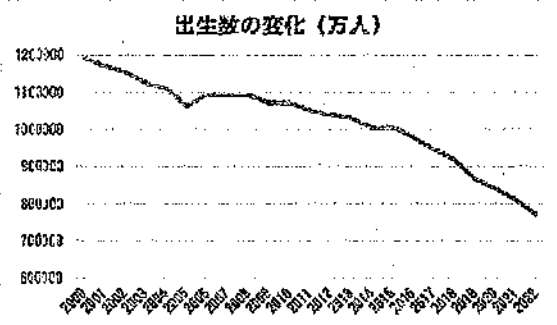


⑤地域の衰退

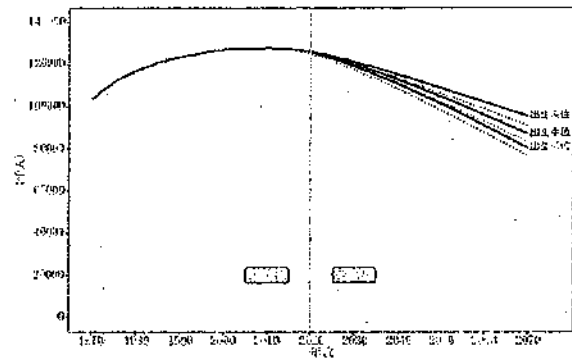
(1)人口減少による地域の衰退

- ・地方創生の目標
- ・2020年：1.6
→2030年：1.8
→2040年：2.07
- ・実際は2022年で1.26
- ・統計を取り始めて最低の値

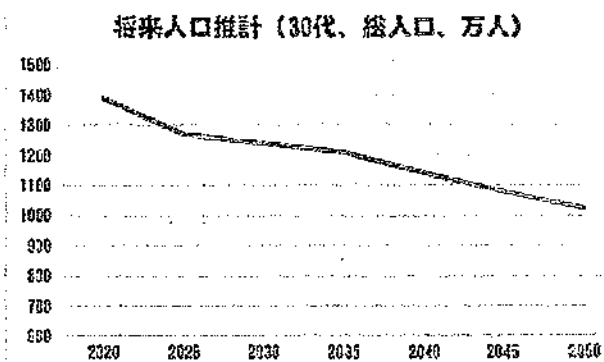
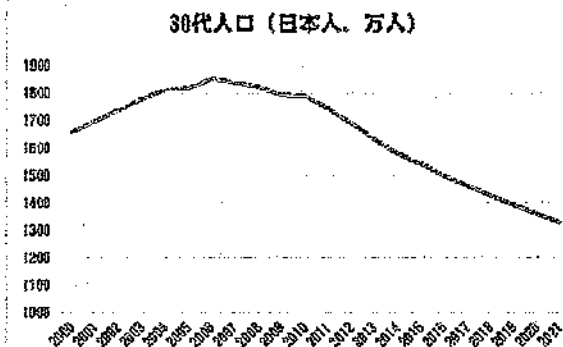




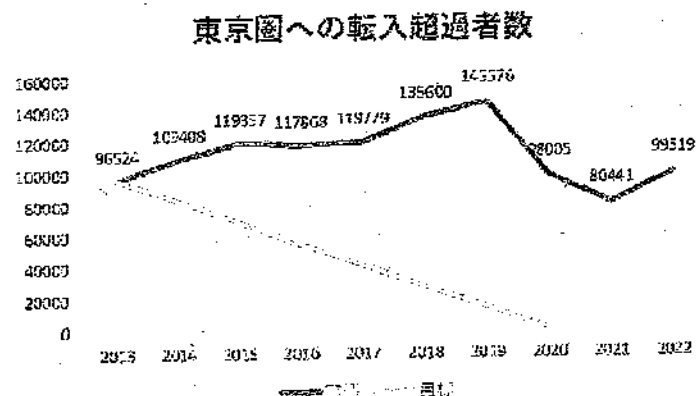
• 総人口の予測



• 国立社会保障・人口問題研究所のwebサイトから転載



東京一極集中→地方の衰退



37

(2)個人消費の低迷による地域経済の衰退

- 日本経済の50%以上が個人消費
- ここが解決しない限り、地域経済の活性化は困難
- 防衛費の経済効果は異質
- 防衛費の増額、社会保障費の削減→地域で循環する資金の減少
→地域経済の縮小

38

- 自治体が大型公共事業、カジノに邁進すると、さらに地域経済は深刻になる
- 大型開発で地域経済が活性化する時代ではない
- 大型開発は自治体財政を悪化させる
- 関西万博建設費
- 当初：1250億円→1850億円に修正→さらに2350億円に修正

39

(3) 公共施設の統廃合による地域の衰退

- 財政難、利用者減少
→ 公共施設の統廃合
- 学校、保育所、幼稚園などが地域から消滅

表 目標年までの削減面積率 (%)

	市区町村数	割合 (%)
増加	2	0.3
維持	16	2.4
0%～10%未満	60	8.9
10%以上20%未満	167	24.7
20%～30%	202	29.8
30%～40%	151	22.3
40%～50%	56	8.3
50%～60%	17	2.5
60%～70%	5	0.7
70%～80%	0	0
80%以上	1	0.1
合計	677	100
設定せず、その他	1062	
総合計	1739	

⑥地方自治の縮小

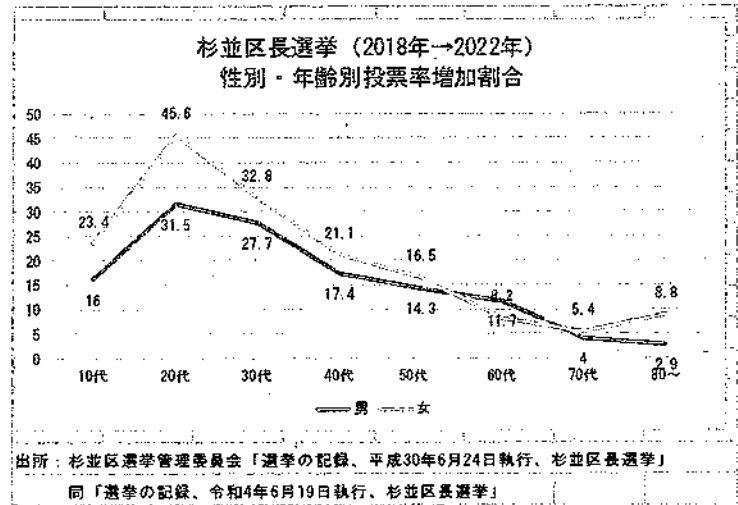
- 安保、原発については、飴と鞭で、地方自治を蹂躪してでも、国の意思を貫徹させる
- 辺野古が典型
- デジタル化による究極のアウトソーシング
- 自治体DXによる標準化

41

IV 地方政治が変わるとき

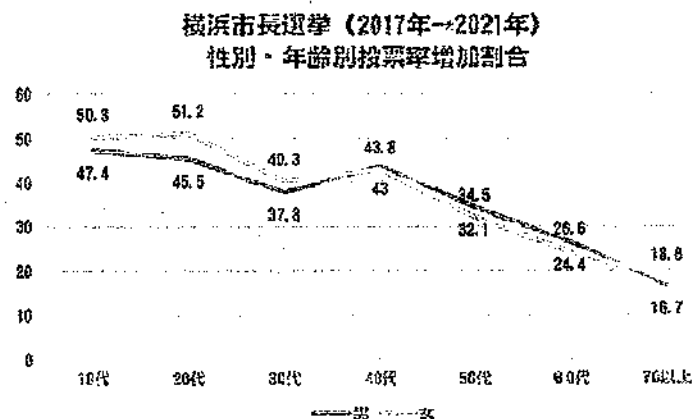
①地方政治が動く条件

- ・杉並区長選挙（2022年6月）
- ・岸本聡子氏当選（立憲、共産、れいわ、社民、生活者ネット推薦）
- ・投票率の変化（2018年→2022年）
- ・全体：32%→37.5%
（増加率+17.2）
- ・男性：31.7%→36.8%
- ・女性：32.3%→38.2%



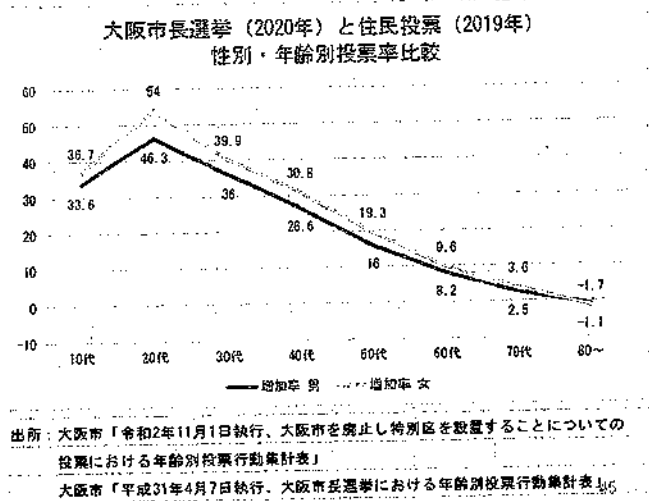
43

- ・横浜市長選挙（2021年8月）
- ・山中竹春氏当選（立憲推薦、共産、社民等支援）
- ・投票率の変化（2017年→2021年）
- ・全体：37.2→49.1%
（増加率+32）
- ・男性：36.7%→48.6%
- ・女性：37.7%→49.5%

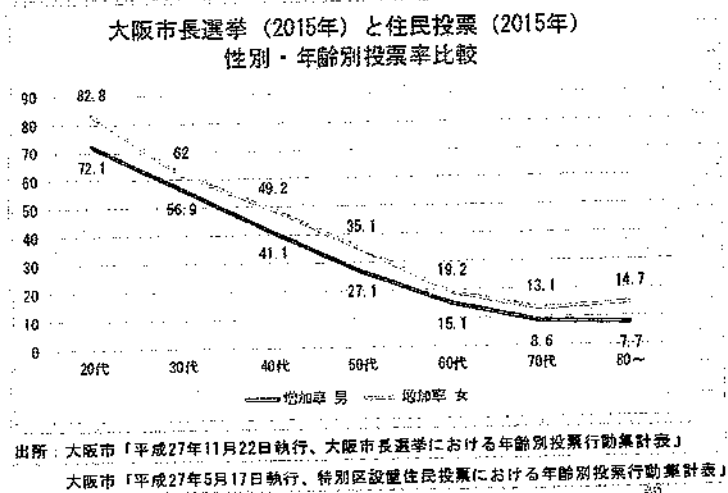


44

- 大阪都構想住民投票：
否決（2019年4月）
- 翌年に行われた大阪市
長選挙の投票率と比較
（市長選挙）：（住民投票）
- 全体、52.7%：62.4%
（増加率+18.4）
- 男性、51.4%：60.2%
- 女性、54%：64.3%



- 大阪都構想住民投票：
否決（2015年5月）
- 同年に行われた大阪市
長選挙の投票率と比較
（市長選）：（住民投票）
- 全体、50.5%：66.8%
（増加率+33.3）
- 男性、49.9%：64.5%
- 女性、51.1%：69%



- 投票率が上がるということはということか
- 今まで政治、社会に不満を持っていたが、どうしていいかわからなかった層が投票に行く
- 投票率が上がる = 政治、社会を変えたいという票が増えること。もしくは、地域を破壊から守りたいという票が増えること。
- 今の政治、社会をおおむね維持したい層は、選挙の重要性を理解しており既に投票している
- 地方政治を変える条件 = 投票率の上昇
- 投票率が上がる = 女性、若者の投票率上昇

47

②地方政治を変えるための4要件

- 政策：原因がどこにあるのか、どのような新たな政策が必要なのか
- 主体：どのような政治勢力が伸びれば、新たな政策が実行できるのか
- 方法：政策と主体を、女性、若者にどう伝えるのか
- 継続：幅広い市民運動を継続的にやっているか

48

V 今、必要な自治体政策 「自治と公共性の再生」

49

①国の政策から地域、市民生活を守る

- 地域の平和・安全、市民生活の向上、地域経済の活性化を進めるためには、国と自治体が両輪
- 残念ながら国がそのような立場に立たないのであれば、自治体は国の政策から地域と市民を守る政策を展開すべき
- かつての革新自治体が実施したように
- 沖縄をはじめとするいくつかの自治体が頑張っているように
- 都道府県が国に追随し、市民本位の政策を展開しない場合は、市町村が国、都道府県の政策から市民を守るべき

50

②公共性の再生

- 2000年代から各種のアウトソーシングが進む
- 維新による何でも民営化
- DXによる究極のアウトソーシング、医療、福祉、教育など市民生活支える基本的な計画を企業が担うようになる
- 市民生活を支える基本的な計画は行政が立案し、責任を持つべき
- 市民生活を支える基盤的なサービスは直営で行うか行政が関与すべき
- 官僚的運営ではなく、市民参加を徹底すべき

51

(1)地域福祉における公共性の再生：

- 事業者任せではなく年を取っても地域で住み続けられる保障を築く
- 地域包括支援センター、ケアプランの作成は行政が担うべき
- 公営住宅は削減せず、地域に計画的に公営住宅を整備すべき
- 権利としての生活保護
- 年を取っても、障害があっても、働くのが困難であっても、地域で暮らし続けられる保障を市町村と関係団体、市民で築くべき

52

(2)教育における公共性の再生：

- 教育委員会の機能強化と政治からの独立
- 教職員の自主性の尊重
- こども、地域、保護者参加の保障
- 社会教育施設における市民参加の保障（図書館協議会、公民館運営審議会）
- 学校、社会教育施設は統廃合ではなく、基準を改善して地域に残す
- 指定管理者制度の導入ではなく、市町村と市民の協働で運営

53

(3)地域経済における公共性の再生：循環型経済の確立

- 大都市に依存する地域経済、大型開発やインバウンドに依存する経済から、循環型地域経済に転換を図る
- 大型事業所が減少し雇用が生活の場で発生
- 商店街、第1次産業、医療・福祉・教育、再生可能エネルギー、中小企業etc、社会保障の経済効果を重視する
- 大都市、経済団体任せにするのではなく、市町村、事業者、市民が協働して地域経済のあり方を考え実践すべき、中小企業振興基本条例等の取り組み

54

(4)まちづくりにおける公共性の再生：日常生活圏の整備

- ・日常生活圏（日常生活の範囲）を単位とした公共施設整備
- ・日常生活圏、一般的には小学校区、1km²、5000人～1万人
- ・生活圏内に日常生活を支える公共的施設とサービスを計画的に整備＝暮らし続けられる地域
- ・公共的施設とサービス：日常的な医療、高齢者福祉、障害者福祉、社会教育、公営住宅、小学校、保育所、幼稚園etc
- ・市町村と市民が協働で日常生活圏の整備、防災対策等に取り組むべき

55

(5)開発、インフラにおける公共性の再生：

- ・鉄道、バスの維持は市民の権利、公共財としての位置づけ
- ・国鉄分割民営化は破綻
- ・水道は市民生活を支える基盤、行政の責任で整備、維持管理すべき
- ・規制緩和による民間主導の大規模開発ではなく、地方、郊外を視点に入れた広域的開発計画の立案
- ・再生可能エネルギーの拡充は、企業主導のメガソーラではなく、市町村、事業者、市民の協働で進めるべき

56

③自治体の再生 (自治と公共性を再生させる要)

(1)自治体職員の正規化、必要な定員の確保

- なぜ正規化が必要か
- 生活の安定
- 市民の立場に立った職務の遂行
- 専門性の形成
- 自治体が自治体としての責任を果たすためには、安定した雇用形態、必要な職員の確保が不可欠

57

(2)必要な機構改革：民営化ではなく地域化

- 区役所、支所、出張所の機能拡充、権限の地域への分散
- それに対応した市民組織の設置、身近な単位での市民参加
- 将来的には日常生活圏レベルまで行政権限、機能を分散させる
- なぜ地域化が必要なのか
- 市民の意向を反映させる
- ムダを省き効率的な行政運営を進める
- 市民の自治能力を高める

58

VI 「人口減少→統合、縮小」 ではなく、 「人口減少→質の改善」

59

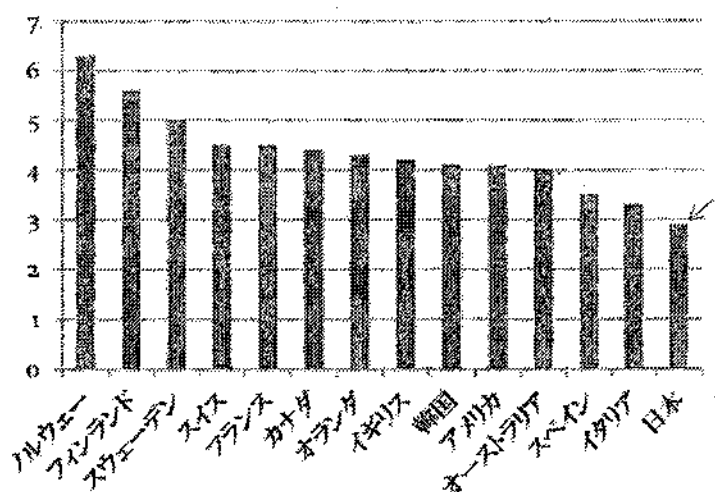
① 「こどもの減少→学校の統廃合」ではなく「→基準の改善」

- 学校は統廃合でなく基準の改善を進める
- A小学校：40人（1クラス）、B小学校：40人（1クラス）
- 合計80人、児童が50%減少
- A小学校：20人（1クラス）、B小学校：20人（1クラス）
- A小学校とB小学校を統合してC小学校にするのではなく、A小学校とB小学校をそのまま20人で維持する
- 子どもの減少を逆手にとって、少人数学級を導入する

60

- 子どもの減少に対応して基準の改善を進めれば、追加の財政負担は不要
- 児童が15%減れば、40人学級→34人学級に
- 児童が30%減れば、40人学級→28人学級に
- 教員を増やす必要がなく、建物も増築する必要がない
- 今の予算を維持すれば実現可能
- 本来は経済成長に応じて質の改善を進めるべきであったが、できていない。統廃合ではなく、質の改善を優先させるべき

公的教育支出の国際比較（対GDP比）



統廃合と少人数学級導入の比較			効果		
	現状	児童50%減少	コスト削減	教育環境改善	学校存続
	6年生、80人	6年生、40人			
統廃合	A小学校：40人、1クラス B小学校：40人、1クラス	C小学校：40人、1クラス	○	×	×
少人数学級導入	A小学校：40人、1クラス B小学校：40人、1クラス	A小学校：20人、1クラス B小学校：20人、1クラス	×	○	○

②「人口減少→コンパクトシティ」ではなく「人口減少→まちの質的改善」

- ・コンパクトシティも同じ
- ・人口が20%減少→市街地を20%縮める
- ・人口が30%減少→市街地を30%縮める
- ・コンパクトシティは市街地の質を改善しないということ
- ・本来は人口増に対応して、質を保障しながら、市街地の拡大を進めるべきであったが、質を犠牲にした市街地の拡大になった

- 人口減少で生じた空間的ゆとりを活かして、質の改善を優先させるべき
- 公園の拡大、自然の再生→環境への負荷を軽減するまちづくり
- 防災的に脆弱な地区の改善、防災的に脆弱な地域からの転居→自然災害に強いまちづくり
- 長期的視点を持って、地域空間の再編を計画的に進めるべき

67

VII 自治体を変革する主体

68

①地方政治の状況

過去12年間の知事選挙を6つに分類

A【与野党相乗り】：与野党相乗りvs共産、与党vs共産

B【保守分裂】：保守vs保守vs共産（分裂した保守の一方に野党がつく場合あり）

C【3極】：与党vs共産を除く野党vs共産

D【野党共闘】：与党vs野党共闘、保守vs野党共闘

E【維新公認】：維新公認vs保守系もしくは反維新

F【その他】

69

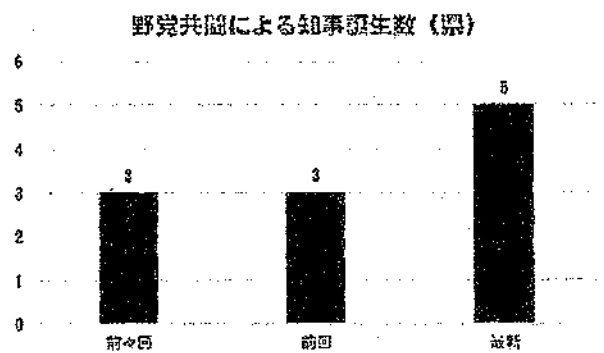
知事選挙の構図



- この12年間で1番多いのは【与野党相乗り】で、
63.8→55.3→42.6%
- 【与野党相乗り】 + 【保守分裂】で、74.4→70.2→59.6%
- 【3極】は減少。2009年～2012年は民主党政権であり、構図としては、自公vs民主vs共産が成立。2015年安保法制以降は減少
- 【野党共闘】は増加、8.5→21.3→27.7%

71

- 2015年以降、地方政治でも野党共闘路線が増えだし、野党共闘型の知事も増えている
- ただし、地方政治における野党共闘は一般的ではない



72

②地方政治の独自性

- 地方政治における野党共闘、政党レベルだけで考えるべきではない
- 大阪のように維新が多数を占めている地域では、反維新の共同が成立する
- 本来であれば国政よりも市民団体、労働組合と政党の関係が密であるはず
- 市民団体、労働組合が幅広い政党と議論、連携できるようにすべき

73

VIII さいごに

- まちづくりは人づくり
- どのような人をつくるのか＝地域に関心を持ち、地域をよくするために共同で取り組む人
- 言い換えると自治能力の高い市民
- 高層ビルが建ち、高速道路が通り、大型商業施設が建設されていても、まちに関心のない人ばかりだと、そのようなまちは確実に衰退する

75

- どうすればそのような人をつくることができるのか
- 人は実践を通じて成長する
- 市民がまちづくりに関わる中で、自治能力の高い市民に成長する
- 市民参加の重要性＝参加を通じて自治能力の高い市民を育成すること
- 自治体にとって最も重要な仕事
- 自治体が先に述べたような政策を展開するためには、市民の支持が不可欠

76

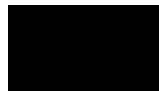
- 市民運動の重要性
- 市民運動に参加する市民を増やす重要性は、市民運動の目標を達成するためだけでない
- 市民が市民運動に関わることで、地域に関心を持ち、自治能力の高い市民として成長する
- そのような取り組みを通じて、地方政治の変革が可能となる

第 50 回 議員の学校

だれもが主体者として生きる場をつくる ―地方自治体の現在[いま]とあした

■鼎談

日本の地方自治―いま直面していること



*



*



2023 年 10 月 30 日(月)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

地方自治・地方自治体が今直面している様々な困難さの中で、私たちはそれぞれの地域で「今を生きている」のですが、住民として、市町村議員等として、どのような取り組みをし展望を持つのか、参加された方と一緒に「熟議」をしたいと思います。

これらについては地方自治体からは（常に）軽んじられてきました（特に地方財政の効率化という名目の下で）。その一方、少ないながらも地方自治体としての取り組みもされてきました。今後これらをさらに発展させるためのいくつかの糸口を見つけないと思います。

参考資料として、1985年のユネスコ本部で開催された国際成人教育会議で採択された「ユネスコ学習権宣言」を準備しました。ここにもありますように、「学習権は人間の存在にとって不可欠な手段」、「学習権なくしては人間的発達はありません」のです。地方自治についても、地方自治の学びがないところで発展することはありえません。今回の議員の学校でそのことを確信していただければ幸いです。

(社会保障・社会福祉・地域福祉を学ぶ立場から)

今年度は介護保険（老人保健福祉）事業計画、障害者児計画・障害福祉計画について3年に1回の見直し年です。12月議会前後には計画案が示されると思いますが、それらについても議会として十分な検討をお願いしたいと思います。

特に、高齢者や障害者児において虐待や差別が生じないような支援の質確保、そして虐待や差別が生じた際は、市町村として人権を守る砦としての体制確保と専門職の確保が必要です。

このほか、国連の「児童の権利に関する条約」（1989年）、「障害者の権利に関する条約」（2006年）に即した地方自治体の施策としなければなりません。

一人暮らし高齢者・認知症を持った高齢者が増加しており、孤独死・孤立死も増加しています。どのような地域にしていくなのか、私たち自身が問われています。

学習権宣言

CONFINTEA 4: Paris 1985 DECLARATION OF THE CONFERENCE

Recognition of the right to learn is now more than ever a major challenge for humanity.

The right to learn is:

- the right to read and write;
- the right to question and analyse;
- the right to imagine and create;
- the right to read one's own world and to write history;
- the right to have access to educational resources;
- the right to develop individual and collective skills.

The Paris Conference on Adult Education reaffirms the importance of this right.

The right to learn is not a cultural luxury to be saved for some future date.

It is not a right that will come only after the question of survival has been settled.

It is not the next step to be taken once basic needs have been satisfied.

The right to learn is an indispensable tool for the survival of humanity.

If we want the peoples of the world to be self-sufficient in food production and other essential human needs, they must have the right to learn.

If women and men are to enjoy better health, they must have the right to learn.

If we are to avoid war, we must learn to live in peace, and learn to understand one another.

'Learn' is the key word.

There can be no human development without the right to learn.

There will be no breakthroughs in agriculture and industry, no progress in community health, and, indeed, no change in learning conditions without the right to learn.

Without this right there will be no improvements in the standard of living for workers in our cities and villages.

In short, the right to learn is one of the best contributions we can make to solving the crucial problems of humanity today.

But the right to learn is not only an instrument of economic development; it must be recognised as one of the fundamental

ユネスコ学習権宣言

1985年3月29日採択 (子どもの権利条約をすすめる会訳)

学習権を承知するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。

学習権とは、

- 読み書きの権利であり、
- 問い続け、深く考える権利であり、
- 想像し、創造する権利であり、
- 自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
- あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
- 個人的・集団的力量を発揮させる権利である。

成人教育パリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。

それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。

それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。

学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。

もし、世界の人々が、食糧の生産やその他の基本的な人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権をもたなければならない。

もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

“学習”こそはキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はいりえない。

学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。

端的に言えば、このような学習権を理解することは、今日の人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するため、わたしたちがなしうる最善の貢献の一つなのである。

しかし、学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。

rights. The act of learning, lying as it does at the heart of all educational activity, changes human beings from objects at the mercy of events to subjects who create their own history.

It is a fundamental human right whose legitimacy is universal: the right to learn cannot be confined to one section of humanity: it must not be the exclusive privilege of men, or of the industrialized countries, or the wealthy classes, or those young people fortunate enough to receive schooling. The Paris conference calls on all countries to implement this right and to create the necessary conditions for its effective exercise by all, by making available all necessary human and material resources, rethinking education systems along more equitable lines, and, finally, drawing on the resources that have been successfully developed by various communities.

We urge all organizations, both governmental and non-governmental, to work with the United Nations, Unesco and other Specialized Agencies to promote this right on a world scale.

In spite of the great progress in adult education that has been recorded at consecutive Unesco conferences, in Elsinore, Montreal, Tokyo and Paris, the chasm has not narrowed between, on the one hand, the scale and complexity of the problems, and, on the other, the ability of individuals and groups to find appropriate solutions.

The Fourth International Conference on Adult Education, meeting at Unesco Headquarters in March 1985, repeats the appeal made at previous conferences, calling on all countries, despite or indeed because of the scale of contemporary problems, to make a determined and imaginative effort to bring about the intensive and specific development of adult education activities, so that women and men, both individually and collectively, can equip themselves with the educational, cultural, scientific and technological resources necessary for a type of development whose aims, requirements and practical procedures they themselves will have chosen.

This conference recognizes and acclaims the energy and the trends in human relations that women and their organizations have contributed. Their specific experiences and methods are central to the fundamental issues on which the future of humanity depends, such as peace and equality between women and men. This being the case, women's participation is essential in the development of adult education and in plans to bring about a more humane society.

Who will decide what humanity will become in the future? This is the question facing all governments, non-governmental organisations, individuals and groups. This, too, is the question facing the women and men who are working in adult education and who seek to enable all people, ranging from individuals to groups to humanity as a whole, to gain control of themselves and of their own destiny.

学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。

それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。学習権は、人類の一部のものに限定されてはならない。すなわち、男性や工業国や有産階級や、学校教育を受けられる幸運な若者たちだけの、排他的特権であってはならない。本パリ会議は、すべての国に対し、この権利を具体化し、すべての人々が効果的にそれを行行使するのに必要な条件をつくるように要望する。そのためには、あらゆる人的・物的資源がととのえられ、教育制度がより公正な方向で再検討され、さらにさまざまな地域で成果をあげている手段や方法が参考にならう。

わたしたちは、政府・非政府双方のあらゆる組織が、国連、ユネスコ、その他の専門機関と協力して、世界的にこの権利を実現する活動をすすめることを切望する。

エルシノア、モントリオール、東京、パリと続いたユネスコ会議で、成人教育の大きな前進が記されたにもかかわらず、一方には問題の規模の大きさと複雑さがあり、他方には適切な解決法を見出す個人やグループの力量の問題があり、そのギャップはせめられてはいない。

1985年3月、ユネスコ本部で開かれた第4回国際成人教育会議は、現代の問題のスケールの大きさにもかかわらず、いやそれだからこそ、これまでの会議でおこなわれたアピールをくり返しのべて、あらゆる国につぎのことを要請する。すべての国は、成人教育の活動においても、サービスにおいてもたしかな発展をとげるために、大胆で想像力に満ちた努力をおこなうべきである。そのことによって、女性も男性も、個人としても集団としても、その目的や条件や実施上の手順を自分たちできめることができるようなタイプの成人教育を発展させるのに必要な、教育的・文化的・科学的・技術的蓄積を、わがものとなしうるのである。

この会議は、女性と婦人団体が貢献してきた人間関係における新しい方向づけとそのエネルギーに注目し、賛意を表明する。その独自の経験と方法は、平和や男女間の平等のような人類の未来にかかわる基本的問題を解決するための中心的位置を占めるものである。したがって、より人間的な社会をもたらすことは、ぜひとも必要なことである。

人類が将来どうなるか、それは誰がきめることか。これはすべての政府・非政府組織、個人、グループが直面している問題である。これはまた、成人の教育活動に従事している女性と男性が、そしてすべての人間が個人として、集団として、さらに人類全体として、自らの運命を自ら統御することができるようにと努力している女性と男性が、直面している問題でもある。

第 50 回 議員の学校

だれもが主体者として生きる場をつくる ―地方自治体の現在[いま]とあした

■特別講義 1

憲法原則から見る 21 世紀の地方自治の事実

講師：

(「議員の学校」 学校長、多摩住民自治研究所理事)

2023 年 10 月 31 日(火)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

憲法原則から見る 21 世紀の地方自治の事実

—「地方分権一括法」以後に起きたことを、正面から点検すると

(「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)

「地方自治体の自立性の強化」として「地方分権一括法」が施行されたのは 2000 年。事実はどう展開したのでしょうか。

「平成の大合併」「教育基本法改正」「社会保障制度改革推進法制定」「安保軍事一括法制の強行」。そして「自治体戦略 2040 年構想」「行政のデジタル化」「公務民営化と公務員非正規化の急拡大」……

これらのことを、憲法がえがく「地方自治の本旨・原則」から見ると、どうなるのでしょうか。—その基本から見つめます。

1 日本国憲法の地方自治規定とその前提となる原理の確認

資料 1 日本国憲法 前文・第 8 章「地方自治」 第 3 章抜粋

前文

- 1 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。
- 2 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- 3 われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。
- 4 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

◆下線部分 1863 年・南北戦争下のゲティスバーグで行ったリンカーン演説における原理
「人民の人民による人民のための政治を地上から決して絶滅させないために…」

第8章・地方自治

第92条【地方自治の基本原則—権利としての地方自治】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

☆地方自治の本旨

＝地方自治の本来の意味＝自然権・固有権としての地方自治→住民自治・団体自治

第93条【地方公共団体の議会、長と議員、法定吏員の公選】

- ① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

☆吏員＝地方公務員 ☆法定の吏員の例＝公安委員、教育委員、選挙管理委員、監査委員

第94条【地方公共団体の権能】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

☆権能＝権利として保障されている能力

第95条【地方自治特別法の住民投票—中央政府と地方自治体政府・住民の対等の原則】

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

☆特別法＝適用する対象を限定して制定される法律

第3章・抜粋

第11条【基本的人権の享有とその不可侵的・永久的な性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

☆基本的人権の享有＝共有は「生まれながらにして持つ」という意味

第12条【自由・権利の保持義務、公共の福祉に基づく利用の責任】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

☆国民の不断の努力＝主権者としての意識

☆公共の福祉＝public welfare

第13条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求〔自己実現〕の権利の尊重と国政の最大義務】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

☆個人の尊重＝個人主義の原理による社会の形成と利己主義の排除〔公共の福祉〕

☆国政＝中央政治〔3権分立〕＋地方自治体政府〔議会＋首長〕

第14条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

- ① すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障】

- ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

☆公務員の憲法尊重擁護義務の規定

第99条【天皇・公務員の憲法尊重・擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

憲法・第8章 英訳 [政府訳]

HAPTER VIII. LOCAL SELF-GOVERNMENT

Article 92 Regulations concerning organization and operations of local public entities shall be fixed by law in accordance with the principle of local autonomy.

Article 93

1 The local public entities shall establish assemblies as their deliberative organs, in accordance with law.

2 The chief executive officers of all local public entities, the members of their assemblies, and such other local officials as may be determined by law shall be elected by direct popular vote within their several communities.

Article 94 Local public entities shall have the right to manage their property, affairs and administration and to enact their own regulations within law.

Article 95 A special law, applicable only to one local public entity, cannot be enacted by the Diet without the consent of the majority of the voters of the local public entity concerned, obtained in accordance with law.

2 「地方分権」政策として期待されたこと

1) 法令的経過

(1) 1993「地方分権の推進に関する決議」(1993年6月3日衆議院本会議)

地方分権の目的

- ・東京への一極集中を排除
- ・国土の均衡ある発展
- ・国民が待望するゆとりと豊かさが実感できる社会をつくる

(2) 1995「地方分権推進法」

資料2 地方分権推進法<条文抜粋>

目次

第一章 総則 (第1条—第3条)

第二章 地方分権の推進に関する基本方針 (第4条—第7条)

第三章 地方分権推進計画 (第8条)

第四章 地方分権推進委員会 (第9条—第17条)

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)

第2条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

- 1 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。
- 3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

◆情勢的な背景—バブル景気→バブル経済の崩壊→政治的な変化

日本経済が、土地価格の暴騰を中心として、一気に経済力が膨張した（泡のようにふくらんだ）現象をいう。当時の経産省等の認識では、1986年12月15日に18,831円だった日経平均株価が、1987年末から上昇を続けて1989年12月29日に38,957円を記録したまでを指すことが多い。

1989年5月以後、日銀の金融引き締め（金利引上）などによって「バブル崩壊」が起き、1990年代において、経済界での金融大企業の倒産が相次ぎ、企業合併などが行われた。

◇銀行、証券会社の倒産の例 北海道拓殖銀行（拓銀）、日本長期信用銀行（長銀）、日本債券信用銀行（日債銀）、山一証券、三洋証券…

◇大銀行の合併の例 三菱UFJ銀行＝三菱銀行＋東京銀行＋その他

三井住友銀行、みずほ銀行＝第一勧業銀行＋富士銀行＋日本興業銀行

◎政治の転換

1990年前後のソ連・東欧体制崩壊の影響もあり、国内政治に大きな変化・転換が進んだ。

1987 竹下 登内閣（自民党）

1989 宇野宗佑内閣（自民党）

1989 海部俊樹内閣（自民党）

1991 宮澤喜一内閣（自民党）

1993 細川護熙内閣（日本新党、新党さきがけ、新生党、民主改革連合、社会民主連合、日本社会党、民社党、公明党）

1994 羽田 孜内閣（新生党、民社党、自由党、日本新党、公明党、改革の会、民主改革連合）

	村山富市内閣	(日本社会党、自由民主党、新党さきがけ)
1996	橋本龍太郎内閣	(自由民主党、日本社会党→社会民主党、新党さきがけ、)
1998	小渕恵三内閣	(自由民主党)
2000	森 喜朗内閣	(自由民主党)

(3) 中央統制制度の撤廃—1999「地方分権一括法」

機関委任事務の廃止など—地方自治法をはじめとする 475 件の法律を改正

資料2 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の構成

第1章 共通関係 (1条・2条)	第8章 農林水産省関係 (239条—306条)
第2章 総理府関係 (3条—92条)	第9章 通商産業省関係 (307条—351条)
第3章 法務省関係 (93条—106条)	第10章 運輸省関係 (352条—370条)
第4章 外務省関係 (107条・108条)	第11章 郵政省関係 (371)
第5章 大蔵省関係 (109条—124条)	第12章 労働省関係 (372条—399条)
第6章 文部省関係 (125条—145条)	第13章 建設省関係 (400条—454条)
第7章 厚生省関係 (146条—238条)	第14章 自治省関係 (455条—475条)

2) 機関委任事務制度の廃止 [総務省・地方分権改革推進本部資料による]

地方分権一括法の施行により、これまで中央集権型の行政システムの中核的部分を形づくってきた機関委任事務制度が廃止されました。

従来の機関委任事務は、国の直接執行事務とされたもの及び事務自体が廃止されたものを除いて、自治事務と法定受託事務という新たな事務区分に整理されました。

また、これにあわせて団体委任事務等の区分も改められ、自治事務に整理されました。

これらの事務はいずれも地方公共団体の事務であり、地方公共団体においては、法令に反しない限り独自の条例の制定が可能となるなど自己決定権が拡充し、これまで以上に地域の事情や住民のニーズ等を的確に反映させた自主的な行政運営を行うことができるようになります。

◎地方自治体から見た委任事務—機関委任事務・団体委任事務

委任→法律の規定によって国政事務の執行を地方自治体に委任すること

機関→地方自治体の行政・執行機関 (首長・保健所長・福祉事務所長…)

団体→地方自治体機関の全体 (首長、議会、行政委員…)

◇機関委任事務制度

ア 制度の方法

国政事務を直接的に、地方自治体の行政・執行機関に命令的に委任する制度

イ 地方自治体の自治原則を無視した制度

- ・議会による審議をすべて拒否 条例制定、財政審議を認めない
- ・全体が中央政府のプログラム。全ての指示は「通達」による→通達行政

ウ 行政現場的に見た機関委任事務制度の範囲

- ・都道府県＝70～80％
- ・市町村＝40～45％

◇団体委任事務制度による干渉

3 地方分権改革路線の展開と現実

1)「東京一極集中」の解消はどうなったか

(1) 都道府県別人口の推移を見ると

表1 国勢調査資料に見る人口の東京一極集中の現実 (千人・％)					総務省
	2005	2010	2015	2020	2025 推計
全 国	1億 2776 万 8	1億 2717 万 6	1億 2543 万 0	1億 2622 万 6	1億 1927 万 0
東京都	1257 万 7	1290 万 6	1305 万 9	1406 万 4	1304 万 7
率	9.84	10.1	10.4	11.1	10.9

表2 人口の東京一極集中の現実 [2020 年国勢調査基準] (千人/㎢)							
① 都道府県別人口密度で見る東京（東京圏）一極集中							
上位 5 自治体				下位 5 自治体			
順位	自治体別	人口密度	対・全国人口密度	順位	自治体別	人口密度	対・全国人口密度
1	東京都	6,410.4	18.9 倍	43	島根県	100.1	0.3 倍
2	大阪府	4,641.0	13.6	44	高知県	97.4	0.3
3	神奈川県	3,824.5	11.3	45	秋田県	82.5	0.2
4	埼玉県	1,934.5	5.7	46	岩手県	79.3	0.2
5	愛知県	1,458.7	4.3	47	北海道	66.7	0.2
ア 全国人口＝1 億 2614 万 6099 人							
イ 全国平均人口密度＝338.4							
基礎資料 面積＝国土交通省・国土地理院／人口＝2020 年「国勢調査」							
※倍数＝引用者（池上）による計算（小数点 2 位四捨五入）							
② 人口の実数に見る東京・東京近隣県への人口集中							
上位 5 自治体				下位 5 自治体			
順位	自治体別	人 口	対総人口 %	順位	自治体別	人 口	対総人口 %
1	東京都	1406 万 4696	11.1	43	福井県	76 万 6863	0.6
2	大阪府	923 万 7337	7.3	44	徳島県	71 万 9559	0.6
3	神奈川県	883 万 7685	7.0	45	高知県	69 万 1527	0.5
4	愛知県	754 万 2415	6.0	46	島根県	67 万 1126	0.5
5	埼玉県	734 万 4765	5.8	47	鳥取県	55 万 3407	0.4

(2) 都道府県・地域別の経済力の格差

表3 都道府県別・県内総生産ランキング<2011・2020> (10億円) 基礎資料:内閣府
※総生産額の読み方=コンマが兆円単位を示す→東京都 2020・109兆6010億円

順位	都道府県	県内総生産		2020 率%	順位	都道府県	県内総生産		2020 率%
		2011	2020				2011	2020	
1	東京都	101,925	109,601	19.6	25	熊本県	5,546	6,105	1.1
2	大阪府	38,264	39,720	7.1	26	鹿児島県	5,163	5,610	1.0
3	愛知県	36,913	39,659	7.1	27	愛媛県	5,036	4,827	0.9
4	神奈川県	32,757	33,905	6.1	28	岩手県	4,107	4,747	0.8
5	埼玉県	21,556	22,922	4.1	29	富山県	4,445	4,729	0.8
6	兵庫県	20,075	21,735	3.9	30	長崎県	4,231	4,538	0.8
7	千葉県	19,132	20,775	3.7	31	石川県	4,296	4,527	0.8
8	北海道	18,492	19,725	3.5	32	大分県	4,213	4,458	0.8
9	福岡県	18,173	18,886	3.4	33	青森県	4,377	4,456	0.8
10	静岡県	16,508	17,105	3.1	34	山形県	3,769	4,284	0.8
11	茨城県	12,557	13,771	2.5	35	沖縄県	3,761	4,260	0.8
12	広島県	11,277	11,556	2.1	36	香川県	3,783	3,734	0.7
13	京都府	9,809	10,167	1.8	37	奈良県	3,662	3,685	0.7
14	宮城県	8,133	9,485	1.7	38	和歌山県	3,659	3,625	0.6
15	栃木県	8,096	8,946	1.6	39	宮崎県	3,369	3,602	0.6
16	新潟県	8,604	8,857	1.6	40	福井県	3,287	3,571	0.6
17	群馬県	7,987	8,653	1.5	41	山梨県	3,217	3,552	0.6
18	三重県	7,459	8,273	1.5	42	秋田県	3,301	3,530	0.6
19	長野県	7,777	8,214	1.5	43	徳島県	2,961	3,185	0.6
20	福島県	6,683	7,828	1.4	44	佐賀県	2,776	3,045	0.5
21	岐阜県	7,098	7,662	1.4	45	島根県	2,420	2,575	0.5
22	岡山県	7,311	7,606	1.4	46	高知県	2,246	2,354	0.4
23	滋賀県	5,950	6,739	1.2	47	鳥取県	1,725	1,819	0.3
24	山口県	5,902	6,148	1.1	48	全県計	523,812	558,778	100.0
地域		ブロック内総生産額				%			
ブロック別		2011		2020		2011	2020		
北海道・東北		57兆4710億円		62兆9150億円		11.0	9.5		
関 東		215兆0080億円		230兆3430億円		41.0	41.3		
中 部		80兆0100億円		85兆5290億円		15.3	15.3		
近 畿		81兆4210億円		85兆6740億円		15.5	15.3		
中 国		28兆6360億円		29兆7050億円		5.5	5.3		
四 国		14兆0270億円		14兆1010億円		2.7	2.5		
九 州		47兆2370億円		50兆5080億円		9.0	9.0		
全県計		523兆8120億円		558兆7780億円		100.0	100.0		

表4 都道府県別の上場会社の本社数 「会社四季報」2021年・1号 2021年1月15日

順位	都道府県	2021 本社数・率		参考 2001 本社数	順位	都道府県	2021年 本社数・率		参考 2001 本社数
		社	%				社	%	
1	東京都	2,029	53.5	1,591	25	山口県	13	0.3	13
2	大阪府	434	11.4	499	26	茨城県	12	0.3	17
3	愛知県	222	5.9	219	27	福島県	11	0.3	12
4	神奈川県	179	4.7	184	28	滋賀県	10	0.3	11
5	兵庫県	106	2.8	115		愛媛県	10	0.3	8
6	福岡県	82	2.2	74	30	山梨県	9	0.2	11
7	埼玉県	68	1.8	68		和歌山県	9	0.2	7
8	京都府	63	1.7	68		鹿児島県	9	0.2	9
9	静岡県	51	1.3	70	34	大分県	8	0.2	6
10	千葉県	49	1.3	47	35	高知県	6	0.2	5
11	北海道	48	1.3	55		熊本県	6	0.2	10
12	広島県	45	1.2	46		宮崎県	6	0.2	4
13	新潟県	36	0.9	37	38	山形県	5	0.1	6
14	長野県	32	0.8	31		徳島県	5	0.1	4
15	岐阜県	29	0.8	36		沖縄県	5	0.1	5
16	石川県	27	0.7	25	41	青森県	4	0.1	5
17	富山県	23	0.6	20		岩手県	4	0.1	5
18	群馬県	21	0.6	24		奈良県	4	0.1	7
19	宮城県	20	0.5	23		鳥取県	4	0.1	5
	三重県	20	0.5	20		佐賀県	4	0.1	5
	岡山県	20	0.5	18	45	島根県	3	0.1	3
22	栃木県	17	0.4	20	46	秋田県	2	0.1	4
23	福井県	15	0.4	12	47	長崎県	0	0.0	3
24	香川県	15	0.4	19		全国計	3,792	100.0	3,481

出典：会社四季報オンライン

「会社四季報」2021年・1号 2021年1月15日時点

参考 2001年・1号 2001年1月15日時点

※1 率・%＝各都道府県別本社数÷本社数全国計×100〔小数点第2位四捨五入〕

引用者・池上による算出

※2 東京都・大阪府の率

東京都＝2001・45.7%→2021・53.5%

大阪府＝2001・14.3%→2021・11.4%

表5 経済格差が生み出す自治体財政力の格差

順位	都道府県	2018 ~2020 平均	格差 指数	順位	都道府県	2018 ~2020 平均	格差 指数
1	東京都	1.15019	100.0	25	新潟県	0.47506	41.3
2	愛知県	0.91216	79.3	26	北海道	0.46217	40.2
3	神奈川県	0.88898	77.3	27	山口県	0.45738	39.8
4	大阪府	0.79157	68.8	28	愛媛県	0.44767	38.9
5	千葉県	0.77845	67.7	29	奈良県	0.43666	38.0
6	埼玉県	0.77024	67.0	30	熊本県	0.42692	37.1
7	静岡県	0.72648	63.2	31	福井県	0.42058	36.6
8	福岡県	0.65820	57.2	32	山梨県	0.40857	35.5
9	茨城県	0.65584	57.0	33	大分県	0.39540	34.4
10	兵庫県	0.64914	56.4	34	山形県	0.37896	32.9
11	栃木県	0.64821	56.4	35	沖縄県	0.37469	32.6
12	群馬県	0.63796	55.5	36	岩手県	0.37248	32.4
13	宮城県	0.62649	54.4	37	青森県	0.35801	31.1
14	広島県	0.61848	53.8	38	宮崎県	0.35767	31.1
15	三重県	0.60941	53.0	39	佐賀県	0.35551	30.9
16	京都府	0.59466	51.7	40	鹿児島県	0.35338	30.7
17	滋賀県	0.57552	50.0	41	長崎県	0.34825	30.3
18	岐阜県	0.55930	48.6	42	和歌山県	0.33779	29.4
19	福島県	0.54482	47.4	43	徳島県	0.32716	28.4
20	岡山県	0.53481	46.5	44	秋田県	0.32157	28.0
21	長野県	0.52762	45.9	45	鳥取県	0.28689	24.9
22	石川県	0.51759	45.0	46	高知県	0.27382	23.8
23	香川県	0.48747	42.4	47	島根県	0.26570	23.1
24	富山県	0.48457	42.1				

★総平均 東京都を含む=0.52320

含まない=0.50957。

※東京都と23特別区は、他の自治体とは、財政収支の制度が異なる部分がある。

財政力指数

地方自治体の基本的な財政力を示す指数

基準財政収入額÷基準財政需要

いずれも「地方交付税法」に依る概念

2) 市町村合併政策とその現実的背景

(1) 市町村の廃置分合は市町村（住民と自治体）が決定する権利を持つ

資料3 地方自治法による市町村の廃置分合についての規定

第7条【市町村の廃置分合、境界変更】

- ① 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- ③ 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。
- ④ 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

☆市町村の廃置分合（廃止・設置・分割・合体）

廃止＝現在ある市町村を、他の市町村と合併するために廃止すること。

設置＝合体、分割、新開地などへの新設などによって、新たに自治体を設置すること。

分割＝現存する市町村を、複数の自治体として分割すること。

合体＝現存する市町村が、他の市町村と合体して新たな自治体を創ること。

(2) しかし、国の法律によって市町村合併を推進【強制的に?】してきた

◇明治憲法下

市制町村制 1888・明治21年公布→1889年施行

府県制・郡制 1890・明治23年公布→1891年施行

大日本帝国憲法（明治憲法）
1889年公布・1890年施行

※明治憲法は、地方自治規定が含まれていないが、憲法施行後に「地方自治体の法人格」を法定化した。

表6-1 明治憲法下の市町村合併の推移

年	市	町	村	計	関係法制度
1888 明治 21	—	71,314		71,314	市制町村制公布
1889 明治 22	39	15,820		15,859	市制町村制施行
1945 昭和 20	205	1,797	8,519	10,520	→戦時合併政策ほか
総務省「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」					

◇現行憲法下

表6-2 日本国憲法下の市町村合併の推移

年	市	町	村	計	合併関係法律
1947 昭和 22. 8	210	1,784	8,511	10,505	地方自治法施行
1943 昭和 28. 10	286	1,966	7,616	9,868	町村合併促進法施行
1956 昭和 31. 8	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行
" " 9	498	1,903	1,574	3,975	町村合併促進法失効
1961 昭和 36. 6	556	1,935	981	3,472	新市町村建設促進法一部失効
1962 昭和 37. 10	558	1,982	913	3,453	市の合併の特例に関する法律施行
1965 昭和 40. 4	560	2,005	827	3,392	市町村の合併の特例に関する法律行
1975 昭和 50. 4	643	1,974	640	3,257	" " 一部改正法施行
1985 昭和 60. 4	651	2,001	601	3,253	" " 一部改正施行
1995 平成 7. 4	663	1,994	577	3,234	" " 一部改正施行
2004 平成 16. 5	695	1,872	533	3,100	" " 一部改正施行
2005 平成 17. 4	739	1,317	339	2,395	市町村の合併の特例等に関する法律
2006 平成 18. 3	777	846	198	1,821	" " 経過措置終了
2010 平成 22. 4	786	757	184	1,727	" " 一部改正法施行

<参考資料・1> 各国の基礎的自治体の平均人口 (人)

国 別	日 本	カナダ	イタリア	ドイツ	アメリカ	フランス
平均人口	72,349	9,201	7,474	6,172	3,428	1,844

資料：総務省

※各国の人口調査年にはバラツキがある。日本は 2021 年

(3) バブル経済崩壊後、地方公務員の数、政策的に削減され続けてきた

表 7-1 地方公務員の総数は減少を続けてきた						各年度4月1日付		職員1 人当り 人 口
年度	総職員数	増 減		1994 基準・増減		総人口		
	人	人	%	人	指数	千人	指数	
1994	3,282,492	—	—	—	100.0	1 億 25,265	100.0	38.2
2000	3,204,297	▲78,195	▲2.4	▲78,195	97.6	1 億 26,926	101.3	39.6
2005	3,042,122	▲162,175	▲5.0	▲240,370	92.7	1 億 27,768	102.0	42.0
2010	2,813,875	▲228,247	▲7.5	▲468,617	85.7	1 億 28,057	102.2	45.5
2015	2,738,337	▲75,538	▲2.7	▲544,155	83.4	1 億 27,095	101.5	46.4
2020	2,762,020	23,683	0.9	▲520,472	84.1	1 億 26,146	100.7	45.7
2022	2,803,664	41,644	1.5	▲478,828	85.4	1 億 24,947	99.7	44.6

表 7-2 非正規職員が増加を続けている

—全国非正規地方公務員数の推移とその職種別構成

(人)

職 種	2005 年	2008 年	2012 年	2016 年
総 数	455,840	499,302	598,977	617,131
増減数・人	—	+43462	+99675	+19154
増減率・%	100.0	+9.5	+20.0	+3.2
一般事務職員	112,315	119,810	149,562	159,559
技術職員	7,147	7,388	8,855	9,316
医師	9,955	9,335	8,743	8,138
医療技術員	7,216	8,637	10,969	11,851
看護師など	21,312	23,477	25,947	28,043
保育士など	78,261	89,563	103,428	99,958
給食調理員	35,313	37,305	39,294	37,985
技能労務職員	57,926	54,018	59,254	56,853
教員・講師	46,530	57,327	78,937	92,494
その他	79,865	92,442	113,988	138,934

原資料：総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査」

政治ジャーナリスト 高田 泰氏・作成

<参考資料・2>雇用者全体に占める一般政府雇用者（公務職員）比率の国際比較
(国外雇用、短期雇用者含む)

年	日 本	ドイツ	イタリア	アメリカ
2007	6.1	11.4	14.5	15.9
2019	5.9	10.6	13.2	14.9
年	イギリス	OECD	カナダ	フランス
2007	19.3	18.2	19.4	22.4
2019	16.0	17.9	19.9	21.2

一般政府＝中央政府・地方政府、公的な社会保障基金の公的機関の総体

出典：OECD 資料

3 財界による国家・社会・自治体プランと住民生活・地域産業・地方自治の政策

(1) 1995年・日経連「新時代の日本的経営」

資料4 グループ別に見た主な処遇の内容

	雇用形態	対象	賃金	賞与	退職金・年金	昇進昇格	福祉施策
長期蓄積能力活用型グループ	期間の定めのない契約	管理職 総合職 技能部門の 基幹職	月給制 年俸制 昇給制度	定率 + 業績ス ライド	ポイン ト制	役職昇進 職能資格 昇格	生涯総 合施策
高度専門能力活用型グループ	有期契約	専門部門 (企画、営 業、研究開 発棟)	年俸制 業績給 昇給無し	成果 配分	無し	無し	生活援 護施策
雇用柔軟型グループ	有期契約	一般職 技能部門 販売部門	時間給 職務給 昇給無し	定率	無し	無し	生活援 護施策

出典:日経連(日本経営者団体連盟)

1995年『新時代の「日本的経営」-挑戦すべき方向とその具体策』

日経連は2002年に経団連(日本経済団体連合会)と合体した。

(2) 財界による国家プランと中央・地方自治体政府統合のプラン

資料5 「活力と魅力溢れる日本をめざして」-経団連新ビジョン

2003年・経団連新ビジョンからの路線

2003年・2017年

日本経団連は、「多様な価値観が生むダイナミズムと創造」、そしてそれを支える「共感と信頼」を基本的な理念とし、2025年度の日本の姿を念頭においた新ビジョンをとりまとめた。

国民が新しいかたちの成長や豊かさを実感でき、また世界の人々からも「行ってみたい、住んでみたい、働いてみたい、投資してみたい」と思われるような「活力と魅力溢れる日本」に再生していくために必要な改革提案と、それを実現するための日本経団連の行動方針を示している。

[経済的プラン]

具体的には、まず経済面で、税制や社会保障制度の改革を通じ、民主導・自律型の日本独自の成長モデルを確立し、2025年度までの平均で名目3%程度、実質2%程度の成長を実現する。そのため、

- (1) 連結経営的に日本全体の経済をとらえ、海外投資収益などを日本国内に還流させ、先端的な技術革新に結びつけていく「MADE"BY"JAPAN」戦略を進めること、
- (2) 日本の持つ環境技術やビジネスモデルを活かした「環境立国」となること、
- (3) 広い居住空間や質の高い住宅、機能的な都市など、人々の満足度を高める都市・居住環境を整備すること、
などをめざす。

【社会的プラン】

また社会面では、これまでの画一的で横並びを強いる企業中心の社会を改め、明確な価値観を持ち、公（おおやけ）を担うという志のある、自立した個人を中心とする社会に転換していく。そのため、

- (1) 企業は、コーポレート・ガバナンスの向上やコーポレート・ブランドの確立を通じて、個人の多様なエネルギーを活かし、企業価値を拡大すること、
- (2) 地域が主体となって新しい豊かさを発信していくよう「州制」を導入すること、
- (3) 個人の意志を最大限尊重される社会とするための諸制度を確立すること、
- (4) 多様性を受け入れる観点から、外国人も日本で能力を発揮できるような開かれた社会にしていくこと、などをめざす。

【東アジア自由経済圏】

さらに国際面では、全世界に開かれた積極的通商政策の展開を前提に、とりわけ地域的にも経済的にも強く結びついている東アジア諸国とともに「自由経済圏」を構築し、東アジア全体で連携してグローバル競争に挑んでいく。

資料 6-1 「経団連ビジョン」が示す中央・地方の統合路線-2040 自治体戦略の基底

中央政府	外交・国際経済・税制・防衛以外は地方に移譲	
広域的自治体	中央政府の権限の大半を移譲	47 都道府県→ 5~10 の州
	広域的連携体制	
基礎的自治体	地域的事務の権限確保 企業の地域活動の主体的展開	300 団体程度の自治体

資料 6-2 地方制度調査会・道州制案

2006 年 2 月

◆地域区分案 [11/12] と人口 [万人]

北海道	東北	北関東	南関東	[東京]	北 陸
562	963	1,626	1,573	1,257	563
東 海	関 西	中 国	四 国	九 州	沖 縄
1,502	2,089	757	408	1,335	136

参考 過去の「州制度」についての案

◆1927 年 田中義一内閣における道州制案・国家機関として

道府県を包含する「7 州」を置く。→北海道、東京、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡
1944 年→9 カ所の「地方協議機関」を設置…総動員体制

◆1957 年 岸信介内閣における道州制「地方」案 第 4 次地方制度調査会で多数決採択

- 1 47 都道府県を廃止して、市町村と中央政府との間に「地方」を置き、その政府機関を「地方府」とする。
- 2 「地方」の数は、9 カ所とする。

4 社会保障体制の困難と地方自治体

(1) 住民生活に広がる貧困化と格差の拡大

表8 生活保護世帯数・保護率の推移<1955-2018>

年 度	月平均保護世帯数			年 度	月平均保護世帯数		
	世帯数	保護率 ‰	保護率 指数		世帯数	保護率 ‰	保護率 指数
1955・昭30	661,036	34.9	100	1990・平2	623,755	15.5	44
1960・35	611,456	27.2	78	1995・7	601,925	14.8	42
1965・40	643,905	24.8	71	2000・12	751,303	16.5	47
1970・45	658,277	22.0	63	2005・17	1,041,508	22.1	63
1975・50	707,514	21.5	61	2010・22	1,410,049	29.0	83
1980・55	746,997	21.1	60	2015・27	1,629,743	32.4	93
1985・60	780,507	21.0	60	2021・令3	1,651,412	32.1	92

厚生労働省

(2) 障害者の権利を実現する体制の確立が急がれている

表9 増大を続ける障害者数

年 度	身体障害者		知的障害者		精神障害者		総 数 (千人)	
	在宅	施設	在宅	施設	外来	入院	人数	指数
2006	332.7	18.9	32.9	13.0	223.9	34.5	655.9	100.0
2010	357.6	8.7	41.9	12.8	290.0	33.3	744.3	113.5
2014	386.4	7.3	62.2	11.9	287.8	32.3	787.9	120.1
2018	428.7	7.3	96.2	12.0	361.1	31.3	936.6	142.8

資料：内閣府「障害者白書」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

※2022年度段階で、障害者総数が110万人を超えたとする報道がある。

(3) 「自立」の制度化による政策の転換

資料7 社会保障制度改革推進法（全文） 2012年公布・施行

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 社会保障制度改革の基本方針（第5条—第8条）

第3章 社会保障制度改革国民会議（第9条—第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑

み、所得税法等の一部を改正する法律附則第 104 条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

(基本的な考え方)

第 2 条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充ててを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充ててのものとすること。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本的な考え方にとり、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(改革の実施及び目標時期)

第 4 条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後 1 年以内に、第 9 条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

第 2 章 社会保障制度改革の基本方針

(公的年金制度)

第 5 条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

(医療保険制度)

第 6 条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法、国民健康保険法、その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。

二 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。

三 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。

四 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第9条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

(介護保険制度)

第7条 政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

(少子化対策)

第8条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。）に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第3章 社会保障制度改革国民会議

(社会保障制度改革国民会議の設置)

第9条 平成24年2月17日に閣議において決定された「社会保障・税一体改革大綱」その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、第2条の基本的な考え方にのっとり、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）を置く。

(組織)

第10条

- 1 国民会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。
- 4 国民会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 5 会長は、国民会議の会務を総理する。
- 6 委員は、非常勤とする。

(資料の提出)

第11条 国の関係行政機関の長は、国民会議の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

(事務局)

第12条

- 1 国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

(設置期限)

第 13 条 国民会議は、この法律の施行の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第 14 条 国民会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第 15 条 この法律に定めるもののほか、国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(生活保護制度の見直し)

第 2 条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

5 地域産業の危機と地方自治体

(1) 海外投資が広がった—「MADE"BY"JAPAN」戦略との関係で見ると

表 10 地域別に見た海外法人の現況<2020 年度> 「日本国勢図会 2023・2024」

地域別	企業数 社	従業者数 千人	売上高 10 億円	経常利益 10 億円	純利益 10 億円	設備投資 10 億円
アジア	1 万 7,342	380 万 0	110 兆 536	5 兆 590	4 兆 250	2184
中 東	155	18	1 兆 434	35	24	21
アフリカ	165	40	1 兆 731	20	10	40
ヨーロッパ	2,913	630	35 兆 168	842	137	750
北アメリカ	3,235	765	77 兆 488	278	1 兆 527	3082
中南アメリカ	1,387	330	9 兆 146	504	507	398
オセアニア	506	44	5 兆 760	603	497	144
世界計	2 万 5,703	5,627	240 兆 903	9 兆 872	6 兆 953	6 兆 620

(2) 生活用品の自給率が低下し続けている

表 11 日本と諸外国の食料自給率 [カロリーベース]

カナダ	オーストラリア	アメリカ	フランス	スペイン	ドイツ	オランダ
221	173	115	117	94	84	61
スウェーデン	イタリア	イギリス	スイス	韓国		日本
80	58	54	49	32		38

原資料：農林水産省「食料自給表」ほか

各国は 2020 年、韓国は 2021 年の数値。日本は 2022 年の概算値

表 12 衣類の生産と輸出入の推移 (点数=千点、対前年比・輸入依存率=%)

年	国内生産量		輸入量		輸出量		国内供給量	
	点数	対前年比	点数	対前年比	点数	対前年比	点数	輸入依存率
2012	150,202	▲2.2	4,006,396	▲1.7	6,162	▲229	41 億 5043 万 6	96.5
2013	137,051	▲8.8	4,148,568	3.5	5,299	▲140	42 億 8032 万 0	96.9
2014	120,498	▲12.1	3,915,337	▲5.6	5,714	78	40 億 3012 万 1	97.2
2015	108,765	▲9.7	3,697,883	▲5.6	6,408	122	38 億 0024 万 0	97.3
2016	105,587	▲2.9	3,759,369	1.7	6,918	80	38 億 5803 万 8	97.4
2017	98,487	▲6.7	3,845,731	2.3	6,836	▲12	39 億 3738 万 2	97.7
2018	95,682	▲2.8	3,979,150	3.5	8,105	186	40 億 6672 万 7	97.8
2019	87,418	▲8.6	3,905,715	▲1.8	8,808	87	39 億 8432 万 5	98.0
2020	80,820	▲7.5	3,499,052	▲10.4	8,026	▲89	35 億 7184 万 6	98.0
2021	68,802	▲14.9	3,576,107	2.2	8,685	82	36 億 3622 万 4	98.3
2022	66,906	▲2.8	3,670,340	2.6	9,541	99	37 億 2770 万 5	98.5

出典：「日本のアパレル市場と輸入品概況」日本繊維輸入組合

◆輸入依存率=輸入量÷国内供給量×100 ◆国内供給量=国内生産量+輸入量-輸出量

◆衣類=外衣+下着+補正着、寝着、乳児用の合計 (国内生産量には乳児用は含まない)

(2) 小規模企業の減少がいちじるしい

表 11 企業規模別企業数の推移<1999-2016> (万企業)

	1999	2004	2004	2009	2012	2014	2016	1999-2016
総 数	485.0	434.0	421.0	421.0	386.0	382.0	359.0	▲126.0
小規模	422.9	377.7	366.3	366.5	334.3	325.2	304.8	▲118.1
中規模	60.8	54.9	53.5	56.6	51.0	55.7	53.0	▲7.8
大規模	1.4	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	▲0.3

中小企業庁

＜参考資料・３＞中小企業基本法による中小企業の分類定義

業 種 別	中小企業者		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5000万円以下	50人以下	5人以下

中小企業基本法第2条第1項（中小企業者の範囲及び用語の定義）

※税法上の定義とは異なる場合がある。

（４）大企業の内部留保が史上最高になっている

＜参考資料・４＞大企業の内部留保がさらに増え、511兆円に 各紙報道 2023.9.2

財務省が1日発表した法人企業統計によると、2022年度の企業の内部留保は前年度比6・6%増の516兆4750億円で、2005年度以来の伸び率だった。10年連続で過去最高を更新、1999年度からの増加率は約80%にのぼっている。

業種別では、製造業が10・9%増で、非製造業は4・4%増だった。

規模別では資本金10億円以上の大企業で5・9%増[511・4兆円]だったのに対し、1千万円未満は3・6%減だった。円安の恩恵を受けやすい大企業製造業を中心にして、内部留保が積み上がったものとみられる。

※株主への配当金で見ると、2012年度の13・5兆円から2022年度は29・7兆円へと2倍以上に増えており、内部留保のうち現金・預金の合計が81・5兆円にのぼり、2012年度から見ると76%増加している、という報道もある。

（４）課税率の軽減を続けてきた法人所得課税

表12 税収構造の推移〔国課税＋地方課税〕

(%)

課税対象別	1988	1990	1993	1997	2011	2021
資産課税	15.8	13.1	17.1	17.5	17.0	14.4
消費課税	17.7	18.6	21.8	26.2	31.5	36.9
法人所得課税	34.3	30.4	22.5	23.8	20.1	16.7
個人所得課税	32.2	37.8	38.6	32.5	31.4	32.0

財務省資料 2021年度は推計

第 50 回 議員の学校

だれもが主体者として生きる場をつくる ―地方自治体の現在とあした

■特別講義 2

科学性・文化性に満ちた
住民共同の地方自治を創るために

講師：

(「議員の学校」 学校長、多摩住民自治研究所理事)

2023 年 10 月 31 日(火)

NPO 法人 多摩住民自治研究所

科学性・文化性に満ちた住民共同の地方自治を創るために

—どの自治体も世界にたった一つしかない。

主権者の共同による地方自治体をひらく

地域産業と経済の衰退、高齢者人口の増大、出生数の急減と人口減少、空き家・空き室の急増、年々増加する小中高生の自殺者数……これらのすべてが全国で起きています。国民主権・住民主権を憲法が掲げてから78年。子ども・高齢者・障害者・在日者などすべての住民が共同して、明るく生きる地方自治体をつくる道を拓く時です。

はじめに 基本的人権思想を基礎にした科学的・文化的な政策理念の確立

＜参考資料・1＞人権の性質的分類と日本国憲法 各項目の数字は憲法の条数			
平等権	11 人権の享有と不可侵 13 個人の尊重 14 法の下での平等 24 両性の本質的平等	生存権	前文・9 平和的生存権 13 生命の権利 25 健康権・文化権 [環境権] 社会福祉・社会保障・公衆衛生
	精神の自由 13 自由 19 思想・良心の自由、内心の自由 20 信教の自由 21 集会・結社・表現の自由 23 学問の自由 身体の自由	社会権	26 教育基本権 生涯学習権、普通教育権 27 労働の権利 労働条件の基準 児童酷使の禁止 28 労働基本三権 組織権、交渉権、行動権
自由権	18 奴隷的拘束禁止、苦役からの自由 31 罪刑法定主義 33 令状主義 34 抑留・拘禁の禁止 36 拷問・残虐な刑の禁止 37 被告人の権利保障 38 自白強制の禁止 39 遡及処罰・二重処罰の禁止	受益権	16 請願権 17 国家賠償請求権 32 裁判を受ける権利 40 刑事補償請求権
	経済活動の自由 22 職業選択の自由 29 財産権の不可侵・営業の自由	参政権	15・93 公務員の選定・罷免権 [選挙権・被選挙権・罷免権] 79 最高裁裁判官の国民審査 95 地方自治特別法の住民投票 96 憲法改正の国民投票
	その他の自由 13 幸福の追求（自己実現） 22 居住・移転 (入居権等) 外国移住・国籍離脱 24 婚姻の自由	新しい人権	環境基本権[25] 情報権 [21] ・アクセス権[13] プライバシー権[13] 子どもの権利条約 障害者の権利条約 難民条約 ジェンダー平等 文化芸術の権利 スポーツの権利
			「新しい人権」 日本国憲法制定後に定式・法制化された人権をいう。

1 地方自治体における科学の力の必要性を理解する

(1) 公害問題が住民と自治体に科学的認識の重要性を理解させた

資料 1 4大公害訴訟一覧			内閣府資料	
	富山イタイイタイ病	新潟水俣病	四日市ぜんそく	水俣病
被 告	三井金属鉱業	昭和電工	コンビナート5社	チッソ
原告人数	33人	76人	12人	138人
提 訴	1968.3.9	第1次 1967.6.12	1967.9.1	1949.6.14
請求金額	一審・6200万円 二審・1億5120万円	5億2267万円	2億58万円	15億8825万円
判決額	一審・5700万円 二審・1億4820万円	2億7779万円	8821万円、	9億3730万円
根拠法規 と 主な争点	鉱業法109条(無過失責任規定) カドミウム放流との 因果関係	民法709条(不法行為)メチル水銀の生成 ・流出の可能性 川魚への汚染と接取との関係	民法709条、719条(共同不法行為)、閉塞性肺疾患と硫酸化物を主とした大気汚染との因果関係、故意過失有無	民法709条(不法行為) 有機水銀との因果関係、過失責任の有無、見舞金契約の有効性
備考 1 四日市コンビナート6社 昭和四日市石油、三菱油化、三菱モンサント化成、三菱化成工業、中部電力、石原産業 2 原告人数は、判決時の人数				

資料 2 公害環境関連法の例			年＝各法律の制定年		
関連法	年	関連法	年	関連法	年
環境基本法	1993	PCB特別措置法	2001	ダイオキシン類法	1999
循環型社会形成基本法	1993	資源有効利用促進法	1991	特定化学物質排出法	1999
循環型社会形成基本法	2000	家電リサイクル法	1998	化学物質管理製造規制法	1973
特定工場公害防止法	1971	容器包装リサイクル法	1995	毒物及び劇物取締法	1950
環境影響評価法	1997	食品リサイクル法	2000	省エネルギー法	1979
大気汚染防止法	1968	建設リサイクル法	2000	地球温暖化対策推進法	1998
悪臭防止法	1971	グリーン購入法	2000	消防法	1948
オゾン層保護法	1988	自動車リサイクル法	2002	高圧ガス保安法	1951
水質汚濁防止法	1970	プラスチック資源法	2021	土壌汚染対策法	2002
下水道法	1958	振動規制法	1976	農用地土壌汚染防止法	1970
湖沼法	1984	騒音規制法	1968	工業用水法	1956
瀬戸内海環境保全法	1973	フロン排出抑制法	2001	ビル用水垢	1962
海洋汚染防止法	1970	労働安全衛生法	1972	工場立地法	1959
廃棄物処理法	1970	健康公害犯罪法	1970	地球温暖化対策推進法	1998
有害廃棄物輸出入法	1992	公害健康被害補償法	1973	自動車排ガス規制法	1992
出典：社団法人 産業環境管理協会					

表1 典型7公害及び典型7公害以外の公害苦情受付件数の推移

年度	件数 合計	典型7公害 b				典型7公害以外 c			
		受付件数	構成 比	増減数	増減 率	受付件数	構成 比	増減数	増減 率
		件	b/a%	件	%	件	c/a%	件	%
2010	80,095	54,845	68.5	-1,820	3.2	5,250	31.5	283	1.1
2011	80,051	54,453	68.0	-392	-0.7	25,598	32.0	348	1.4
2012	80,000	54,377	68.0	-76	-0.1	25,623	32.0	25	0.1
2013	76,958	53,039	68.9	-1,338	-2.5	23,919	31.1	-1,704	-6.7
2014	74,785	51,912	69.4	-1,127	-2.1	22,873	30.6	-1,046	-4.4
2015	72,461	50,677	69.9	-1,235	-2.4	21,784	30.1	-1,089	-4.8
2016	70,047	48,840	69.7	-1,837	-3.6	21,207	30.3	-577	-2.6
2017	68,115	47,437	69.6	-1,403	-2.9	20,678	30.4	-529	-2.5
2018	66,803	47,656	71.3	219	0.5	19,147	28.7	-1531	-7.4
2019	70,458	46,555	66.1	-1,101	-2.3	23,903	33.9	4,756	24.8
2020	81,557	56,123	68.8	9,568	20.6	25,434	31.2	1,531	6.4

出典「令和2年度公害苦情調査結果概要」2021年 総務省・公害等調整委員会事務局

◇典型7公害＝大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭

◇典型7公害以外の公害 主な発生原因の区分

「焼却（施設）」「産業用機械作動」「産業排水」「流出・漏洩」「工事・建設作業」「飲食店営業」「カラオケ」「移動発生源（自動車運行）」「移動発生源（鉄道運行）」「移動発生源（航空機運航）」「廃棄物投棄」「家庭生活（機器）」「家庭生活（ペット）」「家庭生活（その他）」「焼却（野焼き）」「自然系」「その他」及び「不明」の18種類 なお、「自然系」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害

（2）乳児の死亡率が公衆衛生政策の基本を変えた

表2-1 世界各国の平均寿命・上位20か国 2021年 世界銀行（World Bank）

順位	国・地域別	平均寿命	順位	国・地域別	平均寿命
1	香港	85.49	11	ノルウェー	83.16
2	マカオ	85.40	12	スウェーデン	83.16
3	日本	84.45	13	アイスランド	83.12
4	リヒテンシュタイン	84.40	14	マルタ	82.86
5	スイス	83.85	15	イタリア	82.80
6	韓国	83.53	16	ルクセンブルク	82.75
7	フェロー諸島	83.50	17	カナダ	82.60
8	シンガポール	83.44	18	イスラエル	82.50
9	オーストラリア	83.30	19	フランス	82.32
10	スペイン	83.18	20	ニュージーランド	82.21

表 2-2 各国の乳児死亡率の到達点<2021>

日 本	イタリア	ドイツ	フランス	イギリス	カナダ	アメリカ
1.70	2.20	3.00	3.40	3.70	4.40	5.40
南スーダン	ギニア	チャド	ナイジェリア	ソマリア	中央アフリカ	シエラレオネ
63.80	63.80	66.00	70.60	71.10	75.40	78.30

グローバルノート 出典:世界銀行資料 原典:WHO

<参考資料・3>日本における乳児死亡率の推移<1921~2021・10年間隔>

1921	1931	1941	1951	1961	1971
168.3	131.5	84.1	57.5	28.6	27.4
1981	1991	2001	2011	2021	1921~2021
7.1	4.4	3.1	2.3	1.7	▲167.2

◆年間の乳児死亡率=1000×(年間の乳児死亡数)/(年間の出生数)

出典:厚生労働省 社会保障・人口問題研究所

★岩手県の農山村での取り組みと沢内村の経験(「岩手の保健福祉」1960~70年代)

沢内村(現西和賀町)は岩手県中西部、奥羽山脈の山壁(やまひだ)の中に位置し、冬季は深い雪のため外界と途絶される山村でした。

昭和32年(1957)当時、沢内村の乳児死亡率は県平均の64.4に対し69.6で、全国平均40.0の倍に迫る高率を示していました。村の歴史的貧困は結果的に低栄養を招き、雪国特有の家屋構造は採光を妨げ、村民の間には寄生虫、トラコーマが高確率で見られ、結核も多く、高齢者の高血圧、脳卒中の発生率も高い状況でした。

村では冬期交通の確保を目指し、積雪3メートル余りの道を除雪するためブルドーザーを購入。保健婦の充実に努め、住民と一体化した取り組みのため保健委員会、保健連絡員を設け、社会教育も強化しました。同29年(1954)には開院していた沢内病院に新たに医師を招き、また岩手医科大学小児科と提携するなど、その医療体制を整えます。医師や保健婦は地区の動きと緊密に結びつき、次第に村民が主体性をもって保健活動を行うようになっていきました。

医療費10割給付

疾病に罹患(りかん)しても経済的事情などにより医療の恩恵に与(あずか)れない高齢者や乳児が多い実情を受け、沢内村では昭和35年(1960)12月より65歳以上の老人に対し「老人健康管理無料診療」、翌36年(1961)4月からは60歳以上の老人と乳児に対し、国保の10割給付を実施しました。村唯一の医療機関・沢内病院で診療を受ける場合は無料(入院食事代を除く)という施策です。村長は、この国保10割給付が違法であるとの意見が出て問題となった場合は、訴訟でも何でも受けて立つという姿勢でした。

当時6500人ほどの人口だった沢内村で、昭和35年度には延べ699人だった60歳以上の受診者数が38年度には3643人と、3年で5倍以上に増加しました。

この医療費無料化により、高齢者に対し高額医療が必要になる前の軽症段階での治療が活発になり、さらに予防活動や検診活動も相まって、結果的に沢内村では高齢者医療費の抑制につながっていきます。

(3) 自治体政策の科学性を耕し、民主主義を担保する条件としての統計制度とその活用

資料3 統計法・抜粋 2007年に1947年制定の「統計法」を全部改正

第1章 総則

(目的)

この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条

- 1 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。
- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
- 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
- 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

◎情報政策について太平洋戦争時に起きたことの例

- ◆1940年「国勢調査」の結果は、総人口関連以外の項目は公表されなかった。
- ◆1941年12月8日の開戦と同日に、国民への天気予報報道は禁止された。
- ◆1943年9月・鳥取地震、1944年12月・東南海地震、1945年1月・三河地震等はいずれも小さくない被害が出たが、報道されなかった。

(4) 差別を無くし、平等を築くための正しい情報の公開と普及

憲法第14条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

- ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

<参考資料・2-1>社会的差別の例

人 種	信 条	性 別	社会的身分	門 地
皮膚色 言 語 生活的	政治的 宗教的 生活的	男 性 女 性 新 性	社会的継 続的地位 社会的階級	家柄別出自 貴族、皇室との 関係…
貧富貴賤	地 域	障害等	前科者	家族関係
経済的所得・ 資産の多少 服装・生活用品	出生地域別 部落差別 方言・習慣	身体障害、知的 障害、精神障害 難病者	刑罰経験者 その他	片親、家族に 障害者・病人 家族に前科者

<参考資料・2-2>障害者差別の法制の歴史から

◎優生思想の法制

「国民優生法」1940・昭和15年

「優生保護法」1948・昭和23年—1996年改正→「母体保護法」

◎精神病についての法制

「精神病患者監護法」1900・明治33年

「精神病院法」1919・大正8年

「精神衛生法」1950・昭和25年

◎ハンセン病についての法制

「癩予防ニ関スル件」1907・明治40年

「癩予防法」1931・昭和6年

「らい予防法」1948・昭和23年—1996年廃止

◎身体障害者についての法制

「身体障害者福祉法」1949・昭和29年

◎知的障害者についての法制

「精神薄弱者福祉法」1960・昭和35年

「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」1999・平成11年

ライを病む弟ありと嫂（あによめ）の
知らざる中（うち）に死なむとぞ思う

1948年作

宮古南静園 沖縄県ハンセン病証言集」より

「権利」 作詞・作曲 中 島 光

1 お母さんは

私を柱に紐でつないで

仕事に行くのです

もう九つになったのに

私に与えられた

たった一つのものは

「就学免除」という名の

権利だけです

2 先生 教えてください

この子のどこが悪いのか

云ってください

学校にも施設にも

入れて貰えないのなら

この子にどこに行けと

云えばいいのですか

私のおなかに帰れと

云えばいいのですか

3 目をあけてください

あなたの権利がこれ以上 奪われないように

この子の悲しみの重さを

しっかりあなたの手で 抱きしめてください

生きることが 闘うということなのです

1956年

(5) 意識調査の活用と民主主義的な政策決定の方法の確立

<参考資料・3>「公園無くす大人の矛盾」-高校生の投書から

高校生

小さいころから遊んでいた公園が、つい最近無くなってしまった。僕の家の中には駐車場ばかり造られ、公園が無くなるのはおかしいと思う。

大人は、「最近の子供は家にずっといて、外で遊ぶことが少なくなっている。」と言うが、そんな環境にしてきたのは大人のほうではないかと思う。ずっと家にいるなど言う割には、公園ではボールの使用を禁止し、少し大きな声を出しただけで怒鳴ったりする。今の子供が家の中で遊ぶのは大人のせいでもあると思う。

僕は、このような大人の矛盾がとても嫌いだ。遅刻に厳しい学校の先生は、自分が授業に遅れても当たり前のように始めようとする。僕は、自分の言動に責任が持てる大人になりたいと思う。

「東京新聞」・発言-若者の声 2023年10月27日付

<参考資料・4>社会意識に関する世論調査 2022年度

◆集計表 15・国の政策への民意の反映程度

回答者の区分 質問事項	該当 者数	反映 されて いる (小 計)	かなり 反映	ある 程度 反映	反映さ れてい ない (小 計)	あまり 反映さ れてい ない	ほとん ど反映 されて いない	無回 答
総 数	1761	26.6	2.2	24.4	71.4	52	19.5	1.9
【自治体制度別】								
大都市(小計)	481	23.1	2.3	20.8	74.8	53.2	21.6	2.1
東京都区部	109	14.7	0.9	13.8	82.6	55	27.5	2.8
政令指定都市	372	25.5	2.7	22.8	72.6	52.7	19.9	1.9
中都市	722	27	2.1	24.9	71.1	53	18	1.9
小都市	405	28.6	2.7	25.9	69.6	50.1	19.5	1.7
町村	153	30.7	1.3	29.4	67.3	47.7	19.6	2
【地域ブロック】								
北海道	85	30.6	1.2	29.4	68.2	51.8	16.5	1.2
東 北	145	26.9	2.1	24.8	71	50.3	20.7	2.1
関 東	572	25	1.9	23.1	72.9	52.3	20.6	2.1
北 陸	82	35.4	3.7	31.7	61	48.8	12.2	3.7
東 山	74	35.1	-	35.1	64.9	43.2	21.6	-
東 海	171	21.6	2.3	19.3	76	59.6	16.4	2.3
近 畿	266	25.9	1.9	24.1	71.1	49.2	21.8	3

中 国	118	33.9	4.2	29.7	66.1	53.4	12.7	-
四 国	55	25.5	5.5	20	70.9	47.3	23.6	3.6
九 州	193	23.8	2.1	21.8	75.6	54.4	21.2	0.5
〔性 別〕								
男 性	824	29.7	3.5	26.2	68.2	49.8	18.4	2.1
女 性	937	23.9	1.1	22.8	74.3	53.9	20.4	1.8
〔年齢 (10 歳)〕								
18～29 歳	143	23.1	2.8	20.3	76.9	51.7	25.2	-
うち 20～29 歳	118	21.2	2.5	18.6	78.8	51.7	27.1	-
30～39 歳	182	16.5	1.1	15.4	83.5	52.7	30.8	-
40～49 歳	246	17.1	1.6	15.4	82.1	53.7	28.5	0.8
50～59 歳	319	21.6	-	21.6	77.1	54.9	22.3	1.3
60～69 歳	320	27.8	0.6	27.2	70.9	56.6	14.4	1.3
70 歳以上	551	37.4	4.9	32.5	58.3	46.6	11.6	4.4
(再掲) 20 歳以上	1736	26.6	2.2	24.4	71.5	52	19.5	2
〔性別・年齢 (10 歳)〕								
男性 (小計)	824	29.7	3.5	26.2	68.2	49.8	18.4	2.1
18～29 歳	67	28.4	4.5	23.9	71.6	44.8	26.9	-
うち 20～29 歳	55	29.1	5.5	23.6	70.9	41.8	29.1	-
30～39 歳	92	22.8	2.2	20.7	77.2	42.4	34.8	-
40～49 歳	107	25.2	3.7	21.5	73.8	48.6	25.2	0.9
50～59 歳	140	22.1	-	22.1	76.4	57.1	19.3	1.4
60～69 歳	158	28.5	1.3	27.2	69	57.6	11.4	2.5
70 歳以上	260	39.2	6.9	32.3	56.9	45.4	11.5	3.8
(再掲) 20 歳以上	812	29.8	3.6	26.2	68.1	49.6	18.5	2.1
女性 (小計)	937	23.9	1.1	22.8	74.3	53.9	20.4	1.8
18～29 歳	76	18.4	1.3	17.1	81.6	57.9	23.7	-
うち 20～29 歳	63	14.3	-	14.3	85.7	60.3	25.4	-
30～39 歳	90	10	-	10	90	63.3	26.7	-
40～49 歳	139	10.8	-	10.8	88.5	57.6	30.9	0.7
50～59 歳	179	21.2	-	21.2	77.7	53.1	24.6	1.1
60～69 歳	162	27.2	-	27.2	72.8	55.6	17.3	-
70 歳以上	291	35.7	3.1	32.6	59.5	47.8	11.7	4.8
(再掲) 20 歳以上	924	23.7	1	22.7	74.5	54	20.5	1.8
〔年齢 (5 歳)〕								
18～19 歳	25	32	4	28	68	52	16	-
20～24 歳	53	18.9	1.9	17	81.1	58.5	22.6	-
25～29 歳	65	23.1	3.1	20	76.9	46.2	30.8	-
30～34 歳	88	14.8	-	14.8	85.2	50	35.2	-
35～39 歳	94	18.1	2.1	16	81.9	55.3	26.6	-

40～44 歳	108	19.4	0.9	18.5	79.6	48.1	31.5	0.9
45～49 歳	138	15.2	2.2	13	84.1	58	26.1	0.7
50～54 歳	153	20.9	-	20.9	77.1	54.9	22.2	2
55～59 歳	166	22.3	-	22.3	77.1	54.8	22.3	0.6
60～64 歳	162	27.2	0.6	26.5	71	55.6	15.4	1.9
65～69 歳	158	28.5	0.6	27.8	70.9	57.6	13.3	0.6
70～74 歳	231	28.6	2.6	26	68	53.7	14.3	3.5
75～79 歳	129	40.3	3.1	37.2	57.4	48.8	8.5	2.3
80 歳以上	191	46.1	8.9	37.2	47.1	36.6	10.5	6.8
〔従業上の地位〕								
雇用者（小計）	888	22.4	1	21.4	76.5	53.7	22.7	1.1
正規職員・従業員	578	22.5	1.2	21.3	76.1	51.7	24.4	1.4
非正規 〃 〃	310	22.3	0.6	21.6	77.1	57.4	19.7	0.6
自営業主、自由業	122	25.4	2.5	23	73	51.6	21.3	1.6
家族従業者	43	32.6	7	25.6	67.4	51.2	16.3	-
主婦・主夫	251	28.3	1.2	27.1	69.7	55.4	14.3	2
学生	46	23.9	2.2	21.7	76.1	60.9	15.2	-
無職	354	33.9	4.8	29.1	61.9	45.8	16.1	4.2
その他	47	42.6	4.3	38.3	55.3	44.7	10.6	2.1
無回答	10	30	10	20	60	30	30	10
〔家族人数〕								
1 人	306	27.1	2.3	24.8	70.3	51	19.3	2.6
2 人以上（小計）	1451	26.5	2.1	24.3	71.7	52.3	19.4	1.8
2 人	607	30.1	2	28.2	67.7	52.6	15.2	2.1
3 人	378	26.2	2.9	23.3	72	45.5	26.5	1.9
4 人以上	466	21.9	1.7	20.2	76.8	57.5	19.3	1.3
無回答	4	50	25	25	50	-	50	-
〔世帯構成〕								
1 人世帯	289	30.1	2.8	27.3	68.2	49.5	18.7	1.7
夫婦だけ 1 世代	528	30.5	2.3	28.2	67.8	52.5	15.3	1.7
親と子の 2 世代	704	22.9	1.6	21.3	75.7	51.8	23.9	1.4
親子孫の 3 世代	162	25.9	1.9	24.1	70.4	56.8	13.6	3.7
その他の世帯	62	24.2	6.5	17.7	75.8	51.6	24.2	-
無回答	16	18.8	6.3	12.5	56.3	37.5	18.8	25
〔未婚・既婚〕								
既婚で配偶者あり	1127	27.2	2.1	25.1	71.2	52.9	18.3	1.6
既婚で離別・死別	248	28.6	2.8	25.8	66.9	49.6	17.3	4.4
未婚	373	23.1	1.9	21.2	75.9	51.2	24.7	1.1
無回答	13	38.5	7.7	30.8	53.8	38.5	15.4	7.7
〔子どもの有無〕								

子どもがいる	1246	29.1	2.4	26.7	68.6	51.6	17	2.2
子どもはいない	500	20	1.6	18.4	78.8	53	25.8	1.2
無回答	15	40	6.7	33.3	60	46.7	13.3	-
【子どもの成長段階】								
乳幼児、未就学児	127	17.3	2.4	15	82.7	52	30.7	-
小学生	118	20.3	1.7	18.6	79.7	57.6	22	-
中学生	100	20	1	19	80	57	23	-
高校生	87	18.4	-	18.4	80.5	58.6	21.8	1.1
大学・学院・短大等	104	17.3	1	16.3	80.8	58.7	22.1	1.9
社会人、主婦、主夫等	922	32.1	2.5	29.6	65.1	51.1	14	2.8
その他	13	46.2	7.7	38.5	53.8	30.8	23.1	-
無回答	7	28.6	28.6	-	71.4	71.4	-	-
【居住年数】								
2年未満	65	20	1.5	18.5	75.4	46.2	29.2	4.6
2年～5年未満	105	21	1	20	79	50.5	28.6	-
5年～10年未満	123	20.3	0.8	19.5	79.7	52	27.6	-
10年～20年未満	218	20.6	2.3	18.3	78	54.1	23.9	1.4
20年以上	1247	29.1	2.5	26.6	68.6	52	16.7	2.2
無回答	3	33.3	-	33.3	66.7	66.7		
【社会の動きに関する情報源】								
テレビ	1523	27.5	2.1	25.4	70.5	52.5	17.9	2
ラジオ	277	26.7	1.4	25.3	70	53.4	16.6	3.2
新聞	864	31.9	2.4	29.5	65.5	50.8	14.7	2.5
書籍、雑誌	204	27.5	3.9	23.5	71.1	51	20.1	1.5
SNS	376	17.6	1.6	16	81.4	50.5	30.9	1.1
SNSを除くネット	797	22.1	1	21.1	77.3	53.5	23.8	0.6
家族、友人、知人…	616	27.9	2.1	25.8	70.5	53.7	16.7	1.6
その他	4	25	-	25	50	25	25	25
無回答	3	33.3	-	33.3	66.7	66.7	-	-
【社会志向か個人志向か】								
国社会志向・小計	1029	31.2	2.6	28.6	67.1	50.7	16.3	1.7
国社会に目を向け	266	30.1	5.6	24.4	68.8	47.7	21.1	1.1
だいたい国や社会へ	763	31.6	1.6	30	66.4	51.8	14.7	2
個人生活重視・小計	702	19.9	1.6	18.4	78.2	54	24.2	1.9
だいたい個人生活	545	23.5	1.3	22.2	74.3	55.8	18.5	2.2
個人生活の充実重視	157	7.6	2.5	5.1	91.7	47.8	43.9	0.6
無回答	30	26.7	3.3	23.3	63.3	46.7	16.7	10
【社会への貢献意識】								
思っている	1133	28.3	2.1	26.2	70	52.3	17.7	1.7
あまり考えていない	601	23.1	2.3	20.8	74.9	51.9	23	2

無回答	27	33.3	3.7	29.6	55.6	40.7	14.8	11.1
〔国民全体の利益か個人の利益か〕								
国民全体・小計	958	31.9	2.1	29.9	66.1	49.7	16.4	2
国民全体の利益	181	35.4	4.4	30.9	63	40.9	22.1	1.7
だいたい国民の利益	777	31.1	1.5	29.6	66.8	51.7	15.1	2.1
個人の利益・小計	679	18.7	2.5	16.2	80.1	55.8	24.3	1.2
だいたい個人の利益	583	20.1	2.4	17.7	78.7	57.6	21.1	1.2
個人個人の利益	96	10.4	3.1	7.3	88.5	44.8	43.8	1
無回答	124	29	1.6	27.4	65.3	48.4	16.9	5.6
〔社会の満足度（満足な点）〕								
良質な生活環境	716	36.5	3.8	32.7	62.4	50.7	11.7	1.1
働きやすい環境	220	43.6	4.1	39.5	54.1	45.5	8.6	2.3
経済的ゆとりと見通し	81	55.6	11.1	44.4	43.2	33.3	9.9	1.2
チャンスを見つけやすい	92	39.1	3.3	35.9	60.9	46.7	14.1	-
認め合い交流しやすい	205	42.9	5.9	37.1	55.1	47.8	7.3	2
向上心伸ばしやすい	161	43.5	4.3	39.1	55.3	42.9	12.4	1.2
心身の健康保持	334	41.6	5.1	36.5	56.9	44.9	12	1.5
若者が自立しやすい	62	45.2	3.2	41.9	54.8	45.2	9.7	-
子育てしやすい	115	36.5	4.3	32.2	61.7	54.8	7	1.7
女性が活躍しやすい	144	38.2	4.9	33.3	61.1	52.1	9	0.7
高齢者が社会と関わり易い	195	43.1	5.1	37.9	55.4	47.2	8.2	1.5
その他	19	15.8	-	15.8	78.9	52.6	26.3	5.3
特にない	539	12.6	0.7	11.9	86.5	51.9	34.5	0.9
無回答	41	17.1	2.4	14.6	48.8	36.6	12.2	34.1
〔社会の満足度（不満な点）〕								
良質な生活環境ない	237	12.7	0.4	12.2	86.1	47.3	38.8	1.3
働き易い環境がない	461	15	1.1	13.9	83.9	51.2	32.8	1.1
経済的ゆとりがない	1100	21	1.6	19.4	78.5	55.6	22.9	0.5
チャンスの機会ない	268	16	2.6	13.4	82.1	50.4	31.7	1.9
人と認め合えない	228	18.9	2.2	16.7	80.3	48.7	31.6	0.9
向上心伸ばしにくい	215	15.3	1.4	14	83.3	48.4	34.9	1.4
心身の健康保たれない	299	19.7	1.7	18.1	79.3	48.5	30.8	1
若者が自立しにくい	528	20.5	1.3	19.1	78.8	51.9	26.9	0.8
子育てしにくい	487	17	0.6	16.4	82.1	54	28.1	0.8
女性が活躍しにくい	448	19	0.7	18.3	79.7	52	27.7	1.3
高齢者が社会関係しにくい	356	22.5	2.5	19.9	76.1	52.2	23.9	1.4
その他	55	16.4	-	16.4	81.8	40	41.8	1.8
特にない	153	42.5	5.2	37.3	52.9	42.5	10.5	4.6
無回答	26	19.2	-	19.2	26.9	26.9	-	53.8
〔社会全体の満足度〕								

満足・小計	923	42.5	3.4	39.1	55.8	48.8	7	1.7
満足している	52	71.2	23.1	48.1	26.9	25	1.9	1.9
ある程度満足	871	40.8	2.2	38.6	57.5	50.2	7.3	1.7
満足していない小計	814	8.8	0.7	8.1	90.4	56.5	33.9	0.7
あまり満足していない	633	10.1	0.6	9.5	89.1	63.5	25.6	0.8
満足していない	181	4.4	1.1	3.3	95	32	63	0.6
無回答	24	20.8	8.3	12.5	29.2	20.8	8.3	50

〔良い方向に向かっている分野〕

外交	162	54.9	8.6	46.3	43.2	39.5	3.7	1.9
防衛	245	42	6.5	35.5	56.3	48.2	8.2	1.6
国の財政	18	66.7	11.1	55.6	33.3	27.8	5.6	-
物価	30	56.7	26.7	30	40	30	10	3.3
景気	33	39.4	15.2	24.2	60.6	51.5	9.1	-
経済力	38	50	10.5	39.5	50	39.5	10.5	-
雇用・労働条件	135	42.2	3.7	38.5	54.8	47.4	7.4	3
医療・福祉	446	40.4	4.5	35.9	59	50	9	0.7
教育	233	41.2	5.6	35.6	58.4	48.5	9.9	0.4
文化	219	31.5	3.7	27.9	67.1	54.8	12.3	1.4
科学技術	213	34.7	4.2	30.5	62.9	52.1	10.8	2.3
資源・エネルギー	83	37.3	1.2	36.1	61.4	48.2	13.3	1.2
食糧	81	56.8	9.9	46.9	43.2	34.6	8.6	-
自然環境	165	35.2	3	32.1	62.4	53.3	9.1	2.4
生活環境	153	54.9	6.5	48.4	43.1	34	9.2	2
防災	380	30.8	3.2	27.6	66.8	48.4	18.4	2.4
治安	384	37.5	4.4	33.1	61.7	48.2	13.5	0.8
土地・住宅	40	45	7.5	37.5	52.5	40	12.5	2.5
通信・運輸	298	28.2	3.7	24.5	71.1	57.7	13.4	0.7
交通秩序	229	34.1	4.4	29.7	64.6	49.8	14.8	1.3
国民性	123	40.7	4.9	35.8	57.7	53.7	4.1	1.6
社会風潮	24	45.8	16.7	29.2	50	41.7	8.3	4.2
地域格差	73	35.6	2.7	32.9	60.3	49.3	11	4.1
国際化	182	39.6	4.4	35.2	59.9	46.2	13.7	0.5
その他	12	16.7	-	16.7	83.3	41.7	41.7	-
特にない	438	12.3	1.1	11.2	86.8	51.6	35.2	0.9
無回答	42	23.8	-	23.8	40.5	31	9.5	35.7

〔悪い方向に向かっている分野〕

外交	477	16.1	0.2	15.9	83.2	49.9	33.3	0.6
防衛	536	20	0.7	19.2	79.5	47	32.5	0.6
国の財政	1079	21.7	1.1	20.6	77.4	53.6	23.8	0.9
物価	1241	22.5	1.4	21.1	76.6	54.1	22.6	0.9

景気	1071	19.5	1.2	18.3	79.6	55.4	24.3	0.8
経済力	822	19	1	18	79.8	52.9	26.9	1.2
雇用・労働条件	572	16.6	0.9	15.7	82.5	50.5	32	0.9
医療・福祉	383	13.6	0.3	13.3	86.2	45.7	40.5	0.3
教育	330	10.9	0.6	10.3	88.2	49.1	39.1	0.9
文化	96	6.3	-	6.3	93.8	34.4	59.4	-
科学技術	174	14.9	1.7	13.2	84.5	47.7	36.8	0.6
資源・エネルギー	652	24.5	1.7	22.9	74.4	52.6	21.8	1.1
食糧	541	22	1.3	20.7	76.7	49.7	27	1.3
自然環境	464	20	0.6	19.4	79.1	53.2	25.9	0.9
生活環境	273	10.6	0.7	9.9	89	47.6	41.4	0.4
防災	146	19.9	2.1	17.8	80.1	41.8	38.4	-
治安	349	16.6	0.9	15.8	82.5	48.7	33.8	0.9
土地・住宅	227	15	1.3	13.7	84.1	44.5	39.6	0.9
通信・運輸	91	11	2.2	8.8	89	38.5	50.5	-
交通秩序	168	15.5	-	15.5	84.5	48.8	35.7	-
国民性	257	14.8	1.2	13.6	84.4	42.4	42	0.8
社会風潮	376	18.1	1.6	16.5	81.9	48.1	33.8	-
地域格差	535	19.6	0.9	18.7	79.4	53.1	26.4	0.9
国際化	168	14.3	1.2	13.1	83.9	38.7	45.2	1.8
その他	31	12.9	-	12.9	87.1	48.4	38.7	-
特になし	50	52	12	40	42	32	10	6
無回答	21	19	4.8	14.3	19	14.3	4.8	61.9

2 ゆたかな文化力・創造力による自治体の構想と実現

＜参考資料＞武蔵野市第六期長期計画 2020～2029

—誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまちへ—

武蔵野市の目指すべき姿と基本目標

10年後の目指すべき姿

- 1 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり
- 2 未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり
- 3 コミュニティを育む 市民自治のまちづくり
- 4 このまちにつながる誰もが住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり
- 5 限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり

長期計画の位置付け等

- 1 これまでのあゆみ
- 2 武蔵野市長期計画条例
- 3 長期計画の役割と位置付け
- 4 計画期間と計画見直しのサイクル
- 5 進捗管理と評価

これまでの実績と評価

- 1 第五期長期計画（平成 24（2012）年度～）の実績と評価の概要
- 2 第五期長期計画・調整計画（平成 28（2016）年度～）の実績と評価の概要

市政を取り巻く状況

- 1 市勢の概要 020
- 2 将来人口推計
- 3 財政計画の概要
- 4 社会経済情勢等の変化

基本的な考え方

長期計画における基本的な考え方

- 1 計画に基づく市政運営
- 2 情報共有の原則
- 3 市民参加の原則
- 4 協働の原則

本計画における基本課題等

- 1 基本目標と基本課題等との関係
- 2 基本課題
 - 〔基本課題A〕 少子高齢社会への挑戦
 - 〔基本課題B〕 まちの活力の向上・魅力の発信
第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章
 - 〔基本課題C〕 安全・安心を高める環境整備
 - 〔基本課題D〕 公共施設・都市基盤施設の再構築
 - 〔基本課題E〕 参加・協働のさらなる推進

重点施策

- 1 武蔵野市ならではの地域共生社会の推進
- 2 子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立
- 3 いつでも安全・安心を実感できるまちづくりの推進
- 4 豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興
- 5 三駅周辺の新たな魅力と価値の創造
- 6 武蔵野が誇る緑を基軸とした環境都市の構築
- 7 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展
- 8 未来につなぐ公共施設等の再構築

施策の体系

- 1 健康・福祉〔基本施策〕 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み
 - 〔基本施策2〕 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化
 - 〔基本施策3〕 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実
 - 〔基本施策4〕 福祉人材の確保と育成に向けた取組み
 - 〔基本施策5〕 新しい福祉サービスの整備
- 2 子ども・教育
 - 〔基本施策1〕 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり
 - 〔基本施策2〕 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

- [基本施策3] 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実
- [基本施策4] 子どもの「生きる力」を育む
- [基本施策5] 教育環境の充実と学校施設の整備

3 平和・文化・市民生活

- [基本施策1] 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築
- [基本施策2] 災害への備えの拡充
- [基本施策3] 安全・安心なまちづくり
- [基本施策4] 地域社会と市民活動の活性化
- [基本施策5] 豊かで多様な文化の醸成
- [基本施策6] 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進
- [基本施策7] まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

4 緑・環境

- [基本施策1] 刻々と変化する環境問題への対応
- [基本施策2] 地球温暖化対策の推進
- [基本施策3] 「緑」を基軸としたまちづくりの推進
- [基本施策4] 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築
- [基本施策5] 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

5 都市基盤

- [基本施策1] 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり
- [基本施策2] 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり
- [基本施策3] 誰もが利用しやすい交通環境の整備
- [基本施策4] 安全で快適な道路ネットワークの構築
- [基本施策5] 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり
- [基本施策6] 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

6 行財政

- [基本施策1] 市民参加と連携・協働の推進
- [基本施策2] 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション
- [基本施策3] 公共施設等の再構築と市有地の有効活用
- [基本施策4] 社会の変化に対応していく行財政運営
- [基本施策5] 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

財政計画

- 1 日本経済の情勢と国の財政
 - 2 武蔵野市の財政の状況と課題
 - 3 これまでの実績と今後の財政運営等
 - 4 財政計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度）
- 【参考】長期財政シミュレーションについて

さいごに

歴史的な視座に立って、主権者的自覚による地域社会・地方自治体を形成し、全ての個人の基本的な人権の実現と、民主・平和の国づくりを進め、地球市民としての責務を担う

プロフィール

1941年(昭和16年)11月13日/静岡県清水市(現静岡市)生れ

県立富士高等学校・定時制卒業 学校法人・中央労働学院政経本科/文芸本科卒業

*フリーライター等を経て

*1974年7月(32歳)~1992年6月(50歳)東京・日野市役所職員

*1992年~2002年 自治体問題研究所事務局長・常務理事 月刊『住民と自治』編集長

◆千葉大学(教育学部)、法政大学(社会学部)、自治医科大学(看護学部)非常勤講師

*現在 NPO法人 多摩住民自治研究所理事・議員の学校長

NPO法人 日野・市民自治研究所会員 おきなわ住民自治研究所理事

公益財団法人 社会教育協会付属「市民の社会教育研究所」副所長

◇日本社会教育学会会員 ◇社会教育推進全国協議会会員

◇日本ジャーナリスト会議会員 ◇日本青年団協議会助言者 ◇いのちとくらし研究所会員

◆日野市障害者団体連絡協議会・運営委員 ◆日野市生活と健康を守る会会長

●主な著作活動(◇単著 ◆共著)

◇「市町村合併 これだけの疑問」(自治体研究社)2001

◇「地域活動 事始め」(自治体研究社)1999

◇「人間の顔をしたまちをどうつくるか」(自治体研究社)1998

◇「自己実現の時代の地域運動」(自治体研究社)1987

◇「燃えさかれいのちの火ー日野市の難病運動」(自治体研究社)1981

◆「「学び」をとめない自治体の教育行政ーコロナと自治体5」(自治体研究社)2021

◆「いのちを選ばないでーやまゆり園事件が問う優生思想と人権」(大月書店)2019

◆「九条俳句訴訟」(エイデル研究所)2018

◆「生きたかったー相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの」(大月書店)2016

◆「人物でつづる戦後社会教育」(国土社)2015

◆「東日本大震災と社会教育」(国土社)2012

◆「大震災 復興へのみちすじ」(自治体研究社)2011

◆「生協のいまを考える」(かながわ生協労働組合)2008

◆「ここから始める地方議会改革」(自治体研究社)2007

◆「市民立学校をつくる教育ガバナンス」(大月書店)2005

◆「無防備地域宣言で憲法9条のまちをつくる」(自治体研究社)2005

◆「世界史から見た関東大震災」(日本経済評論社)2004

◆「『構造改革』と自治体再編」(自治体研究社)2003

◆「21世紀をひらく市民自治」(自治体研究社)2003

◆「学校選択の自由化をどう考えるか」(大月書店)2000

◆「教育、地方分権でどうなる」(国土社)1999

◆「非核自治体ー抗議・連帯・学習」(平和文化)1990

◆「健康教育と組織」(医学書院)1989

◆「図書館があぶない」(教育史料出版会)1988

◆「共同と人間発達の地域づくり」(自治体研究社)1985

◆「地域づくり運動新時代」(自治体研究社)1984

◆「蘇る草の根運動」(旬報社)1982

◆「難病患者の自立を求めて」(大阪府難病団体協議会)1981

◆「地域の復権」(学陽書房)1977

※地方自治論、地方自治制度論、自治体政策論、教育論、社会医学・福祉論、地域文化論その他のテーマで多くの論文・ルポなどがある。

「地方自治の本旨」から見た 自衛隊への住民名簿の提供

——違憲の公務による民主的地方自治体制の破壊



多摩住民自治研究所理事・「緑の風」編集委員

はじめに

自衛隊から地方自治体に対して、自衛官募集のために「住民基本台帳による住民名簿提供の要請」が行われ、すでに過半数の自治体がこれにに応じていると報じられています。この事態を、憲法が定める地方自治の原則「地方自治の本旨」に照らし見て見るべきだが、この論稿の主題です。

この議論をする前提に「日本国憲法の原則から自衛隊をどう見るか」という課題がありますが、私自身は「自衛隊は、憲法違反の軍事組織である」と判断していることを明記しておきます。

ただしこの論稿は、かりに「自衛隊の存在を認める」としても、「地方自治体が、自衛隊からの住民名簿提供の要請に応じることはできない」という立場からのものです。

そのためには、日本国憲法の定める地方自治が持つ性格を根本から理解しなければなりません。そこで本稿は、「地方自治の

本旨・本質」をできる限り丁寧に述べて、住民名簿の提供が不可能であることの根拠を明らかにする解説です。

〈日本国憲法の表記について〉

・論稿では、日本国憲法は「憲法」とのみ記します。

・憲法の文体は、常用漢字と現代仮名づかに改めてあります。

・憲法条文の見出しと、条文中の項番号①

②は引用者・池上によるものです。

★印は、「注」を意味し、文末にその内容を解説してあります。

国民主権と中央政府 全公務員の任務

地方自治と地方自治体の制度の前提に、独立国家としての日本の存在があります。それを簡単に見ておきます。

◆主権国家の要件と憲法が定めた三原則

国際法上の主権国家―独立国家は、「領土」・「構成員（国民）」・「政治体制」の三要素によって成り立ちますが、日本は国際

資料1 日本国憲法「前文」

- 1 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。
- 2 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- 3 われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。
- 4 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

◎憲法原文に「前文」の表示や、段落ごとの数字は表記されていません。上は、大半の憲法論のテキストに従ったものです。

法に基いて領土（領海・領空含む）を確定し、憲法による構成員としての国民の存在と、国民主権原理による中央政府を置いて、独立国家として認められてきました。

このとき、国際関係における独立性の担保や、次に見る全国民・全個人への平等な人権保障を実現するために必要な範囲で、立憲・法治主義による中央集権体制が求められるのは当然のことです。

その国家体制の基本は、憲法「前文」（資料1）が示した「国民主権主義」「基本的人権保障主義」「恒久平和主義」の三原則です。

私はこれを、「国民主権の政府によって、すべての者へすべての基本的人権を保障すること、その不可欠な条件として恒久平和を実現すること」と理解してきました。

◆恒久平和のための国際関係と

主権者国民の決意

またここで、あらためて見ておかなければならぬのは、「前文」の次の部分です。

恒久平和を「全人類の平和的生存権の実現」として規定し、「平和」を全人類の人権＝平和的生存権として定義し、他の国家

に対してその具体化への参加を呼びかけ、「日本国民は、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」と記していることです。

憲法前文に国際関係の原則として平和的生存権の達成を掲げ、それを「主権者である日本国民の決意」として記したこれらの原理は、そのまま地方自治体の存在意義と、その政府の任務に直結していることを、明記しておきましょう。

◆人民の人民による人民のための政府と公務員

ここでもう一つ「前文」にこだわっておきますと、国民主権国家とその政府の行う政治の本質を描いた次の部分があります。

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。」

ここで「人類普遍の原理」としている内容が、1863年にアメリカの南北戦争下の激戦地・ゲティスバーグで行った、リン

カーン大統領の演説にある「人民の人民による人民のための政治」を意味することは明らかであり、日本国憲法の国民主権原理は「これに基づく」と明記したのです。

このうち、「人民のための政治」その福利は国民が享受する」という理念を受けて、憲法の第15条2項は、公務員の性格・任務について「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と明記しました。

そして、公務員が憲法全体の理念・規定を具体化する任務を持つ者として、第99条で「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」に憲法尊重・擁護の義務を負わせました。

ここでいう公務員に、地方自治体の公務員（首長、議員、各種の職員…）が含まれることは言うまでもありません。

「地方自治の本旨」

「権利としての地方自治」

そこで、「地方自治の本旨」の意義です。憲法は第8章として「地方自治」を置き、

次の4つの条文を規定しました。

〈以下、憲法各条文の見出しは、池上が付けたものです。漢字・仮名づかいは現代のものに改めました（以下同じ）。〉

また、憲法は地方自治体を「地方公共団体」と規定していますが、この論稿では「地方自治体」として記すことにします。

憲法第8章「地方自治」

第92条【地方自治の基本原則】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条【議会、長・議員等の住民による直接選挙】

①地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条【財政権、行政権、条例制定権】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条【地方特別法の住民投票】

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定できない。

◆「地方自治の本旨」と

「住民自治」「団体自治」

これら4つの条文は、地方自治体が、組織権、立法権（条例制定権）、行政権、財政・財産権を持つことを明記し、これらの権利を基礎として、住民の意思に基づく政府組織を確立することを権利として認めています。

ここから「地方自治は権利である」という原則が確立しますが、それを総括的に示したものが、第92条の「地方自治の本旨」の規定です。

「本旨」は「本来の趣旨」を意味しますから、「地方自治の本旨」は「地方自治の本来の趣旨」を示します。それは、「それぞれの地域は、そこに住む人たちが住民が主権者となって、その意思に基づいて治める」ということです。これを「住民自治」といいます。

その目的を具体化するために、住民による公選によって首長や議員、法定公務員を選定して「政府組織」を立ち上げ、地方自治体の目的を具体化する政策・方針を作り、それを実現することを「団体自治」といいます。

こうしたことから「地方自治の本旨」を「住民自治と団体自治のこと」と理解することができます。

◆「住民主権」の理解をさらに深める

そこで注目しなければならないことに、憲法が国家全体の主権者として「国民」を規定しているのに対して、地方自治体の主権者としては「住民」を規定しているということがあります。

なぜ憲法は、地方自治体の主権者を「その地域に住む国民」として規定しなかったのでしょうか。

それは、各地域に住む者の主権的な意思に基づくことを基本として、基礎的自治体としての「市町村・特別区」以下、市町村」と広域的自治体としての「都道府県」を区分し、それぞれの地方自治体ごとに住民自治による地方政府を確立して団体自治を具

体化したからです。

この場合の「住民の主権的な意思による支配」を制度的に確立した例が、憲法第95条です。もう一度その条文を掲げて、内容を解説しましょう。

憲法第95条【地方特別法の住民投票】

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定できない。

これを解説すると、次のようになります。

- ① 国会は、個別または特定数の自治体のみ適用する法律（地方特別法）を議決し、制定することができる。

- ② この場合、その法律が適用される地方自治体の住民による投票を行い、その過半数の同意（賛同）が得られなければ、国会はこれを制定することができない。

以下は、第95条の規定が持つ意義です。

1 国会の権威を超える住民投票の力

憲法第41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」として、その権威と法治国家における任務を定めています。

その国会が議決した法律を、その法律が適用される自治体の住民の投票によって「無効」とすることができるのです、

2 住民主権と直接民主主義体制の確立

第2は、国会が議決した特別法に対する賛否の判断を、その自治体の「議会」や「首長」の判断ではなく、直接に住民の意思による判断にゆだねていることです。

これは、地方自治体における主権者が住民であること、「住民主権」の確認と、代表制民主主義と並ぶ直接民主主義の制度の存在を認め、その優先性を示したものと、いうことができます。

3 地方自治体と中央政府の対等性

第3は、憲法第95条のこの規定は、地方自治体と中央政府の対等性を示したものである、ということです。

ここで、第8章の条文規定を受けて、中央政府と地方自治体との関係を対等的なものとして記した「地方自治法」の規定を見てください。

地方自治法・第1条の2

①地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広

く担うものとする。

②国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

4 「国民」と「住民」の法制度的な規定

ここで、住民概念についての理解をさらに深めるために、「国民」と「住民」であるために必要な条件（要件）について、憲法と地方自治法の定める条文を書き出しておきましょう。

憲法第10条【日本国民としての要件】

日本国民たる要件は法律によってこれを

定める。

↓ここでのいう法律は「国籍法」を指し、国籍を持つことが「国民」であることの要件です。

地方自治法第10条【住民としての要件】

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

↓住民としての要件は「ある自治体のある区域に住む」ことであり、国籍の有無とは無関係です。

現行法制では他国籍住民には選挙権が認められていませんが、自治体による公共的サービス（役務）は等しく受けることができると定められています。

私は、他国籍住民に対しても選挙権（少なくとも居住する自治体における公選の権利）は、明確に法制化されるべきであると考えております。

◆自然権・固有権としての地方自治

憲法論において、「地方自治の本旨」を住民自治と団体自治として理解するのは一般的ですが、その存在を「住民とその団体の権利」としてとらえることについては異

論があります。

私は、住民自治、団体自治のいずれも、人間の歴史的営みを踏まえた「自然的な権利」であり、「地方自治は、各地域の住民とその団体がもともと所有する（固有の）権利である」と理解しています。

その根拠を端的に示すものに、遺跡・文献に基づく時代認識があります。

近年の日本の考古学・歴史学における日本列島の先史・古代の時代区分については、「旧石器→縄文→弥生→古墳→飛鳥→奈良→平安」のように区分することが多数の意見です。

このうち、定住型社会が始まったとされる縄文期は約1万6000年前～約2500年前、弥生期は2500年～1700年前とされるのに対して、国家的体制が文献的に明らかに示されるのは飛鳥時代（592年～）以後のことです（旧石器→弥生期の年代区分については諸説があります）。

つまり、日本列島に地域的社會単位が形成されたのは、「国家」が現われるより遙か以前であることは明らかだと言えるのです。

明治憲法を改正して 現行憲法を制定した 動機を見る

ここであらためて確認したいのは、日本国憲法は、大日本帝国憲法（明治憲法）を「改正」した憲法だということです。

その動機・目的について、憲法「前文」から抜き書きすると、次のようになります。「われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

ここから、明治憲法から現行憲法体制への改革の動機を読み取ると次のようになります。

◆平和的な国際関係の確立による成果

「諸国民との協和による成果……」——すべての国・国民との共存関係を築き、アジア諸国などへの暴力的・植民地主義的支配を

深く反省して、経済的・文化的成果を諸国民と共有すること。

◆全体主義から自由主義へ

「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」——政府批判者に対する思想統制と拘束だけでなく、全国民の生活を統制した「全体主義的支配」から全土的な自由主義への転換を実現する。

◆軍事大国から恒久平和を実現する 平和国家へ

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」——全土的空襲などに見られた「戦争の惨禍」を繰り返さないために、政府が戦争を起さないようにすること。

私は、章を立てて「地方自治」を規定して「地方自治の本旨」を掲げたことも、右に見た明治憲法を改正して新たな憲法を制定した動機に即したものと考えています。民主的的地方自治体制の確立は、平和国家にとっての不可欠の条件だからです。

明治期に成立した 地方自治制度

今も継承する

「法人格」の規定

じつは、明治期において、こんにちの制度に直結するような近代的地方自治体制を構築する努力が開始され、大正期にさらに民主的拡大への努力がありました。

そこで、おおざっぱではありますが、明治期からの地方自治体制の歩みをたどるところにします。

◆明治初期・新たな地方自治体制への試み

1868年の明治改元から始められた改革は、近代日本をひらきました。が、欧米のような市民革命ではなく、「上からの革命」でした。その国家目標は、すでに独占資本主義化しつつあった列強大国に追いつくこと、そのスローガンが「富国強兵」であったことは、広く知られています。

そこで政府は、そのための政策を実現するための制度を次々に法制化していきました。

1871・明治4年「廃藩置県」「戸籍法」制定

1872・明治5年「学制令」発布と義務教育

1873・明治6年「徴兵令」「地租改正条例」

こうした新しい政策・制度の実現には、江戸時代とは異なる地方制度の整備が不可欠でしたが、それは1878年の「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税制」から始まります。

しかしこれらは、本格的な地方自治制度ということにはならず、明治憲法の制定とからんで制度の整備が行われていきます。

◆明治初期の民衆運動と自由民権運動

いっぽう、明治改元後の情勢で見逃せないのが、新政府に対する民衆による各種の運動です。その例をあげておきましょう。

・義務教育制度反対農民一揆

義務教育制度に対しては、学校を建設する費用が地元住民負担であったこと、農業などの労働力であった子どもを働かせる時間が少なくなることへの批判が反対運動を呼び起こしました。

・徴兵令反対（血税反対）一揆

徴兵令には、「血税」として生命を奪われるとして、各地で反対運動が広がりました。

・地租改正反対一揆

「地租」は、年貢制度に代えて農民が所有する土地の価格に一定の税率を課す制度です。その税率（3分 $\parallel$ 3%）への不平・反対が広がり、1875（77年）にかけて現在の茨城・三重・愛知・岐阜・大阪・奈良・熊本など広範な地域で一揆となり、竹槍集団が現われました。結局は、政府が税率を引き下げること（2分5厘 $\parallel$ 2.5%）で終息し、民衆運動の勝利と言えべき結果でした。

・自由民権運動

1874・明治7年4月に、板垣退助らが創立した「土佐立志社」が、「民選議院の設立」などを掲げたことから自由民権運動が始まりました。

それは、理論的な貢献としては、明治憲法の制定に向けた自主的な憲法案（私擬憲法）を生み出す力になりました。現在、「五市憲法」など、60以上の「憲法案」が確認されています。

また、自由民権理論の影響による各地の行動の例をあげておきます(1881-1886年)。

秋田事件、福島事件、高田事件、群馬事件、加波山事件、秩父困民党事件、名古屋事件、武相困民党事件、飯田事件、大阪事件、静岡事件

◆市制町村制—近代地方自治制度の幕開け

大日本帝国憲法(明治憲法)発布の前年1888・明治21年に「市制・町村制」、1890・明治22年に「府県制、郡制」を法制化し、憲法施行の前後に全国的な地方自治制度を開始しました。

地方制度の土台である「市制町村制」は、「町村制」が八章・139条、「市制」は七章・133条からなる、ぼう大な法律でした。ここで特に注目しておきたいのは、この制度を始める趣旨を説明した「市制町村制理由」という付帯文書です。そこには、次のことが記されていました。

1 市町村は、国の機関とは別個の「特立」した自治団体であり、法律に基づいて、財産権などの権利や義務を持つ法人である[★]。

2 法人としての各自治体は、機関(立法・行政)を持つ。それらの機関は、法制度の定めに従って組織され、自治体はこれによって方針を決めそれを執行する。

3 各自治体は、各区域内における独立した統治の主体である。

じつは明治憲法案の作成過程で、地方自治についての記述が検討されて条文案も作成されたのですが、最終的な審議の過程で反対意見が出され、「地方自治」規定の無い憲法になりました[★]。

◆継続する自治権拡大・公民権拡充の営み

明治憲法の施行後、日清戦争、日露戦争があり、政府の手で「大逆事件」(1910・11年)などの思想的統制・弾圧事件が起こされました。

これに対して、明治の末期から大正期にかけて、後に「大正デモクラシー」と呼ばれる主体的流れが生まれ、地方自治についても民主的発展を求める活動が進められました。特に、国政と共に「公民権」選挙権拡大の運動が大きな前進を見せ、国民・住民の政治参加の機会を飛躍的に広げ、町村の監視役とされた「郡制」の廃止を実現

しています。

昭和期の総動員体制が 地方自治体制を 根本から破壊した

ところが、1931年の満州事変からアジア・太平洋戦争終結の1945年に至る「15年戦争期」に、中央政府が総動員体制を構築するために「地方自治体制」を根本から破壊してしまっています。

ここでは、その中央政府の方針を制度的に担った「部落会町内会等整備要領」の内容と経過を、現代語に訳してざっと見ておくことにします。

◆「部落会町内会等整備要領」とは

英米への宣戦布告の前年、1940年9月に、内務省訓令「部落会町内会等整備要領」(以下「整備要領」)が、全市町村に発令されました。それは、1938年に制定施行した「国家総動員法」による体制を全市町村に具体化し、国民全体を総動員する(住民間の相互監視を含む)法制でした。

第一 目的

※ 隣保団結の精神で市町村の全住民を組織し、天皇の政治を支える地方共同の体制をつくる

※ 道徳的に鍛え合い、精神的団結を図る

※ 国の政策を国民に徹底し、円滑に運用できるようにする

※ 国民の生活経済についての、地域的な統制単位として機能する

第二 組織

1 部落会町内会

※ 村落に部落会、市街地に町内会を組織

※ 名称は自由である

※ 区域内の全戸を組織

※ 市町村の補助的下部組織とする

※ 部落会区域は既存の組織の区域を考慮する

※ 町内会区域は行政区域を基本に組織する

※ 適当な区域で町内会連合会を組織できる

※ 部落会町内会に会長を置き市町村長が告示

※ 部落会町内会は職員を置くことができる

※ 部落会町内会に常会を設ける——以下詳細略

2 隣保班

※ 部落会町内会の下に、10戸内外の隣保班(名称自由)を組織する——以下詳細略

3 市町村常会

※ 部落会町内会に常会を置く

※ 市町村常会は市町村長を中心に、部落会長、町内会長又は町内会連合会長、市町村内各種団体代表者等で組織する

※ 市町村常会は市町村内に於ける各種行政の総合的運営を図り、第一の目的達成に必要な各種事項を協議する

◆ 地方自治体制を基本から破壊、さらに……

こうして「整備要領」による体制が具体化されたのですが、その結果、何が起きたでしょうか。

まず各自自治体の議会が、事実上無用なものになりました。また、行政組織との関係では、「補助的下部組織」としての部落会町内会の機能が充実につれて、職員の兵役への移行などを容易なものにさせていきますが、1943年には「整備要領」を

改正して、部落会町内会が「市町村行政の組織そのもの」になります。

◆ 地方自治無視の総動員体制が生み出した結果は

こうして、明治期の「市制町村制理由」が描いた「住民の公民権を基礎にした地方自治体制」は、その根本から破壊され、中央政府による全国的な統制・命令が、国のみならずまで徹底される全体主義的体制——「国家総動員体制」が完成したのです。

その結果は——根本的にゆがんだ民族観に基づく植民地支配、世界に例のない「特攻隊」の創設、沖縄で起きた子どもを含めた「集団自決」等々……

しかし、こうした戦略・戦術と体制は、国民・国土を守りませんでした。——学童疎開、全土的空襲、沖縄戦、広島・長崎での原爆被爆。さらに「外地・戦地」での兵士たちの飢餓——戦死者とされた者の半数以上が栄養失調等による戦病死でした。

地方自治体制を根本から破壊し、人々の自由な発言を封じた路線の破たん、それが生み出した「戦争の惨禍」は、「自然環境と共存する、主体的・民主的な地方自治

体の形成と維持」の重要性を、今もなお私たちに語り続けています。

すべての個人の 基本的人権は地方自治体 によって具体化される

そこで、明治期からの地方自治体の経験を踏まえて制定された憲法第8章は、地方自治体（特に基礎的自治体・市町村）に対して、何を求めているのか、あらためて確認することになります。

そのための大前提が、憲法第13条です。

憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

この条文が示し求めている事は何かを、項目的に読み込んでいくことにします。

個人の尊重 まず初めに、すべての国民を「個人として尊重する」として、「各個人」の存在を、一般的な「人」や「人間」に

置き換えたりしないように求めています。生命の権利 いうまでもなく「生命の権利」は、各個人にとって第一義的な権利です。

これが、憲法第25条の「基本的生存権」や、「前文」と第9条による「平和的生存権」「恒久平和主義」に直結していることはいうまでもありません。

自由の権利 自由の権利とは、各個人が置かれた状況の下で、自らが思考し、自らが計画した内容によって、いずれからもしばられずに、主体的に行動する権利のことです。

幸福追求の権利 生命の権利と自由の権利を踏まえて、各個人自らが描いた生き方を具体化する自己実現の権利—これが幸福追求の権利です。

国政における最大の尊重 この条文のもう一つの眼目は、すべての個人による「幸福追求—自己実現」の権利について「国政の上で最大の尊重を必要とする」としたことです。つまり日本の政治の全体が、各個人の自己実現のために働くことを最大に尊重する義務としたのです。

包括的な人権とその保障 ここでもう一つ「包括的な人権」について述べておきます。

この条文にいう幸福追求—自己実現のためには、憲法や国際法などが示しているすべての基本的人権の項目を、各個人が自由に選択して具体的に利用しなければなりません。憲法の条文で数えると、その項目数は40項目を超えます。そこで、憲法学などでは、憲法第13条を「包括的人権の規定」と呼んでいます。

◆「個人の尊重」と「国政」と地方自治体

こうして「各個人の自己実現」の保障こそが、この国の政治の最大尊重課題だということになるのですが、ここでいう「国政」とは何を指すのかも確認しておきましょう。まず、国会によるすべての基本的人権実現のための法制整備と、内閣による財政運営を含めた体制的・政策的活動、司法による人権無視に対する監視などはいずれも不可欠です。

しかし「個人の尊重」という基本原則や「各個人の幸福追求・自己実現」の権利的保障という「最大尊重課題」の解決ということでは、各個人の生活の現場における政治体制が、それに向き合うほかはありません。—つまり、基礎的自治体・市町村の

政治こそが、決定的な担い手なのです。もちろん、それを補完する都道府県の役割も不可欠です。

こうして憲法第13条のいう「国政」が、中央政府と地方自治体政府の全体を包み込んでいくのですが、その現場的任務を担うのは、第一線機関としての市町村の議会と行政であるということを、繰り返し述べておくことにします。

自治体による自衛隊への 住民名簿の提供は あり得ない

そこで、いよいよ「自衛隊に対する住民名簿の提供」（以下では「名簿提供」）の議論に進みます。

結論はこの論稿の表題と本文の初めに示した通りですが、あらためて項目的に書きだしておくことにします。

❖「名簿提供」は、公務における個人情報保護の原則に違反するので、行うことができない。

地方公務員法・第34条（秘密を守る義務）

1 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

❖自衛隊への「名簿提供」は、「職業選択の自由」を制限することになるのではないかと疑問があるので、公務として行うことはできない。自衛隊への提供が可能ならば、官民問わずすべての分野の求人に協力することになるだろう。

❖「名簿提供」によつて、各個人に対する自衛隊からの勧誘があった場合、個人によつては「圧力」と感じる場合もあり得るので、公務として行うことはできない。

❖一定の年齢の住民の名簿の全体を提供した場合、その勧誘に対して応じた者と応じなかった者の区別が、社会的になされる可能性がある。従つて公務として執行できない。

❖国民・住民の間における自衛隊に対する態度は「合憲」「やむを得ない」「違憲」など、まちまちである。それを無視して、一定年齢の者の「名簿提供」を公務として行うことは根本的な誤りである。

以上が、この課題への基本的な回答です。

地方自治体には 平和国家の第二線に立つ 責務がある

ここであらためて想い起こさなければならぬのは、すべての個人の基本的人権の実現のための決定的な条件は、「平和」だということだ。

これは、先に見た明治期以来の日本の経歴を踏まえるなら、疑う余地がありません。戦争のために、何よりも「自由に生きる」ことができなくなり、特攻隊をはじめ多くの兵士たちは「人生そのもの」を奪われました。幸福の追求—自己実現どころではありません。

「平和の拠点」としての地方自治体の努力
日本の地方自治体は、沖縄県・広島市・長崎市が主催する、毎年「平和祈念行事」に代表されるような「平和理念の拡大」に努めてきました。

その典型が「非核平和自治体宣言」であり、2023年5月現在で1664自治体が宣言をしており、全自治体の93%に達しています。

これを土台に、世界各国の都市に呼びかけ、てつくられた世界的組織「平和首長会議」への加盟は、166カ国の地方自治体に広がり、2023年7月現在で8265の自治体が加盟しています。

軍事路線の拡大による

地方自治の権利の破壊

しかし、こうした自治体の努力をあざ笑うかのように、防衛費の倍化計画に見られるような、中央政府による軍事基地・軍備の拡大が露骨に進められており、ついには「敵基地攻撃能力を持つ」ことが公言されています。この理論の正当化は、日本国内の軍事基地（自衛隊・米軍）に対する他国からの軍事攻撃を正当化することになるでしょう。

現在、自衛隊の施設・基地は、47都道府県全体に及んでおり、さらに運転休止中も含む原発に対する攻撃も懸念されます。

しかも沖縄・南西諸島など、各地で新たな軍事基地の建設拡大が進み、対米従属的な「共同作戦」による軍事演習などが拡大・展開されています。

これらのすべてが、地域の環境を破壊し、人々の生活を現場的におびやかしているの

です。

土地利用規制法による地方自治体制の破壊

さらに「土地利用規制法」の施行で、住民の権利侵害と地方自治体に対する軍事的支配が一気に進められようとしています。

そもそも私的財産への統制は、憲法29条が定める「財産権不可侵」の原則への違反であり、土地利用規制の監視事務を市町村に求めることは、憲法の地方自治原則を破壊し、地方自治体の地域計画などの団体自治権に対する侵害であることなどを、あらためて指摘しておくことにします。

さいごに

先にふれたように、地方自治体―特に基礎的自治体には、基本的人権の実現によって各個人の自己実現の条件を確保する責務があります。そして、そのために不可欠な活動が「恒久平和の実現のための恒常的な活動」です。

明治期以来の地方自治体が直面してきた経験をリアルに想起し、憲法「前文」が示す目標を意識しつつ、平和国家の現場的な第一線に立つために、主権者住民と議会、首長、職員たちが明るく真剣に力を合わせることが求められています。

注

★1 米軍基地の存在の違憲性について

こんにち、日本の領土内に存在する米軍基地が、「治外法権」的協定の下にあることは繰り返し指摘されており、ここに記した独立国家としての憲法原則を無視したものであることは明らかです。

そしてこれは、この論稿の課題である「地方自治の本旨」とも直結するきわめて大きな問題です。

米軍基地は、たしかに「日米安全保障条約」「安保条約」という両国間で結ばれた「国際法」に基づいています。そして憲法第98条2項には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定されており、国際法は守らなければなりません。

しかし、同条1項には「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定しています。

安保条約と関連協定は、憲法の平和原則に違反するだけでなく、日本の対米従

属を示す「治外法権」といふべき内容を含み、基地周辺の地域と住民に多大な損害を与え続けています。

私たちは、安保条約とそれが引き起こしている現実について「憲法原則」に照らして検証し、明確な批判活動を続けなければなりません。

さらにまた、同条約の第10条に「この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」と規定していることも、あらためて確認しておくことにします。

★2 憲法「前文」の意義について

憲法学のなかで、憲法「前文」の意義についての論議があり、「単なる宣言であって、法的な力は無い」とする意見が一定の力を持っています。

これに対する反論は各種ありますが、私自身は「立憲主義の理念の上に立つて国家体制の基本を示し、主権者である国民の基本的な位置を明確にした、順守すべき原則的法制」と理解しています。

★3 「地方自治体政府」「地方政府」の存在
多くの人が「政府」という用語を「中央政府」としてのみ理解し、「地方自治

体政府」「地方政府」という言葉になじんでいない現実があります。この改善も、これからの課題です。

★4 他国籍住民の地方自治体における選挙権に関する最高裁の判決から他国籍住民の地方自治体における選挙権については、1995年2月に出された最高裁小法廷における判決があります。

この判決文は、現行地方自治法が、日本国籍を持たない他国籍住民に選挙権を与えていないことは「憲法違反」とは言えない、とした判決文を示した後に、(傍論として)次のように記しています。

「憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であつてその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至つたと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもつて、地方公共団体の長、その議会の議員

等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。」

★5 地方自治に対する固有権理解の重要性
地方自治の本質を「固有権」としてとらえることは、自然と人間社会の関係を科学的に認識するうえで、大きな意味を持っています。

いま国連が掲げている「持続可能な社会の実現——SDGs」の目標を達成しようとするなら、自然環境の地域的特性の重要性は明らかであり、その点からも「地方自治」を社会の根本的な原理として位置付けることが求められているのです。

★6 現行法制への継承

「市制町村制理由」に描かれた地方自治体の自立性や「法人格」などの原則は、現行地方自治の原則や規定として直結的に継承されています。

★7 明治憲法の評価について

大日本帝国憲法(明治憲法)を「絶対主義的君主制による独裁的國家の憲法」とする意見があり、一定の力を持っています。しかし私は「明治憲法は、立憲主義的君主制の性格を備えていた」と考えています。それを示す条文の一例をあげましょう。

「第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治

https://www.mod.go.jp/gsdf/event/fire_power/fire_power_29.html より

平成29年度富士総合火力演習 (ポスター)



権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ―天皇は国の元首であつて、国家を統治するためのすべての権力を握り、この憲法の条文が定める規定に基づいてそれらの権力を執行する。』

これ以外にも「明治憲法」は、「法律の範圍」という限定付きながら「居住権」「裁判を受ける権利」「信書の秘密」「言論・集会・結社の自由」「財産権」「請願権」その他の権利を保障していました。

しかし「明治憲法」には、大きな欠点もありました。「統帥権の独立―天皇ハ陸

海軍ヲ統帥ス」です。

これによって、軍の方針決定や行動などについて内閣が介入できず、軍事方針は天皇直裁体制の下で軍幹部が決定できることになりました。

これが「軍事最優先」の国家づくりを容易にし、米英・連合諸国との無謀な戦争に突入して、全土にわたる「戦争の惨禍」を引き起こす原因になったとも言えます。

私はこれらを含めて、明治憲法について研究・検討する際に、「天皇制を憲法

に基づく国家機関」とした美濃部達吉の「天皇機関説」について学ぶことが求められていると考えています。

この論稿は、日本平和委員会の機関誌『平和運動』の編集部からの依頼にこたえて執筆したものです(2023年9月号に掲載)。当然のことながら決められた字数がありましたので、「緑の風」への掲載に当たっては、地方自治研究の角度から書き加え、元原稿の倍近くになる論稿にしました。

ご意見をお待ちしています。

